

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第50号
2012. 3

目次

巻頭言

三月に思う～法整備支援の将来形に寄せて

神戸大学大学院国際協力研究科教授 金子 由芳…… 1

お知らせ

カンボジア民法適用！ …………… 5

追悼

一財団法人国際民商事法センター初代理事長・元検事総長 岡村泰孝先生 追悼一 …………… 8

小川法務大臣弔辞 法務大臣 小川 敏夫…… 9

笠間検事総長弔辞 検事総長 笠間 治雄…… 11

故岡村泰孝先生を偲んで

財団法人国際民商事法センター一理事長・元検事総長・弁護士 原田 明夫…… 13

日輪の如くに

大阪大学法科大学院教授・弁護士・財団法人国際民商事法センター学術評議員 池田 辰夫…… 15

包容力の人 岡村泰孝先生 国際協力部長 山下 輝年…… 17

国際研修

第10回カンボジア法曹養成支援研修 国際協力部教官 上坂 和央…… 21

第2回ラオス本邦研修一刑事訴訟法教材づくりの方向性は？ 国際協力部教官 中村 憲一…… 32

中国国家法官学院に対する研修 国際協力部教官 江藤美紀音…… 41

国際協力人材育成研修（第3回） 国際協力部教官 中村 憲一…… 47

活動報告

インドネシア裁判官人材育成強化共同研究

一インドネシア法に関する知見の整理と法整備支援における工夫例の紹介も兼ねて一
国際協力部教官 松川 充康…… 74

ネパール比較刑事法現地セミナー

一2011年ネパールシリーズ第3弾一 国際協力部教官 森永 太郎……107

国際協力の現場から

法整備支援こぼれ話 国際協力部長 山下 輝年……124

ベトナムに行ってきました 統括国際協力専門官 権瓶由佳里……140

ネパール比較刑事法現地セミナーこぼれ話 主任国際協力専門官 瀬井 宏之……144

書評

『法整備支援とは何か』 鮎京正訓（著） 国際協力部長 山下 輝年……149

掲載記事索引（46号～49号）……………154

～ 巻頭言 ～



三月に思う～法整備支援の将来形に寄せて

神戸大学大学院国際協力研究科教授

金子 由 芳

2011年3月11日、東日本大震災・津波が襲った直後から、自分のなかで何ものかがゴロツと音を立てて、変わったように思う。この一年、大学の研究・教育面では不要不急の業務を棚上げし、神戸大学都市安全研究センターを拠点とする学際的な震災調査・支援プラットフォームに加わり、災害法制に焦点を当てるべく心がけた。東日本の被災地を数回訪ねるかたわら、インドネシア（アチェ）、ニュージーランド（クライストチャーチ）、EU研究所などへ飛び、日本の災害応急・復興過程を既定する法制度のありようを国際的比較の視点で見つめようと努めた。日本の今が抱える測り知れない問題群を、解きほぐす端緒なりとも見つかるのではないかと考えた。私生活面ではボランティア元年となった。震災後2週間ほどは関西から送り出す支援物資の仕分けを手伝ったが、疑問を感じ、震災1カ月前後に被災地のボラ・センに登録し、ヘッドロ掻き出しや炊き出しに駆けつけることとなった。冬場は、趣味の琴・三弦をたずさえて、小学生の娘と親子デュオを組み、仮設住宅団地の集会所をサロン・コンサートで回った。被災地ではなぜか、私同様の年甲斐もない中高年ボランティアが溢れていて、果敢に力仕事に向かっておられる姿が目立つ。若者の姿はけっして多くない。じっさい私のゼミ生たちを誘ってみたが、若干名が1回だけ参加して終わった。単位修得や就職活動のほうが気になるようである。

そうしたなか、夏休み前に、東京の某ロースクールの学生たちが神戸の私の研究室へ訪ねてきて、「司法試験が終わったので合格発表までの手持ち無沙汰な時間を活用して、被災地での法律相談活動をやりたい。ついては被災地の弁護士さんから非弁活動と非難されないためのアドバイスが欲しい」のだという。少しばかり彼らの、上から目線が気になった。被災者の辛苦を知るために、まずは泥だらけのボランティア活動から始めてみてはどうか、被災者の心境を共有できる状態になってから相談活動に移っても遅くないはずだと、示唆してみた。しかしその後ほどなくして、あちこちの仮設住宅で法的相談に練り歩く、自称・法律家の卵たちのことが人々の口の端にのぼり始めたのである。

東北被災地の司法アクセスは、たしかに著しく限定されている。阪神淡路大震災時の神戸と比べれば、一目瞭然である。最近の法テラス法律事務所やひまわり法律事務所等の展開に拘らず、人口あたりの弁護士数は、東北被災地ではいまだ神戸の数分の1である。司法過疎は弁護士過疎の問題として語られがちだが、問題の本質は、裁判所機能の過疎であらう。たとえば岩手県沿岸被災地では、盛岡地裁の宮古支部（宮古・山田・岩泉・田野畑）で常勤の民事担当判事はおらず、釜石地域（釜石・大槌）や大船渡地域（大船渡・陸前高田・住田）ではそれぞれ百キロ以上離れた遠野支部（判事1名）や一関支部（判事

2名)に出向かねばならない。各地域の簡易裁判所には判事は1名、うち釜石では遠野の判事による兼務である。津波で車を流され、公共交通の便も途絶し、裁判所へ足を運ぼうにも便を欠く被災者の実情に鑑みれば、沿岸被災地の司法アクセスはゼロにも等しい。そうした現実のもとで、被災者が法律家に寄せる真のニーズがあるとすれば、それは通常の一方向代理型のプロボノ活動の範疇を超えて、そもそも裁判や調停といった裁判所が本来果たすべき中立的紛争解決機能そのものを代替する、文字通りの裁判外紛争解決制度(ADR)に他ならないと考えられる。

残念ながら、司法試験の結果待ちの法律家の卵たちに、そのようなニーズを任せることはできない。しかし筆者が震災以降インタビューした宮古・釜石・大船渡・遠野在の弁護士の方々も、中立公平な紛争解決を司ることは本来闘争的な弁護士の習性に合わないとする本音を異口同音に語っておられた。たとえ悪徳金融業者相手の過払い請求や、被災者支援制度の支給が滞る行政相手の圧力行使といった一方向代理では、正義感を奮い起こし立ち向かう余力があるとしても、「弁護士だって被災者なのです」と語るこれら被災地の法曹たちに、「司法過疎地における大震災」というまさしく極限状況における司法代替機能を押し付けることはできない。

ではいったい、他にどのような形で、ポスト大災害の被災者の法的ニーズに、関係者は報いていくことができるのだろうか。筆者はとくに被災者へのヒアリングのなかで、津波災害の特色ともいえるべき一つのテーマとして、復興計画の策定が遅れる間の、生業被災者の問題の深刻さを思い知らされるようになった。その構造は少し複雑である。第一に、現行の日本の被災者支援制度は、自助よりも公助に比重を置くものの、生命身体の応急救済の延長線上で住宅被災者の救済を対象と、生業被災への支援措置が不足する。被災者支援の基本法である1947年災害救助法はもっぱら狭義に運用され、阪神淡路大震災後

に被災者生活再建支援金制度が導入されたものの、これも配分対象は住宅全壊・半壊解体世帯であって、生業被災には及ばない。義援金配分も同じく住宅被災者に向かう。阪神淡路大震災のような都市型災害ではたしかにサラリーマンの住宅被災が主で、生業支援が重視されなかったとしても、今次災害の被災者は圧倒的比重で漁業・水産加工業・小規模商店といった零細事業者である。高台の住宅が流失を免れたために支援金・義援金は支給されないが、海浜に立地した生業設備を津波で流され、すべての所得源泉を失って窮地に立たされた被災者は、予想以上に多数にのぼるとみられる。筆者の試みたささやかなアンケート調査では3割がこのような生業被災者であったが、その多数は、残った家屋を意識的に解体する苦しい選択によって辛うじて支援金・義援金の受給資格を得て、食いつないでおられた。第二に、こうした生業被災者の多くは支援不足に苦しむのみならず、生業再建活動にストップをかけられたまま、1年余も無収入状態で待機を余儀なくされている事実である。阪神淡路大震災のような地震・火事災害では震災2か月で都市計画事業を固め、その該当地域では工事期間中の所得補償が開始し、非該当地域では元地での早期の再建活動が可能だった。しかし津波災害後の復興ではそのような自由は効かない。津波浸水地域の防災対策(高台移転・土盛り・堤防建設など)を含む土地利用が地区別の復興計画によって固められるまでは、元地での自由な生業再建は禁止ないし自粛を迫られざるを得ない(建築基準法39条ないし被災市街地復興特別措置法)。問題は、この復興計画の策定が(政治の混迷や事前復興計画の不在から)遅れに遅れていることである。津波災害の特殊性をいう声が随所で聞こえるが、しかしかつて北海道南西沖地震の奥尻島では震災3箇月で復興が動き出していたこととの対比で、1年経って復興の形も示されないこの現実には悲憤をもってしか語るができない。このような異様な遅れの間、生業をすべて流失しながら、その再建を停止・自粛さ

せられ、にも拘らず現行制度上の支援・補償の対象外とされた多くの生業被災者の問題が、今次災害の最大の問題として浮かび上がっている。

関係諸機関は、生業被災者問題に手を打ってこなかったわけではないが、ニーズと措置との乖離は歯がゆいばかりである。漁業者に関しては、夏場までにはようやく激甚災害法を介する補助金が流れ込むようになったが、しかしいかに漁業が復旧しても、それを加工し消費ルートへとつなぐ水産加工業や関連川下産業の復興なくしては、獲った魚を腐らせるだけで意味がない。二次・三次産業向けには、中小企業庁のグループ化補助金制度が新設され、政府系の特別融資制度や旧債務整理スキームも動き出したが、しょせん中堅企業向けの運用となり、再建可能性の見えない零細事業者は蚊帳の外である。そうしたなか注目されたのが、阪神淡路大震災時に有償措置として実施された仮設工場・仮設店舗が、今次災害では無償事業として導入された点だが、しかし様々な制度的障害に直面し、生業被災者の苛立ちは募った。またたとえこれら仮設施設で暫定的な営業再開が可能となっても、その営業はあくまで閉じられた被災地内部での再開なのであり、被災者が被災者の懐の支援金を当てにする世知辛い閉鎖経済である。

災害復興、ことに津波災害からの復興という危機を、他の諸国はどのように生き抜いてきたのだろうか。2004年スマトラ沖地震津波で被災したインドネシアのアチェ特別州をこのほど訪ね、学際的な国際災害学会に出席し、一つの示唆を得ることができた。アチェには数多の国際援助が流れ込み、これを取り込む才覚のあるなしで被災自治体は区々ばらばらの復興過程を歩み、これを統率せんと焦る中央政府が集権色を強め、それが被災自治体の行政力を鈍らせた。発災数年を経てドナーが立ち去っていった今、改めて自力の復興が課題となっている。いつ津波が再来してもおかしくない危険地域に、復興住宅が無計画に点在し、人々は何ごともなかったかのように

一時の建設バブルに踊ったが、いまや心に虚しい風が吹いている。ただし心強いことに、このようなバブルの間にも、新たな若い人材層がしっかりと育っていた。地元シャクアラ大学の若者たちは、地域に根ざし文化伝統を受け継ぎながらも、それぞれの専門性を活かして実践的な災害研究に取り組み、ドナーや NGO と渡りあえる語学力を駆使していた。工学や農林水産学の専門家たちに混じって、若い法律家たちの姿もあった。彼らは2007年に登場した災害管理基本法が掲げる地方分権路線を、いかに現実のものとしていくかを課題とし、小さな被災自治体を足で回って行政担当者や被災者の悩みに一つ一つ耳を傾けるところから出発し、地方条例の改革に対する提言をめざしていた。地元を愛し、地域に根ざした研究を深め、国際会議を誘致してその成果を世界へ発信していこうとする若者たち。彼らの澄んだ目に見惚れていると、東日本の若者達の姿が重なり、混迷のかなたに希望が見える気がした。筆者はさっそく彼らアチェの法律家らと連携し、近隣アジア諸国の研究者とのネットワークを築きながら、国際共同研究を進める約束をした。2012年度はこの共同研究の初年度である。具体的な成果が得られた暁には、その成果を還元する国際ワークショップやアジア太平洋地域での研修訓練プロジェクトに結びつけていく方向で関係者が話し合っており、ぜひ法務総合研究所国際協力部ほか関係機関にもご協力いただきたいと期待している。

東日本の被災地域には、アチェにおけるシャクアラ大学のような被災渦中の研究教育拠点が少ない。地域の中核的な大学は内陸部に位置し、温度差は否めず、被災地神戸から見ているともどかしい思いがする。おそらく域外から心ある法曹や研究者が通いつめて、地元の距離感を補っていく必要があるように思われる。たとえば私たちは上記の国際研究成果を、神戸大阪地域だけではなく、東日本被災地へ出張シンポジウムとして運んでいきたいと考えている。同じような思いで、被災地に足を運んでおられる法

曹・研究者は、じつは法整備支援関係者のなかに少なくない。2012年5月には京都の日本法社会学会年次大会で関係者のミニ・シンポジウムを企画している。なかには、奇しくも、スマトラ地震津波後に日本の法整備支援の一環として実施されたインドネシア民事和解・調停支援で活躍された先生方が、東日本被災地においてインドネシアでの経験を活かした巡回型メディエーションを実践しておられる姿もあり、宿命のようなものを感じさせられる。法整備支援のもたらす縁しである。日本からの支援が、のちに日本みずからの苦境を救う力となって戻ってくる感覚である。

思えば関東大震災後に裁判所付属型の調停制度が活用され、今日、その民事調停制度の成功経験がアジア諸国向けの法整備支援で伝えられようとし、アジア諸国はそれを慣習的な村落調停の現代化の文脈で受け入れつつ、公的な裁判手続への結びつけを模索している。そのようなアジア諸国の努力に学ぶべき点は、司法過疎に悩む東北被災地において少なくあるまい。上述のように復興計画が大きく遅れ、生業被災者が支援・補償を得られず長期の再建自粛を迫られる理不尽な現況のもと、民事紛争だけではなく行政紛争についても、アジアの代替的紛争解決制度の展開から学ぶべき点は多いに違いない。東日本大震災は、日本社会のあらゆる側面で内省を迫っているが、日本の法整備支援にとっても、与える側としての目線を超えて、与えつつ与えられる水平的な連携へと歩み出していくべく、貴重な内省機会をもたらしているように思われる。

～ お知らせ ～

カンボジア民法適用！



(2011年12月21日開催の民法適用記念式典)

昨年（2011年）12月21日、いよいよカンボジア民法が適用となりました¹。1999年3月、カンボジア司法省をカウンターパートとして、JICAの法制度整備支援プロジェクトが開始されて以降の、日本・カンボジア両国関係者の12年余りの心血を注いだ努力がようやく結実しましたので、その御報告をいたします。

全1305条に及ぶ民法の適用に至る道のりは、決して平坦なものではありませんでした。

1999年3月、いわゆる起草支援のプロジェクトが開始されると、日本国内に森嶋昭夫名古屋大学名誉教授を筆頭として研究者・実務家で構成された民法作業部会が設立され、カンボジア司法省に長期専門家が派遣されて支援が開始されました。カンボジアに根付く民法とすべく、遠回りのようでも、カンボジアの実情を調査し、カンボジア司法省のワーキンググループメンバーと意見交換しながら、1条1条、カンボジア側の意見を取り入れるという方針で起草作業が進められました。膨大な作業の結果、民法の

起草を遂げカンボジア側に引き渡されたのは、2003年3月のことでした²。

その後、待っていたのは立法化の作業でした。カンボジア司法省は、日本の内閣に相当する閣僚評議会での法案審議を経て、民法を国会に上程しました。日本側も、この立法化の作業を支えるべく、後継プロジェクト（フェーズ2）を継続し、引き続き、長期専門家の派遣や民法作業部会における支援がされました。根気強い立法化の作業を経て民法がカンボジア国会で成立したのは、2007年11月でした。

このように民法が成立したものの、さらに、民法の円滑な適用のためには種々の調整を図る必要があり、直ちには民法適用に至りませんでした³。その後、カンボジア司法省では、民法の適用に関する法律を制定することによって、これらの調整が図られる努力が続けられました。日本側も、2008年4月から、このプロジェクト・フェーズ3を開始して、カンボジア側の民法の適用に関する法律の起草支援を継続しました。

2011年5月、日本・カンボジア両国関係者の努力が実り、種々の調整規定を盛り込んだ民法の適用に関する法律がカンボジア国会で成立し、同月31日には、国王の審署を経て公布されました。同法律は、「民法は、この法律の適用の日から適用する。」（4条）及び「この法律は、全土において施行された日

¹ 適用に至った民法の条文については、JICAのウェブサイト (<http://www.jica.go.jp/project/cambodia/0701047/04/index.html>)、財団法人国際民商事法センターのウェブサイト (http://www.icclc.or.jp/equip_cambodia/index.html) で入手可能である。

² これに先立つ2002年10月、優先的に起草がされた重要分野についての民法草案が民事訴訟法草案とともにカンボジア側に引き渡され、カンボジア政府は、同月15、16日、記念セミナーを開催している。詳細については、ICD NEWS 第7号（2003年1月号）を御覧いただきたい。

³ 主な課題として、経過規定、公正証書等に関する規定、土地法など既存の法令の改廃に関する規定、民法が予定する不動産登記制度、法人登記制度、夫婦財産契約登記制度に関する規定が必要であった。

から6か月の期間普及した後に適用する。」(84条)と規定していることから、民法の適用は、同法律の適用と同日、つまり、2011年12月21日となったのです⁴。

民法適用を控えた2011年12月19日、日本から谷博之法務大臣政務官がカンボジア司法省を訪れ、アン・ヴォン・ワッタナー司法大臣に対して、民法適用につき、お祝いの言葉を申し上げます。司法大臣からは、今後について「民法の適用及び実施、普及が成功するよう努力したい。司法省を含め裁判官、検察官、弁護士らの人材育成が最優先課題である。」との意気込みが示されました。



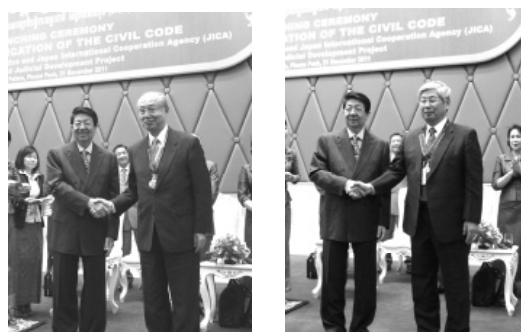
(谷政務官(左)とアン・ヴォン・ワッタナー司法大臣(右))

民法適用当日には、民法適用を記念して、JICAとカンボジア司法省が共同で民法適用記念式典を開催しました。カンボジア側からは、ソク・アン副首相

やアン・ヴォン・ワッタナー司法大臣、その他民法起草に関わった司法省次官等が出席し、日本側からもカンボジア日本大使館の黒木雅文特命全権大使や鈴木康次郎 JICA カンボジア事務所長等が出席したほか、日本の民法作業部会からは、森嶋先生、新美育文明治大学法学部教授が招かれました。式典において、黒木大使からは、民法適用に至ったことへのお祝いの言葉が述べられ、「新民法が、カンボジア国民に尊重され、カンボジアの法の支配を促進させることに貢献することを祈念しています。」と挨拶がありました。また、ソク・アン副首相から日本の民法作業部会の功勞に対して、森嶋先生や新美先生に勲章が授与されています⁵。



(民法適用記念式典でのソク・アン副首相)



(勲章を受けた 森嶋先生 (左の写真)
新美先生 (右の写真))

⁴ カンボジア憲法93条1項は、「国民議会によって採択された後上院を通過し、公布のために国王により審署された法律は、プノンペンにおいては審署の日から10日後に、全土においては審署の日から20日後に施行される。」(訳出につき、四本健二「カンボジア憲法論」勁草書房)と規定しており、2011年5月31日に審署された民法の適用に関する法律は、その20日後に施行され、更に6か月間の普及期間を経た同年12月21日が適用日となる。

こうして日本・カンボジア両国関係者の長年にわたる努力が結実し、2011年12月21日、民法の適用を迎えました。かねてから、カンボジアでは、法制

⁵ 式典の様子は、日本でもNHKニュースで放映された。

度・司法制度改革の中でも最重要の課題の一つとして民法の制定が上げられていました⁶。このたび民法が適用に至ったことは、カンボジアにとって新たな時代を迎える転機であることは間違いありません。また、日本にとっても、2012年3月には、現在実施中のプロジェクト（フェーズ3）が終わりを迎えます。プロジェクトの終わりに際し、民法の適用に至ったのは、日本のこれまでの支援にとっても大きな節目となりました。

民法適用後のカンボジアにとって、アン・ヴォン・ワッタナー司法大臣がおっしゃっていたように、民法を適切に適用する人材の育成が重要な課題です。折りしも2012年4月から、法律家の人材育成を中心的な活動とする JICA のプロジェクトが始まる予定です。民法が円滑に適用され、カンボジアの法の支配が促進されるためには、今後のカンボジア側の努力とともに日本の支援の重要性も増してくると思われます。これまでの関係者の方々の御尽力に心より敬意を表しますとともに、今後とも皆様の引き続きの御理解と御支援をよろしく願いいたします。

⁶ 2007年1月開催の第8回法整備支援連絡会でのアン・ヴォン・ワッタナー司法大臣の基調講演においても民法の重要性が強調されている。詳細については、ICD NEWS 第31号（2007年6月号）を参照いただきたい。

～ 追悼 ～



岡村 泰孝 先生 追悼

財団法人国際民商事法センター初代理事長
元検事総長

平成 23 年 12 月 22 日、岡村泰孝先生が御逝去されました(享年 82)。岡村先生は、長年にわたり検事として活躍し、あるいは、法務省の要職を歴任し、平成 3 年 12 月には次長検事に任命され、東京高等検察庁検事長を経て、平成 4 年 5 月から 1 年 6 か月余りにわたって検事総長を務め、法務・検察において法秩序の維持に貢献されました。退官後には、弁護士として御活躍されながら、法務省特別顧問、法制審議会委員に就任したほか、平成 8 年 4 月から平成 17 年 5 月まで 9 年余りの長きにわたり財団法人国際民商事法センター初代理事長として、アジア諸国に対する日本の法整備支援の発展に尽力されました。

去る平成 24 年 1 月 21 日に青山葬儀所にて本葬が執り行われましたが、法務大臣と検事総長の御厚意により、本葬における弔辞を掲載するとともに、故人に対する追悼文を掲載いたしました。

謹んで故人の御冥福をお祈りいたします。

岡村先生御略歴

昭和 4 年 6 月 13 日	大阪に生まれる
昭和 28 年 3 月	京都大学卒業 その後、司法修習生 (7 期)
昭和 30 年 4 月	検事任官 大阪, 高知, 徳島, 静岡 (浜松支部), 水戸, 東京, 函館各地方検察庁, 司法研修所 (教官), 東京高等検察庁に配属
昭和 54 年 4 月	東京地方検察庁刑事部長 その後, 特別捜査部長
昭和 56 年 12 月	那覇地方検察庁検事正 その後, 最高検察庁検事, 公安調査庁次長, 法務大臣官房長, 法務省刑事局長及び法務事務次官を歴任
平成 2 年 6 月	次長検事 その後, 東京高等検察庁検事長
平成 4 年 5 月	検事総長 (~平成 5 年 12 月)
平成 6 年 1 月	法務省特別顧問 (~平成 8 年 3 月)
平成 6 年 2 月	弁護士 (第一東京弁護士会所属)
平成 7 年 9 月	法制審議会委員 (~平成 11 年 8 月)
平成 8 年 4 月	財団理事長 (~平成 17 年 5 月)
平成 13 年 11 月	勲一等瑞宝章受章

追 悼

元検事総長 岡 村 泰 孝 先生

小川法務大臣弔辞

(平成 24 年 1 月 21 日葬儀にて)

元検事総長岡村泰孝先生の葬儀が執り行われるに当たり、謹んで哀悼の辞を申し述べます。

岡村先生は、昭和 27 年司法試験に合格され、検事に御任官後は、各地の地方検察庁の第一線で活躍され、さらに、那覇地方検察庁検事正、法務事務次官、次長検事、東京高等検察庁検事長等の要職を歴任された後、平成 4 年 5 月に検事総長に就任され、同 5 年 12 月に退官されました。

退官後は弁護士として活躍される一方、これらの豊富な法務検察での御経験を活かして、法務省特別顧問、法制審議会委員、財団法人国際民商事法センター理事長として、引き続き、法務行政に大きなお力添えをなされてこられました。

このような多年にわたる御業績により、平成 13 年 11 月に勲一等瑞宝章授与の榮に浴されましたが、その後も更に幅広い分野にわたって精力的に活動を続けられておりましたところ、去る 12 月 22 日、満 82 歳の生涯を終えられたのであります。

近年、国民の治安に対する関心は非常に高く、国民が安心して安全に暮らすことのできる社会を作り上げることは、法務・検察の大きな使命であります。

岡村先生は、38 年以上もの間、法務・検察の職務に携ってこられ、厳正公平・不偏不党の立場を堅持しつつ、法秩序の維持及び社会正義の実現に多大の貢献をなされました。また、先生は、検事総長在任中、中国の古典「大学」にある「苟（まこと）に日に新たに 日々に新たに また日に新たなり」という言葉を引用され、長年にわたり築き上げられた検察の良き伝統を継承しつつ、社会情勢の変化に即応してこれをさらに充実発展させ、国民の期待に応える検察を力強く推進すべきであるとの方針を示されました。さらに、検察が真相を解明し結論に至る過程において、人権に十分配慮しつつ、法と証拠に基づいて、事の是非を明らかにするとともに、罰すべきものは罰し、許すべきものは許すという基本理念の下、

血の通った検察権の行使が求められることを強調され、全国の検察を指導されました。

先生が長年にわたって示されてきたゆるぎない姿勢は、検察の使命を体現するものとして、国民の検察に対する信頼の確保に大いに寄与したのであります。

先生のこのような法務・検察に残された偉大なる御功績は、温容で誠実なお人柄とともに、永く後生に語り伝えられるものと確信しております。

永いお別れに際し、ここに先生の御遺徳を偲び、御功績を仰いで哀悼の意を表しますとともに、謹んで御冥福をお祈り申し上げ、私の弔辞といたします。

平成 24 年 1 月 21 日

法務大臣 小 川 敏 夫



追 悼

元検事総長 岡 村 泰 孝 先生

笠間検事総長弔辞

(平成 24 年 1 月 21 日葬儀にて)

元検事総長故岡村泰孝先生の御霊前に謹んで弔辞を捧げます。

先生は、昭和 4 年 6 月大阪で御出生、大阪高等学校を経て、同 28 年 3 月京都大学を御卒業されましたが、同大学在学中に司法試験第二次試験に合格されて同 30 年 4 月検事に任ぜられ、大阪、高知、水戸、東京地検等の検事として御活躍の後、東京地方検察庁刑事部長、同特別捜査部長、那覇地方検察庁検事正、最高検察庁検事、公安調査庁次長、法務大臣官房長、法務省刑事局長、法務事務次官、次長検事、東京高等検察庁検事長の要職を経て、平成 4 年 5 月検事総長に御就任になり、同 5 年 12 月御退官になりました。

先生は、これらの法務・検察の要職にあつて、高邁な御見識と豊富な御経験に基づき、終始、厳正公平・不偏不党の理念の下に検察の在るべき姿に意を用いられ、検察の果たすべき役割や適正な検察権の行使、あるいは検察体制の強化等に卓越した指導力を発揮されたほか、新たな時代の要請に対処するために必要な法改正等に積極的に対応されるなど法務行政の発展にも多大の貢献をされたのであります。

東京地方検察庁における特別捜査部検事、刑事部長、特別捜査部長等としての長きにわたる勤務の間には、いわゆる石油ヤミカルテル事件の捜査やロッキード事件の公判への対応を始めとして大規模汚職事件、重要経済事件の捜査・公判やその指揮指導に実力をいかんなく発揮されました。また、法務省における官房長、刑事局長、事務次官として勤務の間には、コンピューター関連犯罪等新たな課題に対処する必要等のための刑法等の一部改正の際、国会及び関係機関等との調整・折衝に精力的に対応され、地方組織の整理統廃合等の法務省における行政改革等を積極的に推進されるなど法務行政の発展向上に顕著な御功績を残されました。さらに、東京高等検察庁検事長御在任中は、いわゆる共和事件等の大規模汚

職事件や独占禁止法違反事件等の経済事犯について、更に検事総長御在任中は、衆目を集めたトリカブト殺人等事件、いわゆる東京佐川急便事件、元衆議院議員による巨額脱税事件、ゼネコン汚職事件等種々の特異重大事件について、それぞれ検察が国民の期待に応えて的確に検察権を行使するべく、常に冷静沈着、積極果敢な指揮指導を重ねられたのみならず、社会・経済諸情勢の変化に即応して検察がその使命を果たすための基盤となる様々な組織改革や職員に対する啓発・育成にも、高い見地から卓越した指導力を発揮されたのであります。

検事総長御退官後は、弁護士として御活躍になる一方で、法務省特別顧問、財団法人国際民商事法センター理事長として法務行政の円滑な運営のための指導に貢献されただけでなく、我が国の行うアジア諸国に対する法整備支援の充実と発展に尽力されるなど、国内外の多方面にわたって幅広い活動を続けられ、その間、平成13年11月には、多年にわたり法秩序の維持と法務行政の向上に貢献された御功績により、勲一等瑞宝章授与の栄に浴されました。

先生は、緻密かつ大胆、厳格なお仕事ぶりの反面、周りの人々を温かく包み込むような穏やかで暖かみのあるお人柄であられました。常に絶やされることのない穏やかな笑顔は、先生と職場を共にした私ども一人一人の胸に懐かしい思い出として残っております。

そのような先生が、まだまだお元気にご活躍され、私ども後輩に素晴らしい検察の先達としての範を示していただけるものと期待しておりましたのに、まさに突然御逝去されたことは、誠に痛恨の極みでありまして、哀惜の情、胸に迫るものを覚えます。

ここに、在りし日の先生の温容と優れた御業績を偲びつつ、謹んで哀悼の意を表し、心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族の御安泰を念じまして、弔辞といたします。

平成24年1月21日

検事総長 笠間 治 雄

故岡村泰孝先生を偲んで

財団法人国際民商事法センター理事長
元検事総長・弁護士 原田明夫

当財団特別顧問岡村泰孝さんのご逝去を悼み、心からお悔やみを申し上げるとともに、やすらかなご冥福をお祈りいたします。

故岡村泰孝先生は、検事として私の10年先輩に当たられ、検察の現場でも、また法務省における法務行政の中においても、長年にわたり数々の機会に直接・間接にご指導いただきましたことを心から懐かしく思い起こします。

検察の現場の決裁官としての先生は、部下検察官の捜査公判を常に沈着冷静に見守り、時に応じて必要な助言をしつつ、事案に即した最終処理に導いておられたことは誠に衆目の一致するところでした。私自身の経験でも、先生が東京地検特捜部長をして居られた30年も前のことですが、ある業務上横領告訴事件の捜査・処理にあたり、格別のご指導を頂いたことが印象的でした。

先生は、囲碁については法務検察部内で有数の腕前で、私も幾度となく4目程度置いて打って頂いたことが楽しい思い出です。先生の囲碁の打ち方は、まさに検察での仕事と同じく、緻密にして、堂々たる着実冷静なもので、下手に対しても決して無茶なこけおどしのような手を打たず、石の働きを楽しむ正攻法の打ち方でした。

岡村先生の検事・検事長・検事総長としてのご活躍ぶり、また、法務省の官房長、法務事務次官としての数々のご業績については周知のとおりです。

私は、先生が検事総長退官後、平成8年に設立された財団法人国際民商事法センターの初代理事長として約9年間お勤め頂いたご功績について申し上げ、後任の同センター理事長の立場で御礼申し上げたいと存じます。

法務省では、昭和37年刑事司法の分野で国連アジア極東犯罪防止研究所を設立し、アジア太平洋諸国における犯罪の予防と犯罪者の更生を図る目的で、刑事実務家を中心とする国際研修などを実施して、社会の発展を支える司法の実現を目指した国際協力を実践してきましたが、アジア諸国の経済社会の発展に伴い、民事・商事法の分野でも法整備への支援・協力が求められるに至りました。その経緯の中で、財界関係者からも、民間の協力を得て法整備支援等の国際貢献を図り、アジアの社会・経済の発展に寄与することが我が国としても必要であるとの認識が深まり、財団設立に至ったのですが、先生は、検事総長退官後、弁護士として社会秩序の適正な維持のために努められたほか、法務省特別顧問や法制審議会委員として法務省所管法律全般の立案に参画されるなど司法

全般にわたる見識を深められ、当財団の初代理事長に就任されました。

当財団は、先生の大所高所からのご指導を頂き、国際協力事業団（現在は国際協力機構）の無償援助実施の形で、法務省法務総合研究所国際協力部を始め、多くの法律実務家、大学の先生方の協力の下、ベトナム・カンボジアを始めとするアジア各国の法律実務家の研修・セミナーを実施するなど法整備支援事業を進め、多くの実績を作りました。また、経済発展を進める中国との間では、同財団は独自の事業として、中国国務院国家発展改革委員会との共催で、日中民商事法セミナーを財団設立後間もなく開始し、このセミナーは現在も年1回相互に開催して引き継がれ、日中の政府のみならず、民間企業・学者等の間でお互いに民商事法に関する理解と認識を深めるものとして高く評価されています。私は、先生が多くの関係者の協力によって始められたアジア諸国との間における「法の作用」に関する相互理解と尊重の実践が、アジアでの平和とそのための「法の支配」の実現にとって、将来益々誠に重要となる協働作業であることを覚えて、先生のご遺志を受け継ぎ、今後とも多くの関係者と共に努力いたしたいと念願しています。

先生は、お身体の不調を克服され、次第に体力も回復され、間もなく再びご温顔に接することが出来るものと楽しみに期待申し上げていました。突然のご訃報に接し、奥様を始め、御遺族の皆様のお悲しみはひとしおと存じます。

最後に、改めて心から先生のご冥福をお祈りいたします。

日輪の如くに

大阪大学法科大学院教授・弁護士
財団法人国際民商事法センター学術評議員
池田辰夫

元検事総長岡村泰孝先生は、平成23年12月22日享年82歳でご逝去なさいました。あまりにも突然のことで、信じられない思いでした。

先生は、「おひさま」そのものでした。圧倒的な輝き、含羞の美のこもった笑顔で、司法の世界を明るく温かく照らしてくださいました。孝悌の徳を備えられ、穏やかな光寿の慈しみを私どもにふりそそがれました。

岡村泰孝先生と初めてお会いしたのは、たしか赤坂にあります財団法人国際民商事法センター本部でした。先生はその初代の理事長でした。財団設立間もない頃です。立ち上がったばかりの財団としては、相応の役回りや組織としての認知に向けて、法務省を始めとした関係諸機関との間で、気の遠くなるほど多くの調整を必要とした時期でした。それらを精力的にこなしていかなければなりません。先生はそれでもいつもにこやかでした。本部は凜とした無駄のない空間で、その中ほどにある応接スペースに腰をおろされ、「いいんじゃないですか。やりましょう。」とってくださいました。とても朗らかに前向きに背中をぽんと押された感触が今も鮮烈に残っております。その頃の事務局は金子さんや相澤さんで、法務省赤煉瓦庁舎の一角で財団設立準備作業の時期から頑張っておられました。

ほどなく私は、法務省側から名前が挙がり、与党側（当時）推薦の参考人として衆議院法務委員会に呼ばれました。生まれて初めて議事堂の中に入りました。平成11年3月です。まだ、国際協力部は立ち上がっていません。そこで、そうした組織の必要性を含め、日本という国の進むべき道として、アジア諸国への法整備支援の意味合いを取り上げ、支援活動の拡充を強調しました。その後、関係各方面の深いご理解と真摯な積み重ねを経て、アジア諸国への法整備支援の司令塔ともいべき国の組織も、ようやくにして法務総合研究所に国際協力部として正式に産声を上げることになりました。平成13年4月のことでした。財団設立からは5年後ということになります。立ち上げ前には、鳥本さん（現、岐阜地方検察庁検事正）や榊原さん（現、旭川地方検察庁検事正）が頑張っておられた時期です。山下さん（現、国際協力部長）や野口さん（現、カンボジア特別法廷最高審裁判部判事）ともその頃でした。そのほか多くの志をお持ちの法務総合研究所所長を始めとする諸先輩がおられました。当時、元法務大臣・故三ヶ月章先生は財団特別顧問であられ、本当に多くのご縁を得ることができました。

平成 11 年秋には、第 16 回ローエイシア・ソウル大会に先生ご夫妻とご一緒させていただきました。財団事務局の相澤さんに万端のお世話を頂くなか、南大門そばにあった旧朝鮮総督府は取り壊され、当時は広場のようになっていますが、直ぐ近くにある博物館や南山山頂のテレビ塔などを見学しました。博物館にはさまざまな宝物などが陳列されているほか、旧朝鮮総督府と周辺市街地の模型が展示されていて、洋画家でもあるご令室様が子どもの頃、近くに住まわれておられたことなど懐かしく当時のご様子をお話しされて、先生も聞き入っておられたお姿など、昨日のように思い出されます。私ども夫婦も先生ご夫妻のあたたかいお人柄に触れ、とても楽しい時間を過ごさせていただきました。

小雪が舞う本葬の際には、先生のにこやかなご遺影に最期のお別れを申し上げました。財団理事長の原田明夫先生にもご挨拶でき、また葬儀委員長を務められた笠間治雄検事総長ほかの皆様ともあらたな面識を得ることができました。

岡村泰孝先生、先生は私どもの心の中に永遠の存在として、今後とも法のあるべき姿についてさらにメッセージを発信し続けてくださるものと信じております。心からのご冥福をお祈り申し上げます。今後とも、末永く私どもの法整備支援活動を見守っていただきますようお願い申し上げます。

謹んでこの一文を先生の御霊（みたま）に捧げる次第です。

合掌

包容力の人 岡村泰孝先生

法務総合研究所

国際協力部長 山下輝年

イメージは一つ

日本の法整備支援で本格的な起草型支援は、カンボジアの民法・民事訴訟法に関するものです。そのカンボジア民法は2011年12月21日によりやく施行（彼の国では「適用」となりましたが、実に開始から12年を要しました（民事訴訟法は2007年から施行済み）。奇しくも施行日は私の誕生日であり、今後は毎年忘れずに祝うことができる・・・そう思っていた矢先、12月23日の天皇誕生日のことです。「12月22日に岡村泰孝先生が亡くなった」との訃報に接し、正に絶句しました。

私にとっての岡村先生は、法務検察時代と財団時代の二つ側面があります。財団というのは、民間の立場から法整備支援にかかわっている財団法人国際民商事法センター（ICCLC）であり、その理事長としての面です。今は原田明夫理事長ですから、初代理事長というべきかもしれませんが、当時知り合った関係上、「理事長」のほうがりっくりきます。特にカンボジア法整備支援は、財団の幹部はもちろん事務局のサポートなしには成し得なかったものです。この点については拙稿「唇歯輔車の関係～器を整える～」(本誌38号23頁以下)を参照してください。カンボジア民法・民事訴訟法の施行日を見届けるようにして逝去されたことには、やはり因縁を感じざるを得ません。

次の写真は、そのカンボジアのアン・ヴォン・ワッタナー司法大臣が来日し、ちょうどICCLCの10周年記念で一緒したときの写真です。一番左が岡村先生ですが、故三ヶ月章先生、原田理事長、星野英一先生ともども談笑されているときに写したスナップ写真であり、今となっては、非常に貴重な写真です。



2007年1月 ICCLC 創立10周年記念にて

次に、検察関係で言えば、任官年次が29年も違い、私が生まれる前から検事生活を始めておられます。したがって、初めてお会いしたときには、既に法務省の刑事局長であり、その後に法務事務次官、そして検事総長へとなられました。当然、私が検察現場にいる頃は会う機会が減多にないわけで、財団理事長としてのほうが身近に接する機会が多かったです。実は、この4月で私が検事生活29年目に入りますので、時の流れを感じるというものです。

法務検察の外部の方々から見ると、法務検察と財団理事長という二つの面というのは、相当な違いがあると思われることでしょう。しかし、いずれの立場においても、岡村先生の人物像、イメージは一つです。それは、寛容の精神というか、トップに立つものとして、大きな、そして広い心で人を包み込み、皆に気持ちよく仕事をさせるというものです。私が直接経験した出来事を通して、その一端を御紹介いたします。

初会話は年休取得問題

初めてお会いしたのは、検事任官後3年目、1988年2月の検事一般研修のときだったと記憶していま

す。当時、岡村先生は法務省刑事局長でした。研修では、時間外に懇親会が立食で開かれるのですが、その席上でビールを飲みながら話す機会がありました。話題は、年次休暇の取得の話です。研修のカリキュラムの中でも、講義だったか座談会形式だったか、年次休暇取得の促進が語られていたのです。

当時は、土曜日半ドンであり（完全週休2日制は1992年5月から）、年休は10日を限度としてしか翌年に繰り越せなかった時代です（現在は20日繰り越し可）。年休取得が進まないと、翌年は30日の年次休暇があることとなります。検察の仕事が忙しいためか、それとも仕事の効率が悪いのか、はたまた休暇を取るのが憚られる組織文化であったのか、現実には年休取得が進まなかったのです。私自身はというと、実は検事2年目の1985年8月に連続3週間の休暇を取ったことがあります。日曜日はカウントされませんので、年次休暇にして16.5日です。今でこそ連続2週間の年休は珍しくはありませんが、当時の上司としては、よく許してくれたものだと思います。もちろん、1～2年先輩からは奇異の目で見られました。

そこで思いついたのは、当時は7月8日が夏季休暇期間であり、その8週間に検事や職員全員が年休を取ろうとするから無理が生じて休みも短くなる。これを1年間を通して自らが休める時期に分散させれば、皆それなりに年休取得が進むのではないかということです。特に、学齢期の子供がいない職員にとっては、盆暮れ正月・ゴールデンウィークをはずして休んだほうが何をしても安上がりでもあります。1年は52週あるわけですから、部署ごとに17人～26人以内なら、仮に一人連続2～3週間休んだとしても誰かがカバーでき、互いに負担なく回せるという発想です。

その懇親会の席で、立ちながら、このアイデアを岡村刑事局長（当時）に手短かに、しかし少しは熱を入れて話したのです。岡村刑事局長は、グラスを手にしながらか、少し背を丸めた感じで（私の身長が

低いためであろうが）、「うん、うん、なるほど」と頷きながら聞いてくれました。そして、「それは良いアイデアだね。しかし、頭の中では上手くいっても、現実にはね、ある一人が長期間休むと仕事が回らない部署もあるのでね、全国的にそういうことができるかという、結構、難しいところがあるので・・・」と答えてくれました。その話し方は、ゆっくりと噛んで含めるように話す感じであり、声も低いほうでしたので、聞いていて落ち着きのあるというか、安心感を与えるものでした。私が「そういうものですか」と呟くと、続けて、「でも、山下君は、ある意味で幸運だったかもしれない。連続で休める環境にあっても、上司の理解がないと取りにくいからね。そういう上司は増えていくと思うけど」とフォローしたのです。まるで当然のようにアイデアを語る私に対して、良い職場環境にあることにも気付くように、ということを伝えなかったのだろうと思います。全国を見渡さなければいけない立場で、個々の上司や職場環境、そして目の前の検事個人をも包み込む配慮を感じたものでした。

その後、二十数年間、法務検察の中で過ごしていますが、今でも夏季休暇期間中に（今は7月～9月）年休取得が集中することは変わりはないものの、連続の年休取得は珍しくなくなり、多くの上司が年休取得を奨励し実践しています。そして、同じようなアイデアを話してみるのですが、岡村先生のような回答をした先輩・後輩・同僚にはお目にかかっていません。それは検察現場でも年休取得が進んだからだと思いたいところです。

フィリピン研修生への推薦状（財団理事長として）

2000年4月から法整備支援に携わった際、ICCLCの理事長が、岡村元検事総長であることを知りました。元検事総長と言えば、現場の検事からすれば、まず会うことがないのです。しかし、先ほどの年休の話をしたときの印象からして、近寄り難いという印象はありませんでした。当時は、まだ法整備支援

が始まって数年経過した程度であり、アジアから来日する研修生を囲んでの懇親会が必ずと言っていいほど、日程に組み込まれていました。そのようなときも、にこやかに、そして気さくに研修生に話しかけて談笑しておられたのです。当然、「元検事総長」と紹介されますので、研修生としては、光栄に感じている様子でした。もちろん、研修運営側の私たち職員にも「御苦勞さまですね」と、ねぎらってくださいました。

岡村理事長としてのエピソードと言えば、フィリピン研修を即座に思い出します。当時、JICA の ODA 事業だけではなく、他のファンドを使って法整備支援に貢献できないかということを探索していました。

私の前任者の野口元郎検事が、ちょうど2000年3月からアジア開発銀行（ADB）に出向しており、彼も法務総合研究所のために、その道を探してくれていたのです。彼は、今、カンボジアのクメールルージュ裁判の上級審判事を務めています。その彼から ADB 予算でフィリピン裁判官・書記官の研修プログラムを日本でやらないかという話が持ち込まれました。2001年初頭の話です。そこで ICCLC の協力を得て、実施することになり、2002年6月に3週間のプログラムを組んだのです。最高裁判所判事などの裁判官が中心であり、中には地裁の経験豊富な書記官もいました。全部英語の研修でしたが、田中嘉寿子教官の獅子奮迅の活躍で、無事に終え、大変ではありましたが、根っから陽気なフィリピン人気質のお陰で、愉快的気分にもなったものです。

それから2年後の2004年、私が国際協力部から東京地検に勤務していた時のことです。フィリピン研修員の一人から相談が舞い込みました。これも田中検事（当時は東京地検検事）を通じてなされたものでした。その研修員は Ms. Lelu P Contreras（ルル・P・コントレラス）さんで、ADB フィリピン研修当時はイリガ州裁判所書記官でした。ルルさんが日本で研究したくて本国で申し込んでいるが、「推薦

状を出してもらえないか。選考には推薦状が必要である」という相談でした。彼女は、確かに優秀であり、レポート作成にも貢献していたのですが、法務省や法務総合研究所、あるいは国際協力部が推薦状を出すことは考えられないのが実情です。しかし、過去の研修員に何もしてあげられないのでは鼎の軽重が問われると思い、ICCLC に相談することにしました。

もちろん、岡村理事長に推薦していただくわけです。フィリピン研修員の一人一人を覚えているはずがありません。そこで、当時の研修員名簿とレポートなど資料を準備して ICCLC の事務所を訪ね、岡村理事長にお会いして、応接ソファで対面して説明し始めました。資料を出して詳しく説明しようとする、岡村理事長が「ADB 研修で参加した人なんでしょう？ 問題のない人なんでしょう？」と言われるので、私が「はい、優秀な人でした」と答えると、「そういうことなら推薦状を書きましょう。いわば卒業生ですから、こういうときにでもお役に立たないとね」と仰ったのです。まさに二つ返事で承諾してくださり、これでルルさんの日本での研究は確実だと思いました。何しろ、推薦者としての略歴も書くわけで、日本の元検事総長という肩書ですから。その後、私たちのほうで推薦状の起案をし、再び岡村理事長を尋ね、署名をいただきました。岡村理事長が笑顔で手渡してくださったときには、心の底からの感謝でいっぱいでした。しかし、その瞬間から、元検事総長の推薦であるからこそ、重要な意味があると思うと、私自身としては「ルルさんが不合格になったらどうしようか」という一抹の不安がよぎったのです。それを見透かしたのか、「何事も楽観は禁物だけど、上手くいくといいね」と一言、声を掛けてくださいました。

それからは「上手くいく、上手くいかないわけがない」と自分に言い聞かせて、ルルさんに推薦状を送りました。その後、無事に合格して来日し、研究を終え、本国に戻った後には裁判官になったのです。

ルルさんは、2005年になって来日し、その年の10月6日に岡村理事長を尋ねて御礼申し上げたのは言うまでもありません、その際には、昼食をご一緒したと聞いています。

このように、岡村理事長は、いつも研修員や教官に限らず、周囲の人に広く大きな気持ちで接してくださいました。一時、体調を崩され手術をしたこともあり、その後は体力的にも大変だったと思いますが、その姿勢は、全く変わることはなかったのです。

青山葬儀所でお別れ

2012年1月21日(土)、冷たい雨が降る中で正午から、笠間検事総長が葬儀実行委員長となって、岡村先生の葬儀が厳かに、そしてしめやかに行われました。葬儀場には、テノールの貴公子・秋川雅史の「千の風になって」が流れる中、正面には満面の笑みを湛えた岡村先生の大きな写真がありました。胸に秋霜烈日の検察官バッジが目につきましたので、現役時代のものでしょう。そして、その下には、勲一等瑞宝章の表彰状と勲章、野田佳彦内閣総理大臣名義の正三位に叙する旨の「位記」、そして「天皇陛下」の表示がなされた供物台には「祭糝料」（さいしりょう）が飾られていたのです。祭糝料とは、本来は神前に捧げる供え物ですが、明治時代に天皇が葬儀の際に金員を下賜するようになり、戦後は勲位一等や文化勲章受賞者の際に下賜しているということです。この光景を目の当たりにした瞬間、改めてその偉大さに感銘を受けました。それは同時に、我々や海外研修生とも気軽に接して下さったことに対する感銘でもあります。

お世話になった一人として、岡村先生の御逝去は残念至極ではありますが、カンボジア民法施行を見届けて安らかに永眠されたことと思います。いつも周囲の人を包み込むような優しさを忘れることはありませんし、カンボジア民法の施行日(12月21日)、岡村先生の命日(12月22日)、天皇誕生日(12月23日)は、忘れ得ぬ時期となることを記しまして、

ここに改めて御冥福をお祈り申し上げます。

(2012年1月23日記)

岡村理事長時代の追憶



1998年1月 ベトナム司法省(ハノイ)にて



2000年11月 ラオス研修員一行と



2000年11月ラオス国会法務委員会委員長ケユーン氏と

～ 国際研修 ～

第10回カンボジア法曹養成支援研修

国際協力部教官

上 坂 和 央

1 はじめに

2011年10月3日(月)から同月7日(金)まで、第10回カンボジア法曹養成支援研修を行った(日程の詳細は、文末の日程表のとおり)。

研修員は、カンボジア王立裁判官・検察官養成校(RSJP=Royal School for Judges and Prosecutors)の第5期「教官候補生」である裁判官7名である(詳細は、文末の研修員名簿のとおり)。

本稿は、同研修の実施状況について報告するものである。

2 本研修の位置付けについて

日本は、カンボジアから民法及び民事訴訟法の起草支援の要請を受け、1999年3月から、カンボジア司法省をカウンターパートとする法整備支援プロジェクト(JICAの「カンボジア法制度整備プロジェクト(フェーズ1)」)を開始した。日本側では、民法作業部会、民事訴訟法作業部会を立ち上げ、カンボジア側と協議しながら民法及び民事訴訟法の起草を支援し、2003年3月には、両法の起草を遂げてカンボジア司法省に手渡した。その後現在まで、立法化支援、関連法令起草や普及支援としてプロジェクトを続けていた(「カンボジア法制度整備プロジェクト(フェーズ2)及び(フェーズ3)」)が、一連のプロジェクトは、2012年3月に終了する。

これら司法省をカウンターパートとした支援の傍ら、民法や民事訴訟法を運用する法曹の養成が必要となり、2005年11月から、裁判官及び検察官を養成するRSJPに対する支援プロジェクトを開始した

(JICAの「カンボジア王立裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト」)。

このプロジェクトでは、カリキュラムの策定や教官の確保といった学校運営等の改善について支援がされた。その一環として、カリキュラムには、実務と教育現場の架け橋として模擬裁判が活用されることとなり、また、教官の不足を補完するため、RSJP卒業生である裁判官から選抜された教官候補生の育成が図られることとなった。

模擬裁判の指導に当たる教官候補生の経験や知識の不足を補う必要があったことから、これら教官候補生を日本に招き、本邦研修を実施してきた。過去の模擬裁判の指導役となる教官候補生を対象とする本邦研修は、第3回本邦研修(2007年7月)、第4回本邦研修(2008年10月)、第6回本邦研修(2009年10月)及び第8回本邦研修(2010年10月)の4回である¹。今回の研修もこれらの研修と同様の趣旨で実施したものである。

3 本研修のカリキュラムについて

本研修のカリキュラムは、主として「民事模擬裁判」であり、その他、「裁判所見学」、「民法演習」などを実施した。

4 「民事模擬裁判」の記録及び準備等について

既述のとおり、民事模擬裁判の実施は、本研修で

¹ それぞれの詳細については、本誌バックナンバーICD NEWS33号(2007.12)、38号(2009.3)、42号(2010.3)、46号(2011.3)を参照されたい。

5度目となり、今回が本プロジェクト最後の民事模擬裁判の実施となる。

(1) 模擬記録の作成について

過去の民事模擬裁判は、いずれも日本の記録を基に日本側が模擬記録を作成していたが、今回も日本側で模擬記録を作成した。その理由は、カンボジアでの裁判の記録化や保管が十分でなく、題材となり得る記録を探すことが困難であるという事実上の制約があることに加え、そもそも民法が適用に至っていないため、新民法を前提とした記録が存在しないという根本的な問題もあり、現時点では日本の記録を基に日本側が模擬記録を作成せざるを得ないからである。

もっとも、今回の記録作成においては、過去の研修で使用した記録の改変という手法を採ることとした。具体的には、既にこれまでに作成された模擬記録のうちの一つについて、被告数を減らすなどして事案を簡略化した²。これにより、実体法上の問題点を減らし、民事訴訟法にのっとった適正手続による訴訟進行を試みるということに専念できる記録を目指した。

(2) 事案の概要について

事案は、店舗の賃貸借契約の解除に基づく店舗の明渡請求等の事案である。

原告は、被告に対し、プノンペン市内に所有する店舗を賃貸したところ、被告が無断改装をしたとし

て、被告に対し、賃貸借契約を解除して店舗の明渡請求をしたものである。

被告は抗弁として、①「契約時の明示の承諾」と②「契約後の黙示の承諾」を主張した。具体的には、①「契約時の明示の承諾」について、被告は、契約前から原告に対し、「本件店舗を改装した上で飲食店を経営する。」旨告げて原告から承諾を得ていた、とするものである。また、②「契約後の黙示の承諾」について、原告は、店舗を訪れて改装につき認識しつつも、何ら異議を述べず、その後約5か月間にわたって賃料を受領し続けたことは、改装につき、黙示に承諾したものである、とするものである。

本件では、前提事実等に争いはなく、他に主張もないため、争点は、専らこの2点となる。

この争点に関する主要な事実や証拠は、次のとおりである。

①「契約時の明示の承諾」について

ア 契約前の原告と被告のやり取り

- ・ 原告本人の言い分「被告から『少し模様替える』旨を言われて拒否はしていないが、改装について明確な話題となっていない。」
- ・ 被告本人の言い分「契約時に原告に対し、『本件店舗を改装した上で飲食店を経営する。』旨告げて原告から承諾を得ていた。」

イ 賃貸借契約書の記載

- ・ 賃貸借契約書「第6条 賃借人は、賃貸人の承諾なしに本件店舗を改造等してはならない。」及び「第13条（特約事項） 賃借人が本件店舗にかかる費用はどんなにかかったとしても全額賃借人の負担とする。」

②「契約後の黙示の承諾」について

ウ 改装を認識した以降の原告の行動

- ・ 被告本人の言い分「原告が店舗を訪れて改装を認識した翌日に電話を受けたが、改装についての苦情はなかった。」
- ・ 証人（被告側証人・被告の従業員であり、本件店舗マネージャー）の言い分「(被告と同様)」

² 過去に作成された模擬記録は次のとおりである。

① 貸金返還請求事案

(原告ルツ・サコル, 2005年作成)

② 貸金返還請求事案

(原告キエウ・アート, 2007年作成)

③ 賃貸借契約解除に基づく建物明渡等請求事案

(原告ソック・サムバット, 2008年作成)

④ 所有権に基づく動産引渡請求事案

(原告サリカ, 2009年作成)

⑤ 売買算代金請求事案

(原告ソヴァン, 2010年作成)

今回は、このうち③について、事案を簡素化した。

- ・ 賃料受領事実 原告は、改装を認識した後、約5か月間にわたって賃料受領し続けている。

本件では、弁論準備手続や口頭弁論手続において、上記争点に沿って主張や証拠を整理し、各証拠や事実を法廷で顕出し、適切にその評価を行うことがポイントとなる事案であった。

(3) 配役及び事前準備について

研修員のみで模擬裁判の指導が可能となるよう配役はすべて研修員に割り振ることとした。

配役としては、裁判官3名、当事者側4名(原告、原告代理人、被告及び被告代理人)及び証人1名の合計8名を要する事案であるのに対し、研修員が7名であるため、裁判官3名(うち証人1名兼任)、当事者側4名と事前に配役を割り振った。

また、研修のために来日する以前に、模擬裁判用記録を配布し、配役に沿って弁論準備及び口頭弁論手続を実施できるよう事前準備を依頼しておいた

(従前の研修と同様に、各人証の言い分については、それぞれ担当の人証役にのみ配布し、各代理人は、打合わせをすることで言い分を把握するように指示した³)。

(4) 日本側の参加者

日本側からは、磯川剛志弁護士(カンボジア法曹養成アドバイザーグループ委員)、磯井美葉弁護士(JICA 専門員)、西村恵三子長期専門家、当部松川充康教官、高木博巳裁判官(当部で研修中)及び筆者が講評役として参加した。

³ 証人についても、事前の打合わせで対応するものである。カンボジアでは、民事法制度や運用の多くの面において、フランスの影響を色濃く残しており、フランスでは、証人との事前の打合わせは禁止されている(山下郁夫判事ほか「フランスにおける民事訴訟の運営」法曹会・111 ページ等参照)。しかしながら、この点は以前からフランスと異なる取扱いがされているようであり、研修員によると、カンボジアの実務でも、請求側代理人が証人と接触してあらかじめ打合わせをすることは差し支えないとのことであった。

5 「民事模擬裁判」の実施について

「民事模擬裁判」については、全般を通じて民事訴訟法にのっとった訴訟進行がされた⁴。



個別の手続の実施状況は次のとおりである。

(1) 弁論準備手続

カンボジアでは、口頭弁論に先立ち弁論準備手続を開き(民事訴訟法80条1項)、事実の主張や証拠の提出、争点整理等を実施することとされている。また、弁論準備手続の冒頭に和解を試みることとされている(民事訴訟法104条)。模擬裁判でも民事訴訟法にのっとった弁論準備手続が実施された。

冒頭では、裁判長から和解の勧誘がなされたが当事者に譲歩はなく、和解は成立せずに後の手続に進んだ。大前提として、模擬裁判であって和解する余地はない状況にはあるが、裁判長が形式的に「和解の意思はあるか」と聞くにとどまっていた。後に研修員に意見を聞くと、「一方当事者に肩入れしているように受け取られかねない。」という意識をもっている研修員もあり、それが積極的に和解を勧めない理由となっている可能性もあるので、記憶にとどめておきたい。

当事者による事実の主張は、訴状、答弁書、準備書面を全文朗読する形によってなされた。通訳を介しながらとはいえ、2時間以上にわたって書面の朗読が続いた。

⁴ 今回の研修員は、いずれもRSJP4期卒業生であるが、彼らは、2007年7月に民事訴訟法が適用された後の2008年5月にRSJPに入学している。民事訴訟法が所与の法として存在した初めての期であることも影響しているのかもしれない。

日本側の感覚からは、関係者全員があらかじめ主張書面に目を通せば、必ずしも弁論準備手続で主張書面全部を朗読する必要はないと思われる⁵が、他方で、研修員からは、代理人がついている割合は低く、代理人がついていても書面での主張はまれであるとの報告や「書面を提出していても必ずしも読んでいるか不安もある。」との声もあり、一概に日本の運用を踏襲すべきとは言えない状況にある。

書証の取調べや人証の採用、取調べ順序の決定などにおいても、おおむねきちんと手続が踏まれていた。過去の同様の研修では、これらの形式的な手続の履践について問題が指摘されている⁶が、今回の模擬裁判では、おおむね問題のない状態であったのは、大きな進歩であろう。

弁論準備手続の大きな目的の一つである争点整理に関しては、賃貸借契約の成立や改装事実自体には争いがなく整理した上で、争点は改装についての原告の承諾の有無であると整理された。一定の整理がされたと言えるが、前述のとおり、本件では事実経過としても別事実である2種類の承諾（「契約時の明示の承諾」「契約後の黙示の承諾」。その間には約4年の隔りがある。）があり、当事者も両者を分けて主張しているため、若干整理不足との印象を受けた。講評でも同様の意見が出されている。

弁論準備手続で人証の取調べ順序が、「証人→原告本人→被告本人」との順番と決定された。なお、証人との関係では、争点の②「契約後の黙示の承諾」に関係する「原告が本件店舗を訪れ、改装事実を認識したときに異議を述べなかったこと」などが主な立証事実となるはずであるが、このような点に着目して採用する様子は見られなかった。同様に書証においても賃貸借契約書が争点の判断で極めて重要な位置付けを持つはずであるが、弁論準備手続ではこ

の点に明示的に触れる議論はなかった。争点を単に「承諾の有無」とし、その時期、黙示・明示の別、具体的にどのような事実をもって承諾を根拠付ける事実とするのかなどを議論していないことに照らしても、争点となっている法的な要件・効果に着目して主張を整理するという視点が弱いと感じられた。後述のとおり、後の判決でも同じことがいえよう。

(2) 口頭弁論

口頭弁論の冒頭で、再度、裁判長から和解の試みがなされた。裁判長役（裁判官グループ3名が交替で担当）の研修員から、原告側に対して、「賃料の値上げにより譲歩できないか。」と和解の具体的な方向性を示すなどしており、裁判官としての実務感覚が定着していると感じられた。

口頭弁論では、弁論準備手続の結果の陳述を要する（民事訴訟法第116条1項）ところ、裁判長が原告代理人に対してその実施を命じ、原告代理人は、主張書面の主張とその認否について形式的に朗読していった。この手続の趣旨に照らすと、事件の概要や、当事者の主張の要旨、特に争点は何か、証拠方法と争点との関連について要領よく陳述することが求められている（民事訴訟法逐条解説）が、今後は、単に形式的な手続の履践にとどまらず、このような法の趣旨に照らした運用をするといった意識が必要になろう。もっとも、一部研修員は既にそのような発想に立っており、裁判長役の研修員からは、「何が争点か、どのような証拠を取り調べるのか、判決を出すために重要となる争点について整理した陳述をされたい。」旨の指揮がされていた。

尋問手続は、弁論準備手続で決定されていたとおり、証人（被告側証人。被告の従業員で本件店舗マネージャー）、原告本人、被告本人の順で実施された。また、カンボジア民事訴訟法では、原則として、尋問する順は、「裁判長→請求当事者→反対当事者」の順とされ、裁判所が適当と認めるときにその順を変更することができる（民事訴訟法第

⁵ なお、過去の研修でも同様に書面の全文朗読がされ、日本側から要旨で足りるのではないかといた疑問が出されている。

⁶ 近時では、第6回本邦研修、第8回本邦研修など。

138条第5項、第6項)が、代理人のついている事案であり、当事者から尋問をした方が事案が分かりやすいことから、「被告代理人→原告代理人→裁判所」の順で尋問をすることとされた。

本件の事案は、原告と被告の間で店舗の賃貸借が開始されて訴訟に至るまで約4年が経過している事案であり、時間の経過に沿って事案を整理し、順序立てて尋問をしないと混乱を来たすおそれがあった。しかし、いずれの尋問についても、事案を時系列に沿って質問がされ、争点に関連する事情(賃貸借契約の前後の原告被告間のやり取り、原告が店舗に赴いて改装を認識した前後のやり取りなど)については重点的に、それ以外の事情についてはあっさりとは質問がされており、レベルの高い尋問となっていると感じられた。これまで多くの本邦研修につき講評いただいている礒川弁護士からも、今回の尋問につき、「これまでで一番良かったと思う。これまででは、模擬裁判で混乱する場面が見られたが、今回は、尋問でも時系列に沿った質問がされていたし、両代理人とも争点に沿った質問がされていたと思う。」との講評を頂戴した。



尋問手続では、頻繁に反対当事者から異議が出された。具体的には、「今の質問は、被告代理人が勝手に結論付けた上で質問をしている。」「結論を先に言い、それに答えさせるのは止めてもらいたい。」や「原告は、改装を認めてはいないのに、被告代理人は、原告が認めたことを前提とした質問をしている。」といった形で異議が出されていた。日本であれば、前二者は誘導尋問として、後者は誤導尋問として異議

を出し得る場面であり、カンボジア民事訴訟法においても理由のある異議だと思われる(民事訴訟法第139条参照)。裁判長役の研修員も適確にその処理をしていた。異議が頻繁に出されることの良し悪しは一概には言えないが、異議といった実務的なレベルでも民事訴訟法にのっとった運用が可能となっていると思われた。

予定にはなかったが、口頭弁論終結前に最終弁論が行われた。原告代理人、被告代理人、順に口頭で、それぞれの主張と証拠や事実の評価を述べた。両者とも、実に生き生きと弁論を行っていた。特に被告代理人については、承諾を「契約時の明示の承諾」「契約後の黙示の承諾」に分けた上、それぞれを基礎付ける事実や証拠の評価を順に並べて主張していた。

(3) 判決

裁判官チーム、原告チーム(本人と代理人)、被告チーム(前同)にそれぞれ判決を起案してもらい、判決書に基づき、それを朗読する形で判決言渡しを実施した。



結論は、裁判官チームと被告チームが、請求棄却、原告チームが請求認容という判断であった。

理由付けは、各チームでそれぞれ異なり、おおむね次のように、主な事実や証拠に対する認定・評価をして結論に至っていた。

【裁判官チーム】

ア 契約前の原告と被告のやり取り

被告が「改装したい」と話し、原告が「頑張って

ください」と答えたと認定し、改装に反対していなかったことの表れと評価

イ 賃貸借契約書の記載

特約事項は、改装承諾を明示したものと評価

ウ 原告の改装認識後の言動

原告が改装について認識した時点で、被告らに改装についての異議を述べなかったと認定（承諾への関連性は不明）

結論

賃貸借契約書の特約事項の記載から、改装承諾を認定して請求棄却

【被告チーム】

ア 契約前の原告と被告のやり取り

被告が改装の話をし、原告が「分かった。そのとおりにやってください。」と述べたと認定し、明示で改装承諾したと評価

イ 賃貸借契約書の記載

特約事項は、改装承諾を前提として費用を被告が負担することを明示したものと評価

ウ 原告の改装認識後の言動

原告が改装について認識した時点で、被告らに異議を述べなかったと認定の上、これを黙示の承諾と評価

結論

アイウから、改装についての承諾があったと認定して請求棄却

【原告チーム】

ア 契約前の原告と被告のやり取り

原告と被告が改装について話し合い、原告が小規模の改装を承諾していたと認定

イ 賃貸借契約書の記載

第6条の記載から、改装には原告の承諾を要する趣旨の契約と評価

特約事項は、（承諾がある）改装の費用は被告が負担する旨の記載と評価

ウ 原告の改装認識後の言動

（記載なし）

結論

承諾のない改装であったとして請求を認容⁷

おおむね争点に関連する事実や証拠への認定や評価について触れていないものはないが、他方で、争点について実質的にどのように判断して結論に至ったかという点において、残念ながら説得力のある理由付けとはなっていないように感じられた。

原因として、判断に至る経過を判決書として論証することに不慣れであること、認定する事実に対して消極的な証拠や事実についての判断が示されていないことなど幾つか考えられるが、実体法上の要件（本件では「明示の承諾」を基礎付ける／阻害する事実、「黙示の承諾」を基礎付ける／阻害する事実）に沿って事実認定をするという発想が弱いのではないかと感じられた。これはむしろ実体法の理解に関することであり、いまだ民法が適用されていない状況に照らすとやむを得ず、今後の進展に期待するほかないと思われる。

(4) 小括

一部の実体法の理解不足は感じられたものの、訴訟指揮や尋問技術などは、既に実務レベルに達しており、技術的な指摘はともかくとして既に日本側から指摘すべき点はほとんどなかった。模擬裁判の研修は、今回が最後となる予定であるが、最後にふさわしいレベルに達していたと思われる。

⁷ なお、判決書の理由欄のみからは、アとイの関係をどのように評価しているのか判然とせず、「原告は、小規模な改装を承諾していた」という趣旨とも、「契約前のやり取りはともあれ、規模の大小を問わず改装には承諾を要するとの契約であった」という趣旨とも受け取れる。当事者の主張欄などほかの部分と合わせてみると、後者であり、「契約のやり取りはともあれ、規模の大小を問わず改装に承諾を要するとの契約であった」と認定した上、「かつ、被告が行った改装は大規模な改装であった。」と認定しているように読み取れる。

5 「裁判所見学」の実施について

研修期間のほぼ中日に、大阪地方裁判所の見学を実施した。口頭弁論期日を傍聴し、担当者に質疑応答に応じていただいた。質疑応答では、研修員から「本人訴訟で求釈明をするときにはどのようにしているか。」や「尋問時間を主尋問と反対尋問で違うように定めると一方に肩入れしているようにとられないか。」などといった実務に根ざした質問が出され、担当の裁判官から丁寧に應對していただいた。また、カンボジアでは、必要に応じて合議体が組まれるが、メンバーが固定された合議体ではなく、その事件限りの一時的なものであるところ、日本では、経験の浅い裁判官と経験豊かな裁判官が3人で固定的に合議を組み、裁判官室も同一にすることで職業裁判官としての訓練にもなっていることを見て感心していた。

研修員一同、非常に興味深く見学し、後には「もう少し見学する時間が欲しかった。」との感想も聞かれた。

6 「民法演習」の実施について

「民法演習」では、研修前に民法上の問題点を含む事例問題を出題し、指名されていた研修員がその検討結果を発表し、その後、研修員全体で議論を行った。民法の適用を目前に控え⁸、規範定立及び当てはめという法的思考過程を経て結論に至る能力の涵養やその過程について議論をする経験の獲得を目的として実施したものである。

出題していた事例問題は、①特定物の売買契約における弁済の提供と危険負担が問題となるもの、②不動産所有権の時効取得等が問題となるもの、③不法行為責任（一般不法行為、動物占有者責任、使用者責任、共同不法行為）が問題となるもの、の合計3問であった。

いずれについても民法の条文を基に、規範を定立

し、当てはめをして結論に至るよう指示していたが、「民法演習」開始当初は、ほとんどの研修員はこのような思考過程に馴染んでいなかった。例えば、特定物売買において、売主が目的物を買主方に持参したが買主が受領を拒否し、その後、天災により目的物が毀滅した、という事案（上記問題①の事案の概要）において、単に「危険負担に関する民法第416条から危険が移転する。」と関連する条文をあげるだけで規範定立をすることなく結論を導く発表がなされ、それに続く議論も「私だったら、何が問題なのかを探し出す。この事例では、買主が目的物を受取らなかったことにある。」というように発散し、特定の問題点に対して共通の土台の上で議論をするには至っていなかった⁹。

しかしながら、日本側から、「条文には法的効果が生じる要件と、要件を満たしたときに生じる効果が記載されている。条文に記載されている要件を整理した上で事案の当てはめをしてもらいたい。」との説明をし、議論の整理を行ったところ、一部の研修員から、次第に規範を定立して当てはめるという過程を経るようになり、一部でこれにのっとった議論がなされるようになった¹⁰。例えば、動物占有者の不法行為責任（上記問題③の事案）について、条文では「動物を占有する者は、その占有する動物によって他人に生じた損害を賠償すべき責任を負う。」（民法第750条）と規定されているところ、その解釈を巡り、次のような議論がなされた。

⁹ 支援対象国の法律関係者において、法的問題を議論する際に、同じように議論が発散する場面が散見されるが、今回の研修員と同様に要件効果に着目した議論をしていないことが理由となっている場合が少なくないと思われる。そのような場合には、要件効果に着目した規範定立・当てはめといった法的思考を経ることで議論の整理が可能であることを指摘することで改善がみられることもあると感じられた。

¹⁰ 要件効果に着目すべきという説明を理解するには基礎的知識の習得が前提である。これまで研修やセミナー等で繰り返し同様の説明がなされてきたが、必ずしも奏功していなかった。今回の研修で効果が見られたのは、研修員の基礎的知識のレベルが上がっていることが大きな要因であると思われる。

⁸ カンボジア民法は、2007年12月に公布され、2011年12月に適用（日本の施行と同概念）される。

A 研修員

民法第 750 条は、不法行為の特別規定として、①動物占有者が、②動物によって他人に損害を生じさせたことのみで責任を負うことを定めたものであると考える（無過失責任説）。

条文でも過失を要求していない。

B 研修員

民法第 750 条の形式的適用は動物占有者に酷に過ぎる。条文に規定がなくとも過失責任の原則から、一定の過失が必要である。①動物占有者が、②動物によって他人に損害を生じさせたこと、③それに一定の過失があることが要件である（一定の過失要求説）。

無過失責任説では、例えば、檻の中に動物を入れて厳重に管理していたものの、被害者が不注意に手を入れて咬まれたような場合でも動物占有者が責任を負うことになるのではないかと考える。

A 研修員

民法第 750 条を立証責任の規定と解釈する余地がある。動物占有者の責任でも過失を要するが、被害者が立証する必要はないと考える。

民法第 743 条第 3 項は、不法行為責任における加害者の過失等は「特段の定めがない限り」被害者に立証責任があると定めているが、第 750 条を「特段の定め」と考え、被害者側で過失を立証する必要がないとすればよい（立証責任転換説）。

C 研修員

先ほどの例については、因果関係の問題と考えれば、民法第 750 条を無過失責任と考えても問題が生じないのではないかと考える。

以上の議論は、その結論の当否はさておき、荒削りであるし、一部の研修員の間での議論にとどまり、必ずしも全研修員が参加するには至っていない。しかしながら、少なくとも一部の研修員の間では、特定の規範に焦点を絞り、かつ、具体的事例を離れた抽象的な規範定立に向けた議論がなされるようになった。カンボジア側で自立的に解釈学を発展させて

いくためには、新たな段階に至ったともいえるものと思われる。

「民法演習」での議論については、研修員からも、「いつまでも日本の支援が続くものではないので、日本側に教えてもらい続けることはできない。自分達で民法への理解を深めていくほかないが、民法演習のやり方はその一つだと思う。」「このようなやり方は、意見を出し合い、一つの共通認識に達し得る。自分の意見に問題がないか検証することができるし、知恵を出し合うことでカンボジアの現状に合わせることもできる。」「今後、このように集まって議論する機会があればいいと思う。」などの積極的な意見が出されていた¹¹。



7 終わりに

本文中にも記載したが今回の本邦研修は、本プロジェクト最後の本邦研修であった。「模擬裁判」においては、民事訴訟法がしっかり定着しつつあることが感じられ、また、「民法演習」では、民法に関しても一方的に知識を与えられる段階から、新たな解釈を生み出していく段階に移りつつあるのが実感された。

カンボジアでは、2012 年 4 月から新たな法整備支

¹¹ ある研修員は、「新たな事例を議論して解決するためには、かなりの基礎的知識が必要だと思う。」との感想を述べていた。今回の議論が可能であったのは、これまで現地での長期専門家のワーキンググループ活動を中心に、教官候補生に対して民法の基礎的知識のインプットが続けられ、相当な基礎的知識を吸収済みであったことが大きな要因として挙げられる。改めてこれまでの関係者の御尽力に敬意を表したい。

援プロジェクトが開始されることとなっているが、今回の研修員のように育ちつつある芽が更に伸ばされ、カンボジアの発展に繋がることを願ってやまない。

最後に本研修に多大な御支援、御協力をいただいた関係者の皆様に深く御礼を申し上げます。



第10回カンボジア法曹養成支援研修日程表

月 日	曜日	9:30		14:00		備考
		12:00		17:00		
10 / 3	月	JICAオリエンテーション JICA大阪 国際センター		国際協力部オリエンテーション 国際協力部教官 JICA大阪 国際センター	講義「日本の法曹養成制度の概要」 国際協力部教官 JICA大阪 国際センター	
10 / 4	火	模擬裁判(弁論準備) 磯川弁護士・国際協力部教官 国際協力部		模擬裁判(弁論準備の講評, 尋問の準備) 磯川弁護士・国際協力部教官 国際協力部		
10 / 5	水	模擬裁判(弁論準備手続の結果陳述, 証人尋問) 磯川弁護士・国際協力部教官 国際協力部		模擬裁判(原告本人尋問) 磯川弁護士・国際協力部教官 国際協力部		
10 / 6	木	模擬裁判(被告本人尋問) 国際協力部教官 国際協力部		判決起案 国際協力部教官 国際協力部		
10 / 7	金	大阪地方裁判所見学		大阪地方裁判所見学	資料整理	
10 / 8	土					
10 / 9	日					
10 / 10	月	模擬裁判(判決言渡し) 国際協力部教官 JICA大阪 国際センター		模擬裁判講評・記録修正検討 国際協力部教官 JICA大阪 国際センター		
10 / 11	火	模擬裁判講評・記録修正検討 国際協力部教官 国際協力部		模擬裁判講評・記録修正検討 磯川弁護士・国際協力部教官 国際協力部		
10 / 12	水	民法演習 国際協力部教官 国際協力部		部長主催意見交換会	民法演習 名古屋大学(CALE)コン・テイリ准教授 国際協力部教官 国際協力部	
10 / 13	木	民法演習 名古屋大学(CALE)コン・テイリ准教授 国際協力部教官 国際協力部		民法演習 名古屋大学(CALE)コン・テイリ准教授 国際協力部教官 国際協力部		
10 / 14	金	総括質疑 国際協力部教官 JICA大阪 国際センター		評価会 JICA大阪 国際センター	閉講式 JICA大阪 国際センター	
10 / 15	土	帰国				

第10回カンボジア法曹養成支援研修 研修員名簿

1	チャエ・ビレアツ 氏
	Mr. Chee Virak
	プノンペン始審裁判所判事
2	イ・タボレアツ 氏
	Mr. Y Thavarak
	プノンペン始審裁判所判事
3	ケイン・ソマリツ 氏
	Mr. Keng Sômarth
	カンダール始審裁判所判事
4	ニヨム・ピサル 氏
	Mr. Nhim Pisal
	シアヌークビル始審裁判所判事
5	チュン・チャンセイハー 氏
	Mr. Chhun Chann Seyha
	シェムリアップ始審裁判所判事
6	ヤツ・メター 氏
	Mr. Yoib Meta
	バタンバン始審裁判所判事
7	レアム・ソベアツ 氏
	Mr. Rem Sopheak
	シェムリアップ始審裁判所判事

～ 国際研修 ～

第2回ラオス本邦研修 — 刑事訴訟法教材づくりの方向性は？

国際協力部教官

中 村 憲 一

現在、ラオスでは、JICAの技術支援の枠組みで「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」が実施されている。

このプロジェクトとの関係では、

- ・ 本誌44号に「特集：ラオス法整備支援プロジェクト開始」

が掲載されているほか、

- ・ 本誌47号で、2011年3月に東京で実施されたプロジェクトの第1回本邦研修（民法サブワーキンググループを対象）
- ・ 本誌49号で、同年9月にラオスで開催されたプロジェクトの現地セミナー（民事訴訟法サブワーキンググループを対象）

をそれぞれ取り上げ、報告がされている。

本稿では、2011年10月17日（月）から28日（金）にかけて大阪で行われた第2回本邦研修（刑事訴訟法サブワーキンググループを対象）につき報告する。

1 本プロジェクトの概要と本研修までの活動

本プロジェクトの詳細については、前記の本誌44号掲載の特集を参照願いたい、その概要は次のとおり。

期間 2010年7月～2014年7月（4年間）

実施機関 司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学及びその下部機関（司法省所管法科大学を含む。）

長期専門家 3名（検事・弁護士・業務調整）

ラオスでは、法理論の十分な理解に基づかない立法、行政及び司法の各実務が行われる傾向があるほか、法理論の体系的な説明や、法理論と実務上の問題の関連付けがほとんど行われないうまま法学教育・研修が行われている実情にある。そこで、本プロジェクトでは、各実施機関が共同して、ラオス民法・民事訴訟法・刑事訴訟法についての法理論と実務の関係を分析・検討し、結果を「モデル教材」に取りまとめることにより、法理論を踏まえた法学教育・研修の実施及び各実務の改善を前提として必要とされる人的・組織的能力を向上させることを目的としている。

本研修まで、刑事訴訟法サブワーキンググループでは、本プロジェクトの一環として、モデル教材作りに先立ち、ラオス刑事訴訟法に基づく手続を図示したチャート¹の作成を行っていた。

2 本研修の概要

(1) 参加者

本研修は、刑事訴訟法サブワーキンググループのメンバーを対象とする研修であり、ラオス国立大学法政治学部長であるヴィエンヴィライ・ティアンチャンサイ氏を始め、裁判所、検察院、国立大学、司法省及び同省所管の法科大学から合計13名の研修

¹ このチャートは、①刑事手続全体、②捜査機関の手続、③人民検察庁の手続、④人民裁判所の手続、⑤弁護士が参加する手続の5種類からなる。

員が来日し研修に参加した。

また、講師は、いずれも本プロジェクト刑事訴訟法アドバイザーグループのメンバーである名城大学法学部・大学院法学研究科の加藤克佳教授、同志社大学法学部の洲見光男教授、宮家俊治弁護士にお願いした。

なお、全日程を通して、JICA 長期派遣専門家である伊藤浩之検事（当部元教官）及び大阪地方裁判所の高木博巳裁判官が参加したほか、一部につき、JICA 国際協力専門員の佐藤直史弁護士、同職員の板垣賢樹氏及び元 JICA 長期派遣専門家で、現在、東京地方検察庁に勤務する渡部洋子検事が加わった。

(2) 目標と内容のあらまし

今回の本邦研修は、刑事訴訟法サブワーキンググループを対象とするものとしては初めて行うものであり、その目標は、次のとおりである。

- ① 日本の刑事訴訟法の基本原則や実務における刑事訴訟手続（さらには、国際標準としての国際人権B規約の一部）を理解する。
 - ② これを参考にしつつ、ラオス刑事訴訟法の理論及び実務について研究する。
 - ③ 日本の法学教育や法律図書の種類・内容等について理解し、今後作成する刑事訴訟法のモデル教材のコンセプトや種類・スタイルを検討する。
- これらの目標を達成するため、次のプログラムとした（別添の日程案を参照）。

○ 講義

加藤教授、洲見教授、宮家弁護士、私

○ 事例検討会

ラオス側から提案された事例を基に、日本・ラオスそれぞれの法制度を前提とした処理の検討

○ 意見交換会

作成するモデル教材につき、コンセプトや利用者、種類・スタイル等に関し意見交換

○ 見学

法科大学院、警察、検察庁、裁判所、弁護士

会の各見学

以下、それぞれの内容について紹介する²。

3 講義について

ラオスでは、前記のとおり、法理論について十分な理解がされていないことから、一方で、法律の条文の背景にある原理・原則に関する探究がされておらず、他方で、実務上発生する問題について、必ずしも法理論を意識した問題の解決がされていない。

そこで、研修員がラオスの刑事訴訟法における法理論につき考えを深める際に参考としてもらうため、まず、加藤教授から、「日本の刑事訴訟法の基本原則・原則について」という標題で、

- ① 刑事訴訟全体
- ② 捜査
- ③ 公訴提起
- ④ 公判手続
- ⑤ 証拠

の各段階別に、日本の刑事訴訟における原理・原則の講義がなされた。



<加藤教授による講義の様子>

また、洲見教授は、「日本から見たラオスの刑事訴訟法」というタイトルで、

- ① 「事案真相」解明への姿勢
- ② 捜査に対する規律の在り方
- ③ 身柄拘束制度の捉え方

² 研修員からの要望を踏まえ、事例検討会の枠の一部を使い、チャートの検討を行ったが、ここではその内容は割愛する。

④ 証拠法のあり様

といった観点から、ラオスの刑事訴訟法の比較法的な検討を行った。

さらに、ラオスにおける刑事司法では、必ずしも弁護活動が十分に行われていない実態を踏まえ、宮家弁護士からは、「辩护人（被疑者・被告人）の役割」という標題で、日本の刑事訴訟手続における被疑者・被告人又は辩护人の権利につき、

- ① 憲法上の規定
- ② 基本原理
- ③ 個別の制度（捜査段階・公判段階）

に分けて説明がなされたほか、「国際人権法（刑事法）」という標題の下、

- ① 法源
- ② 自由権規約と人権委員会
- ③ 自由権規約の条項

の各項目について紹介があった。

このほか、私からは、「日本の刑事訴訟手続について」という標題で、日本の刑事手続に関わる捜査機関や裁判所のシステムのほか、殺人の事例を通じ刑事実務の一連の流れを紹介した。

いずれの講義でも、研修員の問題意識は高く、講師に対して積極的な質問がされ、活発な議論が展開されたことが大変印象的であった。例えば、私の講義で出された質問を一部紹介すると、

- ・ 被疑者の釈放と事件処理との関係（釈放後、事件の捜査を続けることはできるのか）³
- ・ 被疑者が（無実で）釈放された場合、補償はされるのか
- ・ 被疑者が起訴前に担保を提供して釈放されることはあるのか⁴

³ ラオスの刑事訴訟法では、捜査官は捜査開始命令の日から60日以内に事件ファイルや証拠物を検察官に送るなど捜査期間が定められている（41条）ことから、こうした質問が出たようである。

⁴ ラオスの刑事訴訟法では、軽犯罪（刑法8条で定義される。）の被疑者について、検察官は、起訴前であっても、担保として保証金の提供を受け又は受けずに、釈放することができるという（66条）。

などといったものがあった。

こうした質問をする背景には、研修員が自国の制度との比較を通じて問題意識を持っている場合が多く、そうした背景を探ることで、逆にラオスの法制度をより深く理解できると思われた。

また、ラオスでは、法律書と呼べるような文献がほとんど出版されておらず、研修員の多くに執筆経験がないことを踏まえ、加藤教授及び洲見教授から、「刑事訴訟法教材の作成について」という標題で、①日本において刊行されている法律書についての概略説明、②「体系書」の構成について講義をしていただいた。具体的には、①につき、法律の解説書・学習書等の種類として、

- ・ 体系書（textbook）
- ・ 注釈書（Kommentar）
- ・ 事例問題集（casebook/Q&A/handbook）
- ・ 実務についての解説書（handbook）

それぞれのコンセプト・内容・対象等について説明がなされた。

また、②につき、ロースクール生の間で広く用いられている田口守一著『刑事訴訟法[第5版]』（弘文堂、2009年）を取り上げて、その構成について紹介した。



<洲見教授による講義の様子>

そのほか、折りに触れ、ラオスの刑事訴訟法の解読論を展開するきっかけとなりそうな問題点、今後の法改正⁵において留意すべき点、教材作りの際の注意事項について言及がなされた。

⁵ ラオスの国会は、2012年6月に刑事訴訟法の改正を予定している。

4 事例検討会について

事例検討会で取り上げた事例は、ラオス最高人民裁判所裁判官が実際にラオスの裁判所で取り扱っている事案を基にして提案したものであった。

<事案の概要>

「A は、BCD と共に A 方で飲酒していたところ、AC が外出したが、A は約 30 分後に帰り、C もその約 10 分後に戻った。A～D はそのまま飲酒を続け、A 方で寝てしまった。翌朝、A 方に接する F 社の敷地で警察官が現場検証を行っていた。警察官によると、昨晚何者かが F 社に盗みに入ったという。現場検証中に、F 社の横に財布が落ちているのが発見されたが、その財布の中には C の写真が入っていた。C は、警察官に『その財布は何日も前に落としたものだ。』と説明した。しかし、警察官は、F 社に盗みに入ったのは A～D だと推定した。」

<小問>

小問 1 警察が検察官に A～D 全員につき逮捕状を請求した場合、検察官はどうするか⁶。

小問 2 警察が全員を令状なしに現行犯逮捕又は緊急逮捕⁷した場合、適法か。

小問 3 これら以外の手段があるか。

事例に掲げられている事情だけでは逮捕が許されないのは明白であり、そもそも取り上げる事例として適切かやや疑問はあったが、ラオス側で選んだものであり、ラオスと日本の逮捕制度等を比較検討する材料としては有用と思われたため、これを用いることとした。

⁶ ラオスの刑事訴訟法は、検察官を訴追官とする一方、検察官による捜査機関の監視をも期待しており（73条）、人民裁判所のみならず検察官にも逮捕状の発付権限を与えている（62条）。なお、日本の刑事訴訟法における処理を検討するに当たっては、小問1の「検察官」を「裁判官」と読み替えた。

⁷ ラオスにおける現行犯逮捕及び緊急逮捕（63条）は、令状を要しない点で日本と共通するものの、日本とは要件が異なる。殊に、ラオスの緊急逮捕は、犯罪を犯した疑いのある個人が、①怪しい経歴を有する若しくは住所不明である場合、又は、②逃亡中である場合に広く認められ、厳重な制約を設ける日本の緊急逮捕とは異質である。

小問1・2に関し、研修員から次の説明があった。

- ・ ラオスの刑事訴訟法では、通常逮捕（62条）は、捜査開始命令⁸（37条）の後でなければならぬが、現行犯逮捕又は緊急逮捕（63条）に関してはこうした制限がない。
- ・ 通常逮捕の要件は、①法律で自由剥奪の刑を規定されている犯罪であること、②提出された証拠⁹が確実で十分であることの2つである。

この点に関して、日本側から、ラオス刑事訴訟法62条では、逮捕状の発付に際しては、③容疑者の逃亡、証拠の廃棄又は被害者又は証人に対する加害の可能性などの条件に基づくものとされており、逮捕の理由となる①②以外に、逮捕の必要性ともいべき③についても要件となるのではないかと指摘をした。こうした点については、実務上確立された解釈が存在してしかるべきと思われるが、研修員によって見解が異なるだけでなく、通説的な見解も判然とせず、ラオスでは、これまで、この点に関して必ずしも十分な議論がされてこなかったとの印象を受けた。

また、小問3に関して、研修員からは、次の説明があった。

- ・ 捜査機関の本部長又は検察官は、ラオスの刑事訴訟法60条が規定する勾引¹⁰を行う。
- ・ 容疑者からの証言聴取後、その容疑者が犯罪を犯したことを立証する信頼に足る証拠が見つかった場合、同法61条が規定する連行が認められ、48時間以内に暫定証言を得た後、信頼できる情報が見つければ、捜査機関の本部長は、捜査開

⁸ ラオスの刑事訴訟法37条は、犯罪に関連する確信できる情報がある場合、捜査機関の本部長又は検察官が「捜査開始命令」を出すとしている。これにより「容疑者」は「被疑者」となり（同法28条）、捜査機関は、捜査手段及び強制的な手段（同法42条以下）を用いることができるようになる。

⁹ ラオスでは、刑事訴訟法の規定に基づいて収集された「証拠」と単なる「情報」とが区別され、逮捕状の発布を受けるには、単なる情報では足りず証拠でなければならないと解されている。

¹⁰ ラオスの刑事訴訟法は、容疑者、被疑者等が3度召還を受けたが理由なく出頭しなかった場合、捜査機関の本部長又は検察官は、勾引状を発行する旨規定している（60条）。

始命令を出すとともに、検察官に勾留状を請求し、十分な情報がなければ、釈放命令を出し、検察官に報告する。

この点に関し、研修員の中からは、60条の勾引が61条の連行の前提であるかのような意見が出たが、条文の規定上はそうようになっておらず、実際にも、出頭要請に応じた者（60条の勾引をしなかった者）について61条の連行が必要なケースもあり得ることから、日本側からは、その旨指摘するとともに、今後の法改正では、こうした点を明確に規定するようアドバイスをした。

そのほか、ラオスの刑事訴訟法では、容疑者からの証言聴取そのものを正面から規定した条文がないこと（61条の「容疑者からの証言聴取後」という文言が根拠とされている。）、容疑者に対する勾引や連行について規定している一方、容疑者の権利について規定していないのは問題であることなどを日本側から指摘し、併せて法改正の際に検討するよう促した。

4 意見交換会について

モデル教材に関する意見交換会では、本プロジェクトで予定している活動を再確認した上、研修員を2つのグループに分け、各グループで次の項目について検討した。

- ① 教材作成に関して、具体的にどのようなニーズがあるのか（どのような法律関連の文献があり、あるいは、ないのか）。
- ② 教材に関するコンセプトをどのようなものにするのか。
- ③ どのような利用者を想定するのか。
- ④ 教材の種類、あるいは、スタイルをどのようにするのか。

その上で、各グループの代表者に、これら各項目に関する検討結果を発表してもらい、さらに、全体で議論した。

また、モデル教材については、共同執筆を予定していることから、加藤教授及び洲見教授から、共同

執筆における注意事項について説明がなされた。

(1) グループにおける検討結果

佐藤 JICA 専門員、伊藤専門家、洲見教授、当部教官らが見守る中、いずれのグループでも熱心な議論がなされた。検討結果については、各グループの代表者から発表してもらい、さらに、全体で議論した。

グループ1の代表者は、①～③の項目に関して、刑事訴訟に携わる捜査機関、検察官、裁判官、弁護士及び大学教員を対象とし、読めば、当事者の役割を含め、刑事訴訟法の手続が理解できるようなものにする、④の項目に関し、これまで準備してきたチャートに基づき、法律の原理・原則や事例（実際にあった事例で、法律上、対立があるもの）を入れることを発表した。

また、グループ2の代表者からは、①の項目に関して、各機関で必要なものを盛り込むが、レベルが高すぎず低すぎず、ラオスの刑事訴訟手続全てを網羅した教材にしたいこと、②の項目に関して、実務家が読んで理解を深め、業務に生かすことができるようなものにしたいこと、③の項目に関して、警察官、検察官、裁判官、弁護士、大学教員その他この分野に関心を持っている人を対象にすること、④の項目に関し、定義、理論・原則、実務、事例や問題の分析を盛り込んだ刑事訴訟の手引きのようなものを作りたいことについて発表があった。

その後、研修員が補充で、①の項目につき、「ラオスの法律には文言を理解できないものもあるし、実務家が条文の目的を分かっていない場合もあり、一度も使われたことがない条文も存在する。モデル教材を作ることで、解釈を統一し、同じ理解の下で法律を使うようにしなければならない。そのためのマニュアル等が不足していると思う。」との意見を述べた。この点に関する研修員の認識はおおむね一致していた。

(2) 全体会における議論

全体会では、③の項目につき、モデル教材の利用者として、実務家（捜査機関を含む。）と大学教員を想定し、学生には参考文献として提示するにとどめると

いうことで異論はなかった。また、②の項目についても、教材のコンセプトとして、実務上の参考にするという点に主眼を置くということでも一致した。

なお、④の教材の種類・スタイルについて、コメント形式のものにすべきか議論したが、マニュアル的な本とし、その中に、原理・原則や理論と実務との両方を盛り込むという意見が大勢を占めていた。



<全体会における議論の様子>

いずれのグループも、モデル教材に事例を盛り込みたいとしており、どのようなものをイメージしているか尋ねたところ、法が定める手続に従っていない事例、あるいは、捜査機関・検察官・裁判官がそれぞれの活動を理解できるような事例などといった回答が返ってきた。こうした回答からは、実際に扱われた具体的な事例をイメージしているものと思われるため、日本側から、日本の刑事訴訟法の教科書では、読者の理解を助けるために、とても短い例が用いられているにとどまること、最初から分厚いものではなく、メンバーが共通して賛同でき、捜査機関も含む実務家に知ってもらいたい最小限のところから出発してはどうかと提案した。

また、これらの議論に付随して、チャートで第一審手続を扱っていることとの関連で、モデル教材で第一審手続のみならず、控訴・上告、執行まで取り上げるべきか検討した。第一審手続のみ扱えばいいとの意見も出たが、最終的には、第一審手続ほど掘り下げないにしても、控訴・上告、執行まで取り上げる方向で議論は収束した。

(3) 共同執筆における注意事項

加藤教授及び洲見教授から、研修員に対し、共同執筆に当たる上での注意事項として、次のような事項が指摘された。

- ・ 目次の作り方には、あらゆる項目を拾い出し系統的に目次を作る方法と、全体を30項目くらいに分け関連する問題点を論ずる方法がある。
- ・ 目次の骨組みを組み立てながら書くことが大切であり、書き進める中で、出発点に立ち戻って修正が必要になるかもしれない。
- ・ 誰がどの項目を書くのかと関連して、各メンバーの職務との関係で、適任者に各項目の執筆を割り当てる必要がある。
- ・ 計画的に一定の時期を決めて原稿を持ち寄り、協議する機会を設ける必要がある。その際には、互いに、積極的に意見を述べ、修正すべき点は修正し、全体として調和するようにしなければならない。
- ・ 全体の統一を図る必要があり、全体を見渡す役割の者を決め、その者が打ち合わせの会議に常時出席し、修正すべき点を普段から助言する。
- ・ 対象である実務家や大学教員が読んだとき、どういう受け取り方をされるのかを意識しながら執筆する必要がある。
- ・ 場合によっては、複数の見解が存在することを客観的に紹介し、読者に委ねるのも一つの方法である。
- ・ 図やチャート、イラストのような、見てすぐ分かるものを入れて説明すると、格段に分かりやすくなる。

5 見学について

今回の本邦研修は、前記のとおり、刑事訴訟法サブワーキンググループのメンバーにとって最初のものであり、ラオス側からも、関係機関の施設見学を希望する声が上がっていたため、

- ・ 同志社大学法科大学院（講義の聴講を含む。）
- ・ 大阪府警察本部（科学捜査研究所の見学及び盗

犯担当捜査官による講義を含む。)

- ・ 大阪地方検察庁
- ・ 大阪地方裁判所 (法廷傍聴等を含む。)
- ・ 大阪弁護士会 (刑事弁護委員会の弁護士との意見交換会を含む。)

の各見学を実施した。

ラオスでは、日本のような統一的な司法試験は実施されておらず、裁判所及び検察院がそれぞれ国立大学等の卒業生から職員を採用し、その職員の中から一定の職務経験を経た者が裁判官・検察官になるシステムが採られていることから、日本における法科大学院、司法試験及び司法研修所相互の関係がやや理解しにくかったようであった。そのため、法科大学院の見学後、伊藤専門家から、研修員に対し、日本の法曹養成過程について説明してもらう機会を設けた。

また、ラオスでは DNA 型鑑定などの科学的な捜査手法がまだ用いられておらず、研修員は、熱心に科学捜査研究所を見学し、同所研究員に多くの質問を投げ掛けていた。大阪府警察の見学を通して、研修員は、ラオスの刑事司法に科学的な捜査手法を導入することの重要性を改めて認識したようであり、研修員は、こうした捜査手法の導入はラオスの今後の課題である旨述べていた。

6 所感

今回の本邦研修では、日本の刑事訴訟法の基本原則を紹介するなどしたほか、比較法的な観点を提示することで、研修員がラオスの刑事訴訟法の理論や実務を研究する一つの切り口を与えることができたのではないと思われる。しかし、ラオスの刑事訴訟法の解釈論を深めるまでは至らず、この点は、モデル教材の作成に関するより具体的なイメージ作り

及び計画策定とともに、伊藤専門家を中心としたラオス現地での活動に委ねざるを得なかった。

ラオスでは、2012年6月の国会において、民事訴訟法及び刑事訴訟法の改正が予定されており、刑事訴訟法のサブワーキンググループのメンバーの中には法改正に関わっている者もいる。モデル教材には、改正法の内容を反映する必要があるため、今後の法改正の行方からは目を離すことができない。

なお、今回の本邦研修は、2週間にわたるものであったが、講義、事例検討会、意見交換会のほか、多数の見学先を訪れ、研修員にとってはやや過密なスケジュールであったようである。現に、研修員からは、見学先によっては十分な時間がなかったという意見も出たし、次回の研修では期間を3週間ないし1か月にしてほしいとの声も上がっていた。今後、本邦研修の機会にモデル教材の執筆を集中して行うような場合には、研修期間を延ばすことも検討する余地があるかもしれない。

最後になるが、まず、今回の本邦研修を実施するに当たり、ご多忙中、加藤教授、洲見教授、宮家弁護士にご参加いただいたことに感謝申し上げたい。また、伊藤専門家にも、ラオス側と日本側の意思疎通が円滑に行われるよう、折に触れて助けていただいた。この場をお借りしてお礼申し上げたい。ありがとうございました。



<全員で記念撮影！>

ラオス法律人材育成強化プロジェクト第2回本邦研修日程

[担当教官：中村教官 事務担当：瀬井専門官，菅原専門官]

月 日	9:30 12:30	14:00 17:00	備考
10 / 日 16	入国		
10 / 月 17	JICAオリエンテーション OSIC	国際協力部プログラムオリエンテーション(13:30~14:00) OSIC 加藤教授 OSIC	講義：日本の刑事訴訟法の基本原理・原則について OSIC
10 / 火 18	講義：日本の刑事訴訟手続について 中村教官 ICD	警察施設見学及び警察官による講義 大阪府警察本部	
10 / 水 19	講義：刑事訴訟法教材の作成について 加藤教授，洲見教授 同志社大学	法科大学院見学 同志社大学	
10 / 木 20	講義：弁護人の役割 宮家弁護士，洲見教授，加藤教授 OSIC	講義：日本から見たラオスの刑事訴訟法 加藤教授，洲見教授 OSIC	
10 / 金 21	事例検討会① 加藤教授，洲見教授，宮家弁護士 OSIC	講義：刑事訴訟法教材の作成について 加藤教授，洲見教授 OSIC	
10 / 土 22			
10 / 日 23			
10 / 月 24	教材作成についての意見交換会① 加藤教授，洲見教授 OSIC	教材作成についての意見交換会② 加藤教授，洲見教授 OSIC	
10 / 火 25	裁判所見学 大阪地方裁判所	部長主催意見交換会 写真撮影 ICD	検察庁見学 大阪地方検察庁
10 / 水 26	教材作成についての意見交換会③ 加藤教授，洲見教授 ICD	事例検討会② 加藤教授，洲見教授 ICD	
10 / 木 27	講義：国際人権B規約について（仮題） 宮家弁護士 ICD	弁護士会見学 大阪弁護士会	
10 / 金 28	ラップアップ（総括質疑、今後の教材作成について意見交換等） 加藤教授，洲見教授，宮家弁護士 OSIC	評価会・修了式 OSIC	
10 / 土 29	帰国		

※OSIC=JICA大阪国際センター/ICD=法総研国際協力部（大阪中之島合同庁舎）

ラオス法律人材育成プロジェクト本邦研修 研修員

1	ヴィエンヴィライ・ティアンチャンサイ
	Mr. Viengvilay THIENGCHANHXAY ラオス国立大学法政治学部長
2	ブンコン・パンヴォンサー
	Mr. Bounkhong PHANVONGSA 司法省人事部政党課長
3	スパシット・ローワンサイ
	Mr. Souphasith LOVANXAY 最高人民検察庁検察官研修所副所長
4	ソムマイ・ブッタヴォン
	Mr. Sommay BOUTTAVONG 中部高等裁判所刑事部裁判官
5	センタヴィ・インタヴォン
	Mr. Sengthavy INTHAVONG ラオス国立大学法政治学部刑事法学科長
6	スパポーン・インタヴォン
	Mr. Souphaphone INTHAVONG 最高人民検察院検察官研修所カリキュラム研究部長
7	ブンマー・ドウアンマラーシン
	Mr. Bounma DUANGMALASINH 中部高等人民検察庁刑事部長
8	チャンタブン・ペーンカムサイ
	Mr. Chanthaboun PHENGKHAMSAI 最高人民検察庁法学研究部長
9	ポーンセーン・クンタヴィドゥアンチャイ
	Mr. Phoneseng KHOUNTHAVYDUANGCHAI ラオス国立大学教務課長
10	シーワン・ブンタラー
	Mr. Syvanh BOUNTHALA 最高人民裁判所刑事部裁判官
11	ミットラコーン・ソンカムチャン
	Mr. Mitlakhone SONGKHAMCHAN 司法省国際協力研究所専門官
12	パイワン・ウンヴィライ
	Mr. Phaivanh OUNVILAI 司法省北部法科大学教務課長
13	スリデート・ソーインサイ
	Mr. Soulideth SOINXAY 最高人民裁判所刑事部裁判官補助

～ 国際研修 ～

中国国家法官学院に対する研修

国際協力部教官

江 藤 美紀音

1 はじめに

法務総合研究所国際協力部では、平成23年11月7日から12日まで、中国における裁判官研修実施機関である国家法官学院のメンバー等に対し本邦研修を実施した。以下、日中両国の裁判官養成制度の概略を紹介するとともに、本邦研修の実施状況等を報告する。

2 中国における裁判官¹養成制度²

1949年の中華人民共和国建国後、中国では司法制度の整備が進められてきたが、1966年から1976年にかけての文化大革命の時代に知識人の弾圧、法破壊が行われ、裁判所などの司法機関は機能不全に陥った。文化大革命の収束後、司法制度の再建が進められたが、長期間の法学教育停滞により、裁判官で短大卒以上の学歴を有するものは1985年の時点でわずかに全体の7.2パーセントにすぎなかった。すなわち、当時、法的素養のない退役軍人などが裁判官として採用されていたため、その法的知識不足を補う必要があった。

そこで、1985年に裁判官の学歴不足を解消すべく、裁判官業余法律大学が設置された。これにより、2001年までにはほとんどの裁判官が短大卒以上の学歴を有するに至っている。さらには、1997年に中国国家法官学院が設置され、本格的な裁判官研修を実施し

ている（上記裁判官業余法律大学は、国家法官学院の設置に伴い廃止）。

2002年以降は中国で裁判官、検察官、弁護士共通の統一司法試験が開始し、裁判官になろうとする者は同試験に合格することが必要となった。

このように、従前問題とされていた裁判官の学歴問題が解消されたことから、2000年以降、中国の裁判官研修の目的は、より専門的、職業的な研修の実施へと変化した。さらに、2010年以降は、裁判官による教学、判例教学、現場教学を行うことを指導方針とし、理論と実践を結合する研修及び知識と能力を結合する研修の実施を目指している。

3 国家法官学院について

国家法官学院は、中国最高人民法院の下に設置されている。専門教員53名と兼職教員（裁判官の執務との兼職）170名余を擁し、裁判官研修（予備裁判官³研修、院長任命後の研修、進級のための研修、職務続行のための研修など）及び職員研修等を実施しており、昨年1年間を通じ国家法官学院で研修を実施した人員は14,838名に上る。

国家法官学院は、このように多数の人員に対する研修を実施するため、22の分院を天津、黒龍江省、上海等に有しているが、今後も増設する予定である。

¹ 中国語で裁判官は「法官」、裁判所は「法院」という。本稿では言葉の混乱を避けるため、固有名詞以外は「裁判官」「裁判所」の表記を用いる。

² 中国では日本のような法曹三者統一司法修習は行われておらず、各機関がそれぞれ研修を実施している。

³ 予備裁判官とは、裁判所に採用後裁判官となるまでの身分（裁判官補）である。予備裁判官研修は、予備裁判官に対して行われる1年間の初任者研修をいう。集中講義と校外学習、修了試験で構成される。

4 日本の裁判官養成制度

日本では、平成16年に法科大学院が開校し、その後数年の移行期を経て、現在では法科大学院を卒業するか予備試験に合格した者に司法試験受験資格が与えられている。そして、司法試験に合格すると、最高裁判所の下に設置された司法研修所（二部）の司法修習生となり、1年間の司法修習を経て、最後に修習生考試（いわゆる二回試験）を受け、それに合格してようやく法曹資格を得るといって、何段階もの試練を乗り越えないといけないシステムになっている。

毎年約2,000名余の司法試験合格者が出る中で、裁判官任官者は100名余である。裁判官任官後の研修は、司法研修所（一部）において行われるほか、各裁判所において自主的に行われている。司法研修所（一部）で実施している研修をみると、義務的に行われる職務導入研修⁴と応募型の各種研究会等があるが、前者は新任判事補や判事任官直後の者等に対するものでその数もわずかであり、司法研修所（一部）のほとんどの研修は応募型研修である。すなわち、司法研修所（一部）では、年初にその年に実施予定の各種研究会等を裁判官に周知させ、これに応募する裁判官は各自で自己のスケジュールを調整し、司法研修所の実施する研修に参加するのである。このように、司法研修所（一部）の行う研修は、主として各裁判官のOJT（オンザジョブトレーニング）による自己研鑽をサポートするものとして位置づけられている。なお、司法研修所（一部）では、年間約40回、延べ約1,400人の裁判官に研修を実施している。

5 本邦研修の概況

(1) 研修の目的

国家法官学院は、予備裁判官研修の改善に役立つ

⁴ 職務導入研修には、例えば、新任判事補研修や判事任官直後の者に対する研修、部総括判事等に新たに発令された者に対する研修、新任簡易裁判所判事に対する研修等がある。

日本の制度及び知見を学ぶことを目的としており、特に日本の司法研修所との交流を強く望んでいた。

ただ、既述のとおり、日本の司法研修所（一部）における裁判官研修は、法科大学院での教育及び司法研修所（二部）での司法修習を通じて形成された法曹としての素地の上に成り立つ、裁判官のOJT及び自己研鑽を中心としたものであるため、これのみを学んで中国に持ち帰っても日本の裁判官養成制度についての正しい知識を得ることはできない。

そこで、昨年（平成22年）は法科大学院における教育視察及び意見交換を中心としたメニューを実施（JICA主体による実施）し、本年（平成23年）は、司法研修所（一部及び二部）との意見交換を中心に据えつつ、実務修習全般（検察・弁護）、新任判事補の地裁における研修実施状況等を実施した（当部主体による実施：日程については別添を参照）。

また、国家体制や権力分配の仕組みが異なる日本と中国とでは、裁判官養成を語る前提として、およそ司法権の独立の概念が異なっていることを念頭におかなければならない⁵。日本の司法権の独立は、裁判官に対する強度の身分保障を含んだ概念であり、これにより両国の裁判官養成の理念や方向性の違いを生じさせていると考えられたことから、今回の本邦研修では、日本における司法権及び裁判官の独立についてインプットすることからスタートした。

(2) 研修員

研修員は、中国国家法官学院及び中国最高人民法院の職員を中心とするメンバーである（詳しくは別添研修員名簿を参照）。

中でも、団長の陳海光氏は、国家法官学院の副学院長の地位にありながらまだ39歳という若さであり、中国では珍しいと感じる。研究者はいずれも熱

⁵ 日本では憲法上、三権分立として司法権の独立が定められ、司法権の独立は裁判所の独立及び裁判官の独立を内容とする。他方、中国では、民主集中制が採用されており、司法権を含む全ての国家権力は全人大（日本の国会の相当）のもとにあり、その統制が及んでおり、裁判官の独立は認められていない。

心かつまじめで、裁判官や研究者などから構成されているためか、日本の裁判事情や法学にも通じている研修員もいた。

(3) 本邦研修の概況

別添日程表参照のほか、概要は以下のとおり。

司法研修所訪問及び意見交換

司法研修所の施設見学及び二部の講義見学をしたほか、司法研修所二部の村田渉上席教官及び一部の中里智美教官との意見交換を行った。施設見学では、司法研修所一部の研究室、図書室、二部の講義室、模擬法廷（ラウンドテーブル）、書店等を回り、最後に司法修習生の講義を見学した。



模擬法廷見学の様子

その後、約3時間の意見交換を行ったが、研修員の質問は司法研修所のカリキュラムの内容や教材作成、教官確保の方法等、極めて実務的な事項に集中していた。いずれの質問に対しても、両教官に丁寧かつ根気よく説明・対応していただいたが、研修員にとって3時間は短かったらしく、もっと交流に時間を取ってほしいとの声が強かった。



司法研修所で質問する陳副学院長

東京地方裁判所訪問

民事第11部の白石哲部総括判事ほか3名の裁判官（判事補2名を含む）との意見交換を行った。意見交換では、裁判官の人事異動、東京地裁における新任判事補研修の種類等について研修員の関心が集まった。裁判官の人事異動の理由について白石部総括判事から、裁判官を異動させることによって中央と同じ司法サービスを地方においても受けることができ、全国一律の司法サービスを提供することができるなどの説明がされ、研修員は深く感じ入っていた。とりわけ、中国は国土が広く裁判官の質のばらつきも顕著であるため、日本の制度は参考になったという。

元裁判官・弁護士 山室恵氏 講話・総括質疑

山室弁護士からは、司法研修所教官時代の経験や御自身が作成に関与された教材の説明だけでなく、裁判長として関与した二つのオウム裁判を通じた裁判官の苦悩、裁判官を辞職したときの心境など、実体験に基づく内容豊富で意義深い講話等をしていただいた。山室弁護士の講話に感銘を覚えた研修員も多く、後に「日本の法曹の素養とあくなき探求心を垣間見ることができた。」「具体的で生き生きして人を引き付ける。」「一人の裁判官の心の旅路、大変有意義だった。」などの感想が寄せられた。



講義の様子（山室弁護士）

日本弁護士連合会訪問，東京地検における検察実務修習について

司法修習生に対する実務修習について，そのカリキュラム，実施方法，理念等についての説明を現場の指導担当者から行っていただいた。

裁判官の外部経験

法務省出向裁判官3名と座談会形式で行った。中国にはない制度のため，関心を引いていた。

日本の司法制度・法曹養成

全体の概略を説明。以後の研修日程を通じての理解に役立ったようである。

民事訴訟第一審手続の概要

司法研修所（二部）で使用する教材の説明。実際に教材を見て解説を受けることによって，理解を深めることができた。

6 最後に

従来，中国の裁判所の評判は悪く，裁判官の質は問題視されていた。中国の裁判官に法律の解釈権限がない⁶のは，裁判官の独立が保障されていないためだけでなく，個々の裁判官の資質に問題があったと推察される。しかし，社会が成熟するにつれ，中国の法整備の重点は「立法」から「司法」そして「法執行」に移ってきたといわれており，裁判官の資質向上に対する社会的要求は日々高まっている。国家法官学院はその要求に応えるべく，裁判官研修の質向上を目指している。

もちろん，中国に限らず，裁判官の資質向上はアジアの開発途上国で重要視されており，司法サービスの改善こそがアジアにおける法の支配の実現に繋がると信じている。この観点から見ると，まさに日本の裁判官は汚職もなく，信頼され，法律知識も十分な「エリート中のエリート」であり，アジアにお

けるリーダー的存在といえよう。

日本がアジア地域の目標とされ，手本とされるべく，今後もこの方面の支援を行っていきたい。日本の裁判所，司法研修所ほか関係者各位には，これまでの協力に対し深く感謝するとともに，今後もますますの理解と協力をお願いしていきたい。



「中国予備裁判官視察研修団」2011. 11.7～2011. 11.12

法務省前にて

⁶ 日本と異なり，中国では最高人民法院が法律の解釈権限を有し，法律に規定がない部分は最高人民法院の発出する司法解釈でまかなわれている。また，個々の案件について，下級裁判所が上級裁判所に伺いを立て，その指示に従って裁判をすることも行われているようである。

平成23年度 中国国別研修「司法人材育成研修」 日程表

[担当教官:江藤教官, 事務担当:石井専門官, 佐野専門官]

月 日	曜 日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考	場所	
11 / 月 7		来日(北京発一成田着)		16:00~18:15 TIC/ICDオリエンテーション TIC/SR11	東京 TIC	
11 / 火 8		10:00~11:45 日本の司法制度/法曹養成 江藤教官 共用会議室	11:45~13:30 記念撮影 法総研所長主催意見交換会 共用会議室	14:00~15:30 日本弁護士連合会訪問 日弁連修習委員長山崎弁護士 藤田弁護士 弁護士会館 1705会議室	16:00~17:30 東京地検における検察実務修習について 東京地検総務部 白石副部长 共用会議室	東京 赤れんが 弁護士会館
11 / 水 9		10:00~13:00 講話 山室弁護士 共用会議室	14:30~17:00 法務省出向裁判官による裁判官の外部経験(座談会) 福田局付(民事局), 本多教官, 松川教官 共用会議室		東京 赤れんが	
11 / 木 10		9:00~10:30 民事訴訟第一審手続の概要 松川教官 共用会議室	13:00~17:30 司法研修所訪問 (所長表敬・教官との意見交換・講義見学) 司法研修所		東京 赤れんが 司法研修所	
11 / 金 11		11:00~12:00, 13:30~14:30 東京地方裁判所訪問 (新任判事補指導裁判官との意見交換・法廷傍聴)	東京地裁	14:40~15:10 法廷傍聴の解説等 江藤教官 共用会議室	東京 東京地裁	
11 / 土 12		10:00~11:30 総括質疑応答 山室弁護士 TIC/セミナールームD	11:30~12:30 評価会	12:30~13:00 閉講式 TIC/アセンブリールーム	東京 TIC	
11 / 日 13		離日(成田発一北京着)				

平成23年度 中国国別研修「司法人材育成研修」研修員

1	陳海光
	Mr. Chen Haiguang
	国家法官学院副院长
2	滑玉珍
	Ms. Hua Yuzhen
	最高人民法院政治部宣传教育部副部长
3	孫本鵬
	Mr. Sun Benpeng
	国家法官学院教务部主任 教授
4	劉向東
	Mr. Liu Xiangdong
	国家法官学院人力资源部副部长
5	傅悦余
	Mr. Fu Yueyu
	最高人民法院司法行政装备管理局处长 法官
6	胡田野
	Mr. Hu Tianye
	国家法官学院民商事教育研究部副教授
7	郝方昉
	Mr. Hao Fangfang
	国家法官学院办公室 講師
8	袁鴻章
	Mr. Yuan Hongzhang
	宁夏回族自治区高级人民法院法官研修学院副教授

～ 国際研修 ～

国際協力人材育成研修（第3回）

国際協力部教官

中 村 憲 一

法務省が初めて法整備支援に関わるようになったのは1994年のことであり、最初の被支援国はベトナムであった。その後、被支援国の数は増加し、また、求められる支援内容も多岐にわたるようになったことから、2001年4月、法務総合研究所に国際協力部が設置された。このように法整備支援の内容が拡大し複雑化する中、法務省が今後も開発途上国に対する法制度整備支援を適切に推進していくためには、これに携わる人材、特に被支援国に派遣されて長期専門家としての業務に従事する人材を育成する必要がある。

その一方で、法整備支援は、法曹関係者や政府関係者、学界においてもなお周知されていないと、法務・検察職員で法整備支援に関心を持つ者でも、その実態を知ることは容易ではない。

そこで、こうした職員を研修員として国際協力部に迎え、法整備支援に関する講義を受けさせた上、開発途上国における法整備支援プロジェクトの現場を直接見聞させるのが、本研修である。

本研修では、研修員が、我が国の法整備支援の実際を理解し、将来長期専門家として活動する場合に必要な法整備支援に関する基礎的知識及び技術を習得することが期待される。

2年前に始まった本研修は、今年で3回目を迎えた。以下、今回の研修の概要及び結果等につき報告する。

第1 研修の概要

1 研修期間

2011年（平成23年）11月9日～22日（移動日等を含む。）

2 研修場所

国内 法務総合研究所国際協力部

（〒553-0003 大阪市福島区福島1丁目1番60号大阪中之島合同庁舎4階）

国外 ベトナム社会主義共和国ハノイ市

3 研修員

国分 貴之（法務省民事局付検事）

荒川 豊（同民事局総務課企画第一係長）

島根 豪（東京地方検察庁検事）

田仲 信介（東京地方検察庁検事）

二ノ丸 恭平（岡山地方検察庁検事）

4 研修内容（研修日程は別添日程表参照）

(1) 国内（11月10日、11日、21日、22日）

① 法整備支援の概要に関する講義

② ベトナム、カンボジア等における法整備支援の概要に関する講義

③ ラオス法整備支援の概要に関する講義

④ 国外研修終了後の研修レポート作成

⑤ 総括質疑応答

(2) ベトナム（11月14日～18日）

① JICA 長期派遣専門家による講義

② JICA ベトナム事務所訪問

③ ベトナム側関係機関訪問・見学

④ ハイフォン市人民裁判所における刑事裁判法廷傍聴等

⑤ バクニン省人民裁判所における刑事手続に関するワーキングセッション

⑥ ハノイ法科大学日本法教育研究センター在学
生に対する日本法講義

第2 研修結果

1 国内での研修前半

(1) 11月10日

午前 講義「ベトナム、カンボジア等における法
整備支援の概要」(松原教官)

日本の法整備支援における国際協力部の関わり方、ベトナム、カンボジア等に対する法整備支援の経緯、これまでの成果などについての講義を実施した。

午後 講義「法務省による法整備支援の概要」(森永教官)

国際協力部の業務、日本の法整備支援の概要等についての講義を実施した。

(2) 11月11日

午前 講義「ラオス法整備支援の概要」(中村)

ラオスに関する基本情報、同国に対する法整備支援の経緯、これまでの成果等についての講義を実施した。

午後 研修員講義準備

ハノイ法科大学日本法教育研究センター在学
生に対する日本法講義の準備を行った。

2 ベトナムでの研修(引率:中村,権瓶統括国際協力専門官)

(1) 11月14日

午前 講義「現地の活動状況」(JICA法・司法制度
改革支援プロジェクト長期派遣専門家・チ
ーフアドバイザー西岡剛氏<検事>)

ハノイ市内のJICA法・司法制度改革支援プロジェクト事務所(以下、単に「プロジェクト事務所」という。)において、西岡チーフアドバイザーから、ベトナム法整備支援プロジェクトの概要、進捗状況、ベトナム法の特徴等について説明を受けた。



<西岡チーフアドバイザーによる講義の様子>

午後① 講義「現地の活動状況」(JICA法・司法制度
改革支援プロジェクト長期派遣専門家
多々良周作氏<裁判官>,水内麻起子氏<弁
護士>)

プロジェクト事務所において、多々良専門家から、ベトナムにおける裁判手続の流れと裁判所組織改編の方向性について、また、水内専門家から、ベトナム弁護士連合会の実情とベトナムの弁護士制度等について、それぞれ説明を受けた。

午後② JICAベトナム事務所訪問

同事務所において、次長である松永正英氏から、ベトナムにおけるJICA事業の概要、法整備支援の位置付け及び実施状況等について説明を受けた。



<JICAベトナム事務所訪問>

(2) 11月15日

午前① 司法省訪問

ハノイ市内にある司法省を訪問し、法・司法制度改革支援プロジェクトのベトナム側総責任者(ディレクター)である同省国際協力局長グエ

ン・カイン・ゴック氏及び同局上席専門官ディン・ビツ・ゴック氏と面談した。

ゴック局長からは、日本による法整備支援の重要性とその課題、日本からの更なる協力を期待することなどについて話があった。



<司法省訪問時>

午前② 講義「ベトナム体験談」(JICA 法・司法制度改革支援プロジェクト業務調整専門家寺本二憲氏)

寺本専門家は、約 20 年前から、断続的にはあるが、JICA のプロジェクトに関与するなどしつつ、ベトナムで生活を送ってきたことから、同専門家から、ベトナム社会の変化等について説明を受けた。

午後 ベトナム弁護士連合会訪問

ハノイ市内にある弁護士連合会事務所を訪問し、同会副会長グエン・ヴァン・タオ氏と面談した。この席において、タオ副会長から、同会の設立経緯や組織、抱える問題に関する話があり、研修員との質疑応答が行われた。



<ベトナム弁護士連合会訪問時>

(3) 11月16日

午前 ハイフォン市人民裁判所における刑事裁判法廷傍聴等

ハイフォン市人民検察院を訪問した後、同市人民裁判所において、殺人被告事件を傍聴した。裁判合議体は、裁判官 2 名及び人民参審員 3 名からなるものであった。

事案は、2006 年 8 月に発生した、多数名による銃砲及び刀剣等を用いた殺人事件であった。被告人以外の共犯者は既に逮捕され有罪判決を受けていたが、被告人は逃亡生活を送った後、2011 年 7 月に逮捕された。

起訴状では、被告人が被害者の肩と腕を刀剣で刺したとされていたが、被告人は、捜査段階及び公判廷でこれを否認していた。しかしながら、公判廷では、共犯者等の証人尋問が行われることはなく、被告人質問が行われたほかは、情状に関して被告人の母親の尋問をするにとどまった。

裁判所は、40 分程度の休廷・評議を経て、公判前に調査していた証拠(共犯者の供述等)に基づき、被告人が刀剣により被害者を刺したものと認め、懲役 13 年の実刑判決を言い渡した。

おそらく評議では、共犯者及び被告人等の供述など各証拠を評価した上で事実認定をしたものと思われるが、言い渡された判決の中では、各証拠に関する評価は明らかにされていない。傍聴後、ハイフォン市人民裁判所を訪問した後、付近のレストランで、同市人民検察院主催の招宴があった。



<ハイフォン市人民検察院訪問時>



＜殺人被告事件を傍聴した法廷＞



＜ハイフォン市人民裁判所訪問時＞

午後 最高人民検察院訪問

ハノイ市内にある最高人民検察院を訪問し、同検察院国際協力局長ル・ティエン氏と面談した。この席において、同局長から、日本の法整備支援を評価する旨及び今後も日本からの更なる支援が行われるよう期待する旨の話があった。



＜最高人民検察院訪問時＞

(4) 11月17日

午前 バクニン省人民裁判所における刑事手続に関するワーキングセッション
同裁判所において、副所長であるファム・ミ

ン・トゥエン氏から、「刑事事件の解決のための刑事手続」という標題で、ベトナムの刑事手続全般に関する説明を受けるとともに、同氏と研修員との間で質疑応答が行われた。その後、付近のレストランで同裁判所主催の招宴があったが、その席には、ハノイ市人民裁判所との交流でベトナムを訪れていたラオス・ビエンチャン市人民裁判所職員も招かれており、研修員は、ベトナムの裁判所職員のみならず、ラオスの裁判所職員と交流する機会を得た。



＜トゥエン副所長による説明時の様子＞

午後 最高人民裁判所訪問

ハノイ市内にある最高人民裁判所を訪問し、同裁判所国際協力局長ゴ・クオン氏及び同局法律専門官チャン・ゴック・タイン氏と面談し、研修員との質疑応答が行われた。



＜最高人民裁判所訪問時＞

(5) 11月18日

午前 ハノイ法科大学内名古屋大学日本法教育研究センターにおける講義実習
ハノイ法科大学及び同大学内に「日本法教育研

究センター」を設置している名古屋大学の取り計らいで、同センターで日本法を学んでいる同大学3年生11名に対し、「日本の司法制度」という標題で研修員による講義を実施した。聴講生はいずれもハノイ法科大学の通常課程に加えて、同センターにおいて日本語と日本法を学んでいる学生である。研修員は、パワーポイントを利用しながら、①日本の司法制度、②刑事事件の捜査・裁判、③民事事件の裁判、④不動産登記制度について日本語で説明し、聴講生からの質疑に応じた。その後、付近の食堂に場所を移し、聴講生らと昼食をともにしながら質疑応答を続けた。



＜日本法教育研究センターにおける講義時＞
午後 資料収集等

3 国内での研修後半

(1) 11月21日

午前 レポート作成

午後 総括質疑応答（松原教官，中村）

本研修で学んだことを基に、仮想国の情報を基にした調査項目・質問票及び協力内容の検討を行った。

(2) 11月22日

午前 総括質疑応答（松原教官，中村）

本研修を振り返り、研修員から、今後の研修において改めるべき点を含め、全般的な感想を聞いた。

午後 解散・研修員帰庁

第3 所感

本研修では、国内で、国際協力部による法整備支援の実情及びベトナム司法制度に関する基礎知識等を学んだ上、ベトナムにおいて、法整備支援を実地に見聞した。

現地では、JICA ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトのカウンターパートであるベトナム司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会のほか、ハイフォン市人民裁判所・検察院、バクニン省人民裁判所を訪問した。各機関が抱える問題はそれぞれ異なるが、多くの機関は、JICA 長期派遣専門家への感謝の念を述べるとともに、現状や課題につき率直に説明し、今後の更なる協力を期待する旨話していた。

JICA 長期派遣専門家がセミナー等で意見を述べる場を研修員が直接目にする機会はなかったが、訪問した際のカウンターパート等の説明から JICA 長期派遣専門家の活動が浮かび上がっていたし、その言葉の端々から、JICA 長期派遣専門家がカウンターパート等から厚い信頼を寄せられ、良好な関係を築いていることがうかがわれ、研修員らにとって大いに参考になったことであろう。

現地に行く前と後とでは、研修員らの法整備支援に対するまなざしは大きく変化したように思われる。自分の目で見るとはいつても、法整備支援の実態をわずかに垣間見る機会しか与えることはできなかったが、それでも、研修員たちは、大いに刺激され、法整備支援に対する関心をますます強めたようである。なお、研修員の感想文を文末に掲載するので、併せてお読みいただきたい。

今回の研修を実施するに当たっては、各方面に御協力いただいた。殊に、西岡チーフアドバイザーを始めとする JICA 法・司法制度改革支援プロジェクト長期派遣専門家の皆様には大変お世話になった。この場を借りて心から感謝申し上げたい。

平成23年度国際協力人材育成研修日程表

〔教官：松原教官，中村教官 事務担当：権瓶統括専門官，石原主任専門官，石井専門官〕

月 日	曜	午前	午後	備考
11 / 木 10		講義 「ベトナム法整備支援の概要」 松原教官 国際協力部	講義 「法務省による法整備支援の概要」 森永教官 国際協力部	大阪
11 / 金 11		講義 「ラオス法整備支援の概要」 中村教官 国際協力部	海外研修オリエンテーション 研修生講義準備 国際協力部	大阪
11 / 土 12				大阪
11 / 日 13			オリエンテーション 法・司法制度改革支援プロジェクト事務所	ハノイ
11 / 月 14		講義 現地の活動状況 長期専門家 法・司法制度改革支援プロジェクト事務所	訪問 JICAベトナム事務所表敬(所長、次長)	ハノイ
11 / 火 15		訪問 司法省表敬訪問	訪問 ベトナム弁護士連合会表敬訪問	ハノイ
11 / 水 16		訪問 ハイフォン市人民裁判所(刑事裁判法廷傍聴)及び同検察院表敬訪問	訪問 最高人民検察院表敬訪問	ハノイ
11 / 木 17		訪問 バクニン省人民裁判所(刑事手続きに関するワーキングセッション)	訪問 最高人民裁判所表敬訪問	ハノイ
11 / 金 18		実習 研修生講義 ハノイ法科大学日本法教育研究センター	資料整理 法・司法制度改革支援プロジェクト事務所	ハノイ
11 / 土 19		HAN 00:30 - VN330 - 06:40 KIX	資料整理・レポート作成	大阪
11 / 日 20				大阪
11 / 月 21		レポート提出・総括質疑応答 松原教官・中村教官 国際協力部	総括質疑応答 松原・中村 国際協力部	大阪
11 / 火 22		総括質疑応答 松原教官・中村教官 国際協力部	閉講式	

国際協力人材育成研修報告書

法務省民事局付
国分 貴之

第1 はじめに

平成23年11月10日から同月22日までの間、法務総合研究所国際協力部が実施する国際協力人材育成研修に参加した。当該研修は、法務省が行っている開発途上国に対する法制度整備支援活動（以下「法整備支援」という。）を推進していくために、これに携わる人材を育成するため、将来被支援国に派遣される長期専門家として活動する場合に必要な法整備支援に関する知識及び技術を習得することを目的としている。

本報告は、当該研修の内容及び当該研修に参加して感じたことを報告するものである。なお、本報告中、ベトナムの法制度に関しては、筆者の認識が十分でないことから正確なものではない可能性があることをあらかじめお断りしておきたい。

第2 研修の内容

1 国内研修について

国外研修の前に、大阪にある法務総合研究所国際協力部において、「法務省による法整備支援の概要」、 「ベトナム法整備支援の概要」及び「ラオス法整備支援の概要」についての講義を受けた。日本の法整備支援の歴史から、その内容及び特徴、現在法整備支援を行っている各国の法制度や日本との違いなど、現地を訪問する前に必要な知識について、幅広い内容の講義を受けた。

2 国外研修について

国外研修として、ベトナム社会主義共和国ハノイ市を訪れ、現地の法・司法制度改革支援プロジェクト事務所の長期専門家の講義を受けた上で、JICAベトナム事務所並びにカウンターパートであるベトナム司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びベトナム弁護士連合会に対する表敬訪問のほか、ハイフォン市人民裁判所における刑事裁判法廷傍聴（同市人民検察院

への訪問を含む。）及びバクニン省人民裁判所における刑事手続に関するワーキングセッションへの参加、ハノイ法科大学日本法教育研究センターにおける日本の司法制度についての講義を行った。

第3 所感

ここでは、本研修のうち、とくに印象に残った点について、触れておきたい。

1 刑事裁判傍聴と刑事手続に関するワーキングセッションについて

現在の法整備支援のプロジェクトとして、バクニン省及びハイフォン市をパイロット地区として、裁判実務の改善による人材育成プロジェクトを行っており、ハイフォン市人民裁判所において、刑事裁判を傍聴した上で、バクニン省人民裁判所において、ベトナムの刑事手続に関する説明を受け、質問をさせていただく機会を得た。ベトナムの刑事裁判を実際にこの目で見る事ができた上に、そこで感じた疑問点を質問することができたため、ベトナムの刑事裁判に関する理解を深めることができ、大変有意義な経験であった。

ベトナムの刑事裁判は、裁判所による職権主義であり、有罪にする場合も無罪にする場合も、最終的には、裁判所に事案の真相を解明する責務があるようである。また、裁判体は、常に合議体であり、軽微な事案については裁判官1名と参審員2名の合計3名、重大事件については裁判官2名と参審員3名の合計5名によることとなっており、本研修で傍聴した事案は、殺人（未遂）事件であり、5名による合議体で行われていた。

本研修で傍聴した事案は、共犯事件であり、共犯者の事件は先行して有罪判決がされているが、被告人は、犯行態様の一部を否認しており、被告人が被害者を剣で刺したかどうか争いになっていた（ただし、いず

れにせよ、共謀は認定できるものと思われる。) 。しかし、共犯者の事件が先行して有罪判決がされていることから、被害者、証人及び共犯者が出廷して尋問されることなく審理が行われ、終結して、40分程度の評議の後、起訴状どおりの判決が言い渡された。日本においては、このような場合であっても、被害者や共犯者の尋問をすることなく、判決をすることはないと思われるが、既に先行して行われた事件における尋問の調書等本件において提出されている証拠などの一件記録により、裁判所において、起訴状どおりの事実を十分認定することができたのであろうと思われる。おそらく、真実は、裁判所が認定したとおりののであろうと思われるが、制度の違いを強く感じさせる一場面であった。

2 ベトナムの弁護士制度について

ベトナムの弁護士法は、2006年に成立し、ベトナム弁護士連合会の設立も2009年であることから、制度としてまだ歴史が浅く、また、弁護士(「律師」といわれている。)の他に法律専門家として「律家」というものがあり、弁護士の独占業務が少ない(弁護士以外の者も法廷に立つことができる。)ことから、弁護士の収入問題、結果として、弁護士過疎の問題(ハノイ、ホーチミン市への弁護士の集中により、地方においては弁護士が少なく、弁護士会のない省もあるとのことである。)が生じているとのことであった。

上記1の刑事裁判傍聴でも感じたことであるが、ベトナムの刑事裁判においては、弁護士の役割が十分に活かされていないように感じられた。真相の解明を最終的な目的として、裁判所による職権主義を採用しているとしても、弁護士を活用し、被告人の言い分を十分に把握した上で裁判を行うことは、職権主義を前提としても、より適切な刑事裁判が実現できるのではないかとと思われる。ベトナムの刑事裁判においては、裁判官が事件記録を検討した上で、十分な証拠があると判断した場合に、公判が開始されることになっているが、弁護士を活用することにより、公判を開始する前に、争点を明確化することもできるのではないかとと思

われ、公判開始後に新たな事実が判明して、再捜査が必要になるようなこともなくなるのではないかと思われた(ベトナムでは、公判開始後に、新たな事実が判明したときは、公判を停止し、再捜査をすることができるとのことである。)

現在、法整備支援として、弁護士過疎対策にも取り組んでいるとのことであるが、刑事裁判以外でも、弁護士の役割は重要であり、弁護士人口の増加と弁護士過疎の改善は、非常に重要なテーマだと思われる。日本においても、弁護士過疎の問題が十分に解消されているとは言い難く、困難な問題ではあるが、ベトナムにおける弁護士過疎の問題に対しても、法整備支援を行うことは、単に法令の起草支援のみならず、制定された法令が、幅広く市民に利用されるものにつながるという点で、これからの法整備支援として重要なものであることを強く感じさせられた。

3 ハノイ法科大学における講義について

ハノイ法科大学日本法教育研究センターにおいて、日本法を勉強する大学3年生(1, 2年次に日本語を学習している。)に対し、日本の司法制度について、日本語で講義を行った。私は、日本の民事訴訟について担当し、民事訴訟とは何か、民事訴訟の基本的な考え方をできるだけ簡単に説明しようと試みたが、残念ながらうまく伝えることはできなかった。日本語と異なる言語を母国語とする者との間のコミュニケーションは、ただでさえ難しいが、とりわけ法律用語や法律の背景にある考え方については、その説明をすることの難しさを痛感した。現地の長期専門家は、英語だけではなく、ベトナム語をも駆使して、カウンターパートとのコミュニケーションを図っているのを見て、大変な努力をされているものと思い、改めて法整備支援という活動が、簡単なものではない地道な努力の積み重ねであることを実感することができた。

なお、私のつたない説明能力にもかかわらず、学生の講義を聴く姿勢は熱心であり、多くの質問がされ(残念ながら、民事訴訟に関する質問は、「よく分からなかったなので、もっと分かりやすく説明してほしい。」

というものしかなかったが。)、我々がなかなか答えられないような鋭い質問もあった。中には、将来、弁護士になりたいという学生もおり、この研修の中で、日本の司法制度について、ベトナムの学生に講義をするという機会を得たことは、ベトナムの将来の法律家育成の一端に触れることができたような気がして、良い経験となったと感じられたとともに、自分自身の能力向上もしなければならないと思う契機ともなった。

4 日本の法整備支援の位置付けについて

国際協力部の教官及び長期専門家から受けた講義の中で、特に印象に残っているのが、日本の法整備支援の特徴として、日本の法制度を押し付けるようなことは決してせず、相手国の関係者とよく話し合いをしながら、相手国の実情に合った法律や制度を共に構築していくことが重要であるとの話であった。本研修に参加する前は、一般的な円借款によるインフラ整備事業について、日本企業が当該事業を落札するようなものであるように、日本のODAである以上、法整備支援についても、日本の国益に沿うことが重要ではないかと考えていたが、法制度について持続性のあるものとするためには、その前提として相手国の自主性が重要であり、相手国のシステムで行わない押し付けの支援は失敗するとの話を聞き、真に相手国の需要に応じたものでなければ意味がないことを考えさせられた。また、長期専門家の講義の中で、どんな法律であっても、しっかりと整備されたものであれば、取引の安定につながることであり、たとえ、日本と同じ制度でなくても、メリットがあるものであり、また、日本人の専門家が関与することにより、その問題点も理解することができるという点にもメリットがあるという話を聞いて、「国益」を前面に押し出すような支援ではないものの、結果としては、日本の企業が安心して投資や取引をすることができることにつながるものであり、やはり、法整備支援により、相手国において、取引の基本となる法令が制定され、制定されたその法令が制度として定着し、運用されるようになるということは、日本にとっても必要かつ重要な施策であると思われた。

また、JICA ベトナム事務所を訪問した際に、次長からベトナムにおける JICA 事業の概要について説明を受けた中でも、法整備支援については、成功したプロジェクトの一つとして評価されているとの話があった。確かに、JICA が ODA で行っている他の事業、例えば、橋や道路の建設のようなインフラ整備事業とは異なり、法整備支援は、形として見えにくい事業である。それにもかかわらず、ベトナムにおける法整備支援が 1996 年の開始から現在まで続き、高く評価されていることも、押し付けをしない法整備支援の重要性を示すものであろう。実際、各カウンターパートを表敬訪問した際には、我々のような研修生の訪問であるにもかかわらず、非常に歓迎されるとともに、今までの日本の法整備支援への高い評価のみならず、今後の法整備支援に対する期待も述べられており、現地の長期専門家を始めとする日本の法整備支援プロジェクトへの信頼を感じることができた。これも 15 年前から現在まで、現地の長期専門家が相手国の関係者との間で非常に濃密な信頼関係を築いてきた証であり、押し付けをしない日本の法整備支援に対する期待の大きさを身をもって感じることもできたものといえる。

第4 最後に

私は、現在、法務省民事局において、不動産登記制度を担当していることから、カンボジア法制度整備プロジェクトに係る不動産登記実務アドバイザーグループの委員を委嘱されており、従前から、現地の長期専門家が大変な苦勞をして法整備支援活動を行っていることを感じていたが、本研修に参加したことにより、長期専門家の現地での活動を目の当たりにして、法整備支援に係るプロジェクトを遂行するに当たっては、相手国の関係者との信頼関係の構築が非常に重要であり、そのために惜しめない努力をされていること、そして、そのことが日本の法整備支援に対する相手国からの信頼と期待として表れていることを実感した。

本研修に参加したことにより、本研修の目的の一つである法整備支援に関する「技術」まで習得できたとは思わないが、法整備支援に関する知識は多少なりと

も得ることができ、そして何より法整備支援への「思い」は格段に増した。私にできることは限られていると思うが、まずは、カンボジアの不動産登記に関する法令の制定のために、現地の長期専門家に積極的に協力していくとともに、今後も、法整備支援に関与してまいりたい。

本研修に当たり、国際協力部の教官及び専門官並びに現地の法・司法制度改革支援プロジェクト事務所の長期専門家を始めとするスタッフの皆さまに、大変お世話になった。この場を借りて、感謝の意を表したい。とりわけ、法・司法制度改革支援プロジェクト事務所のチーフアドバイザーである西岡専門家には、各カウンターパートとの調整のみならず、本研修が充実したものとなるよう様々な配慮をしていただき、非常に有意義な研修を受けることができた。西岡専門家の現地での活躍ぶりに敬意を表するとともに、深く感謝して、本報告を終わらせていただきたい。XIN CAM ON！本当にありがとうございました。

国際協力人材育成研修に参加して

法務省民事局総務課企画第一係長
荒川 豊

1 はじめに

私は、平成23年11月10日から同月22日までの日程で実施された国際協力人材育成研修に参加した。

この研修では、法務総合研究所国際協力部において法整備支援に関する講義を受けた後、実際にベトナムを訪れ、法整備支援の現場に触れることにより、日本の法整備支援について深く理解することが可能となっている。

11月10日から同月11日の国内研修においては、松原教官から「ベトナム法整備支援の概要」、森永教官から「法務省による法整備支援の概要」、中村教官から「ラオス法整備支援の概要」の講義があり、日本が法整備支援を行っている各国の法制度やプロジェクトの概要等について、非常にわかりやすく教えていただいた。

国外研修については、以下、若干の感想を交えながら、その具体的な内容を述べることにしたい。

2 現地の活動状況に関する講義

11月14日は、ハノイ市内にあるJICA法・司法制度改革支援プロジェクト事務所において、西岡チーフアドバイザーから、ベトナム法整備支援プロジェクトにおける現地の活動状況について説明をしていただいた。

特に印象的であったのは、これまで上から下というイメージを持っていた法整備支援について、「支援」(support)ではなく、「協力」(cooperate)という気持ちで取り組んでいるというお話であった。ベトナムの人たちの能力は高く、ベトナムの法律について十分理解し、その問題点も把握しているため、「支援」という気持ちで、単に日本の考え方を持ち込むだけでは役に立たず、ベトナムにとって真に必要な「協力」を行

うためには、逆に、長期専門家自身が日本の制度を深く理解し、自らの能力を向上させていく必要があるということであった。

ベトナムの人たちの考えを尊重し、ベトナムの法制度が自立的に発展していくことができるように、ベトナムの人たちが自分たちの国に合った法律を、自分たちの手で作り、自分たちの手で根付かせていくことができる状態を作り上げることこそが望まれているということは、言われてみれば当たり前のことであるが、新たな発見であった。

もちろん、ベトナムでは、法体系のシステムが確立されておらず、例えば物上代位のように、法律で認められていない制度を政令などの下位規範で認めたり、省庁間で法律に矛盾が生じていたり、日本と比べると未成熟な面もあるということであった。この点では、明治時代に日本の法制度を整備し、精緻な法体系を作り上げていった先人の偉大さを改めて実感したところである。

また、ベトナムでは、取引の安全よりも真の権利者の保護が重視されており、表見代理が認められていないということであった。円滑な経済活動の支障とならないよう、取引の安全を重視し、本来の規定よりも拡大して表見代理を認めている日本とは大きく異なる考え方であり、とても新鮮であった。

さらに、ベトナムでは、物権と債権という区別もなく、保証契約と抵当権設定契約のいずれが優先するかということが議論になるという話であった。保証は、あくまでも人的担保であり、物的担保である抵当権に優先するということを考えたこともなかったもので、非常に驚いた。

日本において、政策的な配慮から貸借権の物権化が認められていることと対比して考えると、ベトナムの

保証契約は物権化しており、保証人の全財産に対して優先権を有する新たな担保物権と捉えることができるのではないかと、仮にそうだとすると、その政策目的として背景にあるものは何かなど、いろいろなことを想像することができ、とても興味深い内容であった。

西岡チーフアドバイザーの説明からは、全体を通して、まさに日本の国を代表して、ベトナムで法整備支援の活動を行っているという強い気概が伝わってきて、非常に魅力的な仕事であることを実感することができた。

3 司法省及びベトナム弁護士連合会の訪問

11月15日の午前、ベトナム司法省を訪問し、国際協力局の局長から、現在のベトナムにおける法整備の状況について説明をしていただいた。

その説明によると、今後5年間で120～130本もの法律を制定する予定となっており、外国の法律による事例研究などを行っているところ、特に、同じアジアで、文化的な共通点も多い日本の法律は新しく法案を起草する際に参考とする必要性が高く、日本からの法整備支援は非常に重要なものということであった。

また、法律が制定されたとしても、それを実際に運用していくためには法律を実施する機関の能力を向上させる必要があり、各地方の人材育成も支援していきたいということで、様々な場面で日本の法整備支援が期待されているという実情を感じることができた。

11月15日の午後は、ベトナム弁護士連合会（VBF）を訪問し、副委員長から現在のベトナムにおける弁護士の状況について説明があった後、意見交換をする機会を与えていただいた。

その説明の中で、現在、約6割の弁護士登録がハノイとホーチミン市に集中しているところ、ベトナムでは、登録した地域以外でも弁護士事務所の開設が可能となっていることから、実際には弁護士過疎がより深刻な状態になっているのではないかと危惧されていた。

このような弁護士過疎の対策のためには、国からの

支援を求めるだけでなく、VBF自身も相互扶助的な仕組みを構築していく必要があると感じた。しかしながら、VBFは2009年5月に設立されたばかりということで、まだ組織としての信頼度が高まっておらず、現在は会費の徴収にも苦労しているということであり、その実現には長い時間を要するとの印象を受けた。

また、ベトナムでは、日本と異なり、弁護士以外の者であっても、法律専門家として弁護士と同様の活動を行うことが禁止されていない制度となっているということであり、このように前提が全く異なる中で、日本としてどのような支援ができるのかは非常に難しい問題であると感じた。

4 ハイフォン市人民裁判所における刑事裁判の傍聴

11月16日は、人材育成のパイロット地区であるハイフォン市の人民裁判所において、刑事裁判を傍聴した。

日本の刑事裁判との違いを実際に見ることができ、ベトナムの刑事裁判に対する理解を深めることができたのは、得難い経験であったと思う。

私の印象に残った相違点としては、①検察官が裁判官と並んで壇上に座っていたこと、②被告人が法廷で身体を拘束されたままであったこと、③被告人への尋問を裁判官が中心に行っていたこと、④裁判官が事前に記録を調べた上で被告人への尋問を行っていたこと、⑤被告人の母親が傍聴席で尋問を受けていたこと、⑥その尋問の際に被告人の母親が宣誓を行っていなかったこと、⑦先に確定した共犯者の判決結果に基づき被告人の関与を認定していたが、共犯者の証人尋問を行っていなかったこと、⑧第1回の公判期日において判決宣告までを午前中の間に行っていたことなどであった。

5 バクニン省人民裁判所における刑事手続に関するワーキングセッション

11月17日は、人材育成のパイロット地区であるバクニン省の人民裁判所を訪問した。同裁判所では、副長官からベトナムの刑事裁判手続について説明があった

後、意見交換をする機会を与えていただいた。

前日のハイフォン市における刑事裁判の傍聴において、ベトナムと日本の刑事裁判の違いを目の当たりにした後であったため、副長官の説明は非常に理解しやすかった。その中で、私が非常に気になったのは、ベトナムでは、刑事責任を追及する時効とは別に、刑事事件を捜査する期間に制限が設けられているという点であり、意見交換の際には、その趣旨について質問させていただいた。

副長官からは、時効は犯罪者が発見されない場合の問題であり、捜査期間の制限は犯罪者が発見された後の問題であるという一般論の説明があった後、ご自身の考えとして、①捜査期間が制限されていることによって、捜査機関がより責任感を持って業務を行うことになるという点、②被疑者が真犯人であっても心理的に早く捜査を終えてほしいと考えるはずであり、真犯人でなければ、当然に速やかに疑いを晴らしてほしいと考えることから、いずれにしても捜査期間の制限が市民の権利を守ることにつながるという点を挙げられていた。

私の印象としては、ベトナムでは、被疑者の不安定な地位に配慮して捜査期間に制限を設ける一方で、捜査期間の制限によって真相の究明が遠ざからないよう、その後の手続において検察院や裁判所が補充捜査を求める権限を担保することでバランスをとっているのではないかと感じたところである。

また、ワーキングセッションの後、西岡チーフアドバイザーから、ベトナムにおける被疑者の「立件」(khoi to) は、漢字に当てはめると「起訴」であり、まさに訴訟手続が開始されたという意味合いを持つため、日本人が考える立件とは意味が異なり、手続の重さも変わってくるという趣旨の説明があった。これは、外国の裁判手続について理解する場合、日本と同じ手続として訳されていたとしても、その実質的な内容が異なることがあり、それが手続全体を理解する上で大きな影響を与えるという具体例の一つとして、非常に印象深かった。

6 ハノイ法科大学日本法教育研究センターにおける講義

11月18日は、私たち研修員が、ハノイ法科大学日本法教育研究センターにおいて、日本法を学ぶ学生に対し、日本語で講義を行った。講義の内容は、「日本の司法制度」と題して、日本の司法制度全般の説明を行った後、刑事事件の捜査、刑事事件の裁判、民事事件の裁判、不動産登記制度といった各研修員の仕事に関わる制度の内容を説明するものであった。

私は、不動産登記制度の内容を説明したが、日本語を学び始めて約2年の学生を相手にするということ、できる限り分かりやすく説明するようにと考えていたにもかかわらず、説明したいと思う内容がなかなか伝わらず、焦って早口になってしまい、更に内容が伝わらないという悪循環に陥り、全く満足できる内容ではなかった。講義後、学生からも「難しかった。」との指摘を多く受けたところであり、分かりやすく説明するためには、説明の情報量を半分にして、倍の時間をかけて説明するくらいでなければならなかったと反省している。

日本語を勉強している学生に対して日本語で説明する場合でさえ、日本の法制度の内容を伝えることにこれだけの苦労があるとわかったのは、非常に良い経験となった。このような経験と比べるのはおこがましいが、日本の法制度を正確に伝える必要があり、しかも、簡単に情報量を削るわけにもいかないという法整備支援の中で、長期専門家の方々が日本の法制度の内容を分かりやすく正確に伝えるために払われている努力の偉大さについて実感することができた。

また、講義後の質疑応答においては、裁判員の参加する事件が限定されている趣旨に関する質問や、裁判員全員が有罪であっても、裁判官全員が無罪であれば、被告人を有罪とはできないとされている点について、裁判員を参加させている意味がないのではないかとといった裁判員制度の根幹に関わる鋭い質問もあり、日本の法制度に対する関心の高さを感じるとともに、自身自身の現行の法制度に対する理解の甘さも感じる一日

となった。

なお、講義後に話をした学生の中には、「不動産登記制度の話は難しかったが、今後、ベトナムにおいても不動産登記法が制定される予定であり、その研究をしたいと考えている。」という学生もおり、このような若い学生たちの中から新しい法制度を運用する担い手が育まれていき、日本からの支援により導入された法制度が真にベトナムに定着していくことにつながっていくのではないかと期待を持つことができた。

7 おわりに

法律は言葉が命であり、僅かな言葉の違いで全く別の話になってしまうことも往々にしてある。このような法律という繊細なものを言葉が異なる国に対して正確に伝えることがどれほど難しく、多大な努力を要することかは、この研修の様々な場面で実感することができた。

私自身は、今回の研修で簡単な意見交換をただけであるが、通訳に頼らざるを得ないことにより、自分の意図がどこまで伝わっているのか、相手方の真意がどこにあるのかが明確に捉えられず、コミュニケーションにおいて微妙なニュアンスが自分自身で感じられないことのもどかしさを強く感じた。法整備支援活動において有能な通訳を確保することの重要性を感じるとともに、現地の言葉に可能な限り精通することが必要であると実感したところであり、それを実践されている長期専門家の偉大さには尊敬の念を抱いた。

また、国家の基本的な仕組みも、歴史や国民性も日本とは異なる国である以上、日本で常識とされている考え方が受け入れられないこともあるが、その場合でも、一方的に日本の考え方を受け入れさせるのではなく、日本の考え方を丁寧に説明しながら、ベトナム自身が納得できる考え方を見いだしていく中で、お互いの信頼関係が醸成されていることは、法整備支援活動の現場を訪問させていただくことで実感することができた。

今回の研修の各訪問先において、日本の法整備支援

に対するベトナム側の深い信頼を感じる事ができた背景には、このような長期専門家の方々の地道な努力があるのだと思った。

最後になったが、今回の研修は、私にとって、これまでに経験したことがない貴重な経験であり、多忙な業務の中にもかかわらず、このような場を提供し、温かく迎えてくださった、西岡チーフアドバイザーを始めとする長期専門家の方々、現地事務所のスタッフの方々に深く感謝申し上げたい。

国際協力人材育成研修を終えて

東京地方検察庁検事
島根 豪

第1 はじめに

平成23年11月10日から同月22日までの間、法務総合研究所国際協力部及びベトナム社会主義共和国において実施された国際協力人材育成研修に参加する機会を得ました。

今回の研修を受ける以前から、海外の法整備に協力する制度があることについては、先輩検事2名がそれぞれベトナムとカンボジアに長期滞在して働いてきたことを聞き、知っていました。

ただ、その活動の具体的内容については、特段の知識はなく、「法律を作る際に相談に乗るのだろう。」という漠然としたイメージを持っていただけでした。

しかし、今回の研修に参加したことで、ベトナムの法制度等の現状や人々の考え方、それらに対してどのような体制、姿勢で法整備への協力を臨んでいるのか、また具体的な活動内容やその意味の一端を実感し、理解することができました。

今回の研修を通じて、法整備への協力について私を感じたことを以下に述べたいと思います。

なお、以下に私が触れるベトナムの法制度等については、いずれも、全くベトナムの法制度に関する知識を有していなかった私が、法総研国際協力部教官からの講義、ベトナムの表敬訪問先司法関係者との交流、ハイフォン市での刑事裁判傍聴、バクニン省人民裁判所での刑事手続に関するワーキングセッション、日本からの長期専門家及び業務調整員からの講義といった、いずれも貴重な本研修を通じて得たものであること、そして内容の不正確さについては、ひとえに私の理解の不十分さによるものであることを申し添えます。

第2 相手国の実情に合った協力

1 理念

「法律や制度を押し付けるのではなく、相手国の実情に

合った法律や制度を共に考える手法こそが、持続的に相手国に根付く協力となる。」

ベトナムは、社会主義国家で土地の所有が認められていないこと、職権主義の裁判制度を採用していることなど、日本とは大きな相違があります。

そのような相違のある国に、日本の法律や制度をそのまま持ち込んだところで、上手く機能するとは限りませんし、このことは、ベトナムに赴く前から理解していたつもりでした。

2 「実情」

しかし、実際にベトナムに行き、その「相手国の実情」というものが、いかに手強いものであるかを痛感しました。

(1) 私が感じた中で、最も手強い「実情」は、ベトナム国民の「話し合いの文化」「譲り合いの精神」でした。

ア ベトナムでは、独立やその後の過程の中でホー・チ・ミン氏が一時期集中的に権力を把握したことがあったものの、その後は1人の人物が権力を集中的に把握したことはなく、数人に権力が分散された上、相互の話し合いによって権力が行使されており、この「話し合いによって決める」方針は、国民の尊敬を現在に至るまで集めているホー・チ・ミン氏の希望に基づきます。

ハノイには、ホー・チ・ミン氏の遺体を安置している立派な廟が設けられ、国家機関はその廟の周辺を取り巻くように建設され、ベトナム通貨ドン紙幣にもすべて同氏の肖像が描かれており、同氏に対する尊敬の高さが感じられました。

その同氏の希望が長年守られていることから、「話し合いの文化」がベトナム国民全体に行き渡っていることが容易に想像できました。

イ また、悪名高いベトナムの交通事情から、「譲り合

いの精神」を感じました。噂に聞いていたとおり、ハノイの街中では、自動車及びバイクが相互に接近し、クラクションを鳴らし合い、信号を守ったり無視したりしながら走行し、横断歩行者は自動車やバイクの流れの中に突っ込み、その間を縫うように道路を横断していました。

最初に見た時には、こんな無茶苦茶な交通状態では交通事故が多発しているに違いない、と確信していました。

しかし、それは誤りでした。

ハノイで数日間を過ごし、自分自身が自動車で移動し道路を横断する中で、この交通状態は、自動車もバイクも歩行者も、みんながお互いに譲り合いながら秩序を保っているのだ、と実感しました。

実際には、自動車もバイクも決して高速ではなく、むしろ、かなり低速で少しずつ走行しています。

そして、自動車もバイクも、横断歩行者の動きをよく見ながら歩行者を上手く避けるのです。

頻繁にクラクションを鳴らすのも、周囲を威嚇するためではなく、死角にいる自分の存在を念のため相手に伝えるために鳴らしているようでした。

もちろん、中には強引に突っ込むバイクや自動車もありましたが、その数は本当に僅かでした。

むしろ、自動車で右車線から左折する際、反対車線がどんなに混雑していても、お互いに少しずつ譲り合いながら、さほど時間もかからず曲がりきる様子は見事なものでした。

このように、ベトナム国民が、お互いに「譲り合う」ことを当然のこととして行動しているのを感じましたし、「譲り合いの精神」をみんなが持っていることを前提として、政治において「話し合いの文化」が長い間維持されてきたのだらうと感じました。

ウ ベトナムの司法制度や司法関係者との交流からも、端々に「話し合いの文化」「譲り合いの精神」を感じました。

ベトナムでは憲法上の要請として、裁判官が単独で裁判を行うことは認められず、参審員を含めた複

数人で裁判をすることが義務付けられ、「話し合いの文化」を実現しています。

さらに、裁判所の判決が法的効力を生じ、日本でいう判決確定に近い状態となった後であっても、法律の適用について再検討を求める不服申立が可能であり、実際にこの制度が相当活用されていることも、相互に納得の行く結論が最も望ましいという「話し合いの文化」「譲り合いの精神」の現れと思われま

す。また、ハイフォン市で殺人事件の刑事裁判を傍聴しました。

詳細は省略しますが、9人の若者が、夜間、2人の若者を銃や剣で襲った事件で、うち8名が既に殺人で有罪判決を受けており、本件は、約5年間の逃亡の末に捕まった被告人1名についての刑事裁判でした。

被告人が被害者を剣で刺したとして起訴されており、被告人は、被害者を直接傷つける行為は一切していない旨主張していたものの、事前に「リベンジする」という話し合いをしたことは認め、「悪いことをした。」と繰り返す述べ、殺人罪が成立することを素直に認めていました。

日本で同様の刑事裁判があれば、被告人、弁護士側から相当強力な弁解が予想される事案であり、この被告人が、どのような考えであったのか知る術はありませんが、私には、「話し合っ

たことである以上、責任を問われても仕方がない。」と考

えているように感じられました。また、民事裁判では、当事者が裁判所に出頭してこない

と裁判が先送りにされるため、傍聴しようとしても予定通りに開廷される民事裁判を特定するのがそもそも困難だということです。これも、不出頭による不利益を負わせることで民事裁判を打ち切るのではなく、話し合いを継続しようとする姿勢の現れのように思われました。

そのほか、研修で、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院に表敬訪問し、司法関係者のお話をうかがう機会がありました。

その中で、「民事執行はベトナムの弱いところと思

う。」という話があった際に、相当高い地位の司法関係者が、「市民の意識も大事である。きちんと意識していれば、執行を強制されなくても、自分で履行することができるし、それが大切である。」と言われ、民事紛争の末の執行段階においてまで、任意の履行を期待されていたのが印象的でした。

司法関係者にまで、「譲り合いの精神」を根底とする思考があることを実感しました。

(2) しかし、法整備においては、この「話し合いの文化」「譲り合いの精神」というベトナムの「実情」は、相当手強い存在であることは容易に察しがつきます。

そもそも法とは、最終的には国家の強制力による実現が担保された社会規範です。

そして、ベトナムで法整備が進められるのは、2020年を目標とし、工業化した現代的社会を目指すためである旨、司法関係者から話がありました。

年5～7パーセントという現在の急速な経済的発展をさらに進めるとともに、ベトナム国内のみならず、海外からも、投資や市場プレイヤーの参加を積極的に受け入れ、その受け皿となる法整備を進めているものと思われます。

しかし、海外の投資家や市場プレイヤーは、当然ながら、ベトナムの「実情」である「話し合いの文化」「譲り合いの精神」を前提とした経済活動をするとは限りません。

むしろ、これらを前提としないで経済活動を行う可能性の方が極めて高いはずです。

例えば、日本の法制度は、「話し合いの文化」「譲り合いの精神」を前提としない経済活動にも対応することを想定して構築されていることと思います。

しかし、ベトナムでは、長年、「話し合いの文化」「譲り合いの精神」を前提として法律が定められ、例えば、裁判官と参審員の複数による手厚い裁判が行われ、判決が法的効力を生じた後も不服申立が可能な制度を採用してきました。

これを、原則として裁判官が1人で裁判を行い、紛争解決のため、話し合いを適宜打ち切り判決を下

し、早急にその効力を確定させ、強制力を持って執行できる法制度を導入することは、法整備の進行としてはとても合理的ですが、やはりベトナムの「実情」や、ベトナム国民の感覚、常識としては、受け入れることはそれほど容易ではないだろうと思われます。

ベトナムの法整備への協力は、既に約15年の歴史があると聞いていますが、開始当初のベトナムの「実情」は相当に手強いものだったろうと思いますし、現在でも、このベトナムの「実情」は、かなり手強いものだと痛感しました。

3 その他

その他にも、法整備への協力については、以下のような様々な乗り越えるべき事情があることを感じました。

(1) 求められる協力の高度化

ベトナムでは、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院などにおいて、担当部署間の異動はあまりないようです。

局長クラスになれば他の担当部署への異動もあるようですが、それまでは同一部署において継続的に業務を担当しているようで、早急に法整備を進める上では効率的でしょうし、実際にその成果も上がっているようです。

そしてその結果、ベトナム側から求められる協力の内容についても、より幅広く、かつ高度なものになっているようです。

現在協力中の法律草案起草に限っても、改正民法、不動産登記法、担保取引登録法、改正民事訴訟法、改正裁判所組織法、改正刑事訴訟法、改正検察院組織法があり、その他の協力も含めて、現在のフェーズ期間である4年で達成すべき内容は膨大です。

しかも、ベトナムの司法関係者からは、今後5年間で120～130件の法律成立を進めていて、基本法以外の立法も極めて重要であると認識しており、積極的に立法を進めていきたいし、これらの法整備への協力も期待している旨の話がありました。

(2) 人材育成について

ハイフォン市で傍聴した刑事裁判の裁判官と参審員は、それぞれが被告人に対して一生懸命説教をされ、若くして家族を顧みず夜間友人と遊興し、あげくに事件を起こした被告人を厳しく叱責しておられました。

被告人も、それに対して素直に反省の弁を述べており、ベトナム国民が、基本的に穏和で争いを好まない気質を持っているのだらうと感じられました。

「話し合いの文化」「譲り合いの精神」も、やはり争いを避けるためのものと思われる。

また、司法関係者との懇談の場でも、大変親しげで、積極的に仲良くなるろうと働きかけてくださるベトナムの方の気質に何度も接しました。

このようなベトナムの方々の気質を考えると、必要な法を整備した後も、その法律を厳格に適用する人材を全国的に育成することは、一朝一夕にはいかず、相当時間を要するのではないかと感じます。

特に、各地の裁判所、検察院の司法関係者は、概ね地元の職場に勤務を続け、他の地域への異動はあまりないと聞きました。

南北に細長く、北部に首都ハノイが位置するベトナムの地形も併せ考えると、人材育成の際に地域間で格差が生じやすく、この点も人材育成の際に上手く対応する必要があるように思います。

(3) 弁護士過疎について

ベトナムでは、弁護士がハノイ、ホーチミンに集中し、地方では弁護士過疎が著しく、ベトナム国民の司法へのアクセスを充実する必要性が高いということです。

さらに、弁護士とは別に、「律家」という法的な相談を受ける方が弁護士の数倍おり、しかも「律家」の方が弁護士よりも歴史が長いものの、「律家」の資格要件についてはやや曖昧な状態のようです。

法整備が進めば、法的な知識や技術もより専門化し、専門的な法教育を受けた弁護士需要の増加が見込まれ、その資格を限定する必要もあると思われる。

現在は曖昧と思われる弁護士と「律家」の業務内容

の峻別も必要でしょう。

しかし、これは、長い歴史を持つ「律家」の存在意義や業務を削り、奪うことにもなりかねず、その調整はやはり重要な課題と思われます。

第3 最後に

以上、研修を通じて感じたことを、つれづれと書いてきました。

法整備への協力の際に乗り越えるべき様々な事情を書き連ねましたが、私自身は、決して法整備への協力について消極的な印象を持っている訳ではありません。

むしろ、長期専門家3名、業務調整員1名、現地スタッフ4名という体制でこのような事情に立ち向かい、凄まじくハードな法整備への協力業務に精力的に取り組まれている西岡チーフアドバイザー、水内、多々良両長期専門家及び寺本業務調整員に対する感嘆と、賞賛を送りたい気持ちで一杯です。

これらの方々が、ベトナム司法関係者の間に溶け込み、厚い信頼を得ている様子から、ベトナムの法整備への協力が大きな成果を上げていることをしみじみと実感しました。

法整備への協力の業務内容は、これまでに触れた法的な事項に限られず、種々のマネジメント、各地への長時間・多数回の移動、ベトナム側関係者たちとの交流等、相当多岐に渡ります。

そのような激務の中、我々研修生を受け入れる準備や対応の負担も大きかったことと思います。

この場を借りて、心から御礼申し上げたいと思います。

また、ハノイ法科大学において本研修の研修生が講義を行う機会の中で、1日10~12時間に及ぶ講義をこなす多数のベトナムの学生と接する機会がありました。

若い学生が、自分の、そしてベトナムの将来のために勤勉に学ぶ様子が印象的で、新鮮でした。

ベトナム国民が、乗り越えるべき幾多の事情を、近い将来、必ず乗り越えて行くだらうと確信したことも、また今回の研修の成果だったと思います。

国際協力人材育成研修に参加して

東京地方検察庁検事
田仲 信介

1 はじめに

私は、平成23年11月10日から同月22日までの間、法務総合研究所国際協力部及びベトナム社会主義共和国で実施された国際協力人材育成研修に、研修員として参加させていただいた。

法整備支援については、これまでに研修誌等で紹介されていたことから、検事が開発途上国に派遣され、現地で法律を起草する援助を行うなどの活動に従事しているという程度の知識はあったものの、それ以上の理解は持ち合わせていなかった。しかし、本研修に参加させていただいたお陰で、法整備支援の沿革や活動状況についての理解を深めることができたので、本研修は、私にとって大変有意義であり貴重な経験となった。

以下に、研修の内容と成果を報告させていただく。

2 国内研修について

国内研修においては、国際協力部の教官から法整備支援の概要について講義していただいた。ベトナムに出発する前に、これまでに我が国が取り組んできた法整備支援の沿革、ベトナム、ラオス等の被支援国における法制度の概要及びこれまでの活動状況等を知ることができたため、ベトナムに行った後、我が国から派遣されている専門家やカウンターパート（CP）職員らの説明を理解する助けとなった。

私は、本研修に参加するまでは、我が国が開発途上国に対する法整備支援を行う意義について、近年著しい経済成長を見せているアジアの開発途上国に法令を整備させることにより、現地に生産拠点を設けるなどした日本企業が安定した経済活動を行えるようにするのだろう、という狭い視野で捉えていたが、森永教官の講義で「法整備支援は、日本の国益というより、日本が国際社会に払うべき参加料の1つと考えている。」

という話をお聞きして、法整備支援が、被支援国における自国の国益を確保する手段ではなく、被支援国に法の整備を通じた経済と社会の安定をもたらすことにより、国際社会全体の安定に貢献するという意義を有するものであることを理解することができた。

また、我が国の法整備支援の柱が、①法令の起草支援、②法令を運用するための制度整備支援、③人材の育成支援にあり、さらに、近時新たに④司法アクセスの整備支援という点も重要になっていること、また、我が国の法整備支援の特徴は、被支援国に自国の法制度を素晴らしいものとして押し付けるのではなく、あくまでも被支援国からの要請を受け、その歴史、社会、法事情等を踏まえてこれに応えるという姿勢にあり、そのため被支援国に根付いていることなどの重要なポイントを理解することができたので、現地で法整備支援の活動状況を実際に見聞するに当たっての視点を持つことができたと思う。

3 国外研修について

(1) プロジェクト事務所スタッフによる講義

JICAのベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトに従事する長期専門家として派遣されている西岡検事（チーフアドバイザー）、多々良裁判官及び水内弁護士から、ベトナムにおける法整備支援の活動概況や、その前提として、ベトナムの法制度の概要及びプロジェクトのCPである組織機構の説明等について、講義していただいた。

ベトナムにおいては、1996年からの長期間にわたる支援を通じ、CPの問題意識のレベルが上がってきており、例えば2009年に成立した国家賠償法について、ベトナム側が自ら問題点を発見し、改善に向けた取組みを検討していたり、刑事裁判実務においては、職権主義をベースとした上で、公判における検察官と弁護人

による尋問の充実化を検討しているとのことであった。このように、CP側の問題意識や実務能力が向上し、自立発展性を期待し得る状況になるということは、それだけJICAの専門家に対して求めるレベルも高まっているということである。それゆえ、被支援国のニーズに適切に応えるためには、まず専門家自身が、ベトナムの法事情や社会の実情を把握した上で、我が国の法制度と実務上の問題点等に精通している必要があると思われた。

また、専門家は、例えば、一般法・特別法の優先関係、物権と債権の区別、第三者保護法制等が整備されていないなど、我々が当たり前と考えている法制度がベトナムでは当たり前のものとして通用しない状況の中で、必ずしも法律用語に明るくない通訳人を介して、分かりやすく我が国の法制度を伝え、先方と議論しなければならない。

このようなことから、専門家の苦労は並大抵のものではないと感じられた。特に、検事の長期専門家は、プロジェクト事務所の責任者として、予算執行や職員の勤怠管理等の事務所全体のマネジメントをも行う立場にあるので、その業務量は多大であり、過密スケジュールの中でこれを精力的にこなしている西岡チーフには脱帽であった。

また、プロジェクト事務所では、JICAの業務調整員であり、ベトナム事情に詳しい寺本氏からも、ベトナムでの生活等についてのお話を聞かせていただいた。その国の法制度を理解するには、背景にある社会の実情についての理解が必須であるから、自らの実体験を中心とした寺本氏の講義は大変興味深く、貴重なものであった。

(2) JICA ベトナム事務所への訪問

JICA ベトナム事務所の松永次長から、ベトナムにおけるJICAの活動概況と、法整備支援の位置付け等について、大変分かりやすい御説明をいただいた。私は、法整備支援が、JICAのベトナムに対する援助事業全体の中でどのような位置付けであるのかを全く理解していなかったが、この説明を受けて、法整備支援は、ODA

(政府開発援助)の中で「技術協力」に分類されること、ベトナムでのJICA事業においては、政府方針である4つの柱(①経済成長促進・国際競争力強化、②社会・生活の向上と格差是正、③環境保全、④ガバナンス強化)のうち、「ガバナンス強化」に位置付けられることなどを知り、マクロ的観点から法整備支援の意義を理解することができた。また、松永次長は、技術協力は、橋や病院の建設とは異なり、完成形が目に見えないが、うまくいくと大変効果が大きいところ、ベトナムの法整備支援は、ベトナムにおける技術協力の中でも類例を見ないほど成果を上げているモデルケースであり、今後とも是非注力していきたい旨述べられていた。このように、国外研修の初日において、法整備支援の位置付けや、プロジェクトの実施主体であるJICAの見解を知ることができたのは大変有意義であったと思われる。

(3) CPへの訪問

プロジェクトの各CPである司法省、最高人民検察院、最高人民裁判所、弁護士連合会への表敬訪問で感じたことは、各CPの法整備支援に対する期待の大きさであった。法整備支援は、被支援国の法制度整備・人材育成が十分になされ、さらに、被支援国の自助努力によって自ら法制度を整備し、次世代の人材を育成してゆく態勢が整えば、その使命を終えることになると思われる。ベトナムについては、これまで長期間にわたり継続的な支援を実施してきたことから、個人的には、支援のニーズに対するベトナム側の認識に関心を抱いていたところ、各CPにおいては、これまでの実績に対する謝辞が述べられ、今後とも是非協力を求めたい旨の意向が述べられた。

例えば、司法省のグォック国際協力局長は、日越間における経済協力関係が今後一層進む中、2020年までに憲法を改正し、120~130もの法律を整備する予定であるという状況を説明され、日本とベトナムには文化的な共通項が多いため、日本の法制度がベトナムにふさわしいという見解を述べられた上、我が国からこれまでどおりに長期専門家の派遣を求めたいと話されて

いた。また、最高人民検察院のティエン国際協力局長も、裁判実務改善プロジェクトのパイロット地区であるハイフォン市で成果が上がっていることを評価し、現在、ベトナムの検察官のスキルを向上させたいとの問題意識から、高い捜査能力を持つ日本の検察官の協力を求めたいなどの意見を述べられていた。このように、各CPから生の言葉を聞くことができたのは有意義であった。

(4) ハイフォン市人民裁判所での公判傍聴

国外研修において最も印象深かったのは、ハイフォン市人民裁判所における刑事事件の公判傍聴であった。国際協力部から事前に起訴状の和訳版をいただいていたことと、同時通訳のお陰で、内容はほぼ理解することができた。細かい点を挙げればきりが無いほど我が国の刑事裁判とは様相が異なっていたが、大きな違いは、職権主義を採用しているため、裁判官が事前に全証拠を検討済みであること、裁判官と共に参審員（民間人であるが、任期や選出過程の違いから、日本の裁判員とは性格が異なるようである）が合議体を構成していることであろうか。

事案は1件9名の共犯による殺人事件であり、被告人の役割は、別の共犯者に銃で腹部を撃たれて逃げる被害者を追いかけて、剣で右肩等を突き刺したというものである。被告人は共謀を認めており、その意味で有罪であることは争っていないものの、被害者を剣で突き刺したことを否認していた。裁判所は、既に判決確定済みである共犯者の供述調書を引用し、「共犯者はあなたが剣で刺したと言っているが、刺したことを認めるか。」などの尋問を行い、共犯者の証人尋問を実施することなく結審し、数十分後には、被告人が剣で突き刺したことを認定する有罪判決の宣告を行った。

後述するバクニン省人民裁判所副所長による刑事訴訟法の講義を受けた際、研修生から、このような場合には共犯者の証人尋問を行わないのかと質問したところ、「裁判所が必要と考えれば行うが、そのケースでは裁判所は必要がないと考えたのだろう。」との回答であった。国内研修の講義において、ベトナムの刑事訴訟

法では、裁判所は、公判を開くまでに証拠不十分な点があれば、検察院に事件を差し戻して補充捜査させることが可能であり、公判では、いわゆる灰色無罪はあり得ず、必ず有罪か無罪かを明らかにする仕組みになっていることを聞いていたものの、実際に公判を傍聴してみて、ベトナムがいかに我が国と異なる法制度を採用しているかを目に見える形で理解することができたように思う。ベトナムの公判は、裁判所が新たに真実を発見するための場というより、公判を開くまでの間に発見された真実を確定するための場であるという印象を受け、改めて、これまで当たり前と考えていた我が国における真実発見のアプローチが、国際的には必ずしも当たり前ではないことを思い知った。

(5) バクニン省人民裁判所でのワーキングセッション

バクニン省人民裁判所では、ティエン副所長から、ベトナムの刑事手続について詳しく説明していただいた。手続を具体的にイメージしながら説明を聞くことができたので、前日に公判傍聴をしていたことは有難かった。研修員からの質問に対しても丁寧に回答していただいたため、公判傍聴と相まって、ベトナムの刑事手続についての理解を相当程度深めることができた。

(6) ハノイ法科大学日本法教育研究センターにおける研修生講義

ハノイ法科大学日本法教育研究センターにおいては、日本法を学ぶ学生に、日本の司法制度について講義を行う機会を与えていただいた。正直に言うと、用意した講義資料の内容が難しすぎ、学生たちが消化不良に陥ったであろうと反省している。しかしながら、研修員側の全く手前勝手な感想ではあるが、我々が当然と理解している法制度を、これを当然と理解していない人々に伝えることがいかに難しいかを痛感させられたという点において、大きな成果があったと思う。難しいことを易しく説明できるかどうかは、結局のところ、その法制度の本質を正確に理解しているかどうかにかかっている。我々の十分とは言えない説明にもかかわらず、学生たちは、一生懸命講義に耳を傾けてくれ、「(国民の感覚を司法に反映させるという趣旨ならば)

なぜすべての事件に裁判員が入らないのか。」「評議では多数決を採用しているのに、6名の裁判員が全員有罪の意見でも、3名の裁判員が全員無罪の意見ならば、結論は無罪になるのはなぜか。それでは裁判員が参加する意味がないのではないか。」「日本では検察官の権限が広く強大であるが、どのような監督を受けているのか。」などと、次々に鋭い質問を寄せてきたことには驚かされた。回答を考えながら、改めて、法整備支援に従事するためには、我が国の法制度をその制度趣旨までそしゃくして正確に理解していることが重要であると実感した。

4 本研修の成果

本研修、とりわけ国外研修においては、非常に多くのことを吸収させていただいた。自分なりにその成果をまとめると、以下ようになる。1点目は、法整備支援の現場を肌で感じることができたこと。具体的には、ベトナムと日本との法制度の違い、プロジェクトの各CPの実情、ベトナムの社会・文化の様子、そして長期専門家の働きぶりや苦労である。2点目は、ベトナムにおける法整備支援に対して、現地のCPからも、JICAからも高い評価と期待が寄せられていることを実感したこと。3点目は、法整備支援活動に従事する専門家に求められる知識、技術、能力及び資質を、自分なりに理解できたこと。日本とベトナムの法制度や社会的背景に対する十分な知識と理解は当然必要であるが、国内研修において、松原教官が「知恵と人材を提供している。」と述べられていたように、各CPから信頼を得て協調関係を維持し、真に貢献することのできる人材であることが重要であり、そのためには、単なる知識だけでなく、コミュニケーション能力、マネジメント能力等を含む総合的な人間力が求められているのだと思われた。司法省、ハイフォン市人民裁判所及び同検察院、バクニン省人民裁判所への表敬訪問の際には昼食会を開いていただき、ベトナムの法制度を支える人々との交流を深める機会に恵まれたが、担当の西岡チーフや多々良裁判官がCPに信頼され、良好な関

係を築いていることが十分に伝わってきた。最後に4点目として、自分自身が法整備支援活動に対する意欲と熱意を持つようになったこと。これまでは漠然とした関心程度にとどまっていたが、本研修に参加させていただいたおかげで、法整備支援は、我が国が国際社会に貢献できる非常に意義深い活動であることがよく理解でき、これを支える人々の熱意を目の当たりにする機会に恵まれた。機会があれば、是非微力を尽くさせていただきたいと思うようになった次第である。

5 おわりに

法整備支援を僅かに理解したばかりの人間が言うのもおこがましいが、私としては、前述した法整備支援の柱のうち、人材育成支援が重要なのではないかと考えている。いかに素晴らしい法令を起草し、制度を整備しようとも、それを担う人材が充実していなければ、社会に役立つものとはならない。被支援国で法制度を担う人材が、自国にふさわしい法制度を整備し、問題点を発見し、その改善策を見出してより良い法制度を整備するというサイクルを自律的に回していけるようになり、それを確実に次世代に引き継いでいけるような態勢作りができれば、法整備支援はその使命を果たしたことになるのであろう。私と昼食会の道すがら話していたハノイ法科大学のある学生は、「将来は弁護士になりたいです。」と笑顔で言っていた。学生たちの屈託のない笑顔は私に、かつて青年海外協力隊員として開発途上で生活していた私の兄の「本当に楽しい時に笑う彼らの笑顔は幸せそうだ。」という言葉を思い出させ、彼らの若い力がこれからのベトナムの発展を支えていくのだと感じさせた。法整備支援がその礎となるのであれば、素晴らしい国際貢献だと思う。

本研修を主催していただいた国際協力部の皆様方、とりわけ国外研修に引率して下さった中村教官と権瓶統括国際協力専門官、そして、業務多忙の中、研修員を温かく迎え入れ、懇切丁寧に面倒を見て下さった西岡チーフと寺本氏を始めとするプロジェクト事務所の方々には感謝してもしきれない思いである。また、

快く研修に送り出していただいた原庁職員の方々にも
この場を借りて感謝の言葉を述べたいと思う。

以 上

国際協力人材育成研修に参加して

岡山地方検察庁検事

二ノ丸 恭平

第1 はじめに

私は、2011年11月10日から同月22日までの間に実施された法務省法務総合研究所国際協力部主催の国際協力人材育成研修に参加しました。以下は、その研修内容の概要の報告と、本研修を通じて感じた内容です。

第2 日本における研修概要

まず、法務総合研究所国際協力部での講義ですが、松原教官「ベトナム法整備支援の概要」、森永教官「法務省による法整備支援の概要」、中村教官「ラオス法整備支援の概要」というものでした。

これらの講義の中で、ベトナムの司法制度の特徴や日本の法整備支援の沿革・特徴、そして、現在の法整備支援の活動状況等を教わることができました。

第3 ベトナムにおける研修概要

ベトナムでは、長期専門家である西岡チーフアドバイザー（検察官出身）、多々良さん（裁判官出身）、水内さん（弁護士出身）から、現地の活動状況について説明を受け、JICAベトナム事務所松永次長からも、ベトナムにおけるJICA事業の概要についての説明を受けました。

そして、法整備支援のカウンターパートである司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会、ハイフォン市人民裁判所、同市人民検察院、バクニン省人民裁判所を訪問したのです。ハイフォン市人民裁判所では刑事裁判の法廷を傍聴し、バクニン省人民裁判所では副所長からベトナムの刑事手続について講義がなされました。

なお、ハイフォン市は、現在のJICA法整備支援プロジェクトにおける現行刑事訴訟法の問題点抽出作業のパイロット地区であり、バクニン省は、前プロジェクトにおけるパイロット地区です。

さらに、ハノイ法科大学日本法教育センターにおい

て、私たち研修生が学生に対して日本法の講義をする機会に恵まれました。

第4 研修で感じたこと

1 法整備支援の難しさ

- ・ 「法整備支援は大変だ」

今回の研修に参加して感じたことは、まず、「法整備支援は大変だ」ということでした。

研修に参加する前には、法整備支援を甘く見ていたということでは決していないのですが、実際にその現場を垣間見て、その難しさを実感しました。

- ・ 異なる法制度を理解することの難しさ

日本とベトナムの法制度には、多くの相違点があります。

今回の研修での講義内容で、物権と債権の区別がないといった実体法上の相違、特別法と一般法の優先関係の意識に乏しく、後法優先主義をとっている、法令の上下関係の意識が希薄であることから、法律より制定手続が緩やかな政令で法律の内容を訂正することもあるといった法令の関係に関する相違、捜査・公判についての手続の違い等、法制度におけるベトナムと日本との多くの違いを知りました。

また、私が今回の研修の中で、法制度の違いを端的に感じたのは、刑事裁判法廷での検察官が座る位置が違ったことでした。

日本の刑事法廷では、壇上に裁判官が座り、壇の下に検察官と弁護人が向かい合って座ります。ベトナムの刑事法廷では、裁判官、弁護人の座り位置は日本と同じですが、検察官は、裁判官・参審員と共に壇上に座っていました。

日本の裁判では当事者主義が取られているのに対し、ベトナムの裁判では職権主義が取られており、当然、刑事裁判における検察官の役割が違います。

そのようなことから座り位置も違うのでしょうか、検察官として日頃法廷に立っている私は、壇上に座るベトナムの検察官を見て、正直驚きました。

そして、私は、その座り位置が、単に日本とベトナムの検察官の役割の違いだけでなく、ベトナムの方々の検察官、弁護士というものに対する意識が表れているように思い、「検察官」、「弁護士」と聞いて思い浮かぶものが私たちとベトナムの方々とは全然違うのではないかと思ったのでした。

法整備支援の成果である法律や制度を相手国に根付かせるために、自国の法制度を押し付けるような方法ではなく、相手国の実情に合った法律や制度を共に考える手法を採っているのが日本の法整備支援の特色であり、それ故に高く評価されていることからすれば、被支援国との法制度の違いを理解することは、法整備支援を行う上で必要不可欠だと思います。

ただ、このような法制度の違いは、社会体制や価値観の違いに基づくものでありますから、異なる法制度を理解するには、その基となる社会体制や価値観を理解する必要があり、難しいことだと思いました。

・ 異なる法制度を説明することの難しさ

私は、ハノイ法科大学日本法教育研究センターにおける学生に対して日本法の講義において、日本の刑事裁判の手の説明を担当しました。

正直、裁判の手の紹介するだけの内容でしたし、検察官の仕事や役割について日本の中学生や高校生に講義をした経験も何度かあり、また、裁判員裁判も既に何回も経験していましたので、ある程度は内容を理解してもらえないかと思っていました。

しかし、結果は惨敗でした。学生たちは2年間日本語を勉強しているということでしたので、できるだけ易しい日本語で、具体的な事例を使ってイメージを持ってもらいながら、と色々工夫したつもりでしたが、途中から理解してもらえていないことをひ

しひしと感じ、嫌な汗をたくさんかきました。

異なる文化や価値観に基づく法制度を理解してもらうことは、単に刑事裁判の手の紹介するだけでも、非常に難しいものでした。

そうであれば、より難解な法概念・法制度を理解してもらうことの難しさや苦労は、いかばかりだろうかと思いました。

・ 言葉の壁

今回のベトナムにおける研修では、日本語・ベトナム語の通訳人に付いてもらいましたが、法律や法制度に関する会話を通訳することは非常に難しいようで、残念ながらその正確性に疑問を持たざるを得ないこともしばしばでありました。

異なる法制度を理解し、理解してもらうことが必要な法整備支援において、ベトナム語・日本語を伝えるだけでなくベトナムの法制度・日本の法制度の知識をも有している通訳人がベストなのでしょうが、現状、そのような通訳人を見つけることは困難で、西岡チーフアドバイザーは、通訳人の通訳の誤りを訂正できるほどにベトナム語を習得され、カウンターパートとのやりとりを通訳人を介さずにされておられました。

また、ハノイ法科大学日本法教育研究センターでの日本法の講義においても、私が易しい日本語を使って説明しているつもりでも、やはり学生には難しいようでした。

言うまでもなく、コミュニケーションにおいて言葉は必須ですから、やはり言葉の壁を感じざるを得ませんでした。

2 法整備支援の意義

・ 「それでも法整備支援って・・・」

私は、法整備支援の難しさやそれに取り組みされている長期専門家の方々のすごさを目の当たりにして、完全に圧倒され、ベトナムから帰国しました。

ただ、研修が終了して日が経つにつれて、「法整備支援って、本当に大変そうだけど、それでも・・・」と思うようになりました。

・ 法整備支援の意義深さ

私がこの研修を通じて、法整備支援の難しさと共に、とても強く印象に残ったことは、日本の法整備支援が本当に高い評価を得ているということでした。

技術協力がその完成型が形に現れないことや相手方の要請と日本側が有るべきと考える支援内容の合致が難しいことから ODA の二国間援助の中でも成果を上げにくい中、ベトナムにおける法整備支援は、1996 年から現在まで続いており、JICA の活動の中でも屈指の評価の高い活動であるそうでした。

また、ベトナムで表敬訪問させていただいた各カウンターパートの方々も、日本の法整備支援を高く評価され、今後の法整備支援についても、非常に期待を寄せられていました。例えば、司法省では今後 5 年間で 120~130 の法律を制定する予定があり、その制定作業への日本からの援助を期待されており、最高検察院では、検察官の捜査能力向上等についての協力を、弁護士連合会では、弁護士過疎問題解決についての協力を、それぞれ求められていました。

相手国の実情に合った法律や制度を共に考える手法が法整備支援を実効的なものに行っていることと同時に、これまでベトナムの法整備支援に関わられた方々、そして、現在長期専門家としてベトナムで法整備支援を担当されている方々の並々ならぬ努力の成果であることを強く感じました。

西岡チーフアドバイザーは、法整備支援において、長期専門家は、自分がカウンターパートに必要とされるためにどうしないといけないかを常に考え、レベルアップを図っていかなければならないと話されておられ、実際、私が研修させていただいた短い期間の中でも、西岡チーフアドバイザーのベトナム語の堪能さ、日本及びベトナムの法律的な知識・理解の深さには本当に驚かされましたし、各カウンターパートへの表敬訪問や食事会でとても細やかな気配りをされるなど、各カウンターパートとの良好な関係の維持発展に心を砕かれるお姿も印象的でした。

JICA ベトナム事務所の松永次長が、「技術協力は、“顔が見える支援”である」と話されていたのですが、まさにこういうことかと思いました。

また、引率して下さった中村教官は、各表敬訪問先において、日本からの訪問団の団長であり、そのご発言等から、カウンターパートに対して日本の機関の代表として接されることの重責を感じました。

そのような西岡チーフアドバイザーや中村教官のお姿に圧倒された次第ですが、少し時間が経って、なぜ、そこまで法整備支援に尽力されるのだろうかかと考えるようになりました。

法整備支援の目的については、色々と考え方があさうで、例えばアメリカは、自国の国民の利益のために他国に法整備支援を行っているそうです。確かに、ベトナムの法整備支援を日本企業が進出するための基盤作りと考えることもできます。

森永教官は、ご講義の中で、法整備支援について、国際社会の中で払うべき参加料の 1 つ、義務と考えられているとお話しされました。国際社会の一員である日本にとって、当然すべき国際社会への貢献の 1 つであるということなのだ理解しました。

私は、これまで約 10 年間、検察官として捜査公判業務を行ってきました。自分が検察官を志望した理由の 1 つに社会貢献がありましたし、これまでの職務において、ささやかながらも社会に貢献しているのだということを支えに務めてきたところもありました。

しかし、私は、自分の任地への社会貢献、ひいては日本の社会への貢献ということを思ってはいたましたが、国際社会への貢献を考えたことがありませんでした。

数々の困難を打破してベトナムの法整備支援に尽力されて国際社会に貢献されている方々のことを純粋に“すごい”と思うと同時に、法律に携わる者だからこそできる国際社会への貢献があるのだ、そうであれば、検察官の端くれとして、自分も何かできること、すべきことがあるのではないかと考えるよ

うになっています。

第5 おわりに

今回の研修に参加させていただき、私は、異なる社会体制のベトナムの法制度を知ることで、日本の法制度が単に日本がそれを採用したに過ぎないものであることを、単なる知識ではなく実感することができました。特に、ベトナムの刑事裁判傍聴は、当事者主義・職権主義の違いを体験でき、大変興味深く、貴重な機会でした。

また、今回の研修で、法律に携わる者だからこそできる国際協力の意義深さ、その役割の大きさを知り、その難しさを垣間見ることができたと思います。

そして、自己の法律的な能力はもちろん、語学力・コミュニケーション能力を含めた総合的な人間力をアップするために、常日頃研鑽を積む必要性を、改めて強く認識することができました。

短期間の研修ではありましたが、充実した日程を組んでいただいたおかげで、本当にたくさんのことを学ばせていただきました。

国際協力部で大変貴重な講義を聴かせて下さった森永教官、松原教官、そして、至らない私を引率して下さった中村教官、権瓶統括専門官、さらに、私たちの研修のために非常に尽力くださった JICA ベトナム事務所のスタッフの方々、特に、西岡チーフアドバイザー、そして、業務調整員の寺本さんに、深い感謝と尊敬の念を禁じ得ません。心より感謝いたします。

最後に、私を気持ちよく研修に送り出して下さった岡山地方検察庁の皆様に、心より感謝いたします。

～ 活動報告 ～

インドネシア裁判官人材育成強化共同研究

ーインドネシア法に関する知見の整理と法整備支援における工夫例の紹介も兼ねてー

国際協力部教官

松川 充 康

第1 はじめに

2011年11月13日(日)から11月19日(土)までの間、法務総合研究所の企画として、インドネシア裁判官人材育成強化共同研究を実施した。

研究員は、インドネシアの司法全体及び裁判官人材育成の制度設計にも携わり、また、今後携わることになる幹部クラスの裁判官8名である¹。

アチャ・ソンジャヤ (Mr)

最高裁判所准長官 (民事部長)

モハマト・サレ (Mr)

最高裁判所准長官 (特別民事部長)²

ハビブラフマン・アバリ (Mr)³

最高裁判所判事

ティムル・マヌルン (Mr)⁴

最高裁判所判事

タクディル・ラフマディ (Mr)⁵

最高裁判所判事

プリ・パンブディ・テグ (Mr)

最高裁判所調査官 (最高裁判所長官付)

モハマト・エカ・カルティカ (Mr)

ベカシ地方裁判所長

ブディ・サントソ (Mr)

ボゴル地方裁判所長

研究員のうち3名はインドネシア最高裁自国予算での来日であった。

第2 本研究会実施の背景

インドネシアは、1998年のスハルト体制崩壊後、法曹養成の活性化、汚職撲滅など、司法制度の改革を重要な国家的課題と位置付けてきた。しかし、現時点では、いまだ裁判官の能力や公平性は十分とはいえず、国民からの信頼も低い。そのような中、インドネシア最高裁判所は、2006年、裁判所の人事行政部門につき、法務人権省からの移管を受け、裁判官の研修等を行う司法研究開発研修所を設置するなど、裁判官養成制度の充実へ向けた体制を整えてきたが、研修の具体的なノウハウを十分に有しているわけではなく、暗中模索の状態にある。そのため、インドネシア最高裁判所では、裁判官候補生研修のカリキュラム、判決起案などに関する教材、模擬裁判及び実務研修、更には裁判官任官後の研修(職務を通じた研さんを含む。)などの面で、先進国を始めとする他国の制度や工夫などに重大な関心を向けている。

一方、法務省法務総合研究所では、独立行政法人国際協力機構(JICA)の実施する「インドネシア和

¹ 司法研究開発研修所のうち裁判官研修を所管する司法研修局の局長を務めるアグン裁判官が来日できなかったのは残念であった。アグン裁判官は、インドネシアの司法改革を牽引する中核人材である。日本との交流においても重要な役割を果たしてきたし、今後もその役割を担っていくものと予想している。

² 特別民事部長は、最高裁判官として事件を担当するとともに、知的財産事件、倒産事件などに関する司法行政上の長としての立場も兼ねている。また、サレ最高裁判所准長官は、民事執行・保全についての文献を執筆するなど、インドネシアの基本法及び経済法の双方に精通した人物といえる。

³ 宗教裁判所出身である。

⁴ 軍事裁判所出身である。

⁵ 学者出身である。

解・調停制度強化支援プロジェクト」において、財団法人国際民商事法センターと協力し、2007年3月から2009年3月までの2年間、インドネシア最高裁判所を支援対象機関として、調停（mediasi、英語のmediationに対応）に関する最高裁規則の改正や調停人養成研修制度の改善といった成果を残した。その結果、インドネシア最高裁判所は、我が国に対する信頼を深め、和解及び調停に限らず日本の司法制度全般に関して強い関心を抱くとともに、司法制度改革を推進していく上で、引き続き日本から学びたいという考えを持つに至っている。

また、インドネシアでは、かねてから膨大な数の上告事件への対応が課題となっており、この点でも日本の知見や経験から学びたいとの希望が寄せられていた。

このような背景の下、法務総合研究所では、インドネシアの民事訴訟制度及び法曹養成制度の現状に関し、最新の情報を収集するとともに、同国の裁判所が抱える課題や日本の制度との基本的な相違点や共通点、日本の制度の強みなどについての共同研究を行うこととした。

第3 本研究会の内容—インドネシアの法・司法の現状と課題を整理しつつ

研究会の全体像は、日程表を末尾に添付した。

各セッションの内容につき、インドネシアの法・司法の現状と課題を踏まえて留意した事項も含め、以下説明したい。なお、講師及び訪問先には、当職作成の「インドネシア司法に関する実情調査報告」ICD NEWS49号⁶をお渡しした上、場合によっては口頭での説明や協議の機会を設けていただくなどし、インドネシア法・司法の実情に関する正確な情報提供に努めた。

1 日本の司法及び法曹養成制度の概要

初日である11月14日（月）午前、導入レクチャーとの位置づけで、日本の司法制度及び法曹

養成制度の全体像につき、最高裁判所制作の「Justice in Japan（日本の司法）」とパワーポイント「日本の法曹養成制度の概要」（末尾に添付）を利用し、当職から説明した。その際、インドネシアと日本の制度の基本的な違いにつき、以下の点を特に留意した。

- ・インドネシアの下級裁判所は、一審、二審ともに、通常裁判所、行政裁判所、宗教裁判所⁷及び軍事裁判所に分かれており⁸、しかも裁判官の採用及び研修も別々に行われている。日本との比較でいうと、日本の家庭裁判所とインドネシアの宗教裁判所との間で、扱う事件の類似性があるものの、家庭裁判所は裁判官の採用・研修・人事について別系統を設けているわけではない点に基本的な違いがある。また、日本の簡易裁判所に当たる裁判所は、インドネシアにはないが、通常裁判所及び宗教裁判所は、全国に各330～340程度設置されている。
- ・インドネシア最高裁にも現役裁判官から選ばれた調査官が配置されている。ただ、各最高裁判事に1名の調査官が専属する形態をとっていること、事件記録や法律・判例・学説を調査する役割を負っているわけではなく、日本で言う書記官あるいは秘書官に近い役割が主であることに基本的な違いがある。この点は、インドネシア最高裁調査官の英語訳は、”Assistant”とされているのに対し、日本の最高裁調査官は”Judicial Research Official”と訳されていることにも表れている。
- ・2007年と少し古いデータであるが、日本で民事訴訟事件として係属した事件数は、簡易裁判所501,787件、地方裁判所203,806件に対し、高等裁判所22,870件、最高裁判所4,688件である。インドネシアでは、最高裁での未済事件数が数万件に及ぶ状態が続いており、日本において審級が上がるごとに、事件数が急激に減少することは驚きをもって受け取られる。だからこそ、インドネ

⁶ まもなく当部ウェブサイトのインドネシアページ (http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00010.html) にも掲載の予定である。

⁷ イスラム法が適用される事件を扱う。家事紛争が主だが、昨今ではイスラム金融に関する事件も増えているという。

⁸ 松川充康「インドネシア司法に関する実情調査報告」ICD NEWS49号参照

シア最高裁としては、日本の上告制限規定と運用に関心を示すわけだが、本研究会全体を通じ、そういった直接的な制限だけでなく、下級審での解決を促進するような間接的な工夫(裁判官の人員配置、仮執行宣言など)についても、日本の知見や経験を提供しよう心がけた。その具体的内容については、以下の各項目内で触れていきたい。

・インドネシアでは、裁判官・検察官・弁護士の採用及び研修は、それぞれ別々に行われており、法曹という共通の意識は薄い。国情の違いがあるため、日本のような法曹三者共通の国家試験及び研修制度を直ちに導入することは困難であろうが、この点は日本の法曹養成制度の特色であるため、趣旨とともに強調して伝えた。また、インドネシアでは、裁判官向けの研修所こそ設立されたものの、常勤の教官がいるわけではなく、標準的な教材の開発も進んでいない。そこで、日本の司法研修所では、現役の裁判官が、裁判官の職務から離れ、民事裁判及び刑事裁判の教官として専従する仕組みをとっていること、その教官たちが教材の開発・改訂も担っていることも、日本の法曹養成制度の特色として説明した。

・インドネシアは、裁判官任官後の研修にも強い関心を持っているが、もっぱら全国の裁判官を研修所に集めての研修に目が向きがちであり、OJT(On the Job Training)、すなわち、職務を通じてどう研さんしていくかという発想が薄いように感じられる。

現にインドネシアの裁判所では、地方裁判所を3段階のランクに分け、裁判官は次第に上位の裁判所に異動していき、さらなる「昇進」として高等裁判所へ異動するという仕組みをとっており、高等裁判所から地方裁判所へ異動すること、上位の地方裁判所から下位の地方裁判所へ異動するということが、原則としてない。この仕組みでは、優秀な裁判官ほど、若手の裁判官のいない裁判所へ異動してしまうわけで、OJTが作用しにくい人事システムといわざるを得ない。

そこで導入レクチャーにおいて、日本の任官後

研修がOJTを中核としており、それを可能にするような人員配置上の工夫がなされていることも伝えた。この点も、後の各セッションで繰り返し表れるテーマである。

2 東京地方裁判所訪問(民事通常部、民事保全部)

(1) 民事通常訴訟傍聴及び民事通常部裁判官室見学

日本の民事訴訟のイメージを視覚的につかんでもらうため、東京地方裁判所において、民事訴訟の弁論期日を傍聴したが、今般の訪問では、通常部裁判官室の見学も明示的に依頼し、実現いただいた。その目的は、以下のとおりである。

・まず、ベテラン裁判官、中堅裁判官及び若手裁判官が、同じ部屋内で仕事をしている様子を直接見てもらい、導入レクチャーで述べた「裁判官のOJT」のイメージを視覚的に持っていただくこと。インドネシアに限らず、裁判官は各自個室が用意されている国が多く、日本もかつてはそうであった⁹。裁判官の人材育成というのが、施設上の工夫によっても図り得ることを伝える趣旨である。

・司法修習生の席が、裁判官室内にあることを直接見てもらい、実務修習のイメージを視覚的に持っていただくこと。しかも、その司法修習生には、将来検察官及び弁護士になる者も当然含まれている。日本が法曹三者共通の研修にいかに関心しているかもあわせて伝えるものと考えた。

・裁判官室単位で文献、資料を充実させていること。予想どおり、インドネシア研究員にとっては驚きだったようであり、「インドネシアでは、図書室までいかない」と文献を調べることはできない。」との反応であった。

(2) 民事保全部における事件傍聴と手続説明

インドネシアでは、仮差押、係争物の仮処分

⁹ 稲田龍樹教授(学習院大学、元東京高等裁判所部総括判事)から御教示いただいた。

相当する制度はあるものの、その利用は低調であり、判決の強制執行が十分機能しない背景事情としても指摘されている。法務総合研究所では、この辺りの実態をより正確に把握するため、インドネシアに駐在する福井信雄弁護士（長島・大野・常松法律事務所）に委託し、インドネシアの民事執行・民事保全・担保権実行についての調査を進めているが、今般の共同研究でも、民事保全事件の傍聴と手続説明の機会をアレンジした。

東京地裁訪問時及び後日の議論を通じ、インドネシアの民事執行及び民事保全について、以下のような実情が確認された。

- ・インドネシアにおいて強制執行は、地方裁判所長の権限に属する。今回の研究員の1人であるサレ最高裁准長官（特別民事部長）によると、強制執行は芸術のようなもので、所長の腕の見せ所という。強制執行のルール整備が十分でない分、裁判所長の裁量に委ねられている部分が大きい可能性がうかがわれる¹⁰が、この点の詳細は上記委託調査の結果を待ちたい。

- ・インドネシアでも仮差押、係争物に関する仮処分に対応するものは存在するものの訴訟提起と同時に又は提起後に、訴訟手続内でのみ申立てが可能であり、債務者の言い分も聞いた上で発令の可否が判断される。研究員は、日本の仮差押、係争物に関する仮処分が、訴訟提起を前提とせず、債務者に知らされないまま発令されることに、大変な驚きを示していた。

この点、インドネシアでは、発令に先立って債権者が担保を積むという仕組みがなく、だからこそ、債務者の言い分を聞かずに発令することへの抵抗感が余計に強いものと思われる。

- ・日本では、仮差押、係争物に関する仮処分及び仮の地位を定める仮処分の3類型を、「民事保全」という包括概念でまとめて捉えるが、イン

¹⁰ たとえば、法規上、代替執行の規定はないが、運用として代替執行に相当することが行われることもあるという。当事者からすると、どのような執行が、どういった手続で可能かの予測可能性がどの程度あるか、さらなる調査が必要であろう。

ドネシアでは、このような整理がなされておらず、確認にまでは至っていないが、前二者と後二者は別物と扱われているようである。日本側が「民事保全」という言葉を発した際、前二者だけを意味するもの、あるいは、後二者だけを意味するものとして捉えられるなど、誤解を生じる可能性が高いので、十分な留意が必要である。

- ・日本では民事保全手続において、当事者を債権者、債務者と呼ぶが、インドネシアでは訴訟外での民事保全手続がなく、あくまで当事者は原告、被告である。そのため、当事者を指す意味として「債権者」「債務者」という用語を使った場合、インドネシアサイドに誤解を生じさせる可能性があるので留意が必要である。

- ・一方、仮執行宣言と民事保全につき、日本では別物で、規定されている法律も前者は民事訴訟法、後者は民事保全法と分かれているが、インドネシアでは「判決確定前の執行」というカテゴリーで同じ仲間のような捉え方をしているように感じられる。用語上の類似性もあり、混同が生じやすい概念であるため、インドネシアの法律家と議論する際には、十分な留意が必要であろう。

3 「日本民事訴訟法と上訴規整」の講義（同志社大学 川嶋四郎教授）

インドネシアでは、膨大な数の上告事件への対応策として、上告制限規定の導入を検討しており、日本の制度を研究したいとの要望が強かった。そこで、2003年度日本・インドネシア司法制度比較セミナー¹¹で講師を務めたこともある川嶋四郎教授から、「日本民事訴訟法と上訴規整—日本における民訴改正と上訴制限（特に、上告制限）を中心として」との講義をいただいた。レジュメを末尾に添付するので参照されたい。

川嶋教授は、現在の上訴制度を説明いただく

¹¹ ICD NEWS12号 (<http://www.moj.go.jp/content/000010281.pdf>) 参照

けでなく、明治以降の日本がどのような問題意識で、どのように上訴制限に関する規定の改正を重ねてきたかについて詳しい解説をされた。また、上訴を直接的に制限する方策だけでなく、下級審の審理充実と信頼、仮執行宣言と執行停止手続の規定及び運用、判例の充実による予見可能性の向上など、間接的に上訴事件減少の効果がある方策を幅広く整理いただいた。

4 東京パブリック法律事務所訪問

東京パブリック法律事務所は、いわゆる公設事務所として弁護士過疎問題の解消などに取り組んでいるが、司法修習生の実務修習受入れに加え、判事補の他職経験として弁護士になる者の受入れも行っている。日本における裁判官の人材育成では、裁判所のみの観点ではなく、司法修習から任官後の他職経験も含め、他の法曹経験も重視されていることから、法律事務所の実情を見学し、弁護士目線での法曹養成、任官後研修の在り方について意見交換する機会を設けた。なお、東京地方裁判所の裁判官室を見学した際と同様、判事補の他職経験として在籍する人が他の弁護士と区別されることなく、机を並べて仕事すること、司法修習生も弁護士のすぐ横で実務修習をすることも意識的に見聞してもらった。

後日研究員に話を聞いたところでは、裁判官あるいは裁判官になる司法修習生が、法律事務所勤務あるいは研修をするというシステムにつき、視野を広げ、現場感覚を身に付けるなどという意味で一定のメリットを感じた一方、インドネシアでは裁判官と弁護士との間で同じ法曹という意識が薄いため、心理的な抵抗感は否定できない様子であった。

ただ、当職が外国留学した際の経験からも、想像すらできない制度を目の当たりにすることは、外国で研究することの醍醐味であり、それをそのまま取り入れるかどうかはともかく、自国制度の在り方を考える上で、大きな刺激になる。今般の法律事務所訪問が、少しでもそういった刺激にな

ればと願っている。

5 「日本の司法制度・裁判官教育とその歴史」(学習院大学 稲田龍樹教授)

元東京高等裁判所部総括判事の稲田龍樹教授(学習院大学)から、上記標題の講義をいただいた。インドネシアの司法改革に役立つ知見提供としては、日本の司法制度及び裁判官教育の現状のみでなく、その歴史的経過もあわせて伝えることが肝要と思われることから、本講義をアレンジしたものである。

稲田教授からは、日本の裁判官像や裁判官教育の在り方などが、どのように変遷してきたかにつき、含蓄の深い話を頂戴したが、その一例として、裁判所の建物構造の変遷に関する部分を紹介したい(関連するパワーポイントのスライドを末尾に添付する。)

添付スライドの1枚目は、裁判官室の在り方の変遷を示している。当初は、各裁判官が個室で執務していたが、その後同一室内で(ただし、各自壁に向かっている)、さらに机を向き合わせて執務するに至った変遷が図示されている。インドネシア研究員には、東京地方裁判所裁判官室を見学したときのことを思い出してもらい、その趣旨を再確認してもらった。

添付スライドの2枚目は、地方裁判所においては裁判官と書記官が、家庭裁判所においては裁判官・書記官・調査官が同じフロアで執務するようになったことが図示されている。このような執務室の設計が、異なる職種間の協働を実現する上で重要であることを示唆いただいた。

6 最高裁判所訪問

インドネシアから、上告制限の運用の実情のみならず、最高裁における事件審理の在り方、さらに判例の効力・機能・公開の在り方などにつき、強い関心が示されていたため、最高裁判所訪問をアレンジした。インドネシアの関心事項に対しては、最高裁調査官制度が回答の軸になると考えら

れたことから、最高裁判所調査官室に講師をお願いしたところ、山田真紀室長にお引き受けいただくことができた。

山田室長からは、上告審の構造、上告制限規定の運用も含めた形での最高裁における審理の概要、その中での調査官の役割、判例公開の実際などにつき、詳細な説明をいただくとともに、インドネシア研究員からの質問に対して大変丁寧な対応をいただいた。加えて、元駐インドネシア日本大使でもある竹内行夫最高裁判事には、表敬訪問をお受けいただき、インドネシアにおける法的予見可能性向上の重要性につき、期待を込めた言葉を頂戴した。

一連の質疑応答及び後日聞いた話から、インドネシアの実情につき、以下の点が確認された。

- ・インドネシアでは、最高裁への上告のみでなく、その後の再審申立ても膨大な数に昇っているとのことであり、再審が第四審であるかのような意識が当事者・弁護士のみならず、裁判官の側にも存在するようである。山田室長に対して、「再審の審理はどのように行うのか。」「最高裁は法律問題のみを扱うというが、再審の場合は事実問題の審理をしないのか。」といった質問がなされ、日本サイドとして戸惑う場面があったが、上記のような背景があつてのことであつた。

ベトナムなどの社会主義国においては、上訴期限が経過し、あるいは、最終審まで終えた事件でも監督審による是正の余地が残されており¹²、この点がしばしば問題になる。一方、インドネシアでは、監督審こそないものの、再審を上訴とあまり区別しない意識を前提に、再審による紛争の蒸し返し、引き伸ばしが横行している様子がうかがわれた。そのため、インドネシアから、上訴制限について意見を求められた際には、再審事由の在り方も含めた質問であると理解するのが妥当なようである。

- ・インドネシアの最高裁判事は 60 名程度であり、

また、通常裁判所、宗教裁判所、行政裁判所及び軍事裁判所それぞれの出身者がいる。これまで、これらの最高裁判事が、自身の出身にかかわらず、あらゆる事件類型を担当してきた結果、専門性に欠けた判断がされている、異なる裁判体同士で矛盾した法的判断が示される、そのために判決の予測可能性が著しく低い、といった批判がなされてきた。そこで、インドネシアでは、各最高裁判事を民事、刑事、宗教、行政及び軍事のいずれかのルームに所属させ、それぞれの類型の事件に専属させるシステムを導入しようとしている。彼らはこれをルームシステムと呼んでおり、バックグラウンドに沿った事件への専従とともに、各ルーム内での判決の情報共有を確実にすることで、判決間の矛盾を防止しようとしている。

日本で同様のシステムがとられているか質問があつたが、日本の各小法廷・各最高裁判事はあらゆる事件を担当するため、インドネシアのルームシステムとは異なる。ただ、日本でも調査官室は、民事、刑事及び行政に分かれているわけで、共通の発想を見出すことができるようにも思われる。

- ・インドネシアでは、最高裁判決の公開こそかつてよりは進んできた。しかし、それら判決を後日検索しやすい形で整理・整頓する、検索のシステムを整備する、といったことは不十分な様子であり、このことも、最高裁の判決間に矛盾が生じ、下級審でも判例を省みない判決が出される背景として指摘できる。

山田室長からは、最高裁の重要判決の公開の在り方につき丁寧な説明をいただき、後日当職からも、最高裁判所判例集の実物を見てもらうとともに、判例六法や判例データベースなどを利用した判例・裁判例検索の仕組みを説明した。

法令、判例などの法律情報を整理・整頓し、誰にとっても検索・利用がしやすい形にするということは、日本では当たり前に行われているが、この点の重要性に気付かない、あるいは、気付いてもなかなか実行できない、という国は少な

¹² 松川充康「第37回ベトナム法整備支援研修(テーマ:民事訴訟法改正)」ICD NEWS47号183ページ参照

くない。法律の理論や解釈の在り方ももちろん重要であるが、情報・知見の整理・整頓といった法律以前の基本こそが、実は自立発展性を大きく左右する要因ではないかと、個人的には感じている。

7 民事訴訟法・民事保全法の条文英訳を利用した補足説明及び民事訴訟第一審解説ビデオの視聴

(1) 民事訴訟法・民事保全法の条文英訳を利用した補足説明

4日目である11月17日(木)午前は、これまで提供されてきた日本法の情報・知見を、民事訴訟法及び民事保全法の英訳¹³を利用して振り返った。このようなセッションを入れることで、多様な情報・知見を整理し、理解を一段と深められると考えてのことである。

具体的には、次のような事項の説明をした。

・送達(民事訴訟法98条～113条)

送達については、東京地裁訪問時に質問されていたが、その場では時間に限りがあったため、この機会を利用して説明した。研究員の説明によれば、インドネシアにも公示送達に相当する制度が存在するようである。加えて、新聞などのメディアを利用した送達も行われているという。

・仮執行宣言(民事訴訟法259条)

インドネシアにも仮執行宣言に相当する制度はあるものの、公正証書など一定の形式を備えた証拠が存在する場合のみ可能である上、債権者に認容額と同額の担保を求めるのが通例とのことであった。この点、日本の実務運用として、一審段階から無担保で仮執行宣言が出される場合が多いこと、これも下級審重視の現われの一つといえることを説明した。

インドネシアの制度及び運用下では、仮執行

宣言が出されることはまれであり、上訴による訴訟の引き伸ばしは容易である。この点も、上訴を誘発しやすい事情のように思われるが、一方で、下級審裁判官及び判決の質が不十分であるとすると、仮執行宣言を広く利用する制度及び運用へ直ちに移行することも難しいであろう。

・上告(民事訴訟法311条～337条)及び再審(同338条～348条)

上告の理由(同312条)、上告受理の申立て(同318条)、再審の事由(同338条)を中心に説明した。インドネシアでは、上告もさることながら、再審があまりに広く利用されているとのことであったため、日本の再審事由が制限列挙事由に限定されていること、しかも証拠偽造などを事由とする場合は刑事手続を経なければならないことを説明した上、実際にも再審が利用され、ましてや再審開始決定がされるのはまれであることを付け加えた。

・民事保全法

民事保全法が、民事訴訟法とは別の法律として存在することを説明した。先にも述べたとおり、インドネシア研究員の間で、仮執行宣言との混同が見られたことから、民事保全が訴訟提起前段階から申立て可能な手続であること、民事保全では保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性の疎明が必要であること(民事保全法13条)、発令に先立って債権者に担保を積んでもらうのが通例であることなどを、両者の基本的な違いという観点も意識して説明した。

(2) 民事訴訟第一審手続の解説ビデオの視聴

司法研修所制作の「民事訴訟第一審手続の解説」ビデオにつき、最高裁判所の許可の下、スク립トのインドネシア語訳を配布するとともに、当職の解説を加えながら視聴していただいた。日本の法曹養成で利用される教材の例を知ってもらうとともに、日本の民事訴訟の実態を正確に伝えることを目的とした。

¹³ 政府法令英訳を利用した。<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>

日本法について英語で発信しているウェブサイトとしては、他に以下のようなものがある。

・Transparency of Japanese Law Project: <http://www.tomeika.jur.kyushu-u.ac.jp/index.html>

・最高裁判所(英語): <http://www.courts.go.jp/english/>

- 全編で2時間程度のビデオだが、以下のような補足説明をしつつ、30分程度に絞って視聴した。
- ・訴状の受付から担当裁判官及び書記官が決まるに至るシーンでは、事件の配転が機械的な順転であることを強調した。この点、インドネシアでは、事件の配転は所長による裁量で行われており、恣意的な配転がなされているとの批判を耳にすることもある。
 - ・ビデオ内では、各期日前の裁判体による合議風景が繰り返して出てくるが、このシーンを意識的に見てもらった。これまでのセッションでも、日本における若手裁判官の育成では、ベテラン裁判官及び中堅裁判官との合議を通じた OJT が重視されていることを繰り返し述べてきたわけだが、本ビデオを通じ、その光景を視覚的に伝えることを意図したわけである。
 - ・本ビデオでは、第1回弁論期日に続き、弁論準備手続を2回経て、弁論期日に戻るという設定であるが、その各期日間がおおよそ1か月ごとであることを説明した。また、弁論準備手続は、インドネシアにはない制度であるため、主張及び証拠を整理し、争いのない事実及び争点を明確にするための手続として民事訴訟法に規定されていること、非公開で行われ、合議体の事件であっても、1名又は2名の受命裁判官が行ってよいことを説明した。裁判官が壇上ではなく、当事者と同じテーブルで活発な議論をするシーンは、研究員にとって大変新鮮だったようである。
 - ・インドネシア最高裁に対しては、2007年～2009年まで、JICA 和解・調停制度強化支援プロジェクトが行われたため、日本の和解・調停に対するインドネシアの法律家の関心は高い。一方で、日本における訴訟上の和解及び裁判所での調停は、日本特有の側面が多く、そもそも「訴訟上の和解」と「調停」との区別一つとっても、他国へ正確に伝えることは極めて難しい。インドネシア語においても、「訴訟上の和解」「調停」に一对一で対応する用語はない。そのため、和

解・調停制度強化支援プロジェクトでは、日本の「訴訟上の和解」「調停」という用語につき、無理に翻訳しようとせず、「Wakai」「Chotei」といった言葉をそのまま使うようにもしてきたという。

本ビデオでは、第1回弁論準備手続期日内でまず和解が試みられ、第2回弁論期日（尋問）後に、和解期日が2回指定されるという経過をたどっているため、これらのシーンもよく視聴してもらうとともに、これは「訴訟上の和解」（Wakai）であり、訴訟を前提とせずに申し立てることも可能な「調停」（Chotei）の手続とは別物であることを解説した。

インドネシアでは、訴訟提起後、第1回期日直後という早い段階で「調停」（mediasi）という別手続に付し、話し合いによる解決を試みるのが義務付けられている。そして、その「調停」（mediasi）を主宰する調停人は、調停人資格を有する裁判官（訴訟担当裁判官とは限らない）又はそれ以外の調停人資格保有者である。インドネシア研究員の多くは、日本でも同様の流れが通常であると思っていた様子で、「この訴訟事件で、調停は行われなかったのか。」という質問もされた。そこで、当職から、日本で訴訟提起後に「調停」（Chotei）を利用するのは、一部の例外を除いてまれであること、日本において、訴訟提起後でも話し合いによる解決を試みるのが多いのは事実だが、それはビデオで見てもらったとおり、訴訟を担当する裁判官が訴訟手続内で主宰する形態、つまり、「訴訟上の和解」（Wakai）であり、インドネシアの「調停」（mediasi）とは随分異なることを説明した。最終的には研究員にもよく理解いただけた様子で、「日本の民事訴訟における話し合いの進め方は、かつてインドネシアで行っていたのと似ている。」という発言もあった。

本ビデオについては、日本の民事訴訟全体の流れが分かりやすく、大変興味深かったなど、とても好評であった。また、本ビデオは、2011年11

月の中国法官(裁判官)学院向けの本邦研修でも利用したが、やはり分かりやすく、とても参考になるとの評価であった。

言葉をどれだけ費やしてもなかなか伝わらないことが、こういった動画を利用すると、何とも容易に、かつ、明確に伝えることは珍しくない。法整備支援全般において、本ビデオも含め、視覚に訴えるツールのより広い活用が検討されてもよいように思われる。

8 日本における法曹養成と教材について

(大阪大学 下村眞美教授、名古屋大学 島田弦准教授)

大阪大学大学院高等司法研究科の下村眞美教授(元裁判官)から、日本における「法曹養成と教材」とのテーマで講義いただいた。レジュメを末尾に添付するので参照されたい。

- ・下村教授の講義は、裁判官、大学教授、さらにはロースクールにおける指導者という幾重ものバックグラウンドをベースとしたもので、教材の役割、教材の種類、教材の利用方法などに関する有益な情報・知見を、分かりやすく整理・整頓した形で提供いただいた。たとえば、教材の種類や利用方法も、法学部、ロースクール、司法修習、そして法律実務家になった後という段階に分け、各段階で習得が期待されるものが何かを明確にした形での知見提供であった。
- ・また、下村教授からは、民事訴訟一般の話として、「同種の事案については、同じような結論がもたらされなければ、法的安定性を欠くことになり、裁判所の判断を信用してもらえません。」「資本主義の下においては、予測可能性があるということが重要です。権利が実現される可能性と投下資本の回収リスクがあらかじめ客観的に計算できなければ、誰が資本を投下するでしょうか。裁判が客観的な法の適用によって行われ、裁判内容をほぼ確実に見込めること、さらには、裁判内容に基づき権利が現実的に実現できる執行制度が確保されていることが、資本投下を促進するため

の必要条件となります。国が発展していくためには、裁判への信頼がなければならないのです。」といった説明もなされた。

法的予測可能性と透明性の低さは、まさにインドネシアのビジネス環境のみならず、社会全体の発展と安定にとって、最大の阻害要因の一つである¹⁴ ¹⁵。下村教授の発言はまさにこの点を理論的に説明するものであり、研究員も聞き入っていた。

- ・本講義には、インドネシア法研究者である島田弦准教授(名古屋大学国際開発研究科)にも講師として加わっていただいた。法整備支援では、法制度や発想の根本的な違いから、なかなか議論がかみ合わないといった場面に遭遇することが珍しくない。そのような際、両国の法制度や発想、さらに言語に精通した研究者などがいてくださると、なぜ議論がかみ合わないかの背景がよく分かるとともに、両国間のコミュニケーションが大変円滑に進むことが多い。今般のセッションでも、議論がかみ合わない、あるいは、相互理解が難しいような場面になると、島田准教授がフォローに入ってくださり、両国ともなるほどそういうことだったのか、と腑に落ちることが何度もあった。

なお、同様のことは、カンボジアの若手裁判官向けに実施された平成23年10月の本邦研修¹⁶内の民事事例研究において、カンボジア・日本の両制度及び両言語に精通されたコン・テイリー准教授(名古屋大学法政国際教育協力研究センター、

¹⁴ ジャカルタ・ジャパクラブによる提言「黄金の5年間に向けて—ビジネス環境の改善に向けた日本企業の提言—」(2010年1月) <http://www.jjc.or.id/picture/iken20100122JPN.pdf>
・「インドネシアが取り組むべき課題は無数にあるが、我々は、とりわけ2つのL、すなわち、法的不透明性(“Legal Uncertainty”)と、インフラの欠如(“Lack of Infrastructure”)については早急な解決が求められていると考える。」

・「法の信頼性確保のため、行政、司法を含め、予見可能で統一的な法解釈とその迅速で的確な執行が求められる。」

¹⁵ 栗田哲郎「ビジネスロイヤーから見たアジア法と法整備支援」

<http://www.moj.go.jp/content/000077610.pdf>

¹⁶ 上坂和央「第10回カンボジア法曹養成支援研修」ICD NEWS 本号参照

CALE¹⁷⁾に講師として加わっていただいた際にも強く実感された。こういった連携は、法整備支援全般において、より積極的に試みていくべきものと思われる。

- ・司法研修所制作の「民事判決起案の手引」のインドネシア語訳が、島田准教授にも多大な協力をいただきながら完成したため、これを各研究員に配布した。本手引の翻訳は、インドネシア最高裁より、かねてから求められていたものである。本セッション内では詳細に説明する時間はなかったが、翌金曜日午前の時間を使い、当職から、本手引の構成及び概要を一通り説明した。

前述した民事訴訟第一審手続の解説ビデオも含め、日本の司法研修所製作による各種教材は、日本の法曹養成あるいは訴訟実務の知見が集約されており、法整備支援においても極めて有用な資料である。最高裁からは、こういった教材の法整備支援での利用を目的とした翻訳につき、幅広い許可を頂戴しており、今後とも効果的な活用を試みていくべきと考える¹⁸⁾。

- ・下村教授が、裁判官として高裁での職務経験もあるとの話をきっかけに、日本では裁判官が高裁から地裁へ異動することがあるのか、あるいは、都市から地方へ異動することがあるのか、といった質問がなされた。前述のとおり、既に説明済みの事項なのだが、よほどインドネシアの裁判官にとっては、意外なことなのだろう。日本サイドからは、日本の人事システムでは、それら異動と昇進とが直接リンクしていないという側面だけでなく、そういった人事の運用が、若手裁判官のOJT・一審重視・上訴の少なさ・仮執行宣言の幅広い活用など、これまで出てきた話とつながっていることにも目を向けてほしいとの指摘があった。インドネシア研究員の何人かが、今回の来日

中で最も強くうなずいた場面でもあった。

9 積み残された話題や質問へのフォローなど

最終日である11月18日(金)には、これまで積み残された話題や質問について補足説明をした。最高裁判決の公開や検索システムの実情、民事判決起案の手引などが話題の中心であり、具体的には既述のとおりである。

また、損害賠償請求事件における損害額の算定基準についても質問があったことから、交通事件での裁判実務、法律実務の積み重ねによって、死亡及び傷害事案における基準が形成されていった経緯を紹介した。あわせて、そういった基準化が進んだ結果として、交通事件における判決の予測可能性が高まり、多くのケースが訴訟を経ることなく話し合いによって解決されていることも説明した。今般の研究会中でたびたび話題になった「判決の予測可能性」と「話し合いによる紛争解決」との結びつけを意識したものである。

10 今後の交流の在り方に関する協議

最終日は、インドネシアと縁の深い法律家及び学者¹⁹⁾にも集まっていたいただき、インドネシアと日本との法・司法分野における交流の在り方について、率直な意見交換を行った。

- ・中でも、アチャ最高裁准長官から、「昨年及び本年のような日本での研究の機会を、毎年継続的に提供してほしい。期間は2週間、メンバーは10年～20年程度の経験年数で、将来幹部になることが期待される裁判官8名(毎年入れ替わる。)を中心とし、最高裁の幹部裁判官2名(できるだけ前年との連続性を持たせる。)もあわせた10名とするのが希望である。」という具体的な要望があったことは特筆すべきであろう。当職からは、予算やロジ面などの事情にも関係するため、その

¹⁷⁾ 法整備支援に関する研究、アジア諸国に対する法整備協力、アジア諸国における日本法教育を行っている。 <http://cale.law.nagoya-u.ac.jp/>

¹⁸⁾ 「民事弁護教材 民事執行」のインドネシア語訳も、今回のプログラムで翻訳をしていただいた呼子紀子氏によって進められている。

¹⁹⁾ 草野芳郎教授(学習院大学、元裁判官)、稲葉一人教授(中京大学、元裁判官)、大島崇志弁護士(元裁判官)、稲田龍樹教授(学習院大学、元裁判官)、平石努弁護士(東京青山・青木・狛法律事務所、元JICA企画調査員)、角田多真紀弁護士(田中彰寿法律事務所、元JICA長期専門家)

場で約束できないことを前置きしつつ、日本の法制度・運用や法曹倫理に刺激を受けた幹部候補の裁判官が毎年着実に増えていくというこの枠組み自体に個人的な賛意を示した。その上で、民法の事例問題を題材に、インドネシアと日本との民法比較研究²⁰のコマを設けること、最終日には日本での研究結果を踏まえ、インドネシア司法の改善計画についてレポートを発表してもらうことをアイディアとして申し上げたところ、アチャ最高裁准長官からも、これに賛同いただいた。

ただし、2009年のJICAプロジェクト終了後のインドネシア最高裁と日本の法務省との法・司法交流はすべてが手探り状態である。この点、いわゆるサブ（研究の中身）面では、昨年の研修²¹及び本年の共同研究を通じ、カリキュラム・講師や訪問先とのつながり・翻訳物も含めた資料などの蓄積が相当になされたといえ、これらを適宜組み合わせれば、十分充実した研究会を実現することはできるであろう。一方、ロジ面では、両国間の法・司法交流を継続性ある形で行っていくためには、解決すべき課題が山積みである。たとえば、空港とホテル間送迎の手配・アテンド、ホテル・食事・移動の手配・アテンド、さらには急病者への対応などは、本来専門の業者に委託すべき業務²²であり、JICA 枠のプログラムであれば当然そうなるが、法務省独自に実施した本研究会では、国際協力部の職員数名のみによる自前対応となり、ぎりぎりの綱渡りというのが実感である。また、

通訳1名で今回のような高度の議論を伴う研究会を実施することは、通訳の負担がとて大きく、その軽減策も検討されなければならない。

本セッションでは、サブ面での基本的な方向性で互いに共感を示しつつも、ロジ面では検討課題を整理するにとどめ、今後協議を継続していくこととした²³。

- ・なお、現在、インドネシアに駐在する民間ベースの日本人弁護士が増えつつある一方、公的な立場でインドネシアに駐在する日本人法律家は、2009年のJICAプロジェクト終了後は1人もいない。その結果、今般のような研究会前後のフォローは行いようがなく、研究成果を深め、広めるという協力はまったくできていない。また、インドネシアと日本という遠方間では、連絡を取ったり、話し合いの機会を持つたりすることさえ多大な困難を伴っている。両国どちらかでキーパーソンの異動があるたび、交流の継続性に不安が生じる状態といってもよいであろう。
- ・インドネシアのさらなる発展と安定にとって、法・司法における法的予測可能性及び透明性の向上は最重要課題の一つであり、この点に日本も多大な利害を有することは、官民間わず繰り返し指摘されている。また、今般の研究会の中でも、インドネシア最高裁からは、インドネシアの司法改革における日本への期待が強いことが、各表敬などの際に繰り返し述べられた。前述のアチャ最高裁准長官からの提案自体、日本への強い期待の表れそのものである。

本研究会の最終日と偶然にも同じ日である平成23年11月18日（金）、日ASEAN共同宣言及び同宣言に基づく行動計画が採択されたが、同行動計画の1.5.5は、"Continue to promote capacity building in the law and justice sector to strengthen the rule of law, judicial systems and the legal infrastructure."（当職による和訳：法の支配、司

²⁰ 事例問題を題材に民法の比較研究を行うという手法は、現行のラオス法整備支援プロジェクトで行われている。<http://gw.web.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/5149c5c90686125149256cbe003147f9/5152046edb1b5fe0492576ff000696e2?OpenDocument>

また、2012年4月に新たなフェーズが始まる予定のカンボジア法整備支援においても、民法の事例研究が取り入れられる見通しである。カンボジア民法は日本の全面的支援を受けて起草されており、既に日本法の知見が多分に取り入れられているため、「比較研究」という枠組みにする必要性が低いと見ることもできよう。

いずれも、参考になる部分が多いと思われる

²¹ 松川充康「第1回インドネシア裁判官人材育成強化支援研修」ICD NEWS46号参照

²² 例としてJICEのウェブサイトを参照。JICAのほか、外務省、財務省、経済産業省などから受注しているようである。

<http://jice.org/jigyuu/kensyuu.htm>

²³ こういったロジの大変さやつらさは実体験しないと分かりにくく、なかなか理解が広まらないのが残念である。一方、ロジを理由に、肝心のサブが制約を受けてしまうのも、実にもったいない。

法制度及び法的インフラを強化するため、法・司法分野での人材育成促進を継続する。)とされており²⁴、まさに法・司法分野における人材育成の重要性に言及している。

その ASEAN において中心国とされるインドネシア²⁵との間で、ASEAN に重大な利害を有する日本が、法・司法分野での協力・交流をどういった形で行っていくか。より幅広い人々や機関がいっしょになって、より真剣に検討を重ねていくべき問いであると思われる。

第4 インドネシア法・司法に関する知見の整理

本稿執筆の機会を利用し、インドネシアの法・司法に関する有用な文献(日本語、英語)・知見を整理しておくこととしたい。既述の本共同研究会に関する報告中に記載されていないものを中心とする。

いずれも、必ずしも最新の情報にアップデートされているとは限らないため、その点には十分留意されたい。

1 インドネシアの統治機構や法・司法制度全般

○憲法

- ・インドネシア憲法の和訳—ICD NEWS ウェブサイト²⁶に掲載
- ・川村晃一「試行錯誤を重ねた 1945 年憲法の改正」アジ研ワールド・トレンド No.154²⁷

○インドネシア法・司法の全般的な解説書及び報告書(日本語)

- ・島田弦「インドネシア」『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会
インドネシア法・司法の基本情報に加え、法律情報のリソースが充実している。
- ・山下輝年「インドネシアの司法制度と司法改革

の状況」ICD NEWS 3号²⁸

2002 年の調査に基づく報告書。その後、下級審の司法行政権が、法務人権省から最高裁に移管され、いわゆるワンフルシステムが実現した。

- ・松川充康「インドネシア司法に関する実情調査報告」ICD NEWS49号²⁹

当職による 2011 年時点での調査報告。

- ・黒田法律事務所編著「インドネシア進出完全ガイド」カナリア書房

会社法制、土地法、労働法、税法、M&A などを中心に整理されている。

- ・投資制度(JETRO ウェブサイト)³⁰

外資規制、税制、外国企業の会社設立手続などの概要が説明されている。

○インドネシア法・司法の全般的な解説書及び報告書(英語)

- ・Andrew I. Sriro “Sriro’s Desk Reference of Indonesian Law” Equinox

インドネシアの基本法、経済法、紛争解決システムなど幅広い分野をコンパクトにまとめた文献として定評がある。

- ・Prof.Mr.Dr.Sudargo Gautama “Indonesian Business Law” PT.Citra Aditya Bakti

準拠法、契約法、土地法、担保法、会社法、倒産法、知的財産法、税法、仲裁、裁判システムなどについて解説。

- ・ASEAN Law Association “Indonesian Legal System”³¹

- ・Baker & McKenzie “Dispute Resolution around the World—Indonesia”³²

○イスラム教徒の家事事件やイスラム金融に関する紛争については、国家法(フクム)ではなく、イスラム法(シャリア)が適用され、宗教裁判所

²⁴ ASEAN-JAPAN PLAN OF ACTION 2011-2015
<http://www.aseansec.org/documents/19th%20summit/JP-PoA.pdf>

²⁵ ASEAN事務局及びASEAN常駐代表委員会がインドネシアに置かれているほか、ASEAN日本政府代表部も在インドネシア日本大使館内にある。http://www.asean.emb-japan.go.jp/abprof_j.html

²⁶ <http://www.moj.go.jp/content/000053552.pdf>

²⁷ http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Periodicals/W_trend/pdf/2008_07/04.pdf

²⁸ <http://www.moj.go.jp/content/000010257.pdf>

²⁹ まもなく当部ウェブサイトのインドネシアページ(http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00010.html)にも掲載の予定である。

³⁰ http://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/invest_01/

³¹ <http://www.aseanlawassociation.org/legal-indonesia.html>

³² http://www.bakermckenzie.com/files/Uploads/Documents/Global%20Dispute%20Resolution/Dispute%20Resolution%20Around%20the%20World/dratw_indonesia_2009.pdf

が管轄する。また、インドネシアには、地域や民族に根ざした慣習法（アダット）も存在するとされるが、その法的位置づけ、単なる慣習と慣習法との境界などに関し、インドネシアの法律家の間でも必ずしも共通の理解がないように思われる。詳細については、さらなる調査が必要であろう。

2 民法、土地法

○民法（英訳）³³

インドネシアの民法は、オランダ統治時代にオランダ語で書かれたものがいまだに存続している。規定を人、物、行為に大別するインスティトゥティオネス方式をとっているが、オランダ経由でフランス法の影響を受けたものといえよう。

経済法制の整備が比較的進んでいるのとは対照的に、こういった基本分野が放置されたままである点に、インドネシアの特色と弱みがある。知的財産法一つとっても、民法の特別法として位置づけられるわけで、民法をおろそかにしたままで、適正な解釈、運用が普及するとは考えにくい。

○土地法

- ・1960年9月24日付第5号土地基本法（英訳）³⁴
- ・ジェトロ・ジャカルタセンター「インドネシアの不動産利用制度」（2010年1月）³⁵

所有権その他の用益権が分かりやすく整理されている。

なお、インドネシアにおいて、外国人の土地所有は認められていないが、夫婦共有財産制がとられているため、インドネシア人であっても、外国人と婚姻した後の不動産所有権取得が制限を受けるという³⁶。

- ・スマトラ島の都市メダンの行政裁判所がかつて聴取したところによると、行政裁判所に提起される訴訟のうち、土地の権利帰属や境界に関する紛争が相当の割合を占めているとのことで

あった。同一土地における権利証書の二重発行という例が紹介されたほか、国による事業権などの付与、設定を巡る紛争も存在するようで、だからこそ、私人間の民事訴訟ではなく、行政訴訟の形態をとっているものと思われるが、詳細については、さらなる調査が必要であろう。

3 民事訴訟・民事執行・民事保全・担保権実行

インドネシアでは、民事執行及び民事保全も含めた民事訴訟についても、オランダ統治時代に制定されたオランダ語の手続法がそのまま残っている。しかも、HIR（又はRIB、改正インドネシア手続法（規則））、RBg（又はRDS、域外手続法。「域外」はジャワ島・マドゥラ島以外を意味する。）及びRv（欧州人に対する民事手続法）の3法が並存した状態にあり、具体的な適用関係も釈然としない³⁷。

民事執行、民事保全を含めた意味での民事訴訟が適正に整備、運用されなければ、知的財産などの経済法制をいかに整備しても、そのエンフォースメントは実効性がなく、結局は絵に描いた餅である。民法と同様のボトルネックがここにも見られる³⁸。

○民事訴訟

- ・山下輝年「インドネシア司法事情」ICD NEWS12号³⁹

インドネシアにおける民事訴訟の流れ、上訴審も含めた特色、2003年時点における改革の動向などが報告されている。

- ・法務総合研究所では、平成23年度、インドネシア法研究者である島田弦准教授に、「インドネシアの民事訴訟における第一審判決と上訴に関する調査研究」を委託している。本調査結果については、ICD NEWS及び当部ウェブサイト⁴⁰での掲載を予定している。

³³ http://www.unhcr.org/refworld/category/LEGAL/IDN/3ffbd0804_0.html

³⁴ <http://www.scribd.com/doc/16626212/Indonesia-Basic-Agrarian-Law-No-5-of-1960->

³⁵ http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000183/indonesia_estate.pdf

³⁶ 「国際結婚と土地の所有」じゃかるた新聞2010年8月3日

³⁷ これら法典の和訳を行うことも有用であろう。なお、統一された民事訴訟法の必要性を指摘する声もあるが、立法化の目的は立っていないようである。

³⁸ 日本は、ベトナム及びカンボジアにおいて、民法、民事訴訟法といった基本法の起草支援を行った実績がある。

³⁹ <http://www.moj.go.jp/content/000010280.pdf>

⁴⁰ http://www.moj.go.jp/housouken/houso_icd.html

○民事執行・民事保全・担保権実行

・法務総合研究所では、平成23年度、福井信雄弁護士（長島・大野・常松法律事務所からジャカルタ所在の法律事務所である Widyawan & Partners に出向中）に、「インドネシアにおける強制執行、民事保全及び担保権実行の法制度と運用の実情に関する調査研究」を委託し、在インドネシア大使館からも協力をいただいている。また、執行関連としては、栗田哲郎弁護士（シンガポール所在の法律事務所であるラジャ・タン法律事務所）に、「アジア各国における外国仲裁判断の承認及び執行に関する調査研究」を委託したが、その調査対象国にはインドネシアも含まれている⁴¹。

これら調査により、今までその実像がほとんど分からなかったインドネシアの民事執行・民事保全・担保権実行についても、知見蓄積が進むものと思われる。

○調停 (mediasi)

・角田多真紀「インドネシア法整備支援 和解・調停制度強化支援プロジェクト プロジェクト成果分析調査報告書」⁴²

2007年～2009年のJICA 和解・調停制度強化支援プロジェクトの成果である裁判所付設の調停に関する最高裁規則2008年1号、調停人研修カリキュラムなどについて、概説及び今後の課題などが分析されている。

前述のとおり、インドネシアに導入された制度は、訴訟提起を前提に、第1回期日直後という早い段階で「調停」(mediasi) という別手続に付し、調停人資格を有する裁判官（訴訟担当裁判官とは限らない）又はそれ以外の調停人資

格保有者の主宰のもと、話し合いによる解決を試みることを義務付けるというものである。日本の訴訟における「和解」(Wakai) と異なることは前述のとおりであるし、日本の「調停」(Chotei) と比較しても、訴訟提起後のみに利用可能で、第1回期日直後の実施が義務付けられていること、調停の期間が40日に制限されていること、実際に利用される調停人の大半は裁判官であること⁴³といった点で、大きな違いがある。インドネシアは、日本の制度・実務運用を参考としながらも、国情を踏まえた独自性の強い制度を作り上げたといえる⁴⁴。

本報告書にも記載され、また、本稿でも触れているとおり、インドネシアでは判決の予測可能性が低く、これが話し合いによる紛争解決の阻害要因にもなっていると考えられる⁴⁵。

4 知的財産権法

○特許庁ウェブサイト

・「外国産業財産権制度情報」⁴⁶

インドネシアを含め各国の知的財産関連法令の日本語訳が掲載されている。

・「模倣対策マニュアル、知的財産権侵害判例・事例集、調査報告書」⁴⁷

インドネシアを含め各国の知的財産関連情報

⁴¹ 大手法律事務所のアジア展開が急速に進んだ結果として、現地に駐在する日本人弁護士に委託して、相手国の法・司法に関する調査を行うことが可能となった。また、こういった調査の結果をベースに、相手国の法律家・立法担当者・学者などを招き、同国と日本との比較研究セミナーなどを実施すれば、法整備支援そのものの効果を持つ。情報収集・調査及び相手国への知見提供の両面において、こういった官民連携を積極的に進めていくべき時代が到来したと考えている。

⁴² <http://www.moj.go.jp/content/000068870.pdf>

⁴³ 裁判官でない調停人を選択した場合の費用が当事者負担となっていることも大きな要因になっている。なお、日本の調停 (Chotei) でも裁判官は調停委員会を構成し、一般の調停委員2名とともに進行を検討するが、期日内での実際の進行については一般の調停委員2名に委ねることが多い。その間裁判官は、いつでも評議などに応じることができるよう別室で待機する。こういった実務運用を前提に、日本の裁判官は、同一日時に複数の事件を担当することができる。

⁴⁴ インドネシアの mediasi につき、本稿では「調停」の訳語を当てているが、日本の「調停」(Chotei) のイメージに引張られてしまうおそれがあるため、メディアシとインドネシア語そのままのカタカナを当てた方がよいかもしれない。

⁴⁵ この点は、田中嘉寿子「2006年度日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー—政策提言書案の作成から新プロジェクト形成まで—」ICD NEWS30号でも指摘されている。 <http://www.moj.go.jp/content/000010313.pdf>

⁴⁶ http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuj_i.htm

⁴⁷ <http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/manual.htm>

報が掲載されている。

○小野昌延, 岡田春夫「アジア諸国の知的財産制度—山上和則先生古稀記念」青林書院 (2010)

○早稲田大学知的財産法制研究センターウェブサイト

- ・アジア知的財産判例検索システム⁴⁸
- ・季刊 企業と法創造「特集・知的財産法制研究 III」⁴⁹

インドネシアを含め, 各国の裁判官などによる知財に関する発表・報告が掲載されている。

○JICA 知的財産権保護強化プロジェクト

- ・プロジェクト基本情報⁵⁰

インドネシアでは長らく知財に関する JICA プロジェクトが実施されており, 2011 年3月から新たなフェーズが開始した。本フェーズの特色の1つは, 日本の特許庁に当たる法務人権省知的財産権総局だけでなく, 知的財産権の法的エンフォースメントを担う商業裁判所, 関税総局及び国家警察総局を支援対象として含め, 日本側も, 経済産業省特許庁のみならず, 財務省関税局及び法務省法務総合研究所を協力機関としている点である。

なお, プロジェクト基本情報には, 外部条件として, 「税関における水際取締りに係る最高裁通達が遅くとも 2011 年中に制定・発効される。」との記述がある。これは, インドネシアにおいて, 知財侵害品の水際差止めにつき, 裁判所の命令あるいは許可を経て行うとの制度を採用しているが, その細則が定められていなかったため, 実際の水際取締りが機能していなかったという問題を背景にしている。

○インドネシアの知的財産事件 (民事) の第一審は商業裁判所が管轄を有する。二審制がとられており, 第一審の判決への上訴は最高裁判所の管轄である。

商業裁判所は, 訴訟法上の存在として規定されているものの, 国法上あるいは官署として商業裁判所なる裁判所があるわけではない。専属の裁判官がいるわけでもなく, 通常裁判所の裁判官が所定の研修と資格取得を経た後, 業務の一部として, 知的財産事件 (他には倒産事件) を担当することになる。商業裁判所については, 当職作成の「インドネシア司法に関する実情調査報告」ICD NEWS49 号⁵¹にも基本的な情報を掲載している。

5 労働法

○安西明毅・栗田哲郎・小山洋平・中山達樹・塙晋「アジア労働法の実務 Q&A」商事法務 (2011)

シンガポール, インド, インドネシア, ベトナム, タイ, マレーシアの労働法制について, 裁判所などの紛争解決システムも含めた解説がされている。

○ジャカルタ・ジャパン・クラブのウェブサイト

- ・労働法及び関連法規の和訳⁵²
- ・労使関係裁判所 (産業関係裁判所) の判例集 (2006 年~2007 年) (日本語)⁵³

○インドネシアの労働事件の第一審は産業関係裁判所が管轄を有する。二審制がとられており, 第一審の判決への上訴は最高裁判所の管轄である。

産業関係裁判所は, 訴訟法上の存在として規定されているものの, 国法上あるいは官署として産業関係裁判所なる裁判所があるわけではない。専属の裁判官がいるわけでもなく, 通常裁判所の裁判官が所定の研修と資格取得を経た後, 業務の一部として, 労働事件を担当することになる。産業関係裁判所については, 当職作成の「インドネシア司法に関する実情調査報告」ICD NEWS49 号⁵⁴

⁴⁸ http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/rc/clip/db/search_form.php

⁴⁹ <http://www.21coe-win-cls.org/activity/index14.html>

⁵⁰ <http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/4f3700b697729bb649256bf300087d02/6de16c1a8ff77f69492577040020afd7?OpenDocument>

⁵¹ まもなく当部ウェブサイトのインドネシアページ (http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00010.html) にも掲載の予定である。

⁵² <http://www.jjc.or.id/houjin/060501.html>

⁵³ <http://www.jjc.or.id/houjin/10082601.pdf>

⁵⁴ まもなく当部ウェブサイトのインドネシアページ (http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00010.html) にも掲載の予定である。

にも基本的な情報を掲載している。

6 法学教育、裁判官養成

○JICA 和解・調停制度強化支援プロジェクトの長期専門家であった角田多真紀弁護士に委託した調査結果

・「インドネシア法曹養成制度及び司法改革計画に関する調査研究」⁵⁵

・「インドネシア最高裁判所司法研修所における裁判官候補生・裁判官養成過程に関する検討、および今後の改善充実の方向性について」⁵⁶

裁判官候補生向けの標準的な教材の開発が課題であるとの指摘もなされている⁵⁷。

○その他法学教育や裁判官任官後の OJT については、本稿及び当職作成の「インドネシア司法に関する実情調査報告」ICD NEWS49 号⁵⁸も参照されたい。

7 法務人権省について

インドネシア法務人権省は、日本の法務省に相当する省であり、民法、民事訴訟法などのいわゆる基本法を所管しているほか、登記業務を扱う法務局、入国管理局、矯正施設が属している点で日本の法務省と共通している。一方、インドネシアの検察庁は法務人権省に属していないし、日本の特許庁に当たる知的財産権総局が、インドネシアでは法務人権省の一部であることも相違点である。

インドネシアの行政官庁は、省庁ごとに職員を募集している。毎年募集するとは限らず、法務人権省でも、2010 年は数千人単位の募集をしたが、2011 年は募集がなかったという。入省試験は、それぞれの省が独自に立案しているが、法務人権省

では法律知識を問う内容の試験問題が多く、職員にも比較的法学士が多いとのことである。

法務人権省では、裁判官からの出向、あるいは弁護士の任期付任用といったシステムはとっていないと考えられる。そのため、民法、民事訴訟法などの法令を所管していながら、法律・裁判の実務・現場に精通した職員が確保できているか疑問もある。一方、少年法改正草案の起草では、起草チームに裁判官も加わっていたとの情報もあり、法律実務と起草とをつなぐ工夫は一定なされている様子もうかがわれる。

第5 終わりに

JICA プロジェクト終了後も法務省がインドネシアとの法・司法分野の交流を継続してきたのは、インドネシアが日本の外交、経済にとって重要な国であるという側面があるのはもちろんであるが、それ以上にインドネシア最高裁の日本に対する信頼と期待によるところが大きい。これだけ日本にとって重要な国が、その最大の課題の一つである法・司法分野で、引き続き日本に強い期待を寄せている。このような期待に応えないという選択はどうしても導きがたかった。法・司法分野での協力・交流を細々とあっても継続することが、インドネシアと日本の双方にとって重要であるとの信念の下、各種調査やセミナーなどの企画立案を行い、実施してきた次第である。

そして、このような協力・交流が続けてこられたのは、本研究会を含めた各種企画で講師・訪問受入れ・調査受託・法律面でのアドバイスをしてくださった方々、インドネシアとの交渉・調整・その他あらゆるアレンジを担ってくれた方々、通訳の方々、私の思いを理解し、そのやり方を尊重してくださった上司の方々、ロジ面で多大な貢献をしてくれた専門官や業者の人たち、その他数え切れない関係者のみなさまの多大な協力があればこそである。この場で改めて感謝を申し上げるとともに、今後ともみなさまの御協力のもと、両国の法・司法分野での協力・交流が継続、発展することを心から願っている。

⁵⁵ <http://www.moj.go.jp/content/000073986.pdf>

⁵⁶ <http://www.moj.go.jp/content/000073987.pdf>

⁵⁷ 裁判官やその研修生などを対象とした教材の開発につき、日本は、カンボジア、ベトナム、ラオスでの支援実績がある。例として、カンボジアでの民事模擬裁判記録、民事保全頻出質問集など。 http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00028.html

⁵⁸ まもなく当部ウェブサイトのインドネシアページ (http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00010.html) にも掲載の予定である。

インドネシア裁判官人材育成強化共同研究日程表

[主任教官:松川教官, 事務担当:守安専門官, 菅原専門官]

月 日	9:00	12:00	14:00	17:00	備考	場所
11 / 日 13	来日GA884 23:15ジャカルタ発 - 9:00成田着					
11 / 月 14	日本の司法及び法曹養成制度の概要 国際協力部教官 松川 充康 <small>法務総合研究所共用会議室</small>	法総研所長表敬 所長室	東京地方裁判所訪問 (民事通常部, 民事保全部)			東京地方裁判所
11 / 火 15	日本民事訴訟法と上訴規整 - 日本における民訴改正と上訴制限(特に, 上告制限)を中心として 同志社大学大学院法務研究科教授 川嶋 四郎 <small>法務総合研究所共用会議室</small>		東京パブリック法律事務所訪問(実務修習, 裁判官の外部経験)			東京パブリック法律事務所
11 / 水 16	日本の司法制度・裁判官教育とその歴史 学習院大学教授 稲田 龍樹 <small>法務総合研究所共用会議室</small>		最高裁判所訪問(竹内最高裁判事表敬, 調査官室訪問)			最高裁判所
11 / 木 17	日本の民事訴訟第一審について - 司法研修所ビデオ教材の紹介も兼ねて 国際協力部教官 松川 充康 <small>法務総合研究所共用会議室</small>		日本における法曹養成と教材について 大阪大学大学院高等司法研究科教授(民事手続法) 下村 眞美 名古屋大学国際開発研究科准教授(インドネシア法) 島田 弦 <small>法務総合研究所共用会議室</small>		部長主催意見交換会	法曹会館
11 / 金 18	・日本における損害賠償算定基準について ・積み残されていた質問について 国際協力部教官 松川 充康 <small>法務総合研究所共用会議室</small>	事務次官表敬 事務次官室	総括質疑並びにフィードバック及び今後の交流の在り方に関する協議(1:30~5:30) 草野教授, 稲葉教授, 稲田教授, 大島弁護士, 平石弁護士, 角田弁護士, 山下部長, 松川教官 <small>法務総合研究所共用会議室</small>			
11 / 土 19	離日GA885 12:00成田発 - 17:25ジャカルタ着					

各日とも, 昼休み時にお祈りの時間を30分程度確保すること。

インドネシア裁判官人材育成強化共同研究 名簿

1	アチャ・ソンジャヤ
	Mr. Atja Sondjaja
	最高裁判所民事部長
2	モハマド・サレ
	Mr. Mohammad Saleh
	最高裁判所特別民事部長
3	ハビブラフマン・アバリ
	Mr. Habiburrahman Abari
	最高裁判所判事
4	ティムル・マヌルン
	Mr. Timur Manurung
	最高裁判所判事
5	タクディル・ラフマディ
	Mr. Takdir Rahmadi
	最高裁判所判事
6	プリ・パンブディ・テグ
	Mr. Pri Pambudi Teguh
	最高裁判所調査官(最高裁判所長官付)
7	モハマド・エカ・カルティカ
	Mr. Mohammad Eka Kartika
	ベカシ地方裁判所長
8	ブディ・サントソ
	Mr. Budi Santoso
	ボゴル地方裁判所所長

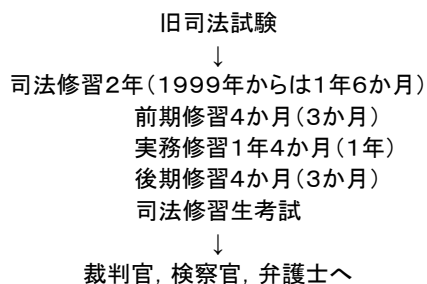
日本の法曹養成制度の概要 －裁判官を話題の中心に－

法務省法務総合研究所国際協力部
教官 松川 充康

本レクチャーのアウトライン

- 大学から裁判官任官までの試験・研修制度の説明(旧制度, 新制度)
- 任官後のトレーニング(On the Job Trainingを含む)の説明

旧制度の流れ



旧制度

- 旧司法試験と旧司法修習が柱
- 大学・大学院は, 法曹(裁判官, 検察官, 弁護士)の養成システムには組み込まれていなかった。

旧司法試験

- 裁判官, 検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその应用能力を有するかどうかを判定する試験
- 第一次試験と第二次試験
- 第一次試験
一般教育科目(人文科学関係, 社会科学関係, 自然科学関係)と, 外国語科目(英語, フランス語, ドイツ語, ロシア語, 中国語から1つ選択)
→大学で一定の単位をとった者(法学部である必要はない)は免除

第二次試験

- 三段階方式
各試験に合格した者のみ次の試験に
- 短答式試験(毎年5月上旬)
憲法, 民法, 刑法で, 択一式(マークシート方式)。試験時間は3時間30分で60問。

第二次試験(続き)

- 論文式試験(毎年7月中旬)
憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法(かつては法律選択科目、教養選択科目もあった。)
各科目とも2時間で2問。
- 口述試験(毎年10月)
憲法、民法、刑法、(商法)、民事訴訟法及び刑事訴訟法
試験委員からの口頭試問

論文試験の問題例

Aは、甲土地の所有者Bを強迫して土地売却に関する委任契約を締結させ、Bの代理人として甲土地をCに売り渡した。Cは、駐車場として利用させるためDに甲土地を引き渡し、賃料に代えてDに甲土地の舗装工事をさせたが、その後、Bが強迫を理由として右委任契約を取り消した。この場合におけるBとC・Dとの法律関係について説明せよ。
(平成3年・民法第1問)

第二次受験者数及び合格者数

- 1990年
受験者 21,308名
短答式試験合格者 3,814名
論文式試験合格者 506名
最終合格者 499名
- 2000年
受験者 31,729名
短答式試験合格者 6,125名
論文式試験合格者 1,026名
最終合格者 994名

旧司法修習

- 司法試験合格者は、司法研修所の行う2年間(1年6か月)の司法修習を経て、裁判官・検察官・弁護士に。
- 司法研修所は、最高裁判所に設置されている研修機関。
- 将来の裁判官・検察官・弁護士が共通の研修を行うという点に特色。

司法研修所での前期修習

- 4か月(3か月)
- 1クラス60～70名ほどにクラス分け。
- 科目は、民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護、刑事弁護。各クラスの各科目ごとに実務家出身の教官が指導に当たる。
- 指導方法としては、レクチャー、ケーススタディ、模擬裁判、判決起案の演習など

各都道府県に分散しての実務修習

- 1年4か月(1年)
- 民事裁判修習、刑事裁判修習、検察修習、弁護士修習を各4か月(各3か月)
- 裁判所では、各裁判部(通常は裁判官3～5名程度)に司法修習生を数名配置。
- 実務の現場を体験。裁判所での判決起案や検察での取調べ修習なども。

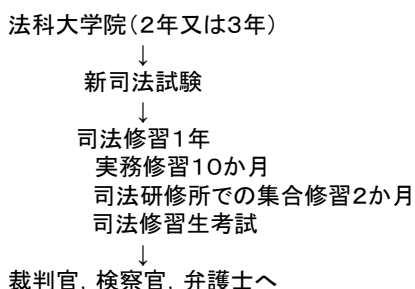
司法研修所での後期修習

- 4か月(3か月)
- クラスは前期と同じ。指導教官も異動がない限り同じ。
- 前期同様、レクチャー、ケーススタディ、模擬裁判、判決起案の演習など。より高度の内容に。

司法修習生考試

- 司法修習の最後に行われる国家試験。合格すれば司法修習を修了し、裁判官・検察官・弁護士になるための資格を得ることができる。
- 試験科目は、民事裁判・刑事裁判・検察・民事弁護・刑事弁護。模擬記録をベースに判決などの起案をする。
- 裁判官は、司法修習の修了者から、成績、適性、健康を考慮して採用される。

新制度の流れ



新制度

- 「点(司法試験)による選抜」から「法科大学院を中核とするプロセス重視の法曹養成制度」へ
- 大学(法科大学院)を法曹養成制度に組み込む
→法科大学院課程修了者のみ(ただし、2011年からは予備試験合格者も)が新司法試験の受験資格を取得。
- 新司法試験合格後の司法修習は存続。ただし、期間短縮。
- 2004年4月に法科大学院開講、2006年に第1回新司法試験
* 旧制度も枠を狭めながら当面並存とされた。
- 裁判官、検察官、弁護士共通の養成制度であることは変わらず。

法科大学院

- 法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とした大学院
- 法学既修者コース(2年)と法学未修者コース(3年)
入学試験での法律科目の有無
- 2007年時点で、74校(国立23校、公立2校、私立49校、総定員5,825人)
- 必修である法律基本科目、法律実務基礎科目に加え、多種多様な選択科目
- 現役の裁判官、検察官、弁護士も講師に

法科大学院での履修科目

- 法律基本科目(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法)
- 法律実務基礎科目(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目)
例: 要件事実論、判決書などの起案
- 基礎法学・隣接科目(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目)
例: 法哲学、経済、会計
- 展開・先端科目(先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目)
例: 知的財産、倒産、家事

新司法試験

- 短答式試験と論文試験を同時期(毎年5月)に行う。
- 3回不合格又は法科大学院修了から5年経過すると受験資格を失う。
- 短答式試験
公法系科目(憲法, 行政法)
90分, 40問程度
民事系科目(民法, 商法, 民事訴訟法)
150分, 75問程度
刑事系科目(刑法, 刑事訴訟法)
90分, 40~50問程度

新司法試験(続き)

- 論文式試験
公法系科目(2問, 4時間)
民事系科目第1問(2時間), 第2問(4時間)
刑事系科目(2問, 4時間)
選択科目(2問, 3時間)
- 選択科目
倒産法, 租税法, 経済法, 知的財産法, 労働法, 環境法, 国際関係法(公法系), 国際関係法(司法系)から1科目
- 詳細な事例を前提とした論述問題

受験者数及び合格者数

2009年

受験者 7,392名

短答式試験の合格に必要な成績を得た者

5,055名

合格者 2,043名

合格者平均年齢 28.84歳

新司法修習(旧制度からの変更点)

- 前期修習廃止←法科大学院導入のため
- 実務修習10か月, 司法研修所での集合修習(旧制度上の後期修習に相当)2か月の計1年間
- 司法修習生考試は存続
- 実務修習
民事裁判修習, 刑事裁判修習, 検察修習, 弁護士修習を各2か月
+
選択型修習2か月

選択型修習

- 豊富な選択メニューから各司法修習生が選択して, 組み合わせる。

例: 刑事関連施設等見学修習 1週間

家庭裁判所修習 2週間

新聞社での修習 1週間

民事模擬裁判 2週間

倒産事件修習 2週間

新司法修習修了後の進路

- 2009年 新司法修習修了者 1,992名
(旧司法修習修了者 354名)
裁判官 99名(+旧制度から7名)
検察官 67名(+旧制度から11名)
残りの大半は弁護士に

任官後のトレーニング(新任時)

- 新任裁判官は、各都道府県の地方裁判所に分散して配属。民事又は刑事の合議事件の左陪席に。
cf 日本の地方裁判所は、事件の種類・難易に応じて、裁判官単独又は裁判官3人の合議体で裁判を行う。
- On the Job Trainingが中心に。難しい事件を先輩裁判官と共に担当する。
- 判決のfirst draftは、左陪席が通常行う。
- 刑事事件の令状や民事執行などは単独で担当。

職務を通じたトレーニング

- 多様な職務経験を積むことで裁判官としての能力を高める。
- 5年を経過すると単独で訴訟を担当することができる。
- 裁判官としての職務だけでなく、多様な外部経験のメニューがある。
例:海外留学, 行政官庁出向, 弁護士, 民間企業研修

実際の裁判官の職務経歴を見る

- M裁判官
2001年10月 司法修習を修了し、裁判官任官
2001年11月 大阪地方裁判所民事部(医療集中部)
2003年10月 大阪地方裁判所民事執行部
2004年 8月 イギリス留学

M裁判官(続き)

- 2006年 8月 大阪地方裁判所民事部(医療集中部)
- 2007年 4月 大分地方裁判所民事部
民事通常事件全般(大半は単独で行う事件)を担当
- 2009年 3月 大分家庭裁判所
- 2010年 4月 法務省法務総合研究所国際協力部教官

T裁判官の場合

- 2001年10月 司法修習を修了し、裁判官任官
- 2001年11月 大阪地方裁判所民事部(通常部)
- 2003年10月 大阪地方裁判所民事保全部
- 2004年 4月 民間企業研修

T裁判官の場合(続き)

- 2005年 4月 山口地方裁判所・簡易裁判所
刑事事件全般, 民事執行, 民事保全
- 2007年 4月 最高裁判所行政局局付
2008年4月からは民事局局付も兼務
- 2009年 4月 東京地方裁判所民事部(労働部)
単独で担当する事件も相当数あり

司法研修所企画の研修プログラム

- 司法研修所は、司法修習生の研修だけでなく、裁判官の研修も行っている。
- 任官時、10年目などに全員を対象とした必修の研修がある。
- 他の研修は原則として応募型
例：知的財産権基礎研究会、医療訴訟の特別研究会、刑事実務研究会、など
- 講義だけでなく、ディスカッション、ケーススタディなどの主体的参加の求められる研修が多い。

参考情報

- <http://www.courts.go.jp/english/institute/index.html>（英語）
司法研修所の概要を紹介している。
- http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/shiken_shinqa.html（日本語）
新司法試験のQ&A
- http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/shiken_shinshihou_h21-22jssshi.html（日本語）
2009年新司法試験の問題が公開されている。
- http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/shiken_qa01.html（日本語）
旧司法試験のQ&A

日本民事訴訟法と上訴規整

— 日本における民事訴訟法改正と上訴制限（特に、上告制限）を中心として

川 嶋 四 郎（同志社大学）

I はじめに

1. 上訴の規整 上訴制度、特に上告手続をどのように構成するか

上告審の役割、下級審の審理の充実、裁判所の信頼、国民の期待等

日本における上訴規整 裁判の形式 : 不服申立ての方法

判決 : 控訴→上告

決定・命令 : 抗告

2. 上訴目的論と上告規整

法令解釈統一を目的とするか、当事者救済を目的とするか

3. 日本の最高裁判所のデータ（民事事件〔行政事件含む。〕）

新受事件 平成 13 年（2001 年）以降、増加傾向

平成 18 年（2006 年）から減少

平成 20 年（2008 年）から増加

平成 21 年（2009 年）新受 6,927 件

（上告 2,296 件、上告受理 2,792 件他）

既済 6,912 件

未済 1,622 件

（参照） 同年 地方裁判所 新受 238,129 件

簡易裁判所 新受 658,422 件

II 日本民事訴訟法の沿革と上訴の規律

明治 8 年（1875 年） 大審院の創設

明治 22 年（1889 年） 大日本帝国憲法の制定

明治 23 年（1890 年） 裁判所構成法の制定

民事訴訟法の制定（ドイツ民事訴訟法の「翻訳的受継」）

3 審制

大正 15 年（1925 年） 民事訴訟法の大改正（日本固有の民事訴訟法の制定）

上告理由書の提出強制（現、315 条、316 条）

書面による上告棄却制度（現、319条）

（金額による控訴制限案は不採用）

- 昭和17年（1942年） 裁判所構成法戦時特例
2審制（控訴審の省略）
- 昭和22年（1947年） 日本国憲法の制定、裁判所法
民事訴訟法応急措置法
簡易裁判所の上告審。原則として高等裁判所
（裁判所法24条3号、16条3号）
- 昭和23年（1943年） 民事訴訟法の一部改正
変更判決（現、256条）等
上訴権の濫用制度（現、303条・313条）
- 昭和25年（1950年） 民事上告事件特例法（時限立法。4年後に失効）
上告理由の裁量調査制度
- 昭和29年（1954年） 裁判所法の一部改正
簡易裁判所の事物管轄の引上げ
民事訴訟法の一部改正
上告理由の制限（現、312条）
上告適法要件原審審査制度（現、287条・313条）
上告提起等の場合における執行停止要件加重
（現、403条1項2号参照）
- 平成8年（1996年） 民事訴訟法の大改正（現行民事訴訟法の制定）
「国民に利用しやすく、わかりやすく、社会の要請にかなった適切な民事訴訟法を」
改正の4本柱 争点・証拠の整理手続の整備（164条以下）
証拠収集手続の拡充（163条、220条以下）
上訴制度の整備 上告受理申立制度（318条以下）
許可抗告制度（337条以下）
少額訴訟手続の創設（368条以下）
- 裁判所法の一部改正 簡易裁判所の事物管轄の引上げ（140万円に）
参考、5千円→3万円→10万円→30万円→90万円→140万円
なお、平成8年民訴改正過程における上告制限論
上告審にける弁護士強制等の検討事項（不採用）
- その後の改正 特に、平成15年（2003年） 民事訴訟法の一部改正
計画審理（147条の2他）、専門委員制度（92条の2条以下）
訴えの提起前における証拠収集の処分等（132条の2以下）等

Ⅲ 日本における審理の構造と上訴制限

1. 第一審の充実審理の充実と上訴

争点・証拠の整理手続の充実

証拠収集手続の充実

仮執行宣言制度（259 条等）の活用（勝訴当事者の早期利益確保）

2. 控訴審の審理充実

上訴（控訴）の利益

控訴手数料（提訴手数料の 1.5 倍。民事訴訟費用法別表第 1・2 項）

控訴理由書・反論書の提出強制（民事訴訟規則 182 条・183 条）

続審制（第二の事実審） 攻撃防御方法の提出制限（301 条）

3. 上訴要件による上訴の規整

上訴（上告）の利益

上告手数料（提訴手数料の 2 倍。民事訴訟費用法別表第 1・3 項）

上告理由（312 条）

上訴制限 上訴権の濫用（民訴 303 条、313 条）

判例 最（2小）判昭和 41 年 11 月 18 日・判例時報 466 号 24 頁

建物収去土地明渡請求事件

最（3小）判平成 6 年 4 月 19 日・判例時報 1504 号 119 頁

特許関係事件

4. 最上級裁判所の負担軽減方法

上告裁判所の 2 元化（日本、高等裁判所の上告裁判所化）

上訴期間

上訴状の原審提出

上告理由書の提出強制

上告制限

特に、裁量上告制度

法律審に純化

小法廷制度

最高裁判所調査官制度（裁判所法 57 条 1 項）

調査範囲の限定（320 条。不服の限度）

原裁判所による上告の却下決定等（316 条）

上告裁判所による口頭弁論を経ない上告の却下判決等 (317 条)

IV 若干の法比較

1. ドイツ

複合裁判権制度 専門裁判所化

三重の上告制限

上告金額制限 (ただし、2002 年に廃止)

原審による許可上告

上告審による受理拒否

なお、弁護士強制主義、弁護士分属主義

2. アメリカ等

連邦制

裁量上訴制度、審査事件の限定

V おわりに

多様な上告制限の手法：一般論 (まとめ)

1. 直接的な手法

- ①上告期間
- ②上告手数料による制限
- ③上告理由による制限
- ④裁量上告制度による制限
- ⑤上訴権の濫用理論による制限
- ⑥金額による制限 (上訴の利益の限定化)
原審と原々審の判決が食い違った場合にのみ上告可
- ⑦敗訴した上告人に罰金等の制裁を課す方式
- ⑧特殊な手続の賦課、等

2. 間接的な手法

- ①下級審裁判所における審理の充実
- ②裁判所の構成の工夫
特に、簡易裁判所の事物管轄の拡大 (上告審は、高等裁判所)
- ③簡易な債務名義の形成手続 (上訴の不要化の手続)

略式訴訟手続の創設

少額訴訟・手形小切手訴訟手続（356 条） 控訴禁止等（ただし上告可能）

支払督促手続（382 条以下）、等

訴訟外の手続整備（ADR の拡充）

例、日本の労働審判制度（個別労働関係事件の解決手続。労働審判法）等
調停（民事調停法） 調停

調停に代わる決定（民事調停法 17 条）

調停前置主義（家事審判法 18 条）

裁判上の和解 訴訟上の和解（89 条、267 条等）

訴え提起前の和解（即決和解。275 条）

なお、和解に代わる決定（275 条の 2）

ただし、異議による失効（訴訟との連携）

ただし、和解無効確認の訴え

④執行停止手続の厳格化

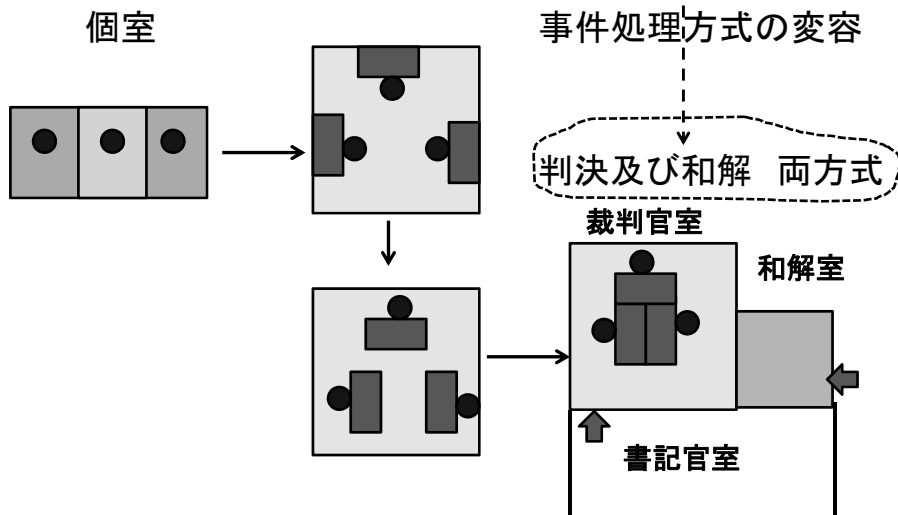
⑤その他の基盤整備

制度の信頼確保（裁判官・弁護士の信頼、手続・判例制度の充実・信頼等）

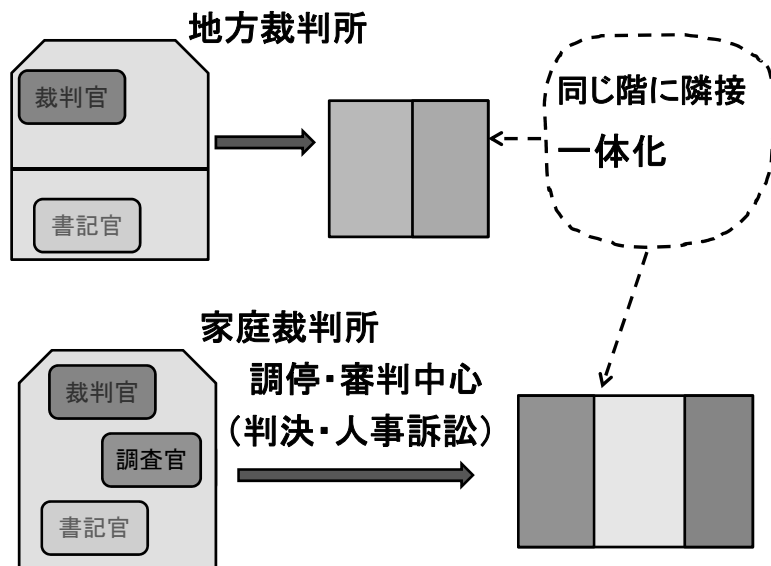
法教育、等

(2) 裁判官室のあり方の変遷

地方裁判所裁判官の職務



(3) 書記官室、家裁調査官室との関係



法曹養成教育・研修における教材の役割

大阪大学法科大学院
教授 下村 眞美

1 はじめに

(1) 日本の裁判官の担当事件

裁判官は、民事事件も刑事事件も担当するのが一般的です。

(2) 民事事件の教材について

本日は、私がより多く経験した民事事件の教材について話します。

2 民事訴訟実務の特色

(1) 実体法と手続法の交錯

民法と民事訴訟法に対する深い理解を前提に、それらの理論を実務で実践する技能があってはじめて、紛争解決に結びつけることができます。

(2) 紛争解決過程の全体像

訴え提起前から、判決手続を経て、現実的な紛争解決に至るまでの過程全体を理解することが重要です。

(3) 結果予測の可能性

同種の事案については、同じような結論がもたらされなければ、法的安定性を欠くことになり、裁判所の判断を信用してもらえません。

3 教材の役割

(1) 体系書との違い——知識の習得から知識の活用へ

体系書では、法律知識の修得に重点が置かれることが多く、概念や制度の説明、相互の関係等などが主たる内容となります。それに対して、教材は、法律が実際の実務でどのように解釈・適用されているかの理解を助けるものといえます。

(2) 実務制度の実態認識

『民事訴訟第一審手続の解説』など

訴えの提起、審理、判決の言渡しに至るまでの民事事件の第一審手続を実務の実際に従って解説していますので、手続を全体的に見渡すことができます。また、それぞれの段階において、問題となり得る事象や法的問題が解説されていますので、手続そのものの理解に大いに役立ちます。

(3) 制度を貫く思想の理解

民事訴訟法理論が実際の民事訴訟の中で果たす役割やその位置づけが明確になり、制度全体がどのような思想の下で設計されているのかが理解できるようになります。また、さらにあるべき規範や解釈論について、考察する契機となります。

(4) 成長への動機形成

教材を通じて、裁判官の職務がどのようなものであるか、また、どんなにやりがいがあるかを理解してもらうことにより、公平で迅速な紛争解決に必要な技術の修得、紛争解決への熱意を持ってもらうことを期待するものでもあります。

(5) 一定水準の教育を実現

同一の教材を用いることで、研修を受ける者に対して、一定の水準を示すことができます。また、研修者同士で同じ事例について議論を交わすことができ、問題点の把握や解決について深い考察ができます。

4 教材の種類

(1) 目的に応じた教材

法学部での教育：個々の法律や法体系の基本的理解

→入門書、体系書などが用いられます。

ロースクールでの教育：法学部での基本的理解を前提とする法理論と実務の架橋

→演習書、比較的単純なケースブックなどが用いられます。

司法修習での研修：法律実務の実際を経験することによる応用力の修得

→実際の事件を元に作成された複雑なケースブックなどが用いられます。

裁判官の研修：法体系全体の深い理解及び新たな問題に対処する能力の獲得

→OJT、集合研修、研究会等によって、各種能力を高めます。

司法修習と同じように、実際の事件を元に作成されたケースを使って、考察・議論し、理解を深めることが多いです。

(2) 司法研修所の教材の種類

手続の解説 『民事訴訟第一審手続の解説』など

実体法の解説 『新問題研究 要件事実』『紛争類型別の要件事実』

『増補 民事訴訟における要件事実 第一巻』

『民事訴訟における要件事実 第二巻』など

マニュアル 『判決起案の手引』『民事弁護教材』など

模擬事件記録 『修習記録第〇〇号』

5 教材の利用方法

(1) 司法修習

①実務修習前

実務修習が始まる前に、上記の解説類、マニュアル類が配布されますので、修習生は、それを一通り通読します。解説類の一部は、ロースクールで使われていますので、それほど大変なことではないと思います。

②民事裁判実務修習

実際の事件の記録を使って、判決を起案させることが多いようです。その場合には、上記の解説やマニュアルを参照させることが一般的だと思われます。事件の担当裁判官が起案を添削します。

③集合修習

模擬事件記録を使って、当事者の主張を整理させたり、事実認定をさせたり、判決全体を書かせたりします。その場合には、上記の解説やマニュアルを参照させることが一般的だと思われます。

(2) 裁判官任官後

①OJT

実際の事件に携わりますが、判事補（任官から10年以内の裁判官）は、まず、合議体の一員として裁判手続を担当します。判決は、まず、判事補が起案し、他の陪席裁判官、裁判長の順に添削され、正式の判決書ができあがります。判事補が判決を起案する際には、マニュアルを参照することが多いと思います。

②集合研修

模擬事件記録を使って、訴訟手続の進行上の問題点、事実認定の問題点、法解釈の問題点などを検討・考察します。研修者の間では、同一の事案について、同じような事件の見方ができ、同水準の判断ができることを目指します。

6 おわりに

(1) 教材の作成について

民事裁判に関する解説、マニュアル、模擬事件記録等は、司法研修所の民事裁判教官が合議して作成します。

(2) 教育の効率について

民事訴訟実務について、一通り理解し、運用することができるようになるには、相応の時間が必要です。しかし、教材をうまく用いることで、ある程度その時間を短縮することに寄与するものと考えます。

～ 活動報告 ～

ネパール比較刑事法現地セミナー

— 2011年ネパールシリーズ第3弾 —

国際協力部教官

森 永 太 郎



カトマンズの北東にあるナガルコット峠から望むヒマラヤ山脈

第1 背景

2011年は例年にも増してネパール関係の仕事が多かった。既に本誌でも紹介したとおり¹、ネパールについては2009年からJICAを中心として我が国の具体的な法整備支援活動が始まり、基本法分野におけるJICAの事業としては現在も「民法及び関連法セミナー」と称する活動が続いているほか、カトマンズに長期専門家が派遣されており、法・司法機関に対する日常的な助言活動や将来的な支援の在り方を検討するための調査などが行われている。国際協力部も調査活動や上記「民法及び関連法セミナー」の国内支援委員会である「民法アドバイザーグループ」に教官を参加させるなどしてこのJICAの活動に協力している。

現在のところ、JICAの支援は民事法分野が中心となっているが、ネパールの支援ニーズはこれにとどまるものではなく、刑事法分野においても等しく支援を必要としていることはこれまでも折に触れて述べてきたところである。繰り返しになるので詳細は割愛するが、ネパールでは王政の崩壊と長年にわたって続いた武力紛争が司法にも深刻な影響を及ぼしており、特に、罪を犯したものが適正に処罰されないといういわゆる「不処罰（impunity）」問題が国民の法・司法に対する信頼を大きく損なっている。この不処罰問題は、政治勢力の司法・法執行への不当な介入が大きな原因となっていることはもちろんであるが、それだけではなく、そのような政治勢力の不当な介入に穀

¹ ICDNEWS42号、同49号を参照されたい。

然と対抗し、不偏不党の立場で法に従って適正に事件や紛争を処理することのできる確固とした司法・法執行の体制及び能力が不足していることにも原因の一端があると言ってよい。そして、そのような司法・法執行の脆弱性と、現行の法制度が持つ技術的な弱点に起因する訴訟・執行手続の非効率とが相まって、法律や司法に対する国民の信頼はこれまでになく低下している。そのため、一般市民がその権利の実現や紛争の解決に際し、法的手段よりもデモなどの物理的手段に頼る傾向が生じており、これがしばしば暴力による権利行使・紛争解決につながるという看過しがたい状況が出現しているのである。このままでは、民主共和国として再出発したネパールが、過去の武力紛争から立ち直り、法の支配のもとで発展を遂げるのは困難であろう。適正に機能する司法と法執行なくしては、発展に向けた努力も大きく阻害されるであろうし、これを側面支援しようとする開発援助も実を結ばないであろう。

国際協力部のネパールに対する支援活動は、おおむねこのような問題意識から始まっている。すなわち、ネパールは何よりもまず、国民生活と社会の発展のセーフティ・ネットとして、適正に機能する法・司法制度の再建と、国民の法・司法に対する信頼回復を図る必要がある、そのためには、現在手掛けている民事・刑事両分野における基本法の整備を推進するとともに、民事・刑事を問わず、今後整備されていく法令を適正に運用実施することのできる体制・人材を整備することが重要なのである。このことは、ネパール最高裁判所をはじめとする多くの関係機関も強く意識しており、この点に重点を置いた支援を求めている。したがって、我が国の支援も民事刑事のいずれかの分野に偏ることなく、常に両分野の同時発展を目指しながら実施されるべきである。国民生活の安定と活発な経済取引の基盤となる民事法と、適正な紛

争解決を図るための民事司法が重要なことは言うまでもないが、これらが十分に機能するためには、安全と秩序を保護する刑事法が適正に機能することが不可欠であることもまた多言を要しないところである。

ネパールへの我が国の法整備支援はもちろん JICA が中心となって実施され、これまでに少なからぬ成果を挙げてきている。2009年以來、JICA はネパールの法整備について最大限の努力を傾注してきており、民事分野だけではなく、刑事分野においても一定の支援活動を展開してきた。しかし、JICA の努力のみではカバーしきれない部分が生じることは、昨今の JICA をめぐる厳しい状況下では誠にやむを得ない。そこで国際協力部では、JICA の手の回らない部分につき、JICA が2010年に単年度で実施した「刑事司法制度および刑事手続きに関する比較研究」と題する国別本邦研修²のいわばフォローアップとして、独自にネパールへの支援活動を始めたのである。

第2 経緯及び概要

副題に「第3弾」と記したとおり、今回の現地セミナーは、2011年2月に実施した現地での調査・セミナー及び同年9月に実施した上級検事2名の招へいの延長線上にある。それ以前からもネパール側からは刑事関係の支援を要望されており、これに応じて2010年1月に JICA が上記国別本邦研修を実施していたが、その後も引き続きセミナー等実施要望があった上、今後の支援の在り方を検討するために更にネパールの現状を詳しく確認する必要もあったことから、2011年2月に調査兼セミナーを現地において実施した。この調査の結果、時代に適合できなくなってきた大陸法系の法典と、インド経由で持ち込まれた断片的な英

² 詳細についてはICDNEWS43号139ページを参照されたい。

米法系の単行法令の混在による制度的な混乱、警察の捜査能力の低さと、これを補うことのできない検察の指揮能力の不足、その結果としての無罪率の高さのほか、訴訟進行管理の拙劣さによる訴訟遅延など、ネパールが直面している制度上、運用上の諸問題が相当程度明らかになってきた。と同時に、これらの諸問題の解決に向けて、裁判所をはじめとする関係諸機関が、制度や実務の面でのどのような改善の努力をしているかも判明し、その際に、我が国の制度や実務がかなりの程度参考になりうることも分かってきた³。

この調査の際、当時のネパール検事総長、ユバラジ・サングロウラ博士からの要望があったことを受け、国際協力部は、同博士が喫緊の課題として取り組んでいた検察改革の参考としてもらうため、2011年9月にネパールの上級検事（Joint Government Attorney）2名を招いて、捜査・訴追実務に関する比較研究を実施した。大阪のみならず、札幌及び函館の検察庁をはじめとする多くの機関の協力を得て実施したこの比較研究において、両上級検事は、我が国の刑事実務を目の当たりにすることにより、彼我の刑事司法の異同を改めて実感するとともに、我が国の刑事司法が適正に機能している理由を彼らなりに理解してくれた模様である。我が方にとっても、約10日間にわたってネパールの幹部検察官と共同研究を行ったことにより、ネパールの抱える問題をより深く理解するとともに、今後の対ネパール支援の在り方を検討する良い機会になった⁴。

そして、今回のカトマンズでの現地セミナーは、9月の日本における共同研究のフォローアップと、これまでの共同研究の結果を受けた更なる現状調査を兼ねて行われたものである。準備と実施に当

たっては、在ネパール日本大使館及び JICA ネパール事務所の多大なる支援をいただいた。特に、現在 JICA 長期専門家として現地カトマンズで活動しておられる平井克宗弁護士とそのアシスタントであるバルラム・プラサド・ラウト氏には一方ならぬお世話になった。紙面を借りて御礼申し上げる次第である。

1. 期間

2011年11月21日（月）～12月2日（金）（移動日を含む）

2. 出張者

法務総合研究所国際協力部 教官 森永太郎
同 主任国際協力専門官 瀬井宏之

3. 訪問先等

最高裁判所 (Supreme Court)

特別裁判所 (Special Court)

ラリットプール地方裁判所 (Lalitpur District Court)

国家司法学院 (National Judicial Academy)

検事総長府 (Office of the Attorney General)

検察官研修所 (Prosecution Training Centre)

権限乱用事件調査委員会 (Commission for Investigation of Abuse of Authority - CIAA)

パタン高等検察庁 (Patan Appellate Government Attorney's Office)

カトマンズ地方検察庁 (Kathmandu District Government Attorney's Office)

ラリットプール地方検察庁 (Lalitpur District Government Attorney's Office)

法務司法省 (Ministry of Law and Justice)

ラリットプール警察署 (Lalitpur Police)

ラリットプール中央刑務所 (Lalitpur Central Prison)

トリブヴァン大学ネパール・ロー・キャンパス (Nepal Law Campus, Tribhuvan University)

³ 詳細については ICDNEWS42 号 56 ページを参照されたい。

⁴ 詳細については ICDNEWS49 号 125 ページを参照されたい。

カトマンズ法科大学 (Kathmandu School of Law)

国連人権高等弁務官事務所 (United Nations Office of the High Commissioner for Human Rights, Nepal – UNOHCHR Nepal)

国連開発計画事務所 (United Nations Development Programme, Nepal – UNDP Nepal)

憲法対話センター (Centre for Constitutional Dialogue)

在ネパール日本国大使館

JICA ネパール事務所

第3 活動内容 (日程については別添日程表を参照されたい)

1 セミナー等

(1) トリブヴァン大学・ネパール・ロー・キャンパス 「刑事司法制度の比較」

これまでに筆者は4回にわたりネパールを訪れ、ネパールの大学関係者とも対話をする機会を得ていたが、学生と話をすることはなかった。しかし、大学生の法教育のレベルを知ることは一国の法制度の発展レベルを知る良い機会であるため、平井専門家を通じて、同大学のラジッド・プラダナング教授 (刑事法) にお願ひし、2時間ほどの講義を行わせてもらった。法学部生を中心として同大学の教員にも参加してもらい、刑事実体法と刑事手続法のごく基本的な事項 (実体法については犯罪の構成要素、手続法については糾問主義と弾劾主義) についての日本とネパールの比較を試みた。筆者の講義内容については概ね理解されたようであるが、若干気になったのは、全体的に学生の自国法に対する理解が若干浅いという印象を受けたことと、「犯罪を定義してみてください」という筆者の問いに対し法理論的な説明のできる学生が少なかったことであろうか。終了後、プラダナ

ング教授に伺ったところ、「法理論というものをきちんと理解できている学生は残念ながらまだまだ少ない。また、これまでネパールの大学ではセミナー形式のような双方向的な授業は一般的ではなく、学生は講師の話すことをとにかく聞くことに終始しており、自分で考えて自分の考えを説明するということにはまだ慣れていない」とのことであった。



ネパール・ロー・キャンパスでの講義



プラダナング教授との立ち話

(2) 憲法対話センター (CCD)⁵ 「日本における検察と警察の関係・令状制度」

このセッションは、渡航直前にネパール最高裁判所のカルヤン・シュレスタ判事からの要請を受けて急遽実施したものである。準備ができていなかったため、渡航してから大急ぎで検事

⁵ UNDP の援助により、ネパールの憲法制定を支援するために設立された機関で、研修や専門家による助言、情報提供などを行っている。所在地: Alfa Beta Complex, 3rd & 4th floor, Buddhanagar, Kathmandu ウェブサイト: www.ccd.org.np

総長府向けのセミナー資料を一部修正して使った。同判事は、ネパールの新刑事訴訟法案（現在、制憲議会において審議中）を起草した「ネパール刑事法改革改善タスクフォース」の座長であり、同法案がこれまでネパールには存在しなかった逮捕状制度を導入しようとしていることや、同法案が成立して施行されるとこれまでになく検察と警察の協調が要求されることから、「国際協力部がカトマンズに来てくれるのであれば、是非とも新法案に抵抗感を持っているネパール警察の幹部らに対して、日本における検察・警察の良好な協調関係や、事前令状制度の趣旨やその利点について講義をしてもらいたい」との要請をしてきたのである。セッションの開催は UNDP ネパールが中心となっており、ネパール警察の幹部ら 20 数名を前に、筆者が 90 分程度の講義を実施した後、シュレスタ判事が新法の起草趣旨と、新法が成立した場合の捜査・訴追の在り方について説明を行った。

筆者の講義は、シュレスタ判事の意向も受けて、捜査における検察と警察の関係と通常逮捕状の制度に絞って、検・警関係については、日本では検察官があらゆる犯罪を捜査することができ、捜査に際しては検察官に警察に対する指揮権があるが、効果的・効率的な刑事捜査は基本的にはそれぞれの専門性に対する敬意に基づく相互信頼関係と、犯罪処罰という共通の目的意識に依存しており、検察官が指揮権を振りかざしたり、警察がこれに反発したりするような事態は極めて少ないこと、令状制度については、強制捜査に対する事前の司法審査は必ずしも警察の捜査活動を阻害するようなことはなく、むしろ捜査に法的な裏付けを与えるものと捉えることもできることなどを説明した。

参加者の反応は意外によかった。筆者としては、これまで必ずしも検察との関係が良好では

なく、また令状主義の拘束も受けずにいわば自由に捜査活動をしていた警察からは、相当程度反発があるかと予想していたが、そのようなことはなく、いずれの幹部も捜査の適正化には高い関心を持っていたようであり、検察との協同が一層必要になるであろうことは十分理解していることが感じられた。それでもやはり検察の捜査への関与や令状主義の導入については懐疑的な意見も若干あった。前者については「刑事捜査について検察官に関与してもらおうとしても、検察官は捜査のノウハウを知らない。そもそも現場に足を運ぶことすらしないではないか」といった意見や、逮捕に事前の令状が必要となることについては、「遠隔地では到底実施は無理である。一番近い裁判所からでも 3 日も 4 日もかかる現場はいくらでもある」などといった声が聞かれた。これに対しては、「日本では警察は検察に学び、検察は警察に学ぶ。いずれにしろ両者がそれぞれの長所を活かし、欠点を補い合いながらでないと到底効果的かつ適正な捜査活動は望めない」、「遠隔地については日本に存在する緊急逮捕（新刑事訴訟法に類似の条文がある）や逮捕状の緊急執行などの制度を作れば対応に困ることはそれほどないはずである」といった反論をしたところ、うなずいてくれる幹部も多かった。

セッション終了後、シュレスタ判事や主催者してくれた UNDP のケシャブ・プラサド・ダハル氏に伺ったところ、「セッションは成功だった。集まったのは警察の中でも適正捜査の必要性についてもっとも理解の進んでいる優秀な幹部らであるため、主催者側の意図も十分に伝わったと思う。セッションに対する各幹部の評価も非常に高かった」とのことであった。もっとも、これは恐らく、筆者の講義の後に行われたシュレスタ判事の力強いスピーチのおかげであろう。



CCD でのセッション

(3) 検事総長府検察官研修所 「刑事事件捜査」・「日本における検察官の役割」

サングロウラ前検事総長が発足させた「検察官研修所」は、いまだ独立の施設を有しているわけではないらしく、検事総長府内の会議室で研修を行っているとのことであった。その会議室で、検事総長府の要望に従い、これまでの共同研究のおさらいのような形で日本における刑事事件捜査の実務と、検察官の役割について、筆者の知る範囲でのネパールの制度や実務と比較しながら説明を行った。参加者はいずれも検事総長府の幹部検察官らで、前述の共同研究や、過去にアジア極東犯罪防止研修所（アジ研）の研修に参加したことのある検察官らも多く、日本の刑事司法制度については既に相当程度の理解があるため、議論が食い違うようなことはなく、実務の詳細な点についてまで突っ込んだ話ができた。このセッションを企画した検事総長府のユブラジ・スベディ筆頭上級検事の意図としては、同検事が9月の日本訪問の際に学んだ事項を復習するという形で同僚の検事らにも学ばせたかったらしく、時折基本的な、かつ極めて的確な質問を筆者に投げかけ、日本の刑事訴訟のキーポイントについて筆者から説明を引き出し、これを自らネパールの制度と比較しながら補足説明をするという手法を使った。また、

2日目は主としてネパール側の制度説明が行われた⁶。このため、筆者としてもこれまで必ずしも明らかでなかったネパール刑事訴訟の問題点について一層の理解を深めることができたこともこのセッションの大きな収穫であった。

この議論の中で判明したのは、ネパールの刑事訴訟制度が、表面的には弾劾主義を採用しているといいながら、実はかなりの程度に糾問主義的な手続であるということである。そのことは、例を挙げると、参加者らが、日本の刑事訴訟の重要な原則の一つである「起訴状一本主義」の理解に相当苦しんでいることから伺えた。聞けば、ネパールの刑事訴訟は、1960年に糾問主義から弾劾主義に転換したとはいうのであるが、捜査と公判が切り離されてはおらず、捜査記録は起訴時にそのまま公判裁判所に引き継がれ、公判裁判所はこれを十分に検討した上で、公判においていかなる証拠調べを行うべきかを判断するとのことである。そのため、筆者が、日本の起訴状一本主義について説明しても、「裁判所は、犯罪事実のいわば『骨』の部分しか書かれていない起訴状ひとつを受け取っただけで、何の準備もない状態で、どうして裁判が可能なのかネパールの法律家には理解が難しい」という（もちろん、9月の共同研究に参加したスベディ上級検事らは日本のシステムを理解している）。ネパールの現行制度がなぜこのようなものになったのかは今後研究すべきことであるが、筆者の受けた印象では、もともと大陸法系のシステム、すなわち糾問主義的な訴訟構造を持っていたネパールが、インド、ひいては英国の影響を受けて弾劾主義に転換する際、その研究が不十分であったため、実体判断をする裁判所を

⁶ 検事総長府上級検事マヘシュ・シャルマ・ポウデル氏と同パダム・ブラサド・パンデイ氏がプレゼンテーションをしてくださった。両氏ともアジ研の研修に参加した経験があるとのこと。

予断のない第三者たらしめるために、証拠能力についての厳格なテストを経た証拠しか裁判官には見せることができないという、弾劾主義の重要な原則の一つがどうやら置き去りにされてしまったようなのである。このほかにも、ネパールの刑事法制には、その成立過程における情報や研究の不足がもたらしたと思われる欠点が多々ある。これらの一部については新刑事訴訟法案で対応を試みているものもあるが、全面的な改善に向けてはより多くの研究と努力を必要とするであろう。

また、実務面でネパール側が喫緊の課題として意識しているという問題点を挙げてみると、①捜査能力・技術の不足、②自白偏重の捜査、③捜査に対する市民の非協力などだそうで、ここにネパールの刑事司法が抱える悪循環が見て取れる。つまり、客観証拠の収集能力が低いため自白に頼らざるを得ず、無理な自白を得れば冤罪の問題が生じ、自白が得られなければ証拠がないために「不処罰問題」を生じ、その結果、刑事事件捜査・裁判に対する市民の信頼が失われ、協力が得られなくなるため、いよいよ客観証拠の収集が困難となる、といった具合である。この悪循環を断ち切るべく、近年様々な努力がなされているようであるが、いまだ途は険しいようである。



検事総長府検察官研修所でのセッション

(4) 国家司法学院 「量刑の理論と実際」・「少年事件及び児童被害者・証人の保護」

ラグハブ・ラル・ヴァイジャ学院長率いる国家司法学院は、アジア開発銀行（ADB）の支援により設立された専門機関で、ネパールの実務法曹訓練機関として評価の高い機関である。今回はちょうど裁判所の書記官・事務官の研修を実施している最中なので、ネパールで特に感心が高まっている問題について、特別に講義をしてもらいたい旨の要請を受け、日本における刑の量定の仕組みと、少年司法などについて講義を行った。参加者は中堅の裁判所書記官や事務官であり、「相当レベルは落ちるので、分かりやすく説明してもらいたい」旨の注意は事前に受けていたが、実際に講義をしてみると、やはり、裁判官や検察官に比べ格段に知識・能力は落ちるようで、レベル的にはネパール・ロー・キャンパスの学生らと大差ないか、あるいはそれ以下とも思われた。講義の理解もあまりよくなかった上、筆者からのネパール法に関する質問に対して間違った答えをするものが多く、同席していたバルラム氏（同氏は刑法の修士号を持っている）が思わず口を出し、研修生の間違いを指摘する場面もあった。また、書記官・事務官のクラスになると、英語を理解する能力がやはり落ちるようである。そのため、講義の一部については、同行してくれたガイドさんが急遽通訳の代わりにを務めてくれた。これまでネパール関係の活動では先方の関係者に英語での会話に不自由する人が少なかったために意思疎通は楽であったが、やはり今後協力活動が広がると通訳を介してのネパール語でのやり取りはどうしても必要になってくるであろうことを改めて感じさせられた。



国家司法学院での講義

2 表敬訪問・見学等

(1) 最高裁判所

最高裁判所では、キル・ラジ・レグミ最高裁判所長官と、最近就任されたロヒット・チャンドラ・シャー事務総長代理（事務総長は目下空席とのこと）、そしてお馴染みのカルヤン・シュレスタ判事にお会いすることができた。レグミ長官は、最高裁判事として、民法起草を行った「ネパール民事法改革改善タスクフォース」の座長を務めておられたが、その後2011年5月6日に長官に就任された人物で、当然のことながら多忙を極めているにもかかわらず、シャー事務総長代理とともに快く時間を割いてくださった。筆者からは遅ればせながら長官就任のお祝いを申し上げるとともに今回の訪問の趣旨を説明申し上げた。レグミ長官は、筆者の訪問を大変喜んでくださるとともに、これまでの日本の協力に感謝の意を示され、今後もネパールの法律界に対する日本の支援を期待する旨述べられた。

引き続き、シュレスタ判事の執務室で若干の会談を行った。シュレスタ判事によれば、刑事三法案についての制憲議会での審議は遅々として進んでいないとのこと。しかし、座してこれを見ているわけにはいかず、民事法と同様、刑事三法案についても解説書を作る必要があるとのことであった。判事から、解説書を作成する

のに、民事法の場合のように外部のコンサルタントを雇って行わせるのがいいかどうか、筆者に意見を求められたので、「できることであれば最高裁判所が作成されたほうがよかろう。そのような解説書を作成すること自体が良いキャパシティ・ビルディングにもなる。最高裁自身は忙しすぎて、あるいは立場上不可能であるということであれば、最高裁の傘下にある国家司法学院には優秀な方々がおられるのだから、シュレスタ判事の指導の下、国家司法学院にやってもらうのはどうか。」と申し上げたところ、「私も実はそれがいいのではないかと考えていた。その方向でもう少し検討してみよう。」とのことであった。そして、シュレスタ判事は、「刑事三法案については日本の制度を見習って取り入れた部分もかなりあるので、解説書の作成には是非とも日本の知見もほしい。また、現在のネパールの司法改革で私が最も重要だと思っているのは、公判手続の実務を改善して、集中審理の体制を構築することと、新法案が導入しようとしている逮捕状制度の定着のためのキャパシティ・ビルディングである。これらについても是非日本の協力がほしい。JICAがネパールの司法改革に向けて大変な協力をしてくれていることは十分理解し、感謝しているが、JICAは現在民事法分野だけで手一杯の様子である。ここは是非とも国際協力部の助力を期待したい。」との要望を述べられた。



レグミ最高裁長官への表敬訪問

(2) 検事総長府

検事総長府では、前記のセッションを行ったほか、ムクティ・ナラヤン・プラドハン検事総長をはじめ筆頭次長検事のプシュパ・ラジ・コイララ氏ほか次長検事らとお会いすることができた。検事総長をはじめとして幹部が口をそろえて述べられるのは、検察官のキャパシティ・ビルディングの必要性であった。幹部検察官らによれば、「1992年以前は、刑事事件捜査は検察と警察が共同で行い、公訴提起も連名で行っていた、そのため、検察官も捜査官としての知識能力を備えていたが、1992年の国家事件法（State Cases Act）改正により、捜査は警察、公訴は検察と役割を明確に分担するようになったため、検察官は捜査に関与しなくなり、捜査に関する知識能力の低下を招いてしまっている。若手検察官の能力強化は喫緊の課題である。そのため、検事総長府では前検事総長の主導により検察官研修所を立ち上げ、研修を始めている」とのことであった。どうやらネパールでは、検察官が公訴官に特化した結果、自らの捜査に関する知識・ノウハウが低下し、その結果警察から見ると、「捜査の知識もないくせに法律の条文を振りかざしてあれこれ捜査にけちをつける煙たい存在」になってしまっているらしい。そういう一方で、警察の捜査能力もあまり褒められたものではないそうである。元来、王宮警護官を中核としていたネパール警察は、現在もなお警備警察をもって最高の任務とし、刑事事件捜査を軽んじる傾向があり、優秀な警察官は警備警察のほうへ行ってしまい、経験も少なく能力の低い者だけが捜査官として残るといった刑事司法にとっては好ましくない事態が生じているとのことである（ただし、後に述べるように、ごく最近になってこの傾向は少しずつ改善の方向に向かっているようである）。とにかかくにも検

察官の能力を向上させ、その一方で警察にも刑事警察重視の発想を持たせることが肝要であるらしい。

さらに、多くの検察官は、客観証拠、特に物的証拠を収集する能力の低さも大きな問題として挙げていた。一例を挙げると、ネパールには科学捜査研究所のような鑑識作業がまともに行える機関がカトマンズに一箇所あるのみで、到底全国の捜査をまかなうには足りないとのことであった。また、個々の捜査官や検察官の科学的捜査に関する知識が低く、これを軽視する傾向すらあり、供述証拠に依存する度合いが高いが、そこへ一般市民の警察や検察に対する信頼の低さからくる非協力的な態度が加わるため、結局は自白偏重の捜査が横行しているとのことである。物的証拠を重視する意識改革と、これに必要な鑑識の充実が重要な課題であることは検察のみならず、裁判官らからも聞かれたところである。

検事総長をはじめ、幹部検察官らからは、日本には是非とも検察官・捜査官の能力強化に手を貸してもらいたい旨の要望があった。9月の日本での共同研究に参加したスベディ上級検事によれば、「正直に自状すると、日本に実際に行ってみるまでは、日本の知見がネパールに役に立つとは思えなかった。ネパールと日本ではあまりにも状況が違いすぎると思い込んでいた。しかし、日本に行って実際の制度運用や実務を事細かに見せてもらい、実に多くの事柄がネパールでも十分に活用できるのだということが分かった。今回は、国際協力部にネパールの実情をより詳細に見てもらい、日本側にも、日本の知識や経験がネパールの司法制度改革に非常に役に立つことを理解してもらった上で、今後の交流を強化していきたいと考えた。そのため、短期間で大変だろうが、できるだけ多くの機関

の実際の仕事現場を見てもらおうと盛りだくさんなプログラムにした。」とのことであった。



ネパール検事総長府



検事総長府の皆さんと

(3) 特別裁判所及び CIAA

検事総長府の計らいで、今回はこれまで全く接触のなかった特別裁判所と CIAA を訪問することができた。特別裁判所は、特別法に基づき設置され（ただし、最高裁判所を頂点とする通常司法裁判所の系統内にある）、主として汚職事件を取り扱う裁判所である。カトマンズの中心部に独立した庁舎を持ち、高等裁判所判事クラスの判事3名が在籍している。検察幹部によると、特別裁判所の裁判官らはその毅然とした態度で知られ、数多くの政治的な圧力や脅迫などにも屈せずに職務を全うしているとのことである。確かに、お会いした3人の判事は、いずれも表情に迫力があり、言葉の端々に強靱な意志

が感じられる方々であった。最近では、特別裁判所は汚職事件に加え、資金洗浄（マネー・ロンダリング）事件も審理するようになってきているとのことである。ただ、ここにもネパールの捜査機関の能力の低さが影を落としている。特別裁判所の判事らによれば、マネー・ロンダリング事件のほとんどは、その資金源が何であるか分からない事件だそうである。つまり、実際には裏に大規模な汚職あるいは人身売買取引や麻薬取引などの大きな犯罪が隠れていると思われるが、それを十分に立証するだけの捜査ができていないために、送金の際の不申告など、いわば形式犯的な犯罪としての処罰で済まざるを得ないという現象が起きているとのことであった。判事の一人が「資金源を突き止めなければ本当は意味がないのだがね。」と残念そうに語っておられたのが印象的であった。

特別裁判所に起訴される大型の汚職事件を専門に捜査するのが憲法上の機関である権限乱用事件捜査委員会（Commission for Investigation of Abuse of Authority – CIAA）である⁷。CIAA は、検事総長府や警察など、多くの省庁からの出向職員で構成されている混成部隊であり、汚職事件の捜査と公訴提起までを担当する（公訴提起がなされると、事件記録が検事総長府に送致され、公判立会は検事総長府にある専門部署の検事が行うという仕組みである）。CIAA は、積極的な汚職摘発に乗り出しており、その点では評価が高いものの、ここにも政治的な争いが影響を及ぼしており、現在委員長ポストが空席になっているため、十分な機能を果たしていないとのことであった。筆者らの訪問にはバガバテ

⁷ ただし、特別裁判所の事物管轄と CIAA の事物管轄は必ずしも一致しているわけでない（たとえば前述の資金洗浄事件は CIAA の管轄事項には入らない）。CIAA の詳細については同委員会の英文ウェブサイト <http://www.ciaa.gov.np/> を参照されたい。

ィ・クマル・カブレ事務総長をはじめとする数人の幹部職員が応対してくださり、CIAA の組織構成や任務そして現在抱えている問題などについて丁寧に説明して下さった。事務総長によると、CIAA は各省庁から優秀な職員を集めて懸命に職責を果たそうとしているが、何分にも複雑な汚職や経済犯罪の捜査経験を持つ者はいまだに少ないところへ、最近では大型の汚職・経済犯罪が増加しており、捜査が困難になってきている。CIAA としては是非とも世界の先進国から汚職や大型の経済犯罪、そして組織犯罪の捜査手法を学ばなければならない。特に銀行捜査の手法やコンピューターネットワークを使用する犯罪の捜査手法を学習したいとのことであり、日本がこの種の事件の捜査手法の比較研究に助力をしてくれればありがたいとのことであった。

(4) ラリットプール⁸地方裁判所

筆者がこの裁判所を訪問したのは実は2度目であるが、今回も所長判事らが暖かく歓迎して下さった。前回訪問した際にはたまたま休廷の時間帯であったため、裁判の様子を見学することはできなかったが、今回はその機会に恵まれた。しかし驚いた。同一の法廷内で一人の裁判官が何の関連もない二つの事件を同時に審理していたのである。筆者には最初、それが開廷中の法廷であることが分からなかった。法壇に着席している裁判官の前、左側にある机のところで、立ったままの女性が机のところに座っている女性に話しかけ、座っている女性がなにやら筆記をしていたので、あれは何をしているの

か、と案内してくれたスルヤ・ブラサド・ポカレル上級検事⁹に尋ねたところ、「証人尋問だ。あの立っている女性が性犯罪の被害者で、座っているのが裁判所の書記官である。被害状況に関する証言をさせ、それを記録しているのだ」というのである。検察官らしき人も、被告人らしき人も、弁護士らしき人もいない。どうやら争いような証言に関しては、検察側も被告人側も関心が薄く、要は公開の法廷で裁判官の面前で証言が記録され、それが事件記録に編綴されればそれでよい、と考えているらしい。「反対尋問や補充尋問などはしないのか?」と聞くと、「いや、必要があればもちろんする。多分この事件も、もう少し後で担当検察官が駆けつけてくると思う。間に合えば、その検察官が、書記官が録取したばかりの調書を見せてもらい、補充尋問をするだろう。実は、検察官の数が足りず、一人の検察官が多くの事件をかけ持ちしているためにこのようなことが起きる。好ましくはないことだが。」とのことであった。

そして、このような証人の尋問というよりは供述録取が行われている中、右側のほうではなにやら男性が数名ベンチのような席についており、その中の一人が立ち上がって裁判官に向かい滔々としゃべっていた。聞けばこちらは民事事件で遺産分割をめぐる訴訟だという。演説調でしゃべっているのが原告代理人、その隣に座っているのが原告、そして同じベンチに少し離れて座っているのが被告代理人だとのことであった。裁判官は時々うなずきながら聞いており、その一方で刑事事件のほうも気にしている様子であったが、そこへ入れ替り立ち替り裁判所職員が決裁書類などを持ち込み、裁判官に署名を

⁸ Lalitpur。バグマティ川を隔てて首都カトマンズの南に隣接する大都市。正式名称は Lalitpur Sub-Metropolitan City であるが、市内にあった旧王国の名称にならない「パタン(Patan)」と通称されることが多い。ちなみに同市内にある控訴裁判所は「パタン控訴裁判所」と称する。

⁹ Surya Prasad Pokharel, Joint Government Attorney。9月の日本での共同研究にも参加した、ブトワル高等検察庁の長官。今回の筆者らの訪問の案内をしてくれるために、車で5～6時間かかるブトワルからわざわざ来てくれた。

求めるなどしていた。後で最高裁のカルヤン・シュレスタ判事に伺ったところ、「日本の法律家には信じられない光景であろうが、ネパールでは残念ながらあれが日常茶飯事なのだ。裁判官の数が足りないことも原因の一つだが、審理計画をきちんと立てずに、当事者の都合に振り回されて細切れの訴訟進行を行うものだからあのようなことになる。」とのことで、最高裁からも何度か改善の指示を出しているが、事件が立て込んでくるとやはり「同時審理」が行われてしまうとのことであった。



ラリットプール地裁所長との会談

(5) パタン高等検察庁・カトマンズ地方検察庁・ラリットプール地方検察庁

「全種類の検察庁を見せてやる。現場がどんな状況かよく見て行ってくれ。」というスピーディな上級検事とポカレル上級検事の精力的な案内でカトマンズ盆地全体を管轄しているパタン高等検察庁と、その管内にあるカトマンズ地方検察庁及びラリットプール地方検察庁も訪問することができた。これらの検察庁を実際に訪問すると、ネパールでは裁判所に比べていかに検察庁の重要性が認識されていないかが如実に分かる。パタン高検も、カトマンズ地検もひどく古びた狭い庁舎で人がひしめき合って仕事をしており、ラリットプール地検にいたっては自庁舎すらなく、民間のアパートの一角を間借しているとい

う有様である。ただ、幸いサングロウラ前検事総長の努力もあって、「首都検察」たるカトマンズ地検については何とか新庁舎の建設にこぎつけたとのことで、完成間近の建物も見せていただいた（サングロウラ博士自らがデザインをしたそうである）。

これらの検察庁ではいずれも我々の訪問を歓迎していただき、それぞれの長官に多忙にもかかわらず多くの時間を割いて丁寧な業務説明をしていただいた。これらの現場で聞かれるのはやはり捜査の拙劣さと検察庁に対する市民の信頼の低さについての懸念である。その一方で、事件数は決して少なくはなく、前述した「細切れ公判」などの事件管理のまずさともあいまって検察官は恐ろしく忙しい。パタン高検では「今日はちょっと忙しい。法廷立会が63件も入っている。いつもは30件程度なのだが・・・。」と聞いて驚いた。63件を5名の検事で対応するそうである。また、被疑者取調べの立会も大変なようである。ネパールでは、被疑者の供述録取は警察官が行うが、それを検察官の面前で行わなければならないことになっている。そのため、担当取調官が逮捕した被疑者を検察庁に連れてくるのであるが、その数が多い反面、検察官の数が足りないで、ひどいときは一人の検察官が同時に同一の部屋で10組の取調べに立ち会って供述録取を監視しているということもよくあるとのことであった。実際、カトマンズ地検で、取調べの場面を部屋の外からほんの少しのぞかせてもらったが、一人の検察官が5～6組の供述録取を監視していた。

ラリットプール地検では、検事補¹⁰が公判手続について改めて説明してくれた。それによる

¹⁰ Assistant District Attorney。ラリットプール地検はネパールでも大都市とされるラリットプール全域を管轄しているにも関わらず、検察官はなんと地方検事 (District Government Attorney) と検事補の二人しかいないらしい。

と、公訴提起後すぐに、まず第1回公判が開かれ、ここでは引き続き勾留が必要か否かの判断が行われるのみである。その後、第2回公判で、検察側、弁護側双方から証拠請求が行われ、裁判所が採否を判断する。以後、事件内容に応じて証人尋問期日が数回開かれ、最終的に論告・弁論・判決期日と続くとのことであった。通常の事件では、論告・弁論は同一期日で行われ、判決もその期日で言い渡してしまうらしい。問題なのは、当事者の都合により、期日の間に長い期間がおかれることや、証拠調べが、細切れに行われる結果、審理が長引き、ちょっとした事件でも平気で2年程度の時間がかかってしまうことである。また、このことは9月の共同研究でもスベディ上級検事らから聞いた話であるが、共犯の同時審理が求められるため、未逮捕の共犯者がいると、勾留されている被告人は共犯者が捕まるまで長期間審理もなしに拘束され続けなければならないという制度上の問題もあるとのことである。

「日本では刑事裁判にどのくらいの時間がかかるのか。」と聞かれたので、「事案によりけりだが、8割がたは半年以内で決着する。」と答えたところ、「それは非常に羨ましい。」とのことであった。



建設中のカトマンズ地検の新庁舎



業務説明をしてくれるラリットプール地検の検事補と地方検事

(6) ラリットプール警察署

筆者にとって警察署の訪問は初めての経験であり、大変興味深かった。行政警察の仕事があるので当然といえば当然であるが、検察庁と比べると設備は充実しており庁舎の敷地も建物もそれなりに広い。

署長と副所長が我々の訪問を歓迎してくださり、副所長がビデオとパワーポイントを使用した業務説明をしてくれた。内容はやはり警備警察活動、特に近年多発している「バンダ」¹¹の取締り、規制についての説明が多かったが、最近では刑事捜査にも力を入れ、捜査部門を立ち上げたとのことであり、警察でも刑事事件捜査の重要性については次第に認識が高まっているようである。署長によれば、最近では若手警察官の中にも刑事捜査に従事することを希望する者が徐々にではあるが増えてきているとのことで、これは幾分明るい兆候であるように思われた。しかし、それでも刑事捜査に専門的に従事する警察官の数はまだまだ少なく、しかもこれまで捜査に関するトレーニングが不十分であったた

¹¹ Bandha. デモ隊による商店や道路の強制封鎖などの集団的な実力行使を指す。ネパールでは民衆が自らの様々な要求を貫徹しようとしてこのような違法デモに訴えることが多く、政治的なもののみならず、様々な理由で発生する。司法や行政に対する不信から裁判などの正式なルートでの権利行使を諦めてしまった市民の行動とも考えられ、時には激しい暴力も伴い、ネパールの政治的な安定と経済発展に対する大きな障害となっていると考えられる。

め後進を教育することのできる「ベテラン捜査官」が数えるほどしかいないため、刑事捜査の充実には未だ相当の困難が立ちはだかっているらしい。ここにも大きな人材育成のニーズがある模様である。

また、ネパールでは依然として女性に対する差別・暴力が後を絶たず、政府もこの問題の解消を優先課題としているが、警察でも女性に対するドメスティック・ヴァイオレンスの防止や摘発を重要課題としており、女性が気軽に警察に相談ができるよう、各警察署に相談窓口を設け、専門の女性警察官を配置するなどの施策を進めているとのこと。ラリットプール警察署でも子供の一時預かり所を併設した女性のためのなかなか立派な相談所が設けられており、筆者らが見学した際にも家庭内の問題を抱えているという女性が相談に来ていた。



ラリットプール警察署にて



ラリットプール警察署の女性相談所

(7) 中央刑務所

刑務所見学ができたことも筆者にとっては今回の訪問の大きな収穫であった。これについては、筆者はかなりの先入観を持っていたことを正直に認めなければならないと思う。筆者の知っている各司法機関の、特に検察庁の設備の貧しさから、刑務所ともなれば相当陰鬱な雰囲気であろうと思っていたのが、予想に反し、設備こそ古びて、収容過剰（定員の約4倍の受刑者・未決勾留者を収容しているとのこと）であるものの、さほどの暗い雰囲気はなく、所内では受刑者に相当程度の自由が認められているようである。懲役刑が存在せず、禁固刑のみであることから、作業所はない。しかし、最近では刑務所独自の取り組みとして、受刑者の社会復帰に役立てるため、希望者には軽作業をさせているとのこと、見学時には、ビーズ細工の作業に従事している受刑者の姿が見られた。観光地の土産物店などで割合評判がよく、売上金でまた原材料を仕入れているとのことである。利益は作業をした者に払い渡される由。また、調理の経験のある受刑者は、当局の許可を得て所内で喫茶店のようなものを営んでいる。さらに、所内の畑では野菜も栽培されていた。全て受刑者たちの自主的な活動だそうである。

解放処遇のような試みもなされており、服役態度の良好な受刑者については、所内の管理の一部が任されており、このような受刑者は、買い物などのために単独で外出することも許されているとのことであった。我々の訪問時にお茶を出してくれた青年も受刑者であった。

所長の説明によると、これまでのネパールの刑務所は受刑者を拘束することだけに終始していたが、最近ではこのように受刑者の社会復帰に向けた努力がなされ始めているとのこと、この中央刑務所はそれが比較的進んでいるほう

であるとのことである。ただ、このような努力も全国レベルで組織的に行うところまでは行っておらず、いくつかの刑務所で試験的に行われ始めたばかりであるらしい。案内してくれた担当官は「ここが標準的な刑務所であるとは思わないでほしい。この刑務所はまだ進んでいるほうである。地方へ行くともっと惨憺たる状況にあるところはいくらでもある。」と言っていたが、過剰収容や、設備の限界によって未決・既決を区分して収容できない（さすがに未成年者は分離しているようである）などの解決すべき問題を抱えてはいるものの、(改革が往々にして掛け声だけに終わることの多い中で) 社会復帰に向けた諸々の努力が現場において現に始まっているということは高く評価すべきであろう。



中央刑務所の前庭で所長を囲んで



お茶を出してくれる受刑者の青年

(8) カトマンズ法科大学

カトマンズ法科大学は、前検事総長のサングロウラ博士が独力で立ち上げた私立の法科大学である。今回の訪問では現地に行くまで、同大学の総長に復帰されたサングロウラ博士にお目にかかるかどうか分からなかったが、現地に入ってから、同博士がどこで筆者の携帯電話番号を知られたのか、直接電話をかけてこれ「森永が俺に会いたいと言っていた、と聞いたぞ。いつでも来い。法科大学で待ってるぞ。」との連絡をいただき、何とかお会いすることができただけでなく、法科大学の設備を見学させていただいた。法科大学は首都カトマンズの西に隣接するバクタプール市 (Bhaktapur) にあり、単科大学としてはなかなかの規模の大学である。法律学を教える大学は前記のトリブヴァン大学のネパール・ロー・キャンパスが伝統校として有名であるが、サングロウラ博士によれば、カトマンズ法科大学は、修士課程ではまだトリブヴァン大学にはかなわないが、学部教育の質では負けてないとのことである。今後は修士課程も充実していきたいと意気込んでおられた。

筆者にとって喜ばしく思われたのはネパールの法律学会ではカリスマ的存在である同博士が、検事総長を辞任された後も引き続きネパール検察のサポートをするという強固な意志を持っておられることである。同博士は、2011年8月末にネパールの首相の交代に伴い辞任したが、その後も再任の話があったという。しかし、武力紛争中に行われ、その後起訴された犯罪について政府が国民和解のために起訴を取り下げる方針であることにどうしても同意できず、そのために再任は受けなかったそうである。しかし、ネパールの刑事司法改革に学者、教育者として関与する意志は持ち続けておられる。現在、同博士はネパールの刑事司法には、犯罪学・刑事

政策の発達が是非とも必要であると考えておられるが、検事総長府にはそのための研究所を立ち上げる人的物的余裕がないため、カトマンズ法科大学においてこれを立ち上げ、2年ほどこれを育ててから研究所組織ごと検事総長府に移転するという構想を持っておられるとのことであった。博士の相変わらずのエネルギーな行動には感心させられるばかりである。このほか博士は、現在のネパールの刑事司法に欠けているのは科学捜査（鑑識）に関する知識を含めた現場捜査官・検察官の証拠収集能力であり、ネパールはこれを強化するような支援を、日本をはじめとする先進国から受ける必要があると話されていた。



サングロウラ博士（右から2人目）の執務室にて



カトマンズ法科大学の模擬法廷教室

(9) その他

以上のほか、筆者らは法務司法省にナレンド

ラ・マン・シュレスタ次官補を訪ね、若干の会談をしたほか、国際機関としてはUNDP事務所及び国連人権高等弁務官事務所（UNOHCHR）を訪問し、打ち合わせや意見交換を行った。UNOHCHRでは、ネパールの人権状況についての説明を受けた。UNOHCHRは、やや悲観的なものの見方をしており、憲法制定をめぐる政治的な争いがまだ落ち着かないため、性差別民族差別の問題は一向に改善の兆しを見せない旨嘆いていた。

第4 所感

制憲議会における憲法論議が遅々として進まないこともあって、民事2法と刑事3法の論議も滞っているようであるが、その一方で実務においては、意識改革の面で一定の進歩があるようである。今回の訪問では前述のようにいくつもの明るい兆しが見られた。筆者にとっては、司法制度の発達に向けたこのような好ましい傾向を観察するとともに、捜査・訴追・公判の現場を見ることによってネパールの制度についての理解が一層深まったことが何よりの収穫であった。と同時に、ネパールの現在の刑事司法制度の欠陥や運用上の問題点などについて改めて認識させられた。

やや繰り返しになるが、制度面では、職権主義的訴訟構造から当事者主義的訴訟構造に転換した際に十分な研究がなされなかったことに起因すると思われる問題点、例えば、

- ・ 捜査活動に対する裁判所・検察庁のコントロールの不十分さ（強制捜査は無令状で可能である）
- ・ 硬直的な公判制度とその運用（公訴事実（訴因）変更が不可能なこと、公判段階では補充捜査が許されないこと、訴訟が人単位ではなく、事件単位で行われ、分離併合が困難なため、逃亡中の共犯者がある場合、これが逮捕起訴されるまで公判を停止せ

ざるとえないことなど)

- ・ 証拠法の曖昧さ、偽証罪の不存在や証拠隠滅・犯人隠避に関する規定が事実上運用されていないことからくる虚偽の供述証拠の氾濫や証人出廷確保の困難
- ・ 部分ごとに寸断されていることからくる訴訟進行の遅さ

などが挙げられ、運用面では、

- ・ 捜査に当たる警察官や訴追に当たる検察官の能力・知識不足
- ・ 検察・警察の関係の悪さに起因する、公判を見越した証拠収集の困難
- ・ 不十分な証拠に基づく起訴、その結果としての無罪率の高さ
- ・ 自白・供述証拠の偏重、客観証拠の収集能力の低さ

などが挙げられる。そして、これらのことが、捜査公判の非効率、訴訟遅延を招き、刑事司法に対する国民の信頼を低下させ、それが故に国民が捜査に協力しなくなるという悪循環に陥っており、これが刑事司法への政治的介入とともに「不処罰問題」の大きな原因になっていることは疑いない。

筆者の印象では、ネパールの司法界は、その上層部においては相当程度の知識能力はあるものの、これまで自らの法制度の細部に関し、実務に即した理論的な研究が十分になされなかったことから、既存の制度や法条の趣旨の理解が浅く、そのために事案に即した適正な制度運用が困難になっていると思われる。その上に、実務に従事する捜査官、検察官、裁判官そして弁護士の知識能力の不足が加わり、物理的な制約とも相まって刑事司法の弱体化を招いていると見られる。

既に述べたとおり、ネパールにおいては、民事司法と表裏一体となって、平和な国民生活、活発な経済活動、投資、そしてその国の発展そのものにとってのセーフティ・ネットとして機能する刑

事司法が確立されなければ、発展に向けたいかなる努力も、それに対する支援も実を結ばない。今後のネパールでは、民事刑事の両面において、法理論的研究を充実させるとともにそれを実務に活かす形でのキャパシティ・ビルディングが何よりも必要であり、これについては、我が国もその豊富なリソースを活用して、極めて効果的な支援をすることができると思われる。

以上



お世話になりっぱなしだった検察の面々



古都バクタプールの王宮広場

～ 国際協力の現場から ～

法整備支援こぼれ話

国際協力部長

山下輝年

これは主として法務局職員が読む「民事研修」（通称「みんけん」）に掲載された記事3本です。法整備支援に関する話題ですので、転載することにしました。

第1話

「だるまさんがころんだ」で語る魅力
関心を引くために

法整備支援については、“みんけん”誌上でも、これまで何度か載せているのを御存知でしょうか。

「知らないなあ・・・」

こういう声がいきなり聞こえてきそうですが、それは無理もないことかと思えます。では、“日韓パートナーシップ研修”と言えば、少しは記憶の片隅にあるかも知れません。それでも、

「ああ、あれですか。でも、自分とは無縁の世界でね・・・」

となるのが普通かと思えます。

しかし、かのマザー・テレサも言いました。「愛」の反対語は“憎しみ”ではなく“無関心”である」と。憎しみは、関心があればこそ生じるもの。そうはいいつつも憎しみは困りますが、“無関心”からせめて“無”を取りたい。僅かな関心でもいいから持ってもらいたい。そう考えて、再び法整備支援のことを取り上げてもらいました。

では何故“みんけん”か。それは、法整備支援という国際協力が民商事法分野を中心としているからです。日韓パートナーシップ研修も、現在は、登記関係を中心に韓国大法院と日本の法務省職員の間で行われています。このように、法務省の民事局、法

務局、そして法総研の研修3部、“みんけん”とは密接な関係にあるからです。

仕事の内容の紹介だけだと、また別世界と思われるかも知れません。そこで、“法整備支援こぼれ話”と題して語っていききたいと思います。

“だるまさんがころんだ”の疑問

法整備支援を説明するときに、最近、私はこの“だるまさんがころんだ”の話を使っています。大学生、法科大学院生、若手法曹、法務省職員、通訳人、あるいは法学者相手に説明する機会が数多くあります。何とか興味を惹く形で説明できないかと考えます。聞き手の法律知識や関心に合わせて切り口を考えなければなりません。色々と模索して、誰にでも分かり易く伝えられるのが、この“だるまさんがころんだ”の話です。以下は、私の講義の導入部と思って読んでください。

皆さんは“だるまさんがころんだ”という遊びを知っていますよね。知っている人は手を挙げてください。こう聞けば、もちろん全員が手を挙げます。手を挙げた人に「どんな遊びですか？」と聞き、聞き手の誰かに口頭で説明してもらいます。遊んだことはあっても、言葉で説明したことがないからか、どこからどう話していいか躊躇することも多い。しかし、すぐに答えが出てきます。このように最初の質問というのは、誰でも答えられることを尋ねるの

が、双方向の講義をする際のコツなのです。

・・・一人が鬼になって、木や壁でも何でもいいから、これに向かって目をつぶり、「だるまさんがころんだ」と叫ぶ。その間に、皆が歩いて近づく。叫び終わった瞬間に、鬼が目を開けて振り返る。その時に動いて（歩いて）いたら捕まって鬼の手にながれる。これを繰り返して、捕まらない人がつないだ手を切ると逃げられる。そしてこれを繰り返す。・・・

こういう遊びですが、皆が知っているからこそ、共通の土台という前提があると言えます。そこで、おもむろに

「皆さん、おかしいと思いませんか？」

と疑問を投げかける。誰もがキョトンという表情になります。

「この遊びの中で誰も転んでませんよね。なのに、何故“ころんだ”と言うのでしょうか？誰も転んでいないのに、こんなネーミングになるのは普通ではあり得ない。何かがおかしいですよ」

この投げかけに、聞き手は、そう言えばそうだ、というような表情になります。そこで次のように言います。

「この遊び、大阪・関西方面では、全く違うネーミングです。子供の頃、関西で過ごした人はいませんか？」

テレビからインターネットへと情報通信手段が発達したせいか、最近では“だるまさんがころんだ”一辺倒であり、このように聞いても、すぐには反応がありません。しかし、次のように答える人が一人や二人は居るものです。“みんな”の読者には間違いなくいます。

「坊さんが尻をこいた！」

関西では、このように言います。ちなみに“坊さん”は「ぼんさん」と発音します。その遊びの内容は“だるまさんがころんだ”と全く同じです。仮に聞き手に関西出身の人がいなくても、このフレーズ

はどこかで聞いたことがあるようで、聞き手もそれなりに納得した顔になります。

「遊びは全く同じなのに、何故こうも呼び方が違うんでしょう？不思議だと思いませんか？」

そして追い打ちを掛けます。

「九州では、同じ遊びがどう呼ばれていたか知っていますか？」

九州出身はさすがにいないことが多い。しかも、別の呼び名は、九州全域というより一部の地域の可能性が高いので、答えは出て来ない。しかし、私が鹿児島出身ですから知っています。

「インド人の黒んぼ！」（発音としては“インドお人のおくろんぼ”）

なんと、このように呼んでいました。今でもそう呼んで遊んでいるかは知りませんが、少なくとも私の年代はこう呼んでいました。この“みんな”読者にも、鹿児島出身の人で50代の人が間違いなくいるでしょうから、そういう方々に聞いて確かめてください。人種差別ではないかと思う人がいるかも知れませんが、それはここでは置いておきましょう。読み進めれば人種差別の意味などないことが分かります。もちろん、全く同じ遊びです。私自身は「インド人の黒んぼ」しか知らなかったのですが、大学進学で上京した後、同じ遊びが“だるまさんがころんだ”と呼ばれていることに、逆に驚いたくらいです。

全く同じ遊びなのに、

関東では“だるまさんがころんだ”

関西では“坊さんが尻をこいた”

九州では“インド人の黒んぼ”

と三者三様。一体どういうことなのか、と疑問を持つべきだと思いません。

“だるまさんがころんだ”の真相？

遊びで誰も転んでいないのに“ころんだ”となっているということは、この“ころんだ”は、今の日本語とは異なると考えたほうがいいでしょう。この点について、ある本に書いてあったことを思い出し

ました。藤村由加¹著「人麻呂の暗号」（新潮文庫）です。万葉集を韓国語で紐解くという本で、全体的にはこじつけと思われる点が多々あって信用性には疑問ありです。しかし、冒頭に書かれている“だるまさんがころんだ”の解釈については、信用性ありと考えています。その箇所によれば、“ころんだ”は韓国語のコロオンダであるという。その意味は、“歩いてくる”。現代韓国語では“歩く”をコッタとも言います。

遊びの中で、鬼に捕まる人は“歩いているところを見られた人”です。ピッタリではありませんか。そして、だるまさんと言えば、座禅を組む人で、何年も動かなかった人つまり“達磨²”です。ですから動いてはいけませんし、ましてや歩いてはいけません。そんなことをすれば達磨さんではなくなり、明らかに違反です。違反だから捕まるのです。ここで遊びとネーミングが完全に一致したことになります。私が信用性ありとするのは、このように意味が合うからです。ここまではこの本に書いてあります。

ここからは、私独自の分析になります。“ころんだ”はコロオンダ説の補強になりますし、確信する根拠になります。だるまさんは、座禅で有名な禅僧です。そうです、お坊さんです。関西ネーミングの主語“坊さん”と一致します。そしてだるまさんは、インド出身で、中国に布教に赴いた禅僧ですね。そう、もともとインド人なのです。九州ネーミングの主語“インド人”と一致します。

次に述語を見てみましょう。

“ころんだ”でも“コロオンダ”でもいいのですが、九州ネーミングの述語“黒んぼ”（くろんぼ）と似ていると思いませんか。似ていますよね、少なくとも“ころ(お)んだ→くろ(お)んだ→くろ(お)んぼ”という音韻変化の範囲内だと言えるでしょう。そして、不思議なことに関西ネーミングの述語“こいた”

は、現代韓国語のコッタ（歩く）と非常によく似ています。

日本語では三者三様の呼び方で別物としか思えない。でも、“ころんだ”がコロオンダという韓国語ではないかということ糸口を考えて行くと、主語と述語が完璧に一致していることに行き着くのです。そして、呼び方は違えども全く同じ遊びであることに納得がいきます。こじつけではないかと疑われる人もいるでしょうが、こんなに偶然が重なることは滅多にありません。残る疑問は、関西ネーミングの“屁を”だけですが、大勢に影響はないと言えるでしょう。³

“だるまさんがころんだ”で語る法整備支援

法整備支援の魅力は、この“だるまさんがころんだ”の疑問と真相にあります。

まず、当然とされていることに疑問を持つことから始まります。ここで言えばネーミングがおかしくないかという疑問を持つことです。法整備支援では、相手国の法制度、あるいは法律家の考え方などを把握することから始まります。それは日本の法制度や法理論、法解釈などを説明しながら対話を通じて進めて行くのですが、相手は日本の法制度を知らないか、不十分な理解しかしていません。そうすると、説明する自分が日本の法制度を十分に理解していなければなりません。

皆さんは日本の法制度なら知っている、あるいは登記制度のことなら知っていると思うかも知れませんが、しかし、法律実務家というのは、案外、「法律がこうなっているから、こうなる」と説明しがちです。つまり、法律を所与のものとして受け止めているわけです。ところが、法整備支援の場合、その説明だけでは相手は納得しません。法律が何故そうなっているかという理由を説明しなければ、彼らが自国で

¹ “藤村由加”は4人の女性の姓名を一字ずつ取って作ったペンネーム。

² ちなみに韓国語では“達”をダルとかドゥルと発音します。

³ “だるまさんがころんだ”を10数える方法だと理解する人もいますが、ここでは“子供遊び”として捉えています。もちろん、独自説ですから読者諸氏も妄信せずに自ら検証してみてください。

法整備するにも採用していいものか判断できないので無理ありません。そうすると、日本の法律条文、あるいは法制度が何故そうなっているのかまで遡って考えておく必要があります。あるいはその制度が成り立つ社会条件まで理解し説明できなければなりません。ということは、普段は所与のもの、当然のものとして受け止めている事柄に関して、“何故こうなっているのか”という“疑問”を持つことが、まず必要になります。この“疑問を持つ”という典型例を示すのに、“だるまさんがころんだ”が適しているのです。

次に重要なのは、表面的には全く違うと思われたものが、実は根っここのところでは結びついていた、あるいは同じだったという点です。先の例で言えば、だるまさん・坊さん・インド人の共通性に気付いた時の驚きです。例えば、ベトナム支援を始めた1990年代後半の頃、ベトナムでは非常に重大な事件は、最高人民裁判所（SPC）が初審にして終審という制度がありました。二審制度でありながら、その例外として存在したのです。また、現在のベトナム裁判でも審理に引き続いて即判決となります。そしてSPC判事が約100人います。日本の三審制度、判決宣告は別期日、最高裁判所判事15名などを当然のように考えていると面喰います。皆さんはベトナムが変な制度だと不思議に思うかも知れません。

しかし、日本もベトナムと同じような時代があったのを御存知でしょうか。それは戦前の大審院を考えれば分かります。かの大津事件は、司法の独立を守った歴史的な事件として有名ですが、大審院が初審にして終審でした。しかも、ロシア皇太子を狙った殺人未遂という重大事件にもかかわらず、1891年5月11日に発生して、16日後の5月27日は無期徒刑の判決宣告となり、同時に確定しているわけです。そして、大審院には判事が何人いたか御存知でしょうか。さすがに100人もいませんでしたが、興味のある方は調べてみてください（ただ、当時と現在の人口比を考慮のこと）。そして、第二次世界大戦後に

特別裁判所の禁止で裁判所の管轄が拡大したのに、最高裁判事が15名になったのはどういうわけか、一体どうやって対応しているのか。つまり、今ある日本の司法制度は、ベトナムの司法制度とは表面上違いますが、過去に遡れば共通点や類似点があり、そこから徐々に変化して現在の制度があることに改めて気付かされるのです。この意味で、“だるまさんがころんだ”が根っここのところで結びついていたことと似た経験をするのです。

これと逆の現象もあります。つまり表面上は全く同じ制度や法律条文のように見えても、実際の運用や機能の仕方が異なるという経験をするのも多々あります。そして、日本の法制度の不思議さに気付いたり、相手国の発想の方が理にかなっていると感じたり、少なくともおかしくはないと感じることもあります。そのような具体例については別の機会に譲るとして、そこから改めて日本の制度を自分なりに見つめ直す契機にもなります。これこそ法整備支援の面白さであり、醍醐味でもあります。

なぜ日本法務省と韓国大法院か

冒頭で述べた日韓パートナーシップ研修にまつわる話について触れておきます。これを発案し、立ち上げたのは、1999年当時、法務総合研究所にいた民事局出身の亀田哲氏です（現・新潟地方司法局長）。自らの企画次第で、やりたいことが実現するという意味でも法整備支援の面白さがあります。

韓国は、以前は政府開発援助（ODA）の対象国でしたが、1990年代に途上国から脱してODA対象外です。したがって、いわゆる法整備支援とか援助というものではなく、対等の立場で研究を行う国際協力あるいは国際交流と言えるものです。実は、今は途上国であっても、いずれは途上国から脱する時が来ますし、来なければなりません。そうすると法整備支援は終わるのでしょうか。支援・援助という枠組みは終わるかも知れませんが、国際協力は終わらないはず。その後は対等交流に移って相互に切磋

琢磨して向上していかなければなりません。どの国であれ、法制度の改革に終わりはないからです。日韓パートナーシップは、そういうことを踏まえて先取りした形の法分野における国際協力活動なのです。この意味で重要な意義があります。

さて、韓国大法院は、日本で言えば最高裁判所です。それが何故に日本の法務省とパートナーになるのか。ここにも“だるまさんがころんだ”と似た現象があります。登記に詳しい“みんけん”の読者にとっては常識レベルかも知れませんが、一応ここで説明しておきます。端的に言えば、韓国が日本の制度を受け継いでいるからです。第二次世界大戦前は、日本も登記業務は司法省・裁判所の所管業務でした。それがアメリカ法の影響を受けて裁判所が司法省から独立し、その機会に登記業務が法務省に残ったというわけです。つまり、日本の原型がそのまま韓国に残っていることになります。ということは、韓国の登記業務の在り方を知り、そして学ぶということは、ある意味で戦前の日本の登記制度について、古色蒼然とした書物を読まなくても、生きたものを学んでいるようなものです。それが言い過ぎならば、戦前のままの制度だったらその後どうなっていたかという意味で、いわば発展形を見ているようなものです。実に興味深いことだと思いませんか。伝えた側が変化しているのに、伝わった相手にその原型が残っている。この現象は、民俗学で有名な柳田國男著「蝸牛考」に見られ、後に言語周圏説(論)と呼ばれるようになりました。水面に一滴たらすと波紋が広がるように、文化や言葉が或る所で発生すると同心円状に地方に影響していく。興味のある方は読んでみてください。

そして、所管する部署が違うことによって何かが変わるのか、あるいは変わらないのか。所管の違いの影響とは関係ないにしても、それぞれの国における運用や展開の仕方がどのように似ているのか、異なるのか。相互の交流によってその辺りを探求するのも知的好奇心を刺激されるでしょう。

ついでに言えば、“司法書士”は登記関係の仕事を中心に扱いますが、なぜ“司法”という名前が付いているかといえ、戦前は登記業務が裁判所管轄であったからだと容易に理解できます。“司法”は最狭義の意味では“裁判所”を指しますから、その所管業務に関係する以上“司法書士”というネーミングになるのは当然なわけです。もし戦後にできた職種なら、あるいは戦前から裁判所が司法省の下になれば、戦後に司法省から法務省に呼び名が変わったように、法務書士とか法務士というような名称になっていたことでしょう。法務士だと“法無視”につながるなどと揶揄されたかも知れませんが。

国際交流で学ぶ

ところで、日本では、日韓パートナーシップ研修と呼んでいますが、これは何も登記等の法務省民事局や法務局のテーマに限られないという意味で、幅広くできるようにネーミングしたものです。立ち上げた亀田法務局長も登記をテーマにしたものが12年も続くとは思わなかったかも知れません。もっとも、韓国大法院では“韓日登記官等総合研修”というように呼んでいると聞いています。このあたりも国際交流を行うときには、いろいろな事情から、それぞれの思惑が働くということを学ぶこともできます。

そして、韓国の方々と交流することによって、専門分野だけではなく、生活面、行動様式、思考方法、言語の由来などにおいて、共通点、類似点、相違点などを学ぶことができます。例えば、韓国の方は訪日した以上は“日光見ずして結構と言うなかれ”の精神で、必ず日光東照宮に行きたがることを知ります。きっと“目から鱗が落ちる”という経験を数多くすることをお約束いたします。法整備支援、国際協力、国際交流とは、そういう興味のある世界です。

国際協力部では2009年から国際協力人材研修と称して、法務省職員を対象に10日間程度の研修をしています。ここでユニークなのは、実際にベトナム

に出張して現地の司法関係者と対話することです。
我と思わん方は積極的に参加してみてください。

2010年の研修の際，“だるまさんがころんだ”の話をしたところ、民事局出身の方が質問してきました。

「同じ遊びは韓国にあるのでしょうか。韓国ではなんというネーミングなのでしょう？」

さすがに民事局出身です。疑問を持つということ
を既に体得している証拠ですし、私の話には検証が
必要だということを分かっています。私は次のよう
に答えるしかありませんでした。

「それは自分で調べてください・・・」

私も今後、韓国の方に聞いてみたいと思います。
その遊びがなかったとしても、あるいはネーミング
が違ったとしても、言語周圏説(論)つまり発生地で
はとうの昔に変化していることがある、ということ
で説明することになるでしょう。

最後に、この度の東日本巨大地震は、日本、いや
世界に大きな影響を与えております。被災者の惨状
を見聞きするにつけ、自然の威力の大きさと人間の
無力さを感じます。後に3・11として記憶されると
思いますが、世界からメッセージが寄せられていま
す。国際協力部にも過去の研修生から安否を気遣う
メールが何通も入りました。ここでは人間の優しさ
という力を感じます。ここでは、その象徴として、
国連のメッセージを引用します。

「日本は今まで世界中に援助をしてきた援助大国だ。
今回は国連が全力で日本を援助する」

法整備支援や国際協力の経験がある人にも、ない
人にも、その意義を実感させるメッセージにもなっ
たかと思えます。

第2話

学ぶ姿勢と伝える工夫

ワンフレーズに学ぶ

「歴史は因にして法律は果なり」

これは“みんな”で知った穂積陳重の言葉です。愛読者なら覚えていると思いますが、No.643（2010年11月号）の特別寄稿・神野潔著“穂積陳重と封建法—『法窓夜話』所収「準拋法」を手がかりに”で紹介されています。別に七五調でもないのですが、実に覚えやすく、印象的です。

この表現から三つのことを学べます。

まず一つは、人に伝えるには端的な表現でなければならないということ。端的にするには、枝葉を削ぎ落とし、幹で勝負することです。例外には触れずに原則で表現するのですが、そう簡単にはいかない。例えば、法整備支援の世界では、「法、法律、法制度、司法制度というものは、経済・社会・文化・歴史等の状況に応じて形作られるなどと言われます」と紹介することがあります。この一文と比較してみましよう。「法」「制度」だけでは誤解されると思って色々付け加える。歴史だけではないから、その他の条件にも触れたい。それだけとも言えないので「等」とか「など」を付けてぼかし、更に受身形にする。つまり、正確性にこだわって安全策をとると、どうしても端的さが失われるというわけです。皆さんも行政文書作成で経験済みかと思います。「歴史は因にして法律は果なり」・・・何度繰り返しても清々しさを覚えます。

二つ目は、法律が歴史の結果であればこそ、自国の法律や制度になると「所与のもの」「当然のこと」として受け止めがちになるという点です。これは前回も述べました。日本人として生活し、諸条件が身に染み付いているからこそ、何の違和感もなく吸収してしまうのです。

三つ目は、その逆であり、外国の法律や制度になると、自国の常識が邪魔をして理解困難に陥るとい

うことです。外国の歴史を含めた社会条件が身に染み付いていないから無理もありません。

法整備支援は、法分野における国際協力です。外国人を相手にします。彼らが日本に来て研修やセミナーに参加することもあれば、我々が外国に行つて現地でセミナーをすることもあります。同じ人間ですから共通点は多々ありますが、やはり生まれ育った環境が違うのです。よほど心して臨まないと誤解の原因ともなるわけです。このような事態を少しでも避けるために、日頃から頭を柔らかくしておかねばなりません。いわば発想の転換です。そして、言いたいことが相手に確実に伝わるように工夫しなければなりません。

今回は、視座の転換方法や、こういう伝え方もあるという意味で、その周辺の「こぼれ話」として述べてみたいと思います。

国境は人がつくる

法整備支援での研修には二種類あります。それは一国を対象とする国別研修と、数か国を対象とする研修。前者をバイ（bilateral）、後者を多数国間研修とかマルチ（multilateral）と呼んだりします。両者を包含したければ本邦研修となります。但し、近時の政策・方針の変化により、マルチ研修は縮小・廃止の傾向にあります。評価・効果が数値として見えにくいというのがその理由。何でも数値で判断しようとする傾向には疑問がありますが、それはさておき、マルチ研修の冒頭で伝えたいことは、「国境は人がつくる」というワンフレーズ・メッセージです。例えばこんな具合です。

普段見ている世界地図や地球儀には国境が描いてあります。しかし、飛行機で窓の外を見て気付いたはず。実際の地球には国境はない。国境は人工的なものです。人が造れるものなら人が壊せるはずですが、現実の社会はそうではありません。

最近では、宇宙からの地球の光景がテレビやネッ

トで見られます。グーグルマップという便利なものもあります。聞き手の側は、海外経験が豊富な人もいれば初めての人もいて、実に様々です。それでも人々が抱く世界のイメージは、色分けされた世界地図・地球儀によるものが圧倒的多数。いわば国・国境を当然の前提としています。その「当然」を、地球の「自然」の姿に対比して崩すわけです。

崩しただけでは駄目ですので、マルチ研修であれば、次のように続けます。

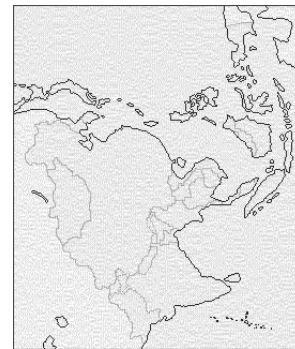
皆さんの座席には卓上国旗が置いてありますが、隣の人との国境はありません。国境という溝ができるのであれば、皆さんの立場が作るのです。あるいは心の中に、目には見えない壁を自分で作るからです。皆さんの意識が作るのです。意識が作るものならば、意識によって取り去ることができます。

つまり、研修に対する姿勢について、どう臨むべきかを、人為的だがどうにもならない国境と対比して、自分の意識の持ちようでもうにでもなることを理解してもらうという手法です。もちろん、立場上譲れない一線もあるでしょう。時として議論が白熱するあまり、国民性や国情が違うとか、それを批難することもなきにしもあらず。そうなったときに思い出して欲しいから、このような話をしておくのです。バイ、つまり国別研修のときは、相手国と日本に置き換えれば使えます。

地図で視座の転換

地図を回転させる話は、“みんな” No.647 (2011年3月号)の「窓」に古畑泰雄さん(前札幌法務局長)も書いておられました。私と同じ手法ですが、二番煎じになると思いつつも書いてみます。「国境」を使う話の他にも、地図は発想の転換方法を伝えるのに便利な手段です。なぜ便利かという点、少なくとも日本人には、地図では「北は上」という固定観念があるからです。地図をちょっと動かすだけで随

分と変わって見えます。典型的には「逆さ地図」です。逆さ地図と言え、富山県の「環日本海諸国図」が有名ですが、これは大陸から日本を見た地図。これを転載するには許可が必要なため、ここでは白地図を使います。どのように見えるでしょうか。90度左に回転しただけで、かなり違って見えますし、日本がアジア、特に朝鮮半島・中国と一体の関係にあると実感できます(下図参照)。



中国の人が日本との関係を指すときに「一衣帯水」と言うのも道理です。読者諸氏も飛行機や新幹線に乗り、自分の旅程や航路を地図で見る場合、なぜか神の目の視線で見下ろすように眺めているはずですが、ところが、方向音痴の人ならよく分かるのですが、住宅地図になると、自分の向きに合わせて地図を自由自在に回転させます。いわばカーナビ仕様。ここで面白いのは方向音痴の人やカーナビに慣れている人でさえも、旅程や航路を見るときには神の目線になるという点です。90度回転の地図を見れば、中国にとって太平洋に出て行こうとすると、日本列島・台湾・フィリピンやインドネシアの諸島が邪魔になることが良く分かります。歴史もさることながら、地政学的にも一つの中国にこだわるのが分かる気がします。

次に180度回転させてみましょう。



日本から船で出航した場合、インド洋に出るには、いかに様々なアジア諸国の間を通り抜けなければならぬかを実感できます。いわゆるシーレーンというやつ。地図上で、下に行こうが上に行こうが同じなのに、何故か上に向かうと困難に感じるのは私だけでしょうか？

日本からアジアに向けて飛行機で飛び立つとき、眼下にはこのような景色が広がっているはずですが、でも、そう思わないのは何故でしょうか。90度回転の地図といい、180度回転の地図といい、これを見続けると何となく落ち着かなくなり、頭の中では元に戻そうとします。それほど固定観念というもの強いということなのです。

この現象は、他国の法制度を学ぶときにも生じます。私たちは日本で習った日本の法制度が身に染み付いています。実務家ともなれば、その運用に精通していますので尚更です。どうしても慣れた自国の法制度と実務の運用に従って考えます。だから外国の制度をよく聞いても、分かったようで分からない。あるいは、分かるには時間を要する。そのことを地図が端的に教えてくれます。

国際協力三原則

このように、「意識」が重要であるとか、発想や視座の転換が必要だと言っても、あくまでも比喻で説明したものです。実際には、行動が伴わなければなりません。それを示すのが次のフレーズです。

「汗出せ、知恵出せ、お金出せ」

これは、ある人から教わった国際協力三原則です。どこかで聞いたことがあるかも知れませんが、文字としてよりも口伝として学んだもの。その意味は、まず、四の五の言う前に自ら行動する、というのが「汗を出せ」。そのためには現地に行くのが一番です。語り合うのが一番です。遠隔操作では土台無理がある。現地でも企画書作りなどのデスクワークもありますが、それも「汗」のうちになるでしょう。

次に、何とか工夫して協力を実行しよう、という

のが「知恵を出せ」。国際協力の場面では、何かと障害が多いもの。彼我の前提が違う。電気がない所に電化製品では意味がない。高性能のコピー機を置いても、それに見合う質の良いコピー用紙がない。相手の効率性が悪いことや、協力しないこともそう珍しくはない。それでも諦めるのは早い。そこを工夫して何とか実現を目指す。肉体的に汗を出せない人も「知恵」を出せます。

3番目に、人が動くにしても何にしても、綺麗事では済まず金も必要だ、というのが「お金出せ」。このお金は、汗も知恵も出せないが何とか役に立ちたいという人には「うってつけ」である。何も現実のお金である必要もないでしょう。「時は金なり」でもありますから、「時間を割く」ことも含まれるでしょう。

この三つのうち、三つできる人、二つできる人はやればよい。一つしかできなくても一つやればよいのです。そこに優劣はない。皆が協力し役割分担して力を発揮することが重要なのです。

さて、この三原則は、ある意味で現象面を表したものです。その根底には「心」がなければなりません。その「心」を表すには「笑顔」が最適です。自分が楽しくなければ相手が楽しいはずがありません。そこで、私なりの国際協力五原則を口伝するとすれば、次のようになります。

「汗出せ、知恵出せ、お金出せ。笑顔を出して心出せ」(変則七五調)

例えば会議でも、司会進行役が緊張していると、その緊張がその場全体に伝わります。司会進行役がリラックスしていると、皆がリラックス状態となり、議論も活発になるというのと同じです。何も国際協力に限らない。そうは言っても、笑ってばかりでは真剣味が足りないといわれるかも知れません。そう考える向きには、イラクに派遣された髭の隊長の有名な言葉である ABCD 作戦を御紹介いたします。

A 当たり前のことを

B 馬鹿になって

C ちゃんとやる

D できれば笑顔で

皆さんの普段の仕事にも通じる素晴らしい言葉だと思います。

買い物の見本と手本

以上のように言うとか何か難しいことを要求していると思われるかも知れません。実は、そうではないという意味で、具体例を示しておきます。行動が伴わないと、知るチャンスがあるのにこれを逃す場合があるという一例です。例えば、契約に関する意識。こう言うと大袈裟ですが、教室で議論していると普通の法律論で終わります。しかし、一たび買い物に出かけると「なるほど」と実感できることがありました。題して「買い物の見本と手本」のエピソード。

あるベトナム司法関係者から買い物の案内を頼まれました。私にとっては時間外、というか休日によです。ドライに割り切れれば付き合わなくてもいいし、別用があると言って断れます。しかし、異国での買い物となれば不安になるのは当然で、買い物に連れ添うことにしました。途上国の彼らといえども、カメラ・ビデオカメラ・デジカメ・時計など、結構高価な物を買います。変わったところでは、炊飯器・ホットプレート・旅行用スーツケースを買う人もいます。その際、サンプル・展示品を手にとってじっくりと確かめます。気に入った商品でも日本製の刻印がないと対象外。もちろんシールでは駄目。偽物にも貼れるからです。ひたすら「MADE IN JAPAN」の刻印を探します。

日本製の刻印が付いた物を手に取り、長々とチェックした後に「これは品質がいいか？」と聞いてきました。そう聞かれた場合、その製品の欠点を知らない限り「良いと思います」と言うことにしています。彼らがそう聞くときには気に入って買う気になっているからです。確認と安心のために聞くに過ぎない。これが私の持論です。

問題はここからです。いざ買うときに、日本の店

員はおもむろに同種・同等・同色・同品質の品物が入った箱を後ろの棚やガラスケースの中から取り出して包もうとしました。私たちにとっては、ごく普通の出来事です。ところが、彼らは、すかさず「違う。買うのはこれだ！」と手に取った品物、つまりディスプレイの品を指した。店員や私が「それは見本で同じ物ですよ」と言っても納得しません。彼は再び、箱に入った品物を手にとってじっくりと確認し点検するのです。サンプル品をチェックしたときと同じくらいの時間が過ぎ、ようやく納得する。そして、目の前で包まれるところまで見て安心する。これが彼の買い方でした。

「う〜ん、参りました！」

これが、その光景を見た私の率直な感想です。日本人の買い物の仕方が、大量生産品は同種同等であるということを当然の前提にしていることを思い知らされたからです。良く言えば人を信頼しているし、不具合があれば「保証期間」で何とかかなと思っていて。また、そういう制度なのであって、信用の社会に生きている。悪く言えば騙され易い甘ちゃん。

これに対して、そのベトナム人の買い物は、見た目は同種同等に見えても自分の目でチェックした品物と同一かどうかは分からないという前提で行動している。店員が間違っただけ違う色のもを入れるかも知れないし、傷が付いているかも知れない。自分が気に入って購入するものと同一だと誰が保証してくれるのか。しかも、近々ベトナムへ帰るから尚更でしょう。良く言えば自己責任の意識が徹底しているし、悪く言えば人を信用していない。その背景には、時刻には騙す人、まがい物が多いのかも知れない。信用社会というものは存在するのか、しないのか。彼の意識の中では、騙されるほうが悪いのか、それとも自分ならばともかく、徹底してチェックできない弱者は存在するから、そういう人は手厚く保護するという発想になるのかならないのか。色々と考えさせられてしまいました。

このように、研修だけの付き合い、仕事だけの付

き合いでは分からないことが多々あります。ちょっと時間を割いただけで貴重なものを手に入れられたのです。

彼我の“Global”意識

最後に、冒頭で取り上げた「地球（儀）」の題材を使って別の話に触れてみます。

世の中に、グローバル・スタンダード（global standard）、グローバリズム（globalism）、グローバリゼーション（globalization）という言葉が溢れています。和訳すると世界標準（基準）とか国際標準（基準）となる。“globe”だと「地球（儀）」という和訳になるのに、この表現はあまり使われない。せいぜい汎地球主義ですが、それも一般的ではない。

和訳すると同じ「世界標準」なのに、なぜ英語圏の人は“world standard”と言わずに“global standard”と言うのでしょうか。「国境は人がつくる」の逆で、今度は国家の枠を超えた地球規模・地球全体という意味を持たせたいからだと思います。推測レベルの話ですが、“world”と言うと世界地図のように色々と存在するイメージです。“It’s a small world.”という不定冠詞の表現からも分かる通り、別々の世界がある。ところが“global”だと地球という一つのをイメージさせます。

また、“globe”は球体を指します。「球」は、ある意味で完全性とか、調和の取れた理想型（水晶玉をイメージする）を意味しているとも言います。但し、欧米人と日本人では次の意識の差があるという。欧米人は、“global standard”を自ら作り、それに統一させようとするが、日本人は既に作られたグローバル・スタンダードに合わせようとする。これも言い得て妙です。同じ表現を使っているつもりでも、そこに込める意味合いが違うかも知れないのです。この点も忘れてはなりません。

しかし、これとて、やはりワンフレーズ・メッセージです。その“global standard”を主張するアメリカ自身は、「度量衡」の世界ではヤード・ポンド法を

頑なに守り続けています。統一性が大事だと言いながら、場面場面では使い分けているわけで、そこを見抜くことも必要です。ということは、日本だって主張すべきは主張してもよい。おそらく他の分野では、日本基準が世界に広まったものもあるでしょうし、“global standard”とは言っても、そう簡単に統一できないのもあれば、統一したと思っても案外そうでもないこともある。それは「買い物の見本と手本」の例でも明らかでしょう。

法整備支援という国際協力においても、支援対象国は様々です。他の援助機関も様々です。特に援助機関同士で連携協調することは非常に重要ではありますが、独自性を主張する場面があつて当然なのです。それがないと存在価値を問われることにもなりかねません。

第3話

頭を使うことがホスピタリティー

あるインド人の話

ここは国際研修が行われている朝の食堂・・・

複数国から十数名の海外研修員が三々五々と集まってくる。ビュッフェ方式で、にこやかに語りながら好みの物を取る。朝食だから、中にはシリアル(コーンフレーク)と牛乳の人もいる。例えばインドの研修生だとしましょう。その人に、日本の係員が、1リットル入りの紙パックを目の前に置き、「はい、ミルクです」と言っ、サービスよろしく笑顔を振りまく。その研修生は黙って牛乳をコーンフレークに注ぎ込み、食卓に向かって食べ始める。他の国の研修生にも同じように笑顔のサービス。

何の変哲もない日常の光景です。イスラム教徒は豚肉が宗教上の禁忌で、ヒンズー教徒は牛肉が禁忌。鶏肉と魚が主であり、菜食主義者(ベジタリアン)に卵や乳製品を出しているわけでもありません。最近でこそ、日本でもこのようなことは知れ渡ってききましたが、この朝食の光景には何も問題がありません。そう思うのが普通で、私も何も疑問を感じませんでした。ところが、実は大いに問題あり。それが分かったのは、数年して研修生にインドで再会し、個人的に自宅にお邪魔したときのことで、雑談中にコーンフレークと牛乳の話になりました。

彼「日本で、シリアルで出されたミルクには驚いたよ」

私「どうして？」

彼「だって冷たいミルクだったから」

私「日本では普通だけど」

彼「インドではシリアルのミルクはホットと決まっている。冷たいミルクをパックのままドンと目の前に置かれたときには、『こいつは俺を馬鹿にしているのか!?!』と腹が立ったよ」

冷たい牛乳が普通の日本と、ホットミルクが当然のインド。ホットミルクとなれば、当然ポットか何

かで温め、それからコップに注ぐという「ひと手間」が必要です。それが常識のインド人が、冷たい牛乳を、しかもパックのまま目の前に差し出されたら、気分は良くないでしょうね。つまりは誤解の始まりです。仮に、インド人が「温めてくれ」と要求したら、どうなるでしょうか。彼にとっては当然でも、日本人は“要求の多い人だ”と思うかも知れません。あるいは、「その電子レンジで温めてください」と悪気なく対応するでしょうね。もしかしたら、面倒くさがりが表情や態度に出ないとも限りません。すると、インド人は“不親切だ”と感じるでしょう。いくら笑顔でサービスしたとしても、です。もちろん、彼の話はある意味で誇張でしょうし、ここではそれを発展させた極論として述べています。お互い何気なく行動しても、誤解が誤解を生んでいくというわけです。

知らないということは恐ろしいことです。何も皆さんを脅そうとしているわけではありません。そういうこともあり得るから、相手のことを知ろうという姿勢を持ちましょう、ということです。何かギクシャクしたときには、相手の立場で物事を考える必要があると言いたいのです。自分の常識・尺度で判断すると、日本人同士であっても、同僚や先輩後輩、上司と部下の間でも誤解が生じかねません。

プログラムの組み方(例えば表敬訪問)

そうすると、法整備支援での研修は、相手の立場になって、「果たしてこれでよいか？」と考え直すことが必要になります。例えば、国内研修では、通常は、事務方の日程説明と注意事項、開講式、幹部への挨拶、歓迎会や懇親会があって、講義・演習・見学・孝試(考査)という具合に日程が進みます。これが国際研修あるいは外国視察団の訪問受入れのときには、どうしたらよいでしょうか。訪日団のメンバーによって、大臣・事務次官・局長・研修所長の表敬訪問が入ります。また、意見交換会を兼ねた昼食会や歓迎会も催されたりします。

外国からの受入に慣れていないと、次のような初日の日程を組みがちです。

「幹部への表敬訪問 → 意見交換会（昼食会） → 他部局への表敬訪問や業務説明 → 歓迎レセプション」

これが悪いというわけではありません。しかし、外国の訪日団の立場で考えてみましょう。いきなり表敬がセットされても、その役職が分かっているだけで、経歴も知らなければ日本の統治機構も知らず、どのように任命されるかも知らない状態です。何をどう話せばいいのか、おそらくさっぱり分からず、当たり障りのない話になるでしょう。逆に、訪問を受ける側に立って考えてみましょう。相手はどんな人物で、どういう事柄に関心があり、どう応対すればよいのか知りたくなるのは道理です。その秘書・お世話係にしてみれば、益々気を揉むことになるでしょう。

ここで言いたいことは、「表敬訪問を初日に入れる必要があるのか？」ということです。こう問いただけると、その案を組んだ人は、通常「招聘している人が、まず会って歓迎するのが儀礼にかなっている。招聘でなくても受入れ先のトップにまず会うのが礼儀だ」という反応になります。それも一理あり、否定はしません。あるいは、既に訪問先の内諾済みで変更が面倒なのかも知れません。しかし、せっかく幹部に会うのですから、できるだけ話が弾むようにしたい。そのためには、初日の冒頭にセットするより、例えば数日間の日程があるなら、その中間にセットしたほうがよいのです。

理由はいたって簡単です。初日だと、「フライトはどうでしたか？ 旅のお疲れはありませんか？」というようなことに始まり、来日の目的や本国の事情を一般的に聞くしかありません。「日本の印象は？」と問うても、まだ成田空港から来てホテルに泊まった程度であり、自らの言葉で経験を語る内容がないわけです。これが少しでも日程をこなした後だと違います。それまでのプログラム内容の実際について

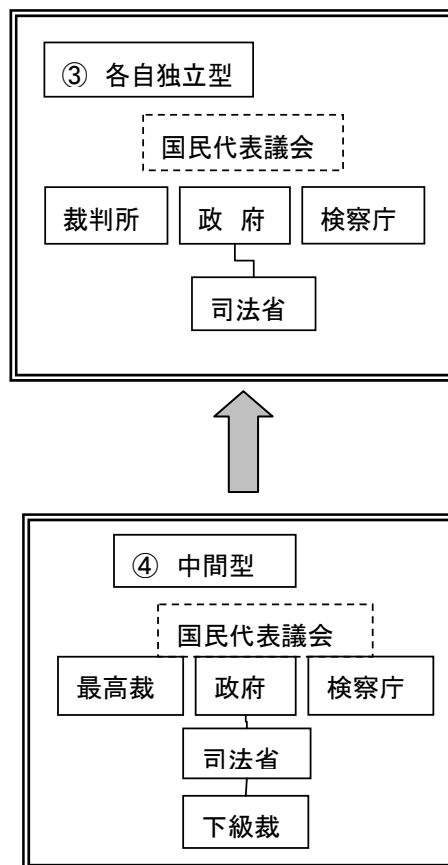
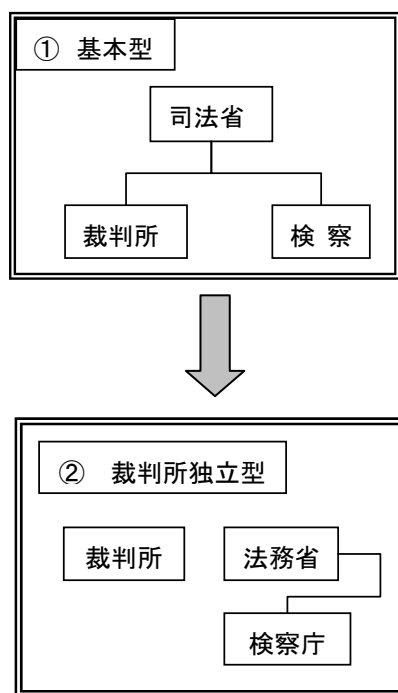
話せます。日本の街並みを見ているし、空港の従業員、ホテルマンや駅員、店の従業員の動きを観察しています。そして日本の同行職員や訪問先の職員の動きに接しています。間違いなく自らの観察眼で感じたことを喋ることになるのです。表敬の受け手（日本側）も、当意即妙に反応でき、そのやり取りの中に特有の個性が現れてきます。そして、それまでのプログラム内容や、今後の訪問先に話が自然に行き、「こういう点を意識しながら見るといいですよ」と助言してくれることもあります。つまり形式と前例の尊重よりも、少しでも中身・実質を考えて工夫すると、効果倍増なのです。

ロジとサブの連動（司法制度いろいろ）

「ロジ」はロジスティクス（logistics）の略で、「サブ」はサブスタンス（substance）の略です。ロジという言葉は、最近でこそ知られてきましたが、まだ広く一般には知られていません。辞書は、日本語で「兵站」としていますが、人によっては読めず、意味の理解も怪しい。要するに、ロジとは、或る事（サブスタンス）を行うために必要な準備・お膳立て・後始末を含む全ての裏方仕事です。派生用語として、ロジ坦・ロジ表・ロジ周り・ロジ回しなど色々あります。こう言うと、事務方の仕事と思う人も居るかも知れません。しかし、ロジは、サブつまり中身と無縁ではあり得ません。ここでも、相手の立場になって考えることが重要になります。一例を挙げて説明しましょう。

法制度は国によって違くと頭では分かっていますが、いざ表敬訪問などのプログラムを組むときには忘れがちになります。法整備支援で接する国は、主としてベトナム・カンボジア・ラオス・インドネシア・中国・モンゴルなどです。彼らの国にも勿論「法務省」あるいは「司法省」が存在します。英語表記になると皆“Ministry of Justice”（MOJ）ですが、これが曲せ者。そこで、中国やベトナム司法省の幹部が訪日してきますと、日本側は表敬訪問先として、法

務省と最高検察庁・高等検察庁を当然のように組み込みます。それはそれでよいのですが、省庁の名前は似ていても、中身が違う。ここでイメージ図として4種類(①~④図)を示して説明しましょう。



①は言わずと知れた大陸法系の典型であり、戦前の日本も同様でした。それが、第二次大戦後にアメリカ法の影響を受けて裁判所が独立し、②に移行したため、これが現在の日本の制度になります。なお、検察庁は、国家行政組織法上は法務省の「特別の機関」とされていますので、その趣旨を表すために②図では横から線を出しておきました。しかし、機構図だけを示しても実態は分かりません。例えば、日本では、法務事務次官を筆頭として検事・判事出身が法務省幹部の大半を占めています。検察官や裁判官をしていた人が「異動」という形で人事交流をしています。検事は法務大臣による任命ですから、人事交流という感覚すらないのが実情でしょう。

さて、③図のように、裁判所と検察庁がそれぞれ独立している場合（と言っても議会に対して独立ではない）、その司法省（MOJ）は、一体何を所管しているのでしょうか。主として、立案作業と法案のチェック、そして矯正です。しかも、検事や判事は居ませんし、人事交流もないのです（あっても例外中の例外）。

では、お隣の中国はどうなっているかというと、③図のようになっています（一般化するために「全人代」という表現は敢えて使いません）。

ところで、④図から③図へと矢印の向きを反対に出しておきましたが、この意味を説明しておきます。実は、ベトナムやラオス、そしてインドネシアまでもが、つい最近まで④図の制度だったのです。これが、2002年から2004年の間に、3か国とも③図のほうへと司法制度改革がなされたという経緯にあります。英米法の国から、司法の独立とか法の支配の確立などが叫ばれるために、とりあえず裁判所は全体として最高裁判所の下に置きましょうというところなんです。やはり MOJ には検事や判事は居ませんし、人事交流もありません。共産党の一党支配で

も（中国・ベトナム・ラオス）、共産党をパージしても（インドネシア）、司法制度の概観が同じだというのも面白い現象です。もっとも、インドネシアは憲法裁判所もできたので、今や三権分立の体裁は整ったとも言えるでしょう。

説明が長くなりましたが、このような国の MOJ 幹部にとっては、日本の検察庁訪問は、「何故ここへ行くのだろうか？」と感じているかも知れないのです。また、MOJ 幹部が日本の法務省訪問時に「私は元々検事ですって・・・」と、検察の話ばかりされたらどうなるでしょうか。自分のカウンターパートである法務省（MOJ）が、検事に牛耳られていて感じるかも知れません。そういう機会には、法務省での仕事や経歴を話してもらったほうがよいわけです。

逆に、このような外国の検察庁の幹部が日本の検察庁を訪れた場合、日本側が法務省での経歴を滔々と話しても不思議がられるでしょう。また、外国の検事が日本の法務省幹部に「元々は検事ですって・・・」と言われると、同業・同類・仲間だと親近感を持つかも知れません。その他の反応も勿論考えられますが、こうなると、時と場合により使い分ける必要があるのです。

そして、彼らにとっては、法務省民事局訪問の場合、何故に裁判官出身の人が居るのか理解に苦しみます。「法務省の職員は民事法の立案能力はないの？」と思われるかも知れません。彼の国では③④④で分かるとおり、裁判所や検察庁のほうが法務省よりもワンランク上ですから尚更でしょう。ということは、表敬訪問の前に、日本の司法制度、それも人事異動も含めて簡単にでも説明し、表敬を受ける幹部がどういう経歴かなど要点を説明しておく必要があります。一方、日本の幹部には、彼らの司法制度の違いと人事交流がない点も含めて事前に説明しておかねばなりません。このように、単に表敬訪問を組むといっても、事務的なロジに集中していたのではチグハグになり、ただ失礼のないように

連れて行けばいいというものでもないのです。「サブ」つまり司法制度の違い、実態や感覚も含めて異なる点や似た点を把握しておく、「ロジ」もより有意義なものになり、「ロジ坦」としても充実感を味わえるというわけです。

ホスピタリティとは

このように色々と考えて仕事をするのは、いかに相手に満足してもらうか、というサービス精神が基本にあります。ホスピタリティは、勿論“hospitality”であり、病院の hospital から来ています。医師や看護師が甲斐甲斐しくお世話することから来ているのでしょう。「歓待」と言うと難しく感じますが、「おもてなし」です。気配りです。では、おもてなしの「心」は、どうやったら伝わるでしょうか。仕事をきちんとこなせば伝わるでしょうか？ そんなことはありません。ちょっとしたことです。

ある研修員が言っていました。

「廊下で前方を職員が歩いていた。私はその後ろを歩いている。その職員は、廊下に落ちていた小さなゴミを拾いあげた。日本人は素晴らしい！」

別の研修員が言う。

「新幹線のワゴン販売。車両を通過して次に移るとき、乗客は全員背中を向けているのに、お辞儀をしていた。誰も見ていないのに、エクセレント！」

後者は、日本では仕事・業務のうちなのですが、仮にそうだとしても誰も見ていないのに実践していることに感激するようです。このことから何が分かるかと言うと、実は、仕事としてやっている分には、その働き振りには感心しますが、あくまでも彼の業務の範囲内。いわばやるべきことをやっているという域を出ません。業務の範囲外のことでお世話すると、たちまち感動するのです。勤務時間外に何かお世話すると、その業務範囲外のことが全てホスピタリティになるのです。前回ご紹介した時間外に

買い物に付き合うのもそうですし、一緒に食事をするのも同じ。仕事として期待していない事柄に対応すると、それがサプライズになるのです。おもてなしの基本は「サプライズ」にあるのです。それもちよっとしたサプライズです。綴りは“surprise”で、“sur”は“surcharge”（追加料金）の“sur”です。“prise”はラテン語の“prendre”（take の意味）から来ている。要するに「おまけ」のようなものです。ね。「おまけ」を貰って喜ばない人はいません。

そうと分かれば、サプライズは演出することができます。サプライズ・パーティーというのは演出以外の何物でもありません。ちょっと先回りして、どんなことをしたら喜ぶか考えて驚かせる。それも、瞬間は驚くが、すぐに心地良くなるようなサプライズ。勤務時間内に、しかも業務の限度として行っていると思われる限りは、仕事振りには感心しますが、感動は覚束ない。給料には影響しないかも知れませんが、相手の喜ぶ顔を見ればこちらも笑みがこぼれます。日本の良い思い出を本国に持ち帰ってもらいたいと思えば、自然と何かをしてみたくくなります。これを踏まえて行動すれば、ホスピタリティはあなた的手中にあると言えるでしょう。

よく「気を遣え」と言われますが、形式的なことに気を遣うのではなく、実質的なことに「頭を使え」ば、相手にとっても気を遣うことになります。もちろん何事も「過ぎたるは及ばざるが如し」で、伊達政宗の名言も肝に銘じておきましょう。

仁に過ぐれば弱くなる

義に過ぐれば固くなる

礼に過ぐれば諂となる

智に過ぐれば嘘を吐く

信に過ぐれば損をする

そして、どんなに準備をめぐらしても、人間が行動する以上、ましてや文化や生活様式の違う人々が行動する以上、そのとおりに進むわけではないのです。最後は、臨機応変、状況を見ながら対応を変えていくことが必要で、“No planning is the best planning.”

と冗談が言えるほどの心の余裕と開き直りも併せ持ちましょう。それができれば、その余裕が相手にも伝わり、安心して身を任せてくれます。

～ 国際協力の現場から ～

ベトナムに行ってきました

統括国際協力専門官

権 瓶 由佳里

国際協力部に配置されて2年目の2011年11月、初めてベトナムに行ってきました。これまで、本邦研修にアテンドするなど、ベトナムの研修員の方々と接する機会はありましたが、実際にベトナム現地に行ったことはありませんでした。

国際協力部が実施している「国際協力人材育成研修」では、実際にベトナム現地を訪れるのですが、教官と共に引率者として同行することになり、初めてのベトナムを体験してきたというわけです。研修そのものの報告は、別項で教官が執筆しておられますので、そちらを御覧ください。この場では、研修の報告ではなく、私のベトナム体験談(?)を少しばかり御紹介します。

ノイバイ空港着陸

11月13日、やってきました。ベトナムです。

ベトナム航空のおいしい機内食で満腹のお腹を抱えて降り立った初のベトナムの地は、気温27℃の暖かい空気で満ちていました。

迎えに来てくださった JICA プロジェクト事務所の長期専門家である西岡さんと合流し、しばし挨拶のやり取り(空港内でこんなことやっているのは日本人だけ?)の後、いざハノイ市中心部に向けて車で出発です。

ここからが大変でした。車が走っているのは整備された広い道路ですが、センターラインは土ぼこりを被っていて、ほとんど見えません。多分、あるのだと思います。もちろん、景色も土埃で霞んでいます。車やバイクがかなりたくさん走っていて、対

向車もたくさん来ます。車とバイク&自転車が、入り混じった状態で走り、その辺の遊園地のジェットコースターよりもスリルがあります。車内は「わあ〜。危ない! ひえ〜。今、擦らなかった?」の叫び声と西岡さんの「大丈夫だから。」という冷静な声が入り混じり、更に「この辺りはまだまし。ハノイ市内に入ったらもっと交通量が多いよ。」とのお言葉に、日本から着いたばかりの一行は「えっ・・・」。

ハノイ

ハノイ市内に入り、中心部に近づくにつれて、確かに、ものすごい交通量です。しかも、車よりもバイクの方が圧倒的にたくさん走っています。車の間をスイスイというよりも、もう本当にギリギリのところを並走して、いきなり直前を横切っていくのです。クラクションは常に鳴っていて、鳴らせる者はみんな鳴らしているようです。でも、日本でクラクションを鳴らすのとは違う意味を持っているのだと説明された後は、妙に気にならなくなりました。

ベトナム人がクラクションを鳴らす意味は、「そこをどけ。」とか、「道を開けろ。」とかの意思表示ではなく、「私がここにいますよ。」「私がいることを分かっていますか。」という意味で、自分の存在を知ってもらうためののだと。

空港から約1時間のスリル満点のドライブを終え、ホテルにチェックインした後、先にプロジェクト事務所に戻られた西岡さんを訪ねて、私達は自力で事務所まで移動することになりました。ホテルを出た途端、渦巻く川のごとく流れて行く車とバイクを遮

って道路を横断するという、これまたスリル満点の
行進をして無事事務所に到着。ちなみに、2日目か
らは、横断歩道があろうがなかろうが、当然のごと
く車の波を遮って横断している私がありました。研修
員の皆さんは、ちょっとあきれていましたが（だっ
て、横断歩道は存在するけど、日本でいう横断歩道
じゃないんですもの。）。

夜遅くまで鳴り響くクラクションも、意外にすぐ
に慣れてしまいました。到着当日の夜も、全く支障
なく眠れましたから。

ただ、この交通状況を見て感じたのは、まさに「パ
ワー（活力）」です。国民の平均年齢27歳という若
い国の底力のようなものを訪問初日から感じたのは、
私だけではないはずです。



ハノイ市内

食事

ベトナム滞在中は、ハノイ以外にハイフォン、バ
クニンと移動し、それぞれの地で食事をする機会が
ありました。どこの食事でもこれは食べられないと
感じたものはありませんでした。むしろ、何を食べ
てもおいしいのです。よく辛いと言われるベトナム
料理ですが、決してそんなことはありません。辛い
のが好きな方はオプションでどうぞ、というよう
な感じで、ノーマルなものは本当においしい。そし
て、ヘルシーでもあり、お腹に優しいと感じる料理
がたくさんありました。

毎日、朝からしっかり食事を摂り、ベトナム料理

のランチをお腹一杯食べ（御一緒したベトナムの
方々は、皆さん、もっと食べなさいと、私のお皿に
これでもかというほどたくさん料理をよそってく
ださるのです。）、夜は西岡さんや同じく長期専門家
である多々良さん、業務調整員の寺本さんの案内で、
これまたおいしい「本格日本料理@ベトナム」をい
ただいていたので、帰国してからの、我が身が少々
心配でしたが、これが全く心配する必要はありません
でした。ベトナム料理はヘルシーだとの事前情報、
正解でしたね。

ベトナム料理の詳しい情報については、私のつた
ない表現力ではお伝えしきれないので、いろいろ出
版されている旅行本などで御覧いただくのが一番だ
と思いますから、ここでは割愛します。



ナマズかな？

再会

ベトナム滞在の最終日、西岡さんがすてきなサブ
ライズを用意してくれました。

昨年、SPP（ベトナム最高人民検察院）を対象と
した本邦研修で来日した研修員の方々とランチで
す。その研修では、本来研修を担当することのない
私が、不慣れなままアテンドしたという事情があり
ました。慣れない研修業務であり、もちろんベトナ
ム語も分からず、英語もさほど得意ではない私のア
テンドでしたが、なんとか10日間を無事乗り切った
というのが正直なところでした。研修員の方々にと
っては、十分なコミュニケーションを取れない専門

官であったと思いますが、最終日にお別れをする際に、女性研修員が泣きながらハグしてくれたことは鮮明に覚えています。

さて、西岡さんに連れられてとあるお店に入ると、そこには、研修員のトップであった検察理論研究所副所長のモックさんを始め、ベトナム最高人民検察院や中央共産党事務局から参加していた7人の研修員のうち6人もの方々が集まってくださっていました。皆さん、要職にあり、多忙な方ばかりなのに、私のために集まってくださったことに驚き、国際協力部で勤務していたからこそその出会いだと思い、感激してしまいました。きちんと言葉が通じるわけではないはずですが、皆さん、「元気だったか。」「いつベトナムに来たんだ。」「いつまでいるんだ。」「どこか見物に行ったのか。」などなど、しばし、賑やかな会話が繰り返されました。

国際協力部に勤務するようになって、海外の方々と接するようになったものの、片言でしかコミュニケーションを取れない自分にもどかしさを感じていましたが、このランチでの再会で、それでも何かに通じているんだなと思え、やっと国際協力専門官という職名になじめた気がしました。主にロジ面を担当した一専門官のために集まってくださった皆さんに感謝の気持ちで一杯になりました。

ごめんなさい

ベトナムでの主な訪問先は、国際協力部の法整備支援に関するカウンターパートでした。どの訪問先も、忙しい中、快く迎えてくださり、研修員からの質問にも丁寧に答えていただきました。同行してくださった西岡さんと先方とのやり取りを見ていて感じたのは、深い信頼関係です。私達の訪問を有意義なものにしたのは、長年、ベトナム現地で法整備支援に携わってきた専門家の皆さんのお陰であると実感しました。

ところで、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ハイフォン市人民検察院と裁判所、バクニン

省人民裁判所などの訪問先では必ず聞かれたことがあります。それは、「ベトナムに来て、どこを見に行きましたか？」です。

「世界遺産であるハロン湾には行きましたか?」、
「ハノイではどこに行きましたか?」など、せっかくベトナムに来たのだから、当然観光名所や史跡を訪れて、ベトナムという国を知ってほしい、という気持ちが伝わってきました。でも、この研修ではハノイ市内の名所すら訪れる時間のないスケジュールでしたので、いずれの訪問先でも、「どこにも行っていません。この次に来るときには必ず行こうと思っています。」と答えることしかできませんでした。

自分達の国をもっと知ってほしいと思っているのであろう方々の思いを受け止められず、申し訳ない思いでした。SPPの皆さんとのランチのときにも同様の会話があり、このときはベトナム側の矛先が西岡さんに向かい、「GONBAIさん(ベトナムの方々は私をこう呼びます)がどこにも観光に行けないのは西岡のせいだ。次に来るときにはハロン湾観光をセットしろ。」と、詰め寄られてしまい、西岡さんにはお気の毒でした。

この次、プライベートでベトナムを訪れるときには必ず、ホーチミン廟、ハロン湾などなど、皆さんから薦められた所に行きます。



ハイフォン市人民裁判所にて

帰国

11月19日、無事帰国。一人も欠けることなく(当

然ですが), 気温 15℃, 天候雨の関西空港に降り立ちました。

バスと電車を乗り継いで自宅に戻っても, なんだかまだベトナムにいる感覚から抜け切れません。

でも, 明らかに違う生活音。

あの一日中鳴っていたクラクションが聞こえないのが不思議に感じられ, エンジン音だけの静かな日本の道路に違和感を覚えました。

ベトナムのクラクションに, 若い活力や元気な挨拶, 活気ある社会を連想し, 静かな日本の道路に大人びた, ある意味, 落ち着いてしまった社会を思い浮かべるのは私だけでしょうか。

私には, 今まさに成長しているベトナム社会と成熟した日本社会との対比の一端が, 鳴り響くクラクションのように思われてなりません。

国際協力部は, このベトナム社会が成長するためのお手伝いをさせていただいているのですが, 逆に, 元気と活力をもらっているのではないかと考えたベトナムでの体験でした。

終わりに

今回のベトナム訪問について, 本来の研修の中身とは違う視点でこの文章を書いてみました。まだベトナムに行ったことがない方, もし訪れる機会がありましたなら, きっと私達が訪れたときからまた成長しているベトナムに会えると思いますよ。

～ 国際協力の現場から ～

ネパール比較刑事法現地セミナーこぼれ話

主任国際協力専門官

瀬井 宏之



ナガルコットの丘からヒマラヤを臨む

カトマンズから車で約2時間、ナガルコットと呼ばれる小高い丘に立つと遙か100キロ先のヒマラヤ山脈が見えます。雪をかぶった山々の尾根の部分が空中に浮かび上がり、一見雲かと見まがう光景は雄大を通り越して荘厳な印象です。

2011年11月21日から12月2日まで、ネパール比較刑事法現地セミナーのためにネパールに出張してきました。

当部の専門官でネパールに行くのは私が初めてであり、教官や現地専門家から話は聞いていたものの、今ひとつどういうところなのかというイメージが湧かない国だったのですが、実際に行ってみると、これまで東南アジア、とりわけラオスを主に担当していた私にとっては多くのギャップに満ちた国でした。

今回の出張に関する詳細は森永教官が寄稿しておりますので、私は、初のネパール訪問を通じて特に印象に残った点を交えて、専門官の視点からネパールでのお話をしたいと思います。

行く事自体が不安

今回のネパール訪問には行く前から「果たしてた

どり着けるのか」といった不安がありました。

一つは経由地であるタイが記録的な大洪水だったこと、そしてもう一つはネパール制憲議会の憲法提出の締め切りが11月30日であったため、この前後に大規模なデモが起きる恐れがあり、到着したとしても出張の目的が果たせるかどうか分からないという懸念があったのです。

幸い、タイの洪水に関してはなんとかスワンナプーム国際空港までは浸水しなかったことから、無事に飛行機も到着できましたし、制憲議会については滞在中に期限延長の判決が出されたことから、ネパールに到着してからも心配していたようなデモは起きず、十分にその成果を上げることができましたが、それでも万一に備えて通常よりも早い飛行機を手配する等、かなり入念な手配をしてネパールに向かうことにしました。

また、今回の出張に際しては、JICA 長期派遣専門家の平井さんとバルラムさんに大変御尽力いただいたのですが、それでもネパールのお国柄というか、アジアで働く宿命というべきか、我々が日本を発つまでに現地での詳細日程が確定せず、全体日程の7割程度しか確定していなかったというのも心配の種でした（もっとも、行けばなんとかなるという言葉どおり、結局は予想以上に充実した調査内容になった上、事前に計画されていた7割の予定も現地に行ってから大幅に変更になりましたが。）。

そのため、日本からほぼ1日かけてネパールのトリブバン国際空港に到着したときには、本当にほっとしたものです。現地に行くだけでこれだけ緊張したのも初めての経験かもしれません。

カトマンズの第一印象

空港につくと大使館の方が出迎えに来てくださいました。天気が良く、遠くにヒマラヤがかすんで見えると「ああ、何とか無事にネパールに着いたよ」と感慨もひとしおです。

ネパールの11月末は乾期であるとともに、寒期でもあります。

上空は澄んできれいなのですが、道は車の数が大変多く、排気ガスと乾期ならではの砂埃で空気が汚れているためマスクをしている町の人をよく見かけます。ちなみにネパールでは黒のマスクが人気のようで、バイクに乗ってマスクをしている人が暴走族のように見えてしまいます。

さらに、町の至る所で青色の迷彩服を着た男性が6人ほど集まって、特に何をすることもなく立っている光景を目にします。彼らは警備専門の警察官らしく、存在するだけで防犯になるのでしょうか、町の中心などでは道路の角を曲がる度にお目にかかります。

2011年9月にネパール検事総長府（日本でいう最高検察庁です。）から共同研究のために来日されたユバ・ラジ・スベディ上級検事が、日本の街角に警察

官が立っていないこと、その治安の良さに感心していましたが、なるほど、確かに街角に迷彩服の警察官が立っていると圧迫感を覚えますし、スベディさんが言っておられたのはこういうことだったかと納得しました。

迷彩服と言えば、官公庁が集まるエリアには路肩に停めた軍用トラックの中で待機している軍隊もいました。町の中心部は迷彩服でいっぱいです。

また、乾期=雨が降らないと、電気が足りないという深刻な状況が発生します。

あれだけ巨大なヒマラヤがあるのですから、水力発電はし放題なのではないかと思うのですが、近年、首都カトマンズの人口流入がすさまじらしく、市内全てに電力を供給できるだけの設備が完成していないようで、信号機も消灯しているという状態です。

交差点では警察官が信号機の代わりに交通整理をしています。車の多さもあいまって、市内は常に渋滞しています。

迷彩服とそれを着ている警官、軍隊の数の多さから、なんともものものしい町だなというのがネパールの町を見た最初の印象でした。



町に立つ警備警察官

これは驚き

現地ではトリブバン国立大学、検事総長府、国立司法学院等、数か所で教官による現地セミナーを実施しましたが、その中でも UNDP の主催で行われた警察幹部に対するセミナーが最も印象に残りました。

教官からのセミナーが終了した後、最高裁カルヤン・シュレスタ判事からの総括に移ったのですが、その際に警察官と判事の間で白熱した協議になった

のです。

現在ネパールでは逮捕時に裁判所の令状を必要とする刑事訴訟の改正を行っているのですが、警察官からは「そんなことをしては令状が出るのを待つ間に犯人に逃げられてしまうではないか。」などの不満が噴出しているらしく、これに対して判事の方から令状の必要性を説明するという状況でした。

日本で検察事務官として働いていた私からしてみれば、令状主義が当然のこととっていたので、ネパールにその制度がないことにも驚きましたが、何より警察官からの抵抗が大変強かったことに大変驚きました。

私としては、ネパールでの事件捜査は警察の専権事項（検察に捜査の権限はありません。）であることや、検察・警察の信頼関係などがこれら抵抗の一因となっているのかなと感じました。

しかし、それにしてもシュレスタ判事のスピーチは熱い。情熱の塊とでも言うのでしょうか。結果的にセミナーに参加した警察官の抵抗が収まった理由の半分は、判事の熱のこもったスピーチの結果なのでしょう。

また、滞在中はネパールの様々な機関を見学させていただきましたが、中でも刑務所見学は驚くことだらけでした。

入口に警備には大袈裟すぎるアサルトライフルを構えた門番の方が立っていますが、外周には塀もなく、かなり開放的な雰囲気です。

中に入ると野外に設置されたテーブルで猛烈に甘い紅茶をいただきながら、所長さんから業務概要などを説明してもらいました。

何だか刑務所と言うよりはオープンスペースのカフェで話を聞いている感じです。

ネパールでも収容施設の狭隘化は問題となっているらしく、この刑務所でも定員の4倍近い人数が収容されているとのことでした。

施設の中に入っていくと通路の両側にズラッと並

んだ人達からナマステと挨拶されます。あまりに自然だったので最初気付かなかったのですが、全員囚人なのです（そういえば先ほどお茶を持ってきてくれたのも囚人の方でした。）。日本と違いネパールでは模範囚にはかなりの部分まで自由が認められていて、人によっては外出も可能らしく、外に出られる者が他の囚人のために買物に行くこともあるそうです。

施設は真ん中に大きな壁があり、刑期の前半と後半で二つに分けられていました。前半部分は雑居房が立ち並ぶ区域で、囚人達は思い思いに過ごしているものの、刑務所と言われれば刑務所かなあ（それでもかなり自由な雰囲気が漂っています。）という雰囲気でしたが、後半部分（入口にはリハビリセンターと書いてありました。）は塀に囲まれた小さな村のような雰囲気がありました。囚人が営業する食堂や喫茶店のほか、驚くことに喫煙所まであるのです。

私が驚いて「タバコ吸えるんですか？」と刑務官の方に聞くと「普通のタバコならね。」という何ともしずれた答えが返ってくるほどでしたので、彼らにとっては当然のことなのでしょう。

施設内を刑務官の方と模範囚の方が協力して案内してくださる様子を見て、こういう矯正施設もあるのだなと大変印象に残りました。

専門官的ネパールの最大の謎

国際協力専門官としてネパールの研修などを企画、実施する際に毎回頭を悩ませるのが「食事」の問題です。

ヒンズー教徒であれば、牛や豚は食べませんし、中には宗教と関わりなく菜食主義を取っている方も少なからずいらっしゃいます。

私自身は、むしろ肉食系男子ですので、来日したネパール人の食生活から、果たして現地では野菜ばかり出てくるのかと不安だったのですが、実際に行ってみると案外そうではありませんでした。

ローカルフードのレストランに行くとほぼ 100%

の確率でダルバートという食事をいただくことになります。ダル（豆スープ）とバート（白米）にタルカリ（おかずですが、早い話カレーです。）とアチャール（漬物）がセットになった日本の感覚で言うところの「定食」なのですが、レストランで注文する際にはベジ（野菜のみ）かノンベジ（肉や魚が入っています）かのどちらかで注文することができ、幸い出張中に精進生活をすることは回避できました。

ただ、滞在中はかなりの回数このダルバートを食べることになるので「飽きる」という問題はなかなか回避し難いものがあります。タルカリとして運ばれてくるカレーには、野菜や肉、魚など具材に色々なバリエーションがあるのですが、結局のところ全て「カレー」であり、無類のカレー好きである私は問題はなかったのですが、教官はやや食傷気味だったようです。

しかし、カレーにしまえば肉や魚、卵を使わなくても立派な料理になるわけで、私としてはカレーの偉大さを再認識できる機会となりました。

また、日本でネパール人をお迎えしていた時のもう一つの疑問として、彼らはベジタリアンであったとしても、非常に体格（横幅）がいいということがありました。これも現地で食事をする事で納得しました。

先ほどのダルバートなのですが、実はおかわり自由（無料）なのです。

いや、おかわり自由というのも違うかもしれせん。正確には「おかわりを断るのが自由」なのです。皿を空にしたまま放っておくと、背後からカレー鍋を抱えたウェイターが忍び寄り、新しいカレーを注いでいきます。

そう、食べないのであればいらぬという意思表示をしないとどんどん足されてしまうのです。以前、平井専門家から「ネパールはおかわり文化」という話を聞いたことがあったのですが、まさにその通り、容赦がありません。

ネパールカレーはさすがに本場だけあって大変おいしいので、ついつい調子に乗って食べ過ぎてしまいます。なるほど、ネパールのベジタリアンがあんなに立派な体格をしている秘密はここにあったのかと悟りました。

加えて、先にも書きましたが、訪問先で出されるお茶（紅茶です）も相当な甘さです。日本でもペットボトルで買う紅茶には甘いものが多いですが、さらに5割増しくらいの甘さでしょうか。

ネパールを訪れてみて、町の様子をはじめ、驚いたことはたくさんありましたが、やはり食事については日本とのギャップを最大に感じたところです。



ダルバート：カレー以外に数種類のおかず（でもカレー味）がのった比較的高級なもの

見習いたいホスピタリティ

町の様子や食事のギャップとは別に、うれしい意味でのギャップもありました。

今回の我々のネパール訪問に関しては、先述の平井専門家とバルラムさんが多くの部分をアレンジしてくださったほか、現地サイドとして、ネパール検事総長府が全面的な協力をしてくださったおかげで、外国人が普通ではなかなか入れない刑務所や警察署の中を見学させていただきましたし、現地についてもからも急きょ特別裁判所（汚職事件などを専門に扱う裁判所）への訪問をアレンジしていただくなど、ネパールの刑事司法を知る上で大変参考になる調査を行うことができました。

特に2011年9月に訪日されたユバ・ラジ・スベデ

ィ上級検事とスルヤ・プラサド・ポカレル上級検事はほぼ付きっきりで我々のアテンドをしてくださいましたし、同じく上級検事でおられるマヘシュさん、キランさんといった高官の方々も相当の時間を我々のために割いてくださいました。

また、見学やセミナー以外で時間が取れそうな時に、せっかく来たのだからとネパールの世界遺産(カトマンズは日本の京都と同様に古都ですので、寺院や王宮跡などが町ごと世界遺産に指定されている場所が多くあります。)に連れて行ってくれたりなど、大変親切にしてくださいました。

最終日にホテルを発つ前、皆さんがわざわざ見送りに来てくださったときに、一緒に撮った写真を見ると、今でも皆さんの優しさを思い出して胸の奥が熱くなります。

ホテルから空港に向かう際、日本大使館の方から「ネパールの人は大変義理堅いのですよ。」という話を聞いた時にも確かにそのとおりでと思いましたし、何かしら日本人の感覚と近いものを感じ、ネパールの方々とは心通わせることができたことは何よりの収穫であったと思います。

最後に

ネパールへの支援は現在 JICA において民事関連のプロジェクトが実施されており、今後も延長・継続していくことになろうかと思いますが、刑事分野に関しては 2010 年から法務省のみで対応しているのが現状です。

刑事に関する支援は専門性が高く、内容によっては相手国の主権に関わるものになるため、なかなか大きなプロジェクトとして実施するのが難しい反面、旧法典ムルキアインから脱却して近代化を目指すネパールからは支援ニーズの高い分野ではないかと思われれます。

2011 年 9 月の来日、そして今回のネパール訪問を通して、今後もネパール検事総長府や最高裁判所などと意見を交わし、当部を中心に、大規模ではなく

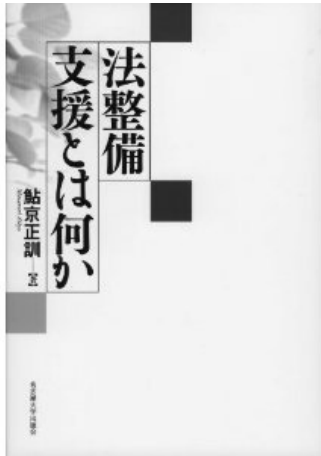
ともこのような交換プログラムを確立させていくことがネパールにおける刑事司法の改善に役立っていくのではないかと強く感じました。

また、これまで民商事分野の支援が多く、自己の知識や経験を生かしきれなかった当部に在籍する検察事務官や矯正関係出身の専門官にとっても格好の分野だと思いますし、継続できれば活動の分野が広がると感じたネパール出張でした。

最後に今後ネパール担当になる方への伝言です。

ネパール人の話す英語は日本人にはかなり聞き取りにくいと思います。通訳は当然入りませんし、話の進むスピードも早いです。覚悟して聞いてくださいね。

～ 書 評 ～



書評 鮎京正訓（著） 『法整備支援とは何か』 （名古屋大学出版会 2011年）

国際協力部長
山下輝年

この書評は、2011年「アジア法研究」に掲載したものを、一部加筆修正して転載するものです。

1 本書から伝わってくるもの

法整備支援とは、「起爆剤」である・・・著者が本書で伝えたいことを、私なりにワンフレーズで印象的に表現すると、こういう言い方になる。

「起爆」だから何か壊されるのだが、それは、法分野に存在する既存のもの、そこで形成されている常識なるもの、であろう。もっとも、長年かけて形成されているから、それ自体が容易に壊れるはずがないし、臨むべくもない。正確に言えば、既存のもの垣根・障壁を壊してその外縁を広げ、そして融和し、新たな展開が始まるという意味である。

そうであるならば、「法整備支援とは、『触媒』である。」のほうがよいかもしれない。いわばノーベル化学賞のクロスカップリング反応であり、そこで必要な触媒の役割と類似するともいえよう。そもそも著者はベトナム憲法史研究者であり、評者の私は実務法律家（それも検事）であるが、従来ならば両者の接点はなく、交わらなかったに違いない。そして、こうして書評を書くという事実が、何よりも法整備支援の起爆剤・触媒性を物語っている。実に象徴的な現象であるといわざるを得ない。

2 法整備支援の基本書誕生

さて、本書は、一人の研究者による初の日本の法整備支援に関する書である。その構成は、法整備支援に関する部分と、ベトナムを例とするアジア地域法研究の部分とに分かれ、これらを序章「比較法研究と法整備支援」と、終章「法整備支援はアジア諸国法研究をどう変えていくか」で挟む形となっている。

法整備支援の部分は、

第1章「法整備支援とは何か？ それをどう考えるか？」

第2章「法整備支援の軌跡と展開」

第3章「法整備支援学をめぐる基本的諸問題」

第4章「法整備支援戦略の研究」

である。

そこには、日本における法整備支援の萌芽、民間レベルの様々な活動、JICA 枠組みの始まり、大学や法務省の関与、対象国の増加、世界の動向、法の移植、開発と法、戦略問題、政府や ODA 大綱における位置づけなど、およそ法整備支援に関して必要な基礎知識と基礎情報、日本が辿った道、その過程で議論された内容が過不足なく盛り込まれている。か

つての論稿を使いながらも、書下しを織り交ぜて整理され、かつ、読者を飽きさせない。読み進めていけば全体像を把握できるようになっている。

そして第5章・第6章は、一転してベトナム憲法研究者としての視点から、アジアの立憲主義と人権に焦点を当てて論述しているのであるが、この分野に馴染みのない者にとって、問題意識の背景や考察方法を知る上で役に立つ。

古くは1990年代の情報から2010年の最新情報まで盛り込まれ、末尾に18頁に及ぶ文献目録が掲載されている。まさに日本の法整備支援に関する基本書として、必読の書となるものである。

本書が想定する主な読者は、「はじめに」で述べられているように、法整備支援が始まって十数年間に関わってきた担い手を第一世代、これに続く若い世代を第二世代とした上で、その新しい担い手となる第二世代であり、彼らに日本の法整備支援の経験と理論を伝えるものである。併せて第一世代（著者を含む）が今後何をなし得るかを確定するためと述べているが、それとても第二世代のための何かであろう。しかし、何も年齢的な若さには限られない。法分野で専門性を高めた実務法律家や研究者で、法整備支援を知ろうとする場合にも水先案内となる貴重な書である。

ならば書評でも敢えて述べておきたい。本書のタイトルは「法整備支援とは何か」であるが、法整備支援の活動自体を紹介するものではなく、法整備支援活動のマニュアルやノウハウを提供するものではない。元々は本書第1章「法整備支援とは何か？ それをどう考えるか？」を縮めたものである。著者は、ベトナム法研究（憲法史）を専門とし、地域法研究、基礎法研究、社会主義法研究と関わっており、既存分野の研究者であるから、「法整備支援をどう考えるか」でもよいはずである。しかし、著者はもう一つの立場を有する。それは、JICA 枠組みの法整備支援プロジェクトに直接関与していないものの、アジア

諸国の留学生受入と法学教育への関与という形で法整備支援に濃密に関与してきた立場である。したがって、ある時は法整備支援関係者として熱く語り、ある時は既存分野の研究者として冷静に見つめ、それでいて法整備支援側に寄り添う温かさを感じさせるのである。突き放し感のある「どう考えるか」よりも「・・・とは何か」のほうがしっくりくるのも道理である。いずれにしても、両方の視点が行き交うので、通常通りに読み終えた後、初出一覧（333頁）の順に読み直すと、著者の越し方を追体験・疑似体験ができるので試みられたい。

3 著者と本書の真意を読み解く（私的評価）

ところで、序章は、「法整備支援が比較法研究に問いかけるもの」で始まり、問題提起という形をとっている。問いかけられる既存のものは比較法研究と外国法研究であり、中でも法整備支援の対象地域ゆえ、アジアの地域法研究がまず対象となる。また、支援が市場経済化や体制移行の国が多いため、社会主義法研究も同様である。

まずは既分野側の反応、つまり法整備支援は思惑を持った胡散臭いもの、当該研究を専門としない実務法律家や実定法学者によるものという否定的反応を紹介している。同様の批判的見解につき、第1章（47頁）でも、第3章（99頁以下）でも触れている。その批判は、日本のアジア諸国に対する帝国主義的進出のお先棒を担ぐものとか、現地の社会や文化への眼差しを欠いた法と開発研究は援助ビジネスたらざるを得ない法整備支援の下僕であるという見解である。これに対する著者の態度は、第1章では法整備支援の先覚者である森寫昭夫と三ヶ月章の見解を紹介するに留め、明確には示していないが、これは比較的初期の2000年時点の論考であるからにすぎない。むしろ、書下しである序章で、この批判的見解に与しない立場を明確にし（8頁）、逆に、蓄積豊富な中国法はともかく、法整備支援を通じて得られた情報を活かさざるを得ず、連携して地域法研究者

の育成が重要であるとする(21-22頁)。そして、研究と実務の融合型である法整備支援学会の必要性にも言及している。

この部分は文面を越えて次のように行間を読むべきであろう。

第一に、比較法研究と外国法研究だけの問題ではなく、法整備支援では、日本の近代法制史と密接に関係し、法が社会に根付くかという点が意識されるため、法社会学も関係する。国際法や経済法はもちろん、その他の実定法分野も立法支援が典型的な支援対象である以上、関係してくる。全ての法分野に関わる可能性がある以上、法整備支援の登場により、既存の法分野は多かれ少なかれ、その在り方を問い直されるという文脈で理解すべきである。

第二に、どの世界にも主流と非主流があり、後者は色々と苦勞していると同時に、独特の矜持と自負を持っている。アジア法研究や社会主義法研究もそうであろうし、歴史を遡れば民法学に対する民事訴訟法学もそうであろう。法務検察という狭い世界で言えば、国際協力が主流であるはずがない。法整備支援は、たかだか15年前に現れたもので、地域法研究との関係でも新参者(非主流)であるが、だからといって非協力的になるのは狭量であり、むしろ同胞として連携・協力して自らの存在価値を高めていく必要がある。

第三に、逆に法整備支援側は、これら研究者が愛着を有する地域に乗り込んで、それまでの研究に配慮せずに振舞ってよいはずがない。支援対象地域の実情に関する情報は、活動の前提として不可欠だからである。

第四に、法整備支援学会が必要かどうかは別として、研究者と実務家の区別や、大学や法学研究における蝸壺型の傾向、西洋法研究の優先思考など、全ての垣根をなくし(低くし)、連携・協調の必要性を訴えていると理解できよう。それは、法整備支援における法学教育の重要性に関する元長期専門家の見解(155頁)を引用した上で、「法整備支援は、実定

法分野の実務家および研究者と、基礎法分野、比較法分野の研究者との協働を必須のものとして求めている」という点に端的に表れている。冒頭で起爆剤・触媒性と表現した所以である。ただし、法整備支援側が不断の努力を怠れば不発に終わる代物でもある。

4 読者たる次世代の理解のために(批判的補足)

本書では、ODAとして実施される法整備支援について、その理念、目的、戦略、理論的課題という文脈で、いかなる国を対象にするか、いかなる法分野を支援の対象とするかについて、繰り返し言及がなされている(第1章から第4章まで必ず登場する)。具体的に言えば、日本の法整備支援が、市場経済化支援として民商事法中心主義ともいえる状況に対しての問いかけである。前記「3」が法整備支援の外側である既存のものに対する問いかけなら、ここは法整備支援の内側における問いかけである。その際の視点は、専門が憲法であり、ベトナム法であり、地域研究者であることも影響していないとは言えない。その関係で、人権、民主主義、ジェンダー、法の支配の確立、ガバナンス、良い統治、人間の尊厳に関わるものの支援ということが、これまた相当の頻度で登場する。

中でも、法整備支援の先覚者である森嶋が、支援内容が人権、民主化、法の支配に関わると論争的になるとし、これに対するものとして、やはりカンボジア民事訴訟法起草支援で中心的役割を果たした竹下守夫の見解に触れている(176頁以下)。その内容は、市場経済化支援というよりも、「相手国が民主的法治国家、あるいは法の支配の妥当する民主国家となるような支援である」と述べ、「民主的法治国家」体制整備支援であるというものである。著者は、当然のことながら後者に与する。

しかし、この対置の仕方は、法整備支援の経緯や議論を知ろうとする読者に誤解を与える可能性が大であり、この経過を直接見聞してきた評者の見解を述べておく。森嶋は民法、不法行為、環境法を専門

とする民法学者であり、ベトナム民法に関する助言・支援をベトナム司法大臣から依頼されたという偶然から法整備支援に関わり、その後、全くノウハウのない JICA や法務省に働きかけて、その後の軌道を敷いた。その際、ODA で実施し易いように考えた枠組み、あるいは戦略・戦術が市場経済化支援であった。

より具体的に言えば、途上国では、その政治体制がどうであれ、司法制度も国家の政策実現の一翼を担っている面があって、市民の権利実現が十分ではない。例えば、私法上の取引においても権力側が市民より優位に立つ。いわゆる「人権」を正面に掲げて途上国に支援しようとする、途上国自身が警戒する現実もある。そういう状況で、この発想を改めるには、市民社会の基本法といわれる民法を通じて行うのも理に適っている。取引社会に登場する者は、自由・独立・平等であるという民法の大前提があるからであり、自由・独立・平等は憲法の専売特許ではないからである。民商事法の支援により、無用な軋轢を避けると同時に、その根底には民主主義の基本が浸透していくことになる。したがって、市場経済移行支援としての民商事法支援は、人権・民主化・法の支配という概念と二律背反ではなく、その実現に繋がる一手段として捉えられるべきであって、理念・戦略・目的という観点で見ると両立するのである。

逆に竹下は、先の「民主的法治国家」に共産党一党支配のベトナムが入るか明言していないが、消極的であろう。そうすると、第1章(50頁以下)で古田元夫が否定する第一の選択肢(支援対象外)に近く、この点をどうするかという問題が浮上する。

なお、森脇が論争的になるのは、括弧付きの「人権」や「民主化」であり、同様に「法の支配」(Rule of Law)は、英米法(特にアメリカ)の概念、つまり強く信頼できる司法が存在し、それが優越することを当然の前提として語られている現実があつて(まさに定冠詞 the 付き)、そういう前提がない途上

国の現実を無視したものであると語るときである。著者も、第1章(103頁)で、森脇の法整備支援理論の一つの特徴は、支援対象国の社会に「受容される」法整備支援である点であると指摘しているが、それと同様と考えられるのである。

さらに、著者の立場は、法整備支援は民商事法支援に限られる必要はなく、より広く捉えられるべきであつて、対象地域もマダガスカルにおける消防法支援の経験に基づき、アジアに限るべきではないと主張する。それは、一般論としては理解できるが、やはり相手国の要望の有無と内容、ODAの方針と実情、日本側人材、日本への裨益の大小などの諸要因が複雑に絡み合った中で優先順位が決められる現実がある。政府の法制度整備支援に関する基本方針は、重点7か国を謳っているが、これは現状追認の側面があり、要請があればほとんどカバーできるほど広いので、要は日本側資源により決まる状況が続くと思われる。ここでの著者のスタンスは、法整備支援の触媒性を多くの分野で発揮させたいという著者の意識の表れと見たい。

5 期待すること(結びに代えて)

まず、評者としては言及して欲しかった点の一つだけある。それは日本の法整備支援の手法として、現地に派遣される長期専門家は若手の実務法律家であり、日本国内には名称は様々であるが部会が存在し、そのメンバーは経験豊富な実定法学者であり、JICAの実務法律家もプロジェクト運営として関わっている点についてである。どのような手法・システムであれ、最終的には関与する人物の能力次第で左右されるのはもちろんであるが、この手法に関する考察も欲しかったところである。そして、この手法を前提とするとして、若手研究者はどのように関与できるのか、地域研究者はどのように関与すべきなのかについて考察や示唆があれば、次世代にとっての心構えにもなると思われる。

次に、「4」で述べた森脇の「支援対象国の社会に

受容される法整備支援」という点に関連するが、本書には、著者が強い関心を持つベトナムの「郷約」（全編を通して登場する）、そして法整備支援で語られるフォーマル・ルールとインフォーマル・ルールの乖離、地域法研究におけるアジア的なものの主張など、それぞれの場面で言及されているが、それぞれのアプローチを見ると、皆の意識は非常に似通っていると感じる。そうすると日本の法分野の研究者や実務家は、研究としてであれ法整備支援を通してであれ、大枠というか根底では、ベクトルは同じ方向にあると感じられる。著者が、ベトナム憲法史研究者という立場と法整備支援関係者としての立場を有すればこそ、そして各分野の障壁をなくして法整備支援学会構想に言及すればこそ、その見解・考察を望みたい。

最後に、「あとがき」は、何やら第二世代に引き継ぎ、著者本来の研究に専念する雰囲気醸し出しているが、法整備支援の起爆剤・触媒性を身をもって体験しているのであるから、縁が切れるはずがない。

以 上

ICD NEWS - LAW FOR DEVELOPMENT -

(46号～49号)掲載記事索引

(筆者の肩書は掲載時のものによる)

				号 頁	
＜ベトナム＞					
国際研修	第35回ベトナム法整備支援研修	国際協力部教官 松原 禎夫	46号	173	
国際研修	第36回ベトナム法整備支援研修	国際協力部教官 松原 禎夫	47号	174	
国際研修	第37回ベトナム法整備支援研修(テーマ:民事訴訟法改正)	国際協力部教官 松川 充康	47号	179	
国際研究	ベトナム法制度調査研究報告書	弁護士 小口 光	48号	14	
国際研究	ベトナム刑事司法制度の改正動向	国際協力部教官 松原 禎夫	48号	137	
外国法令紹介	ベトナム行政訴訟法(新法)の概要	JICA長期派遣専門家 多々良 周作	48号	154	
＜カンボジア＞					
国際研修	第8回カンボジア法曹養成支援研修	国際協力部教官 上坂 和央	46号	139	
国際研修	平成22年度カンボジア法整備支援研修	国際協力部教官 上坂 和央	47号	187	
国際研修	第9回カンボジア法曹養成支援研修	国際協力部教官 上坂 和央	48号	5	
国際研究	カンボジアにおける判決調査報告書	弁護士 神木 篤	48号	25	
国際研究	カンボジア民法上の不法行為を論じる際の留意点とその背景～意図的な過失?～	国際協力部教官 松川 充康	48号	142	
外国法令紹介	カンボジア刑法の日本語翻訳について	国際協力部教官 上坂 和央	48号	196	
＜ラオス＞					
国際研修	ラオス法律人材育成強化プロジェクト 第1回本邦研修	国際協力部教官 伊藤 浩之	47号	194	
国際研修	ラオス現地セミナー便りー民事訴訟法教材づくりの行方は?	国際協力部教官 中村 憲一	49号	92	
国際研究	ラオス法律人材育成強化プロジェクトにおける『民法基本問題集』作成支援から	慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘 松邑 翔太, 杉田 彩子	49号	97	
＜中国＞					
国際研修	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト 第5回本邦研修	国際協力部教官 江藤 美紀音	46号	126	
国際研究	中国におけるADR制度の研究	弁護士 住田 尚之	48号	119	
国際研究	「中国の特色ある社会主義的法体系」を考える	国際協力部教官 江藤 美紀音	48号	148	
国際研究	行政訴訟上の和解～日中の比較から見えるもの～	国際協力部教官 江藤 美紀音	49号	109	
＜インドネシア＞					
国際研修	第1回インドネシア裁判官人材育成強化支援研修	国際協力部教官 松川 充康	46号	177	
国際研究	インドネシア各報告書 ・法曹養成制度及び司法改革計画に関する調査研究 ・最高裁判所司法研修所における裁判官候補生・裁判官養成過程に関する検討, および今後の改善充実の方向性について	弁護士 角田 多真紀	48号		80
国際研究	インドネシア司法に関する実情調査報告	国際協力部教官 松川 充康	49号	114	
＜中央アジア＞					
国際研修	第3回中央アジア比較法制研究セミナー	国際協力部教官 朝山 直木	46号	188	
＜ネパール＞					
活動報告	日本・ネパール捜査訴追実務に関する比較研究	国際協力部教官 森永 太郎	49号	125	
＜東ティモール＞					
活動報告	東ティモール現地調査報告	国際協力部教官 松原 禎夫	48号	197	
＜韓国＞					
国際研修	第12回日韓パートナーシップ研修(日本セッション)	国際協力部教官 朝山 直木	46号	135	
国際研究	日韓の法整備支援協調に向けて(日韓法整備支援協力検討ミニシンポ)	国際協力部教官 上坂 和央	48号	130	
KLRI フォーラム	2011年夏の日韓交流	国際協力部長 山下 輝年	49号	20	
外国法令紹介	韓国の新不動産登記法について	国際協力部教官 朝山 直木	49号	167	

〈国際研究～委託調査・研究報告の紹介〉		48号	12
	ベトナム法制度調査研究報告書	弁護士 小口 光	48号 14
	カンボジアにおける判決調査報告書	弁護士 神木 篤	48号 25
	インドネシア各報告書	弁護士 角田多真紀	48号
	・法曹養成制度及び司法改革計画に関する調査研究 ・最高裁判所司法研修所における裁判官候補生・裁判官養成過程に関する検討、および今後の改善充実の方向性について		80
	中国におけるADR制度の研究	弁護士 住田 尚之	48号 119
〈巻頭言〉			
	「法整備支援のリクルート担当」	弁護士・ニューヨーク州弁護士・大阪大学法科大学院客員教授 池田 裕彦	46号 1
	「国際協力部発足10周年に寄せて－10年後を見据えた新たな飛躍へ－」	法務総合研究所長 清水 治	47号 1
	「法整備支援とそのプロセスを通じた内省的視座の獲得－民事訴訟法研究者の視点から－」	同志社大学法学部教授 川嶋 四郎	48号 1
	「法整備支援」への眼差し	慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘	49号 1
〈特集記事〉			
特集 パワーアップサマー2010「サマーシンポ 私たちの法整備支援2010」シンポジウム(2010.9.3開催)		46号	
		国際協力部教官 上坂 和央	46号 4
	参加者感想	名古屋大学大学院法学研究科長・法学部長 教授 鮎京 正訓	46号 17
		名古屋大学大学院法学研究科・特任講師 中村 真咲	46号 19
		名古屋大学学生グループA	46号 23
		名古屋大学学生グループB	46号 25
		慶應義塾大学学生グループ	46号 27
	議事録	研究発表Ⅰ 名古屋大学学生グループA	46号 36
		研究発表Ⅱ 名古屋大学学生グループB	46号 50
		研究発表Ⅲ 慶應義塾大学学生グループ	46号 63
		パネルディスカッション	46号 77
		講評・総括 名古屋大学大学院法学研究科長・法学部長 教授 鮎京 正訓	46号 96
資料		46号 104	
〈特集記事〉			
特集 元法務大臣・法務省特別顧問 三ヶ月章先生 追悼		47号	4
	「三ヶ月章先生とのお別れの会」に寄せて	法務大臣・参議院議員 江田 五月	47号 5
	三ヶ月先生を偲んで	東京大学名誉教授・法務省特別顧問 松尾 浩也	47号 6
	法整備支援との関わりと三ヶ月先生	一橋大学名誉教授・法務省特別顧問 竹下 守夫	47号 9
	三ヶ月先生とアジア法整備支援	財団法人国際民商事法センター理事・弁護士 小杉丈夫	47号 13
	三ヶ月先生を偲んで	法務省元法務専門官 高山 京子	47号 17
	法整備支援の先駆者・三ヶ月章先生と名古屋大学	名古屋大学法学研究科長・法学部長 鮎京 正訓	47号 19
	三ヶ月法務大臣を偲んで	最高検察庁検事 長谷川充弘	47号 23
	三ヶ月博士の想ひ出～私家版エピソードで綴る～	国際協力部長 山下 輝年	47号 27

＜特集記事＞				
特集	第12回法整備支援連絡会	国際協力部教官 江藤 美紀音	47号	38
	特別講演「日本の支援を受けてベトナムが公布した民事訴訟法の直面している問題に関する評価」	ベトナム最高人民裁判所ハノイ控訴審裁判所副所長 ヴー・テー・ドアン	47号	43
	基調講演「法整備支援の評価と今後の課題」	名古屋大学名誉教授 森嶋 昭夫	47号	53
	活動報告	一橋大学大学院教授・日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長 矢吹 公敏	47号	64
		公正取引委員会事務局官房国際課企画官 中里 浩	47号	
		特許庁国際課地域政策室課長補佐 山崎 亨	47号	
		国際協力部教官 松原 禎夫	47号	
		パネルディスカッション「法制度整備支援活動の評価～新しい評価指標の可能性と課題」	パネリスト	47号
		独立行政法人国際協力機構(JICA)公共政策部次長 森 千也	47号	
		名古屋大学法学研究科教授・名古屋大学法政国際協力研究センター長 市橋 克哉	47号	
		慶應義塾大学法科大学院教授 松尾 弘	47号	
		神戸大学大学院国際協力研究科教授 金子 由芳	47号	
	資料		47号	105
＜特集記事＞				
特集	サマーシンポ「私たちの法整備支援2011」	国際協力部教官 上坂 和央	49号	58
＜その他＞				
国際研修	国際協力人材育成研修(第2回)	国際協力部教官 松原 禎夫	46号	148
活動報告	国際会議出席報告	国際協力部教官 森永 太郎	46号	193
活動報告	平成22年度国際協力部インターンシップ	国際協力部教官 森永 太郎	47号	200
寄稿文	「ビジネスロイヤーから見たアジア法と法整備支援」	森・濱田松本法律事務所(ラジャ・タン法律事務所出向中)弁護士 栗田 哲郎	48号	204
日独法律学シンポジウム	法務省における途上国への法整備支援の現状と課題	法務事務次官 西川 克行	49号	4
＜E～MAIL＞ 学食のすゝめ			48号	221
＜国際協力の現場から＞				
	「雑感－法整備支援に関わって－」	JICAガーナ事務所 西畑 絵美	46号	205
	「法整備支援に携わってみませんか」	国際協力事務部門統括国際協力専門官 田中 充	46号	209
	「在中国的の専門家への道(立志・入門編)」	中国長期派遣専門家 白出 博之	47号	207
	「国際協力部について」	大阪法務局民事行政部国籍課係員 江口佐枝子	47号	210
	「国際協力部での勤務を振り返って」	神戸地方検察庁尼崎支部検務専門官 和多田 愛	47号	211
	「法整備支援OJT研修に感謝」	JICA長期派遣専門家 多々良 周作	48号	216
	刺激を受けたカンボジア訪問	国際協力事務部門専門官 守安 裕	48号	218
	初めての「国際協力」	国際協力専門官 石井涼子	49号	193
＜東日本大震災によせて＞				
	～ベトナム「司法大臣の涙」～	JICA長期派遣専門家 西岡 剛	48号	210
	～カンボジア「こころの支援」～	JICA長期派遣専門家 西村 恵三子	48号	212
	～ラオス「Gambare! Nippon」～	JICA長期派遣専門家 伊藤 浩之	48号	214

一 編集後記

ICD NEWS は今回で 50 号。皆様のお手元に届くのは春、桜の便りの聞こえる頃でしょうか。2012 年春は、国際協力部の発足から 11 年、東日本大震災から 1 年。個人的には、国際協力部に転勤してきてから 1 年となります。

思えば、私は昔から「異文化の話」が好きでした。自宅の本棚に並ぶロシア語同時通訳の故米原万里さんの著作をはじめとする本類や、バックパッカーの友人たちの経験談。けれども、その一方で自ら海外へ出ようとするのは余りなく、ただ異なる風土・言語・発想の間に生じるギャップに興味を抱くにとどまっていた。よもや法務局に就職したはずの自分に、本や伝聞の中の世界であった異国とリアルに関わる立場になる日が来ようとは夢にも思っていなかったのです。圧倒的に知識の不足していた私が、何とか最初の 1 年を過ごすことができたのは、多くの方々の御指導・御助力のおかげに他なりません。この場を借りて御礼申し上げます。

本号の“巻頭言”は、神戸大学院国際協力研究科の金子由芳教授の「三月に思う～法整備支援の将来形に寄せて」です。阪神大震災（1995）の被災地である神戸に在住され、スマトラ沖地震（2004）、東日本大震災（2011）の各被災地を実際に訪問された先生ならではの視点で、被災地における法律家のあり方や、それを通して思い描かれた法整備支援の将来形について御執筆いただきました。

続く記事は、プロジェクト開始から 12 年を経て施行に至ったカンボジア民法適用のお知らせ。

そしてカンボジア民法施行の翌日、2011 年 12 月 22 日に御逝去された ICCLC 初代理事長の岡村泰孝先生への“追悼”を掲載しました。御寄稿いただいた追悼文を拝読いたしますと、先生の多大なる業績と共に、多くの方々に慕われた温かい人柄がしのべられます。謹んで故人の御冥福をお祈りいたします。

“国際研修”“活動報告”は、2011 年 10 月～12 月前半に実施された研修等の報告を掲載しましたが、結果として、ほとんどが「人材の育成」を主眼とする研修・研究の記事となりました。「第 10 回カンボジア法曹養成支援研修」「中国国家法官学院に対する研修」「インドネシア裁判官人材育成強化共同研究」はいずれも各国の裁判官の人材育成をテーマとした研修・研究であり、「第 2 回ラオス本邦研修」はラオスの法学教育のための教材作りに関する研修。そして、「国際協力人材育成研修（第 3 回）」は、被支援国に対する研修ではなく、日本の法整備支援に携わる人材を育成することを目的とした研修です。実は、この研修を担当した中村教官自身が、第 1 回の国際協力人材育成研修の参加者でした。

「ネパール比較刑事法現地セミナー」は、2011 年ネパールシリーズ第 3 弾。第 2 弾の捜査訴追実務に関する共同研究のフォローアップ及び現地調査のためにネパールを訪れた森永教官の報告です。

“国際協力の現場から”には、上記「国際協力人材育成研修」の一環として実施されたベトナム現地研修に同行した権瓶統括、「ネパール比較刑事法現地セミナー」に同行した瀬井主任による、それぞれの国の見聞録を掲載しました。各研修・研究の報告と合わせてお読みください。報告とは違った視点から、現地の雰囲気を感じていただけたと思います。

また、山下部長が執筆した、民事研修掲載の記事及びアジア法研究掲載の書評について、いずれも法整備支援に携わる者にとって興味深い内容であることから転載いたしました。

最後になりましたが、お忙しい中御寄稿くださいました皆様には厚く御礼申し上げます。関係者各位におかれましては、今後とも法整備支援活動に更なるご協力を賜りますようお願い申し上げます。

国際協力専門官 佐野 加寿子